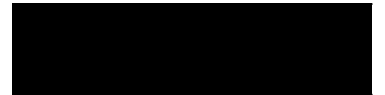


第7 参考資料

- 1 令和元年度地方税法及び県税条例の改正等
- 2 県民の税負担状況
- 3 令和元年度都道府県税決算見込額調べ（出納閉鎖日現在）
- 4 税務行政の所管区域
- 5 局・支庁所在地及び管轄区域
- 6 県税制の変遷
- 7 税務事務の電算化
- 8 県税の税率等の推移



1 令和元年度地方税法及び県税条例の改正等

地方税法の改正

【地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号，平成31年3月29日公布）】

< I : 総括的事項 >

現下の経済情勢等を踏まえ、地方税の税源の偏在性の是正に資するための特別法人事業税の創設にあわせた法人事業税の税率の引下げ、自動車税の種別割の税率の引下げ並びに環境への負荷の少ない自動車を対象とした自動車取得税、自動車税及び軽自動車税の特例措置等の見直し、自動車重量譲与税の拡充並びに都道府県等に対する寄附金に係る個人住民税の寄附金税額控除における指定制度の導入等を行うほか、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこととし、次のとおり地方税法等の一部を改正するものとした。

< II : 地方税法に関する事項 >

1 道府県民税

(1) 都道府県又は市区町村（以下「都道府県等」という。）に対する寄附金に係る寄附金税額控除について、以下の措置を講ずることとした。

ア 特例控除額の控除対象となる寄附金について、以下の基準に適合する都道府県等として総務大臣が指定する都道府県等に対する寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）とすること。

(ア) 寄附金の募集を適正に実施すること。

(イ) 都道府県等が個別の寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達に要する費用の額が、いずれも当該寄附金の額の100分の30に相当する金額以下であること。

(ウ) 都道府県等が提供する返礼品等が当該都道府県等の区域内において生産された物品又は提供される役務その他これらに類するものであること。

イ アの基準は、総務大臣が定めるものとする。

ウ 指定を受けようとする都道府県等は、寄附金の募集の適正な実施に関する事項を記載した申出書に、基準に適合していることを証する書類を添えて、これを総務大臣に提出しなければならないものとする。

エ 指定を取り消され、その取消の日から起算して2年を経過しない都道府県等は、指定を受けることができないものとする。

オ 総務大臣は、指定をした都道府県等に対し、寄附金の募集の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができるものとする。

カ 総務大臣は、指定をした都道府県等がアの基準に適合しなくなったと認めるとき、又はオの報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたときは、指定を取り消すことができるものとする。

キ 総務大臣は、指定をし、又は指定の取消しをしたときは、直ちにその旨を告示しなければならないものとする。

ク 総務大臣はアの基準の設定若しくは改廃又は指定若しくは指定の取消しについては、地方財政審議会の意見を聴かなければならないものとする。

ケ 個人の道府県民税及び市町村民税の寄附金税額控除に係る申告の特例について、適用対象を特例控除対象寄附金とする等の所要の措置を講ずること。

- (2) 個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除について、以下の措置を講ずることとした。

ア その適用を令和15年度分の個人の道府県民税及び市町村民税まで延長すること。

イ 所得割の納税義務者が住宅の取得等で特別特定取得に該当するものをし、かつ、令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間に居住の用に供した場合であって、居住年から10年目に該当する年以後居住年から12年目に該当する年までの各年分の所得税に係る住宅借入金等特別税額控除の適用がある場合には、個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除の控除限度額の合計額は、所得税の課税総所得金額等の合計額の100分の7に相当する金額（当該金額が136,500円を超える場合には、136,500円）とすること。

ウ 個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除の適用について、納税通知書が送達される時まで提出された申告書に住宅借入金等特別税額控除に関する事項の記載があること等の要件を不要とすること。

- (3) 給与所得者又は公的年金等受給者が単身児童扶養者（児童扶養手当の支給を受けている父又は母のうち、婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていない者又は配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の生死の明らかでない者をいう。以下同じ。）に該当する場合には、給与所得者の扶養親族等申告書又は公的年金等受給者の扶養親族等申告書にその旨を記載することとした。

- (4) 前年において支払を受けた給与で年末調整の適用を受けたものを有する納税義務者が個人の道府県民税及び市町村民税に関する申告書を提出するときは、その記載事項の一部を一定の記載によることができるものとする。

- (5) 東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例について、以下の措置を講ずることとした。

ア その有する家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなった者が、当該居住の用に供することができなくなった家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等の譲渡をした場合には、特例の適用を受けることができるものとする。

イ その有していた家屋でその居住の用に供していたものが警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在し、当該警戒区域設定指示等が行われたことによりその居住の用に供することができなくなった者の相続人（当該家屋に居住していた者に限る。）が、当該居住の用に供することができなくなった家屋又は当該家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地等の譲渡をした場合には、当該相続人は、当該家屋を被相続人がその取得をした日から所有していたものとみなして、特例の適用を受けることができるものとする。

- (6) 口座管理機関及び振替機関は、証券口座に係る顧客の情報を個人番号又は法人番号により検索することができる状態で管理しなければならないものとする。

- (7) 子どもの貧困に対応するため、以下の措置を講ずることとした。
- ア 令和3年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について、単身児童扶養者（当該単身児童扶養者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）を非課税措置の対象に加えること。
 - イ 個人の道府県民税及び市町村民税に関する申告書を提出する者が単身児童扶養者に該当する場合には、これらの申告書にその旨を記載すること。
 - ウ アの改正に伴い、市町村が情報提供ネットワークシステムを使用して、児童扶養手当関係情報の提供を求めることができるものとする。
- (8) 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の規定により、農業協同組合連合会のうち、引き続きその名称中に農業協同組合中央会という文字を用いるものについて収益事業課税とすることとした。
- (9) 令和2年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会の円滑な準備又は運営に関する業務を行う外国法人に対して、当該大会関連の事業以外の事業を行わない場合には、当該外国法人の平成31年4月1日から令和2年12月31日までの間に開始する各事業年度に限り、法人の道府県民税及び市町村民税について、非課税とする等所要の措置を講ずることとした。

2 事業税

- (1) 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の規定により、農業協同組合連合会のうち、引き続きその名称中に農業協同組合中央会という文字を用いるものの事業の所得で収益事業に係るものの以外のものについて、非課税とする等所要の措置を講ずることとした。
- (2) 令和2年に開催される東京オリンピック競技大会又は東京パラリンピック競技大会の円滑な準備又は運営に関する業務を行う外国法人が行う当該大会関連の事業に対して、当該外国法人の平成31年4月1日から令和2年12月31日までの間に開始する各事業年度に限り、非課税とする等所要の措置を講ずることとした。
- (3) 次に掲げる課税標準の特例措置の適用期限を延長することとした。
- ア 北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を令和6年3月31日まで延長すること。
 - イ 預金保険法に規定する承継銀行及び協定銀行に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を令和6年3月31日まで延長すること。
 - ウ 新関西国際空港株式会社及び関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律に規定する指定会社に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を令和6年3月31日まで延長すること。
 - エ 中部国際空港の設置及び管理に関する法律に規定する指定会社に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を令和6年3月31日まで延長すること。
 - オ 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法に規定する特定鉄道事業者に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を令和6年3月31日まで延長すること。
 - カ 東京湾横断道路の建設に関する特別措置法に規定する東京湾横断道路建設事業者に係る資本

割の課税標準の特例措置の適用期限を令和6年3月31日まで延長すること。

キ ガス供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、他のガス供給業を行う法人から託送供給を受けてガスの供給を行う場合の当該供給に係る収入金額のうち、当該託送供給の料金として支払うべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置の適用期限を令和4年3月31日まで延長すること。

ク 株式会社地域経済活性化支援機構に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を令和6年3月31日まで延長すること。

(4) 平成31年4月1日から令和6年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、旧一般電気事業者等が分社化した後の当該分社化に係る電気事業者の間で行う取引のうち、電気の安定供給の確保のため必要な取引に係る収入金額を追加する課税標準の特例措置を講ずることとした。

(5) 法人の事業税の税率について、以下の措置を講ずることとした。

ア 令和元年10月1日以後に開始する各事業年度に係る法人の事業税について、標準税率を次のとおりとすること。

(7) 資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）1億円超の普通法人の所得割の標準税率

- ・ 所得のうち年400万円以下の金額 100分の0.4
- ・ 所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額 100分の0.7
- ・ 所得のうち年800万円を超える金額 100分の1

(イ) 特別法人の所得割の標準税率

- ・ 所得のうち年400万円以下の金額 100分の3.5
- ・ 所得のうち年400万円を超える金額 100分の4.9

(ロ) 資本金1億円以下の普通法人等の所得割の標準税率

- ・ 所得のうち年400万円以下の金額 100分の3.5
- ・ 所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額 100分の5.3
- ・ 所得のうち年800万円を超える金額 100分の7

(ハ) 収入金額課税法人の収入割の標準税率

- ・ 収入金額 100分の1

イ 資本金1億円超の普通法人の所得割について、標準税率に1.7を乗じて得た率を超える税率で課することができないものとする。

ウ 令和元年10月1日以後に開始する各事業年度に係る特定の協同組合等の法人の事業税の所得割について、標準税率を以下のとおりとすること。

- ・ 所得のうち年400万円以下の金額 100分の3.5
- ・ 所得のうち年400万円を超え年10億円以下の金額 100分の4.9
- ・ 所得のうち年10億円を超える金額 100分の5.7

(6) (5)アに伴い、地域再生法の一部を改正する法律の施行の日から令和2年3月31日までの間に地域再生法に規定する認定地方公共団体に対してまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金を支出した場合の事業税の税額控除の特例措置について、控除の上限を当期の事業税額の100分の20とする措置を講ずることとした。

3 不動産取得税

- (1) 福島復興再生特別措置法に規定する帰還環境整備推進法人が帰還環境整備事業計画に記載された事業により整備する一定の特定公共施設等の用に供する土地を取得した場合において、当該取得が令和4年3月31日までに行われたときに限り、当該土地の価格の5分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした。
- (2) 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長することとした。
 - ア 預金保険法に規定する協定銀行が協定の定めにより内閣総理大臣のあっせんを受けて行う破綻金融機関等の事業の譲受け等又は預金保険機構の委託を受けて行う資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を令和3年3月31日まで延長すること。
 - イ 保険業法に規定する協定銀行が協定の定めにより保険契約者保護機構の委託を受けて行う破綻保険会社等の資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を令和3年3月31日まで延長すること。
 - ウ 農業経営基盤強化促進法の規定による公告があった農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和3年3月31日まで延長すること。
 - エ 特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和3年3月31日まで延長すること。
 - オ 信託会社等が投資信託の引受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和3年3月31日まで延長すること。
 - カ 投資法人が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和3年3月31日まで延長すること。
 - キ 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定計画に基づき取得する認定事業の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和3年3月31日まで延長すること。
 - ク 公益社団法人又は公益財団法人が取得する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和3年3月31日まで延長すること。
 - ケ 農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和3年3月31日まで延長すること。
 - コ 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和3年3月31日まで延長すること。
 - サ 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金の支給を受けて取得する一定の事業の用に供する施設に係る税額の減額措置の適用期限を令和3年3月31日まで延長すること。
 - シ 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を令和3年3月31日まで延長すること。
 - ス 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の取得後2年以内に、住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅のうち一定のものを個人に対し譲渡し、当該個人がその者の居住の用に供した場

合における、宅地建物取引業者による当該住宅の取得に係る税額の減額措置の適用期限を令和3年3月31日まで延長すること。

セ 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地（当該住宅とともに取得したものに限り。）の取得後2年以内に、当該住宅について住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅のうち一定のもの敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅をその者の居住の用に供した場合における、宅地建物取引業者による当該土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を令和3年3月31日まで延長すること。

ソ 土地改良法の規定に基づき土地を取得することが適当と認める者が東日本大震災の津波被災区域を含む換地計画に基づき取得する一定の換地に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和3年3月31日まで延長すること。

- (3) 不動産特定共同事業法に規定する特例事業者等が一定の不動産特定共同事業契約により取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置について、小規模不動産特定共同事業者等が取得する一定の不動産を除外した上、その適用期限を令和3年3月31日まで延長することとした。
- (4) 農地中間管理機構が農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる規定の施行の際現に存する農地利用集積円滑化団体から取得する農用地等に係る非課税措置を講ずることとした。

4 自動車取得税

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が取得する道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスに係る非課税措置の適用期限を令和元年9月30日まで延長することとした。
- (2) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車ですべて新規登録等を受けるものの取得に係る非課税措置の適用期限を令和元年9月30日まで延長することとした。
- (3) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ないガソリン自動車（車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックであって、次のいずれにも該当するものに限り。）ですべて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の20を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を令和元年9月30日まで延長することとした。

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同法の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して定めるエネルギー消費効率（以下「基準エネルギー消費効率」という。）であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成

27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

(4) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車(車両総重量が2.5トンを超えるバス又はトラックに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の25を乗じて得た率とする特例措置について、その適用期限を令和元年9月30日まで延長することとした。

(5) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ないガソリン自動車(車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックであって、次のいずれにも該当するものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の40を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を令和元年9月30日まで延長することとした。

ア 次のいずれかに該当すること。

(7) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

(6) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の50を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を令和元年9月30日まで延長することとした。

ア 次に掲げるガソリン自動車

(7) 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

a 次のいずれかに該当すること。

(a) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(b) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

b エネルギー消費効率が令和2年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(以下「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

(イ) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

a 次のいずれかに該当すること。

(a) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(b) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

- (ウ) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - a 次のいずれかに該当すること。
 - (a) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。
 - (b) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- イ 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車
 - (ア) 次のいずれかに該当すること。
 - a 平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - b 平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - (イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。
- ウ 次に掲げる軽油自動車
 - (ア) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - a 次のいずれかに該当すること。
 - (a) 平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成30年輕油軽中量車基準」という。）に適合すること。
 - (b) 平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成21年輕油軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
 - b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
 - (イ) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - a 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。
 - b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
 - (ウ) 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - a 次のいずれかに該当すること。
 - (a) 平成28年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え7.5トン以下のものにあつては、平成30年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以

下「平成28年輕油重量車基準」という。)に適合すること。

(b) 平成21年10月1日(車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準(以下「平成21年輕油重量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

(7) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ないガソリン自動車(車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックであつて、次のいずれにも該当するものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の60を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を令和元年9月30日まで延長することとした。

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(8) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車ですべて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の75を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を令和元年9月30日まで延長することとした。

ア ガソリン自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

- (9) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車（乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の80を乗じて得た率とする特例措置について、その適用期限を令和元年9月30日まで延長すること。
- (10) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車（以下「環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の環境対応車の取得に係る課税標準の特例措置について、その適用期限を令和元年9月30日まで延長すること。
- (11) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車のうち、一定のノンステップバスで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置について、対象に一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車を加えた上、その適用期限を令和元年9月30日まで延長すること。
- (12) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車のうち、一定のリフト付きバスで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置について、対象に一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車を加えた上、その適用期限を令和元年9月30日まで延長すること。
- (13) 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和元年9月30日まで延長すること。
- (14) 一定の乗用車若しくはバス（以下「バス等」という。）又はトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。）のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和元年9月30日まで延長すること。
- (15) 被災自動車又は対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車を取得した場合の当該取得された自動車に係る非課税措置の適用期限を令和元年9月30日まで延長すること。

5 自動車税

- (1) 道府県は、納税者が電子情報処理組織を使用して登録の申請を行う場合において、電子情報処理組織を使用して、又は地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して申告書又は報告書の提出を行うときは、当該道府県の条例で定めるところにより、当該納税者が当該登録の申請をした際に、一定の方法により徴収することができることとした。
- (2) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重課する自動車税の特例措置について、次のとおり延長することとした。

ア 環境負荷の少ない自動車

平成29年度及び平成30年度に新車新規登録を受けた自動車について、当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずること。

- (ア) 電気自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数

値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成30年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの及び軽油自動車である乗用車のうち平成30年輕油軽中量車基準に適合するもの又は平成21年輕油軽中量車基準に適合するものについて、税率の概ね100分の75を軽減すること。

- (イ) エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成30年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの（ア）の適用を受ける自動車を除く。）について、税率の概ね100分の50を軽減すること。

イ 環境負荷の大きい自動車

次に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いるハイブリッド自動車並びに一般乗合用のバス及び被けん引自動車を除く。）について、令和元年度に税率の概ね100分の15（バス及びトラックについては概ね100分の10）を重課する特例措置を講ずること。

- (ア) ガソリン自動車又は石油ガス自動車で平成18年3月31日までに新車新規登録を受けたもの
(イ) 軽油自動車その他の（ア）に掲げる自動車以外の自動車で平成20年3月31日までに新車新規登録を受けたもの

- (3) 被災自動車又は対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと道府県知事が認める自動車を平成31年3月31日から令和元年9月30日までの期間に取得した場合の当該取得された自動車について、令和元年度分の自動車税を非課税とする措置を講ずることとした。
(4) 次に掲げる環境への負荷の低減に著しく資する自動車に対しては、環境性能割を非課税とすることとした。

ア 電気自動車

イ 次に掲げる天然ガス自動車

- (ア) 車両総重量が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合するもの
(イ) 平成21年10月1日（車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の天然ガス自動車にあっては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた平成21年天然ガス車基準（以下「平成21年天然ガス車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えない天然ガス自動車

ウ プラグインハイブリッド自動車

エ 次に掲げるガソリン自動車（プラグインハイブリッド自動車を除く。）

- (ア) 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
a 次のいずれかに該当すること。
(a) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
(b) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
b エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

- (イ) 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
 - a 次のいずれかに該当すること。
 - (a) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - (b) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - b エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。
 - (ウ) 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - a 次のいずれかに該当すること。
 - (a) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - (b) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。
 - (エ) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - a 次のいずれかに該当すること。
 - (a) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - (b) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
 - (オ) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - a 次のいずれかに該当すること。
 - (a) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。
 - (b) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。
- オ 次に掲げる石油ガス自動車（プラグインハイブリッド自動車を除く。）
- (7) 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
 - a 次のいずれかに該当すること。
 - (a) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - (b) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石

- 油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- b エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- (イ) 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
- a 次のいずれかに該当すること。
- (a) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- (b) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- b エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。
- カ 次に掲げる軽油自動車（プラグインハイブリッド自動車を除く。）
- (ア) 乗用車のうち、平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合するもの
- (イ) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- a 次のいずれかに該当すること。
- (a) 平成30年輕油軽中量車基準に適合すること。
- (b) 平成21年輕油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
- b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- (ウ) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- a 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。
- b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。
- (エ) 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- a 次のいずれかに該当すること。
- (a) 平成28年輕油重量車基準に適合すること。
- (b) 平成21年輕油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
- b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- (オ) 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- a 平成21年輕油重量車基準に適合すること。
- b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。
- (5) 環境性能割の税率を次のとおりとすることとした。

ア 次に掲げるガソリン自動車（(4)の適用を受けるものを除く。） 100分の1

- (7) 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
 - a 次のいずれかに該当すること。
 - (a) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - (b) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - b エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- (イ) 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
 - a 次のいずれかに該当すること。
 - (a) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - (b) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - b エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- (ウ) 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - a 次のいずれかに該当すること。
 - (a) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - (b) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。
- (エ) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - a 次のいずれかに該当すること。
 - (a) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - (b) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- (オ) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - a 次のいずれかに該当すること。
 - (a) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。
 - (b) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

- b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- イ 次に掲げる石油ガス自動車（(4)の適用を受けるものを除く。） 100分の1
- (7) 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
 - a 次のいずれかに該当すること。
 - (a) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - (b) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - b エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
 - (4) 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
 - a 次のいずれかに該当すること。
 - (a) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - (b) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - b エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- ウ 次に掲げる軽油自動車（(4)の適用を受けるものを除く。） 100分の1
- (7) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - a 次のいずれかに該当すること。
 - (a) 平成30年輕油軽中量車基準に適合すること。
 - (b) 平成21年輕油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
 - b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
 - (4) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - a 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。
 - b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
 - (7) 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - a 次のいずれかに該当すること。
 - (a) 平成28年輕油重量車基準に適合すること。
 - (b) 平成21年輕油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
 - b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数

- 値以上であること。
- (エ) 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- a 平成21年軽油重量車基準に適合すること。
 - b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- エ 次に掲げるガソリン自動車（(4)及びアの適用を受けるものを除く。） 100分の2
- (ア) 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
- a 次のいずれかに該当すること。
 - (a) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - (b) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- (イ) 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
- a 次のいずれかに該当すること。
 - (a) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - (b) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - b エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- (ウ) 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- a 次のいずれかに該当すること。
 - (a) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - (b) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- (エ) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- a 次のいずれかに該当すること。
 - (a) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - (b) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- (オ) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- a 次のいずれかに該当すること。

- (a) 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。
 - (b) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- オ 次に掲げる石油ガス自動車（(4)及びイの適用を受けるものを除く。） 100分の2
- (ア) 営業用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
 - a 次のいずれかに該当すること。
 - (a) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - (b) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
 - (イ) 自家用の乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
 - a 次のいずれかに該当すること。
 - (a) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - (b) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - b エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- カ 次に掲げる軽油自動車（(4)及びウの適用を受けるものを除く。） 100分の2
- (ア) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - a 次のいずれかに該当すること。
 - (a) 平成30年輕油軽中量車基準に適合すること。
 - (b) 平成21年輕油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
 - b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。
 - (イ) 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - a 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。
 - b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
 - (ウ) 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - a 次のいずれかに該当すること。
 - (a) 平成28年輕油重量車基準に適合すること。
 - (b) 平成21年輕油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平

成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。

(エ) 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

a 平成21年軽油重量車基準に適合すること。

b エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

キ (4)及びアからカまでの適用を受ける自動車以外の自動車 100分の3

(6) 道府県は、環境性能割額に相当する額の100分の47に相当する額を、当該道府県内の市町村に対し、当該市町村が管理する市町村道の延長及び面積に按分して交付することとした。

(7) 自家用の乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。）に対して課する種別割の標準税率を次のとおりとすることとした。

ア 総排気量が1リットル以下のもの 年額25,000円

イ 総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの 年額30,500円

ウ 総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下のもの 年額36,000円

エ 総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの 年額43,500円

オ 総排気量が2.5リットルを超え、3リットル以下のもの 年額50,000円

カ 総排気量が3リットルを超え、3.5リットル以下のもの 年額57,000円

キ 総排気量が3.5リットルを超え、4リットル以下のもの 年額65,500円

ク 総排気量が4リットルを超え、4.5リットル以下のもの 年額75,500円

ケ 総排気量が4.5リットルを超え、6リットル以下のもの 年額87,000円

コ 総排気量が6リットルを超えるもの 年額110,000円

(8) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が取得する道府県の条例で定める路線の運行の用に供する一般乗合用のバスについて、当該一般乗合用のバスの取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、環境性能割を非課税とする措置を講ずることとした。

(9) (5)ア(イ)及び(5)イ(イ)に掲げる自家用の乗用車については、当該自家用の乗用車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（以下「特定期間」という。）に行われたときに限り、環境性能割を非課税とする措置を講ずることとした。

(10) 道府県知事は、当分の間、納付すべき環境性能割の額について、不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことによるものであるときは、当該認定等の申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る自動車の取得者とみなして、環境性能割に関する規定を適用すること等の措置を講ずることとした。

(11) 自家用の乗用車に対する(5)エ(イ)、(5)オ(イ)及び(5)キの適用については、当該自家用の乗用車の取得が特定期間に行われたときに限り、(5)エ(イ)及び(5)オ(イ)の「100分の2」とあるのは「100分の1」と、(5)キの「100分の3」とあるのは「100分の2」とすることとした。

(12) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車又は一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車（以下「路線バス等」という。）のうち、一定のノンステップバスで初回新規登録を受けるものについて、当該路線バス等の取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、通常の取得価額から1,000万円を控除する環境

性能割の課税標準の特例措置を講ずることとした。

(13) 路線バス等のうち、一定のリフト付きバスで初回新規登録を受けるものについて、当該路線バス等の取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、通常の取得価額から650万円（乗車定員が30人未満のものは、200万円）を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとした。

(14) 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初回新規登録を受けるものについて、当該乗用車の取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、通常の取得価額から100万円を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとした。

(15) 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置又は車線逸脱警報装置のいずれか2以上を備えるもので初回新規登録を受けるものについて、当該自動車の取得が令和元年10月31日までに行われたときに限り、通常の取得価額から525万円を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとした。

ア 車両総重量が5トン以下のバス等であって、平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）及び平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

イ 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上若しくは公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）、平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

ウ 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

(16) 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもので初回新規登録を受けるものについて、アからウまでに掲げる自動車にあっては当該自動車の取得が令和元年11月1日から令和3年3月31日までに行われたときに限り、エに掲げる自動車にあっては当該自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年3月31日までに行われたときに限り、通常の取得価額から350万円を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとした。

ア 車両総重量が5トン以下のバス等であって、平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

イ 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、平成28年2月1日以降に適用され

るべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準，平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

ウ 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであって，平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準，平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

エ 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって，平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準，平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(17) 次に掲げる自動車のうち，車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもので初回新規登録を受けるものについて，当該自動車の取得が令和元年10月31日までに行われたときに限り，通常の取得価額から350万円を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとした。

ア 車両総重量が5トン以下のバス等であって，平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの

イ 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって，平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

ウ 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックであって，平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

(18) バス等又は車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック若しくは車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであって，平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するもののうち，車線逸脱警報装置を備えるもので初回新規登録を受けるものについて，当該自動車の取得が令和2年10月31日（バス等及び車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックにあつては，令和元年10月31日）までに行われたときに限り，通常の取得価額から175万円を控除する環境性能割の課税標準の特例措置を講ずることとした。

(19) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車は税率を軽減し，初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重課する種別割の特例措置について，次のとおり延長することとした。

ア 環境負荷の少ない自動車

平成30年度，令和元年度及び令和2年度に初回新規登録を受けた自動車について，当該登録

の翌年度に次の特例措置を講ずること。

(ア) 電気自動車，一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車，プラグインハイブリッド自動車，ガソリン自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであってエネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもの，石油ガス自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであってエネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもの及び軽油自動車のうち平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合する乗用車について，税率の概ね100分の75を軽減すること。

(イ) ガソリン自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであってエネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のもの及び石油ガス自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであってエネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上のものについて，税率の概ね100分の50を軽減すること。

イ 環境負荷の大きい自動車

次に掲げる自動車（電気自動車，天然ガス自動車，メタノール自動車，混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いるハイブリッド自動車並びに自家用の乗用車（三輪の小型自動車であるものを除く。以下同じ。），一般乗合用のバス及び被けん引自動車を除く。）に対する次に定める年度以後の年度分について，税率の概ね100分の15（バス及びトラックについては概ね100分の10）を重課する特例措置を講ずること。

(ア) ガソリン自動車又は石油ガス自動車で平成20年3月31日までに初回新規登録を受けたものの初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

(イ) 軽油自動車その他の(ア)に掲げる自動車以外の自動車で平成22年3月31日までに初回新規登録を受けたもの初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

(20) 特定日（令和元年10月1日）の前日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車又は同日までに地方税法の施行地外で運行に相当するものの用に供されたことがある自家用の乗用車であって特定日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する種別割の標準税率を次のとおりとする事とした。

ア 総排気量が1リットル以下のもの 年額29,500円

イ 総排気量が1リットルを超え，1.5リットル以下のもの 年額34,500円

ウ 総排気量が1.5リットルを超え，2リットル以下のもの 年額39,500円

エ 総排気量が2リットルを超え，2.5リットル以下のもの 年額45,000円

オ 総排気量が2.5リットルを超え，3リットル以下のもの 年額51,000円

- カ 総排気量が3リットルを超え，3.5リットル以下のもの 年額58,000円
- キ 総排気量が3.5リットルを超え，4リットル以下のもの 年額66,500円
- ク 総排気量が4リットルを超え，4.5リットル以下のもの 年額76,500円
- ケ 総排気量が4.5リットルを超え，6リットル以下のもの 年額88,000円
- コ 総排気量が6リットルを超えるもの 年額111,000円

(21) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の少ない自動車は税率を軽減し，初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重課する種別割の特例措置について，次のとおり延長することとした。

ア 環境負荷の少ない自動車

次の期間に初回新規登録を受けた自家用の乗用車について，当該登録の翌年度に次の特例措置を講ずること。

(ア) (20)の適用を受ける自家用の乗用車のうち，(19)ア(ア)に掲げるものに対する(20)の適用については，当該自家用の乗用車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の種別割に限り，当該自家用の乗用車が平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の種別割に限り，税率の概ね100分の75を軽減すること。

(イ) (20)の適用を受ける自家用の乗用車のうち，(19)ア(イ)に掲げるものに対する(20)の適用については，当該自家用の乗用車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和元年度分の種別割に限り，当該自家用の乗用車が平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度分の種別割に限り，税率の概ね100分の50を軽減すること。

イ 環境負荷の大きい自動車

(20)の適用を受ける自家用の乗用車（電気自動車，天然ガス自動車，メタノール自動車，混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いるハイブリッド自動車を除く。）のうち，(19)イに掲げるものに対する(19)イ(ア)及び(19)イ(イ)に定める年度以後の年度分の種別割に係る(20)の適用については，税率の概ね100分の15を重課する特例措置を講ずること。

(22) 道府県知事は，納付すべき種別割の額について，不足額が生じた原因が，偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことによるものであるときは，当該認定等の申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る自動車の所有者とみなして，種別割に関する規定を適用すること等の措置を講ずることとした。

(23) 被災自動車等又は対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと道府県知事が認める自動車の取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り，当該取得された自動車に係る環境性能割を非課税とする措置を講ずることとした。

(24) 被災自動車等又は対象区域内用途廃止等自動車等に代わるものと道府県知事が認める自動車を次に掲げる期間に取得した場合の当該取得された自動車について，それぞれ次に定める年度分の種別割を非課税とする措置を講ずることとした。

ア 平成31年4月1日から令和2年3月31日までの期間 令和元年度分及び令和2年度分

イ 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの期間 令和2年度分及び令和3年度分

- (25) 道府県は、環境性能割額に相当する額の100分の43に相当する額を、道府県内の市町村に対し、当該市町村が管理する市町村道の延長及び面積に按分して交付することとした。
- (26) 電気自動車、一定の排出ガス性能を備えた天然ガス自動車、プラグインハイブリッド自動車及び軽油自動車のうち平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合する乗用車のうち、自家用の乗用車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の種別割に限り、当該自家用の乗用車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和5年度分の種別割に限り、税率の概ね100分の75を軽減することとした。

6 狩猟税

- (1) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の課税免除の特例措置について、その適用期限を令和6年3月31日まで延長することとした。
- (2) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の課税免除の特例措置について、その適用期限を令和6年3月31日まで延長することとした。
- (3) 狩猟者登録の申請書を提出する日前1年以内の期間に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等を行った者等が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の税率の特例措置について、その適用期限を令和6年3月31日まで延長することとした。

<Ⅲ：地方税法等の一部を改正する等の法律に関する事項>

- 標準税率を超える税率で事業税を課する都道府県が法人事業税交付金を交付する場合には、納付された法人の事業税の額から当該額に当該都道府県が標準税率を超えて課する部分に相当する額の割合として算定された率を乗じて得た額を控除した額の一部に相当する額を、当該都道府県内の市町村に対し、各市町村の従業者数で按分して交付することとした。

<Ⅳ：地方税法等の一部を改正する法律に関する事項>

- 法人の道府県民税及び市町村民税並びに法人の事業税に係る納税申告書及び添付書類について、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行う方法による提出を義務付けられた資本金1億円超の内国法人等が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、事務所又は事業所所在地の道府県知事又は市町村長の承認を受けたときは、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用しないで納税申告書等を提出することができることとする等所要の措置を講ずることとした。

県税条例の改正等

1 鹿児島県税条例等の一部改正〔平成31年3月29日条例第39号〕

平成31年度税制改正における地方税法の一部改正に伴い、早急に所要の改正を行う必要があったことから、専決処分により改正を行った。

【改正の内容】

(1) 個人住民税

ア ふるさと納税制度の見直し

ふるさと納税の対象となる地方団体を総務大臣が指定する制度が創設されることに伴う規定の整備

※ 寄附金の募集が適正であり、返礼品の返礼割合が3割以下、返礼品が地場産品との基準を満たす地方団体を総務大臣が指定し、指定された団体への寄附に限ってふるさと納税制度の適用対象とするもの。

イ 住宅ローン控除の控除期間の延長

消費税率引上げに伴う需要変動の平準化のため、住宅ローン控除について、令和元年10月から令和2年12月までに居住した場合に限り、控除期間を10年間から13年間に延長

(2) 狩猟税

鳥獣被害対策の推進のため、有害鳥獣の捕獲等を行う一定の者について設けられている課税免除等の措置を、5年間延長（H31.3.31→R6.3.31）

(3) その他所要の規定の整備

【施行期日】平成31年4月1日（(1)アについては令和元年6月1日）

2 鹿児島県税条例等の一部改正〔令和元年7月5日条例第5号〕

地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行った。

【改正内容】

(1) 鹿児島県税条例の一部改正

ア 法人事業税

都市・地方の持続可能な発展のための地方税体系の構築の観点から、特別法人事業税（国税）が創設されることに併せた法人事業税の税率の引下げ

主な税率区分	復元後	改正後 (R1.10.1～)
資本金1億円超の普通法人	3.6%	1.0%
資本金1億円以下の普通法人等	9.6%	7.0%
収入金額課税対象法人	1.3%	1.0%

イ 自動車税（種別割）

① 環境性能割の導入を契機に、自家用乗用車に係るグリーン化特例（軽課）の適用対象を、電気自動車等に限定する。

② 消費税率引上げに配慮し、現行の制度を2年間延長した上で、令和3年4月1日以後に初回新規登録等を受けた自家用乗用車から適用する。

ウ その他所要の規定の整備

(2) 鹿児島県税条例の一部を改正する条例の一部改正

ア 自動車税（種別割）

令和元年10月1日以後に初回新規登録を受けた自家用乗用車から、小型自動車を中心に全ての税率区分において、自動車税の税率を引き下げる。（恒久減税）

イ 自動車税（環境性能割）

消費税率引上げに伴う対応として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車について、環境性能割の税率を1%軽減する。

【施行期日】 令和元年10月1日（(2)については公布の日，(1)イ①については令和3年4月1日）

3 災害被害者に対する県税の減免に関する条例の一部改正〔令和元年7月5日条例第4号〕

地方税法の改正等に伴い，所要の改正を行った。

【改正内容】

- (1) 現行の自動車税が自動車税の種別割に名称変更されることに伴う文言の整理
- (2) その他所要の規定の整備

【施行期日】 令和元年10月1日（(2)については公布の日）

4 鹿児島県税条例の一部改正〔令和元年12月24日条例第23号〕

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の改正等に伴い，所要の改正を行った。

【改正内容】

- (1) 法の題名の改正
（旧）行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律
（新）情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律
- (2) 条ずれへの対応
- (3) その他所要の規定の整備

【施行期日】

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第16号）の施行の日又は条例の公布の日のいずれか遅い日（(3)については公布の日）

5 鹿児島県森林環境税条例の一部改正〔令和元年12月24日条例第24号〕

森林環境税の名称を変更し、県民税の均等割の税率の特例として税を課する期間を5年間延長する等のため、所要の改正を行った。

【改正内容】

- (1) 国の森林環境税と混同を避けるため、税の名称を「みんなの森づくり県民税」に変更し、合わせて条例の題名も改正する。
- (2) 課税期間を5年間延長する。

	税率		現行	改正後
個人	原則	県民税均等割額 (1,000円)+500円	平成17年度から 平成31年度までの 各年度	平成17年度から 令和6年度までの 各年度
	特例 (注)	県民税均等割額 (1,500円)+500円	平成26年度から 平成31年度までの 各年度	平成26年度から 令和5年度までの 各年度
法人	県民税均等割額×5%		平成17年4月1日 から平成32年3月 31日までの間に 開始する各事業 年度等	平成17年4月1日 から令和7年3月 31日までの間に 開始する各事業 年度等

(注) 東日本大震災からの復興に関し、県が実施する防災のための施策に必要な財源を確保するため、平成26年度から令和5年度までの各年度分の個人県民税の均等割の税率は、本則税率1,000円に500円を加算した額とする特例が定められている。

【施行期日】 令和2年4月1日

6 鹿児島県産業廃棄物税条例の一部改正〔令和2年3月13日条例第1号〕

県内の産業廃棄物は、税の導入以降、排出量及び最終処分量は減少し、リサイクル率が上昇するなど税導入による一定の成果が認められることから、引き続き、産業廃棄物の排出の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図るために課税を継続するとともに、更に5年後の令和6年度を目途に、条例の施行状況等について検討を行うこととした。

【改正内容】

- (1) 条例の検討に係る時期を改める。
(改正前：平成31年度を目途 → 改正後：令和6年度を目途)

【施行期日】 公布の日

2 県民の税負担状況

(1) 令和元年度県税の負担状況

局・支庁	区分	職員数 (A)	管内人口 (B)	管内世帯数 (C)	県税収入額 (D)	税外収入額 (E)	(D)+(E) (F)
		人	人	世帯	千円	千円	千円
県計		163	1,599,984	728,981	148,114,101	163,342	148,277,443
鹿児島		53	671,433	308,764	92,154,335	77,343	92,231,678
鹿児島自動車税課		7	(1,599,984)	(728,981)	19,292,343	30,771	19,323,114
南薩		12	126,874	57,528	3,927,587	6,402	3,933,989
北薩		13	195,223	85,858	10,279,272	9,918	10,289,191
姶良・伊佐		17	235,028	105,081	9,560,590	15,832	9,576,423
大隅		18	226,104	102,992	8,389,073	16,185	8,405,258
大隅県税課曾於市駐在		3	—	—	—	—	—
熊毛		7	40,256	19,501	1,262,513	1,911	1,264,424
大島		12	105,066	49,257	3,248,390	4,982	3,253,371
税務課		21	—	—	—	—	—

- (注) 1 職員数は、令和2年3月31日現在、人口及び世帯数は、令和元年10月1日現在の人口による。
2 端数処理のため、計と内訳の合計は必ずしも一致しない。

(2) 県民の税負担の推移

年度	区分	職員数 (A)	県内人口 (B)	県内世帯数 (C)	県税 (D)	国税 (E)	市町村税 (F)	計 (D)+(E)+(F)=(G)
		人	人	世帯	千円	千円	千円	千円
14		261	1,778,968	728,064	126,902,940	276,258,000	172,589,075	575,750,015
15		262	1,774,354	733,930	123,569,439	272,147,000	167,352,211	563,068,650
16		260	1,768,732	738,825	124,444,519	285,154,000	168,659,171	578,257,690
17		260	1,753,144	724,823	128,951,792	290,351,000	174,899,509	594,202,301
18		256	1,743,021	730,086	134,248,535	298,475,000	177,097,690	609,821,225
19		230	1,731,639	732,828	151,023,548	281,791,000	191,094,991	623,909,539
20		230	1,719,832	735,826	143,073,024	259,927,000	191,720,182	594,720,206
21		232	1,711,089	739,182	125,835,563	247,657,000	184,606,847	558,099,410
22		226	1,706,428	729,330	122,772,701	249,775,000	185,767,255	558,314,956
23		227	1,698,659	733,125	118,792,131	250,965,000	188,165,206	557,922,337
24		233	1,689,511	735,299	122,428,678	254,508,000	186,077,846	563,014,524
25		190	1,680,319	737,391	125,392,215	259,142,000	189,170,216	573,704,431
26		186	1,668,273	738,778	127,497,617	281,398,376	191,351,981	600,247,974
27		172	1,679,502	805,329	143,745,616	315,166,559	190,883,498	653,322,175
28		173	1,637,073	725,987	147,272,118	309,856,204	195,336,642	652,464,964
29		173	1,624,801	726,924	149,127,229	314,878,567	198,432,548	662,438,344
30		170	1,612,800	728,126	149,484,436	308,078,568	199,283,002	656,846,006
元		163	1,599,984	728,981	148,114,101	308,351,681	202,049,067	658,514,849

- (注) 1 県内人口及び県内世帯数は各年10月1日現在の推計人口による。
2 県税、国税及び市町村税は、現年分・繰越分の合計で年度内に納められたものである。
国税については、熊本国税局、市町村税については、市町村の決算統計による。
3 県民所得の数値は、93SNAに準拠した推計値である。

職員1人当たり			人口1人当たり			1世帯当たり		
(D)/(A)	(E)/(A)	(F)/(A)	(D)/(B)	(E)/(B)	(F)/(B)	(D)/(C)	(E)/(C)	(F)/(C)
千円	千円	千円	円	円	円	円	円	円
908,675	1,002	909,678	92,572	102	92,674	203,180	224	203,404
1,738,761	1,459	1,740,220	137,250	115	137,365	298,462	250	298,713
2,756,049	4,396	2,760,445	12,058	19	12,077	26,465	42	26,507
327,299	534	327,832	30,957	50	31,007	68,273	111	68,384
790,713	763	791,476	52,654	51	52,705	119,724	116	119,840
562,388	931	563,319	40,679	67	40,746	90,983	151	91,134
466,060	899	466,959	37,103	72	37,174	81,454	157	81,611
—	—	—	—	—	—	—	—	—
180,359	273	180,632	31,362	47	31,410	64,741	98	64,839
270,699	415	271,114	30,918	47	30,965	65,948	101	66,049
—	—	—	—	—	—	—	—	—

県税の1人当たり税額収入 (D)/(A)	県民1人当たりの負担額		1世帯当たりの負担額		県民所得 (H)	県民所得に対する負担状況	
	(D)/(B)	(G)/(B)	(D)/(C)	(G)/(C)		(D)/(H)	(G)/(H)
千円	円	円	円	円	百万円	%	%
486,218	71,335	323,643	174,302	790,796	3,947,113	3.22	14.59
471,639	69,642	317,337	168,367	767,197	3,914,671	3.16	14.38
478,633	70,358	326,933	168,436	782,672	3,909,300	3.18	14.79
495,968	73,555	338,935	177,908	819,790	3,963,568	3.25	14.99
524,408	77,021	349,865	183,880	835,273	3,979,294	3.37	15.32
656,624	87,214	360,300	206,083	851,372	4,071,882	3.71	15.32
622,057	83,190	345,801	194,439	808,235	3,868,898	3.70	15.37
542,395	73,541	326,166	170,236	755,023	3,768,592	3.34	14.81
543,242	71,947	327,183	168,336	765,518	—	—	—
524,469	69,933	328,449	162,035	761,019	—	—	—
525,445	72,464	333,241	166,502	765,695	—	—	—
659,959	74,624	341,426	170,048	778,019	—	—	—
685,471	76,425	359,802	172,579	812,488	—	—	—
856,233	87,688	388,998	182,872	811,249	—	—	—
862,007	91,782	407,704	205,148	911,290	—	—	—
879,320	92,686	407,271	205,300	902,105	—	—	—
879,320	92,686	407,271	205,300	902,105	—	—	—
908,675	92,572	411,576	203,180	903,336	—	—	—

3 令和元年度都道府県税決算見込額

合計

都道府県名	調定額(2019年度)				調定額の前年比				収入額(2019年度)				収入額の前年比				収入歩合(2019年度)				収入歩合(2018年度)			
	現年	滞繰	計	滞繰	現年	滞繰	計	滞繰	現年	滞繰	計	滞繰	現年	滞繰	計	滞繰	現年	滞繰	計	滞繰	現年	滞繰	計	滞繰
	598,129,656	8,481,946	606,611,602	594,770,738	10.14	10.14	10.14	10.14	594,358,320	3,109,641	597,467,961	591,306,563	100.6	83.6	100.3	83.6	100.6	83.6	100.3	83.6	100.5	83.5	100.2	83.5
北海道	598,129,656	8,481,946	606,611,602	594,770,738	10.14	10.14	10.14	10.14	594,358,320	3,109,641	597,467,961	591,306,563	100.6	83.6	100.3	83.6	100.6	83.6	100.3	83.6	100.5	83.5	100.2	83.5
青森県	145,910,958	1,760,602	147,671,560	142,935,477	1,918,659	144,854,136	102.1	91.8	101.9	145,375,255	499,562	145,874,817	142,383,389	547,090	142,930,479	102.1	91.3	102.1	91.3	102.1	91.3	102.1	91.3	
岩手県	129,919,504	1,742,855	131,662,359	134,350,468	1,698,882	136,049,350	96.7	102.6	96.8	129,109,089	908,533	130,017,622	133,425,071	801,755	134,226,826	96.8	113.3	96.9	113.3	96.9	99.4	52.1	98.8	
宮城県	292,334,162	3,202,249	295,536,411	298,933,453	3,663,432	302,596,885	97.8	87.4	97.7	291,001,049	1,033,866	292,034,915	297,717,299	1,315,495	299,032,794	97.7	78.6	97.7	78.6	97.7	99.5	32.3	98.8	
秋田県	91,439,767	1,095,264	92,535,031	92,335,256	1,277,337	93,612,593	99.0	85.7	98.8	91,181,115	277,826	91,458,940	92,053,578	362,319	92,415,897	99.1	76.7	99.0	76.7	99.0	99.7	25.4	98.9	
山形県	110,497,824	1,220,531	111,718,355	111,698,430	1,300,688	112,999,118	98.9	93.8	98.9	110,121,654	312,711	110,434,365	111,386,209	346,183	111,682,392	99.9	90.3	98.9	90.3	98.9	99.7	25.6	98.9	
福島県	234,621,835	4,121,577	238,743,412	239,276,006	3,980,940	243,256,946	98.1	103.6	98.1	233,259,091	1,010,402	234,269,493	237,784,078	1,104,653	238,888,731	98.1	91.5	98.1	91.5	98.1	99.4	24.5	98.1	
茨城県	378,681,172	4,580,848	383,262,020	383,109,643	5,091,662	388,201,305	98.8	90.0	98.7	376,780,236	1,587,690	378,367,926	381,277,866	1,694,432	382,972,298	98.8	93.7	98.8	93.7	98.8	99.5	34.7	98.7	
栃木県	244,708,909	3,173,190	247,882,099	248,880,186	3,696,418	252,576,604	98.3	85.8	98.1	243,618,654	1,029,871	244,648,525	247,724,744	1,128,408	248,853,152	98.3	91.3	98.3	91.3	98.3	99.6	32.5	98.7	
群馬県	245,832,841	3,424,092	249,256,933	248,622,084	3,848,727	252,470,811	98.9	89.0	98.7	244,882,416	869,182	245,751,598	247,615,226	958,156	248,573,382	98.9	90.7	98.9	90.7	98.9	99.6	25.4	98.6	
埼玉県	768,601,811	11,991,545	780,593,356	768,153,312	14,621,294	782,774,607	100.1	82.0	99.7	763,356,070	4,748,018	768,104,088	762,938,492	5,637,959	768,576,451	100.1	84.2	99.9	84.2	99.9	99.3	39.6	98.4	
千葉県	980,185,790	15,610,588	995,796,378	984,852,846	17,308,631	1,002,164,477	103.4	88.9	103.2	974,440,395	5,308,734	979,749,129	979,042,355	5,614,997	984,657,252	99.5	99.4	99.5	99.4	99.4	99.4	34.0	98.4	
東京都	4,227,263,596	33,332,086	4,260,595,682	4,089,660,631	37,492,721	4,127,153,352	103.4	88.9	103.2	4,206,618,550	15,580,710	4,222,199,260	4,071,915,012	16,378,248	4,088,293,260	103.3	95.1	103.3	95.1	103.3	99.5	46.7	99.1	
神奈川県	1,118,418,492	13,511,792	1,131,930,285	1,152,342,757	16,217,418	1,168,560,176	97.1	83.3	96.9	1,111,723,523	5,830,770	1,117,554,294	1,145,658,938	7,157,259	1,152,816,197	97.0	81.5	96.9	81.5	96.9	99.4	43.2	98.7	
新潟県	253,231,839	2,197,102	255,428,941	260,672,468	2,500,225	263,172,693	97.1	87.9	97.1	252,645,646	632,110	253,277,756	260,023,988	699,976	260,723,964	97.2	90.3	97.1	90.3	97.1	99.8	28.8	99.2	
富山県	142,557,524	2,179,934	144,737,458	140,817,913	2,472,453	143,290,365	101.2	88.2	101.0	141,648,318	801,016	142,449,334	140,003,266	930,548	140,933,813	101.2	86.1	101.1	86.1	101.1	99.4	36.7	98.4	
石川県	154,651,509	2,246,490	156,897,999	155,007,831	2,397,661	157,405,492	99.8	93.7	99.7	153,930,695	723,745	154,654,440	154,210,979	811,877	155,022,856	99.8	89.1	99.8	89.1	99.8	99.5	32.2	98.6	
福井県	119,516,223	1,263,689	120,779,912	117,971,060	1,496,907	119,467,967	101.3	84.4	101.1	119,167,043	396,594	119,563,637	117,644,656	452,209	118,096,865	101.3	87.7	101.2	87.7	101.2	99.7	31.4	99.0	
山梨県	93,552,130	1,137,702	94,689,832	96,928,298	1,373,243	98,301,541	96.5	82.8	96.3	93,178,362	408,707	93,587,069	96,585,814	445,068	97,030,882	96.5	91.8	96.5	91.8	96.5	99.6	35.9	98.8	
長野県	234,473,253	2,242,352	236,715,605	235,100,016	2,598,966	237,698,982	99.7	86.3	99.6	233,578,278	799,467	234,377,745	234,299,366	922,316	235,221,682	99.7	86.7	99.6	86.7	99.6	99.6	35.7	99.0	
岐阜県	243,479,340	4,305,351	247,784,691	245,370,091	4,523,058	249,893,149	99.2	95.2	99.2	242,076,289	1,687,558	243,763,847	243,640,609	1,623,730	245,264,339	99.4	103.9	99.4	103.9	99.4	99.4	39.2	98.4	
静岡県	473,077,833	5,602,319	478,680,152	483,488,431	6,742,478	490,230,679	97.8	83.1	97.6	471,188,570	1,795,701	472,984,271	481,601,661	2,248,168	483,849,829	97.8	79.9	97.8	79.9	97.8	99.6	32.1	98.8	
愛知県	1,200,886,562	13,091,222	1,213,977,784	1,226,518,343	14,818,677	1,241,337,020	97.9	88.3	97.8	1,195,735,181	4,820,125	1,200,555,306	1,222,023,182	5,485,278	1,227,518,460	97.8	87.9	97.8	87.9	97.8	99.6	36.8	98.9	
三重県	254,502,987	3,028,830	257,531,817	265,872,388	3,300,334	269,172,722	95.7	91.8	95.7	253,124,852	1,145,360	254,270,212	264,635,313	1,297,198	265,932,511	95.7	88.3	95.6	88.3	95.6	99.5	37.8	98.7	
滋賀県	172,416,329	3,003,390	175,419,719	170,170,758	3,196,187	173,366,945	101.3	94.0	101.2	171,063,478	1,138,841	172,202,319	168,859,543	1,178,678	170,038,221	101.3	96.6	101.3	96.6	101.3	99.2	37.9	98.2	
京都府	275,858,427	3,058,738	278,917,165	267,003,706	3,308,431	270,312,137	103.3	92.5	103.2	274,091,515	1,613,302	275,704,817	265,818,923	1,661,898	267,480,821	103.1	97.1	103.1	97.1	103.1	99.4	52.7	98.8	
大阪府	1,458,292,249	14,183,483	1,472,475,732	1,454,664,545	17,393,370	1,472,057,915	100.2	81.5	100.0	1,454,886,308	5,187,336	1,459,873,644	1,450,646,798	6,306,033	1,456,928,831	100.0	99.8	100.0	99.8	100.0	99.8	36.6	99.1	
兵庫県	710,838,795	9,427,062	720,266,557	710,290,944	10,526,285	720,816,503	100.6	88.7	99.9	707,544,586	3,044,212	710,588,805	707,319,321	3,325,579	710,644,900	100.0	91.5	100.0	91.5	100.0	99.5	27.8	98.2	
奈良県	120,705,242	2,293,766	122,998,248	119,978,616	2,536,285	122,514,901	100.1	90.4	100.4	120,124,207	637,613	120,761,820	119,328,292	701,598	120,029,890	100.7	90.9	100.6	90.9	100.6	99.5	32.3	98.2	
和歌山県	94,525,889	1,368,675	95,894,564	93,637,233	1,504,596	95,141,829	100.9	91.0	100.8	94,159,970	316,979	94,476,949	93,321,547	355,672	93,677,219	100.9	89.1	100.9	89.1	100.9	99.6	23.2	98.5	
鳥取県	54,457,354	504,936	54,962,290	53,285,308	585,907	53,871,215	102.2	86.2	102.0	54,283,433	171,096	54,454,529	53,125,113	202,843	53,327,956	102.2	84.3	102.1	84.3	102.1	99.7	33.9	99.1	
島根県	69,882,581	449,017	70,331,598	68,391,350	478,683	68,870,033	102.2	93.8	102.1	69,645,285	154,563	69,799,848	68,212,659	168,469	68,381,128	102.1	91.7	102.1	91.7	102.1	99.7	34.4	99.2	
岡山県	232,984,960	2,508,472	235,493,432	234,304,365	3,203,529	237,507,894	99.4	78.3	99.2	231,979,466	1,086,942	233,066,408	233,187,076	1,232,396	234,419,472	99.5	88.2	99.4	88.2	99.4	99.6	43.3	99.5	
広島県	325,995,534	4,652,625	330,648,159	332,974,955	5,291,836	338,266,791	97.9	87.9	97.7	324,025,723	1,768,839	325,794,562	331,007,343	1,948,164	332,955,507	97.9	90.8	97.8	90.8	97.8	99.4	38.0	98.5	
山口県	180,462,488	1,870,266	182,332,754	179,036,620	2,095,017	181,131,637	100.8	89.3	100.7	179,646,504	793,525	180,440,029	178,185,428	895,547	179,080,975	100.8	88.6	100.8	88.6	100.8	99.5	42.4	99.0	
徳島県	76,581,883	847,749	77,429,632	78,002,547	996,727	78,999,274	98.2	85.1	98.0	76,420,392	285,764	76,706,156	77,755,546	357,359	78,112,905	98.3	80.0	98.2	80.0	98.2	99.8	33.7	99.1	
香川県	124,086,702	1,343,686	125,430,388	124,260,413	1,479,870	125,740,283	99.9	90.8	99.8	123,719,440	407,090	124,126,530	123,781,301	475,153	124,256,454	100.0	85.7	99.9	85.7	99.9	99.7	30.3	99.0	
愛媛県	151,790,246	1,101,048	152,891,294	148,378,466	1,400,622	149,779,088	102.3	78.6	102.1	151,323,917	444,255	151,768,172	147,920,880	531,606	148,452,486	102.3	83.6	102.2	83.6	102.2	99.7	40.3	99.3	
高知県	64,897,107	619,037	65,516,147	64,244,346	714,086	65,958,433	99.5	86.7	99.3	64,654,871	271,440	64,926,017	64,961,162	321,234	65,282,396	99.5								

(単位…額：千円、前年比・収入歩合：%)

都道府県民税個人分

都道府県名	調査年度(2019年度)				調査年度(2018年度)				収入額(2019年度)				収入額(2018年度)				収入額の前年比				収入歩合(2019年度)				収入歩合(2018年度)																				
	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計									
北海道	140,964,959	5,468,127	146,433,086	143,206,999	6,594,126	149,801,125	98.4	82.9	97.8	139,313,369	1,819,761	141,133,130	141,475,477	2,322,368	143,797,845	98.5	78.4	98.1	98.8	33.3	96.4	98.8	33.3	96.4	98.8	33.3	96.4	98.8	33.3	96.4	98.8	33.3	96.4	98.8	33.3	96.4									
青森県	34,585,230	1,554,685	36,139,915	34,384,423	1,721,759	36,106,182	100.6	90.3	100.1	34,189,911	382,604	34,572,515	33,970,884	434,234	34,405,118	100.6	88.1	100.5	98.9	24.6	95.7	98.8	24.6	95.7	98.8	24.6	95.7	98.8	24.6	95.7	98.8	24.6	95.7	98.8	24.6	95.7	98.8	24.6	95.7						
岩手県	37,125,873	1,088,866	38,214,739	36,772,796	1,157,654	37,930,450	101.0	94.1	100.7	36,743,031	369,817	37,112,848	36,412,845	378,844	36,791,689	100.9	97.6	100.9	99.0	34.0	97.1	99.0	34.0	97.1	99.0	34.0	97.1	99.0	34.0	97.1	99.0	34.0	97.1	99.0	34.0	97.1	99.0	34.0	97.1						
宮城県	62,182,223	2,661,968	64,844,191	64,612,334	3,121,628	67,733,962	96.2	85.3	95.7	61,365,833	857,618	62,223,451	63,685,738	1,134,786	64,820,524	96.4	75.6	96.0	98.7	32.2	96.0	98.6	32.2	96.0	98.6	32.2	96.0	98.6	32.2	96.0	98.6	32.2	96.0	98.6	32.2	96.0	98.6	32.2	96.0						
秋田県	26,284,924	913,398	27,198,372	26,334,070	1,035,068	27,369,138	99.8	88.2	99.4	26,055,384	249,679	26,305,063	26,092,658	291,973	26,384,630	99.9	85.5	99.7	99.1	27.3	96.7	99.1	27.3	96.7	99.1	27.3	96.7	99.1	27.3	96.7	99.1	27.3	96.7	99.1	27.3	96.7	99.1	27.3	96.7						
山形県	32,939,029	1,060,171	33,999,200	32,551,783	1,138,321	33,730,104	101.1	93.1	100.8	32,658,428	264,509	32,925,932	32,296,642	307,008	32,603,650	101.1	86.2	101.0	99.1	24.9	96.8	99.1	24.9	96.8	99.1	24.9	96.8	99.1	24.9	96.8	99.1	24.9	96.8	99.1	24.9	96.8	99.1	24.9	96.8						
福島県	62,857,993	2,722,288	65,580,281	62,565,253	2,856,588	65,422,111	100.5	95.3	100.2	62,081,426	704,396	62,785,824	61,775,903	796,002	62,571,905	100.5	88.5	100.3	98.8	25.9	95.7	98.7	25.9	95.7	98.7	25.9	95.7	98.7	25.9	95.7	98.7	25.9	95.7	98.7	25.9	95.7	98.7	25.9	95.7	98.7	25.9	95.7			
茨城県	112,071,309	3,498,271	115,569,580	110,850,674	3,932,338	114,783,012	101.1	89.0	100.7	110,728,777	1,242,999	111,971,776	109,469,720	1,354,856	110,824,576	101.2	91.7	101.0	98.8	35.5	96.9	98.8	35.5	96.9	98.8	35.5	96.9	98.8	35.5	96.9	98.8	35.5	96.9	98.8	35.5	96.9	98.8	35.5	96.9	98.8	35.5	96.9			
栃木県	75,320,761	2,907,246	78,228,007	74,169,289	3,410,225	77,579,514	101.6	85.3	100.8	74,352,809	931,062	75,283,871	73,176,191	1,063,392	74,239,583	101.6	87.6	101.4	98.7	32.0	96.2	98.7	32.0	96.2	98.7	32.0	96.2	98.7	32.0	96.2	98.7	32.0	96.2	98.7	32.0	96.2	98.7	32.0	96.2	98.7	32.0	96.2			
群馬県	72,192,448	2,844,528	75,036,976	71,404,529	3,298,887	74,703,416	101.1	86.2	100.4	71,361,708	769,838	72,131,546	70,620,105	876,497	71,496,602	101.1	87.8	100.9	98.8	27.1	96.1	98.9	27.1	96.1	98.9	27.1	96.1	98.9	27.1	96.1	98.9	27.1	96.1	98.9	27.1	96.1	98.9	27.1	96.1	98.9	27.1	96.1			
埼玉県	291,129,952	10,607,363	301,737,315	290,186,073	13,130,409	303,316,482	100.3	80.8	99.5	287,051,769	4,068,100	291,119,866	286,087,700	4,932,639	291,020,339	100.3	82.5	100.0	98.6	38.4	96.5	98.6	38.4	96.5	98.6	38.4	96.5	98.6	38.4	96.5	98.6	38.4	96.5	98.6	38.4	96.5	98.6	38.4	96.5	98.6	38.4	96.5			
千葉県	264,885,477	12,798,431	277,683,908	264,208,604	14,675,981	278,884,585	100.3	87.2	99.6	261,044,370	3,957,283	265,001,653	260,318,155	4,554,024	264,872,179	100.3	86.9	100.0	98.5	30.9	95.4	98.5	30.9	95.4	98.5	30.9	95.4	98.5	30.9	95.4	98.5	30.9	95.4	98.5	30.9	95.4	98.5	30.9	95.4	98.5	30.9	95.4			
東京都	960,907,405	24,598,170	985,505,575	929,921,077	27,403,289	957,324,366	103.3	89.8	102.9	946,857,896	11,994,813	958,852,709	917,072,084	12,713,541	929,785,625	103.2	94.3	103.1	98.5	48.8	97.3	98.6	48.8	97.3	98.6	48.8	97.3	98.6	48.8	97.3	98.6	48.8	97.3	98.6	48.8	97.3	98.6	48.8	97.3	98.6	48.8	97.3	98.6		
神奈川県	335,239,554	9,367,155	344,606,709	349,436,876	12,034,582	361,471,458	95.9	77.8	95.3	331,572,316	3,540,423	335,112,739	345,595,559	4,785,192	350,380,752	95.9	74.0	95.6	98.9	37.8	97.2	98.9	37.8	97.2	98.9	37.8	97.2	98.9	37.8	97.2	98.9	37.8	97.2	98.9	37.8	97.2	98.9	37.8	97.2	98.9	37.8	97.2			
新潟県	58,825,873	1,881,082	60,706,955	59,931,517	2,148,567	62,080,084	98.2	87.6	97.8	58,371,487	523,332	58,894,819	59,452,507	590,380	60,042,887	98.2	88.6	98.1	99.2	27.8	97.0	99.2	27.8	97.0	99.2	27.8	97.0	99.2	27.8	97.0	99.2	27.8	97.0	99.2	27.8	97.0	99.2	27.8	97.0	99.2	27.8	97.0			
富山県	40,069,528	1,666,840	41,736,368	39,759,324	1,804,989	41,564,313	100.8	92.3	100.4	39,660,055	435,219	40,095,274	39,367,327	445,357	39,812,684	100.7	97.7	100.7	99.0	26.1	96.1	99.0	26.1	96.1	99.0	26.1	96.1	99.0	26.1	96.1	99.0	26.1	96.1	99.0	26.1	96.1	99.0	26.1	96.1	99.0	26.1	96.1			
石川県	42,811,247	1,637,056	44,448,303	42,745,051	1,794,608	44,539,659	100.2	91.2	99.8	42,366,203	504,609	42,870,812	42,239,705	583,158	42,822,863	100.3	86.5	100.7	99.0	30.8	96.5	98.8	30.8	96.5	98.8	30.8	96.5	98.8	30.8	96.5	98.8	30.8	96.5	98.8	30.8	96.5	98.8	30.8	96.5	98.8	30.8	96.5	98.8	30.8	96.5
福井県	29,000,162	1,056,291	30,056,453	28,495,309	1,274,097	29,769,406	101.8	82.9	101.0	28,730,778	355,263	29,086,041	28,219,910	402,754	28,622,664	101.8	88.2	101.6	99.1	33.6	96.8	99.0	33.6	96.8	99.0	33.6	96.8	99.0	33.6	96.8	99.0	33.6	96.8	99.0	33.6	96.8	99.0	33.6	96.8	99.0	33.6	96.8	99.0	33.6	96.8
山梨県	30,061,779	910,447	30,972,226	29,767,804	1,068,876	30,836,680	101.0	85.2	100.4	29,779,525	325,659	30,105,185	29,501,940	350,429	29,852,370	100.9	92.9	100.8	99.1	35.8	97.2	99.1	35.8	97.2	99.1	35.8	97.2	99.1	35.8	97.2	99.1	35.8	97.2	99.1	35.8	97.2	99.1	35.8	97.2	99.1	35.8	97.2			
長野県	74,122,529	1,821,181	75,943,710	71,616,737	2,096,588	73,713,325	103.5	86.9	103.0	73,546,376	665,417	74,211,793	70,991,666	740,317	71,731,983	103.6	89.9	103.5	99.2	36.5	97.7	99.1	36.5	97.7	99.1	36.5	97.7	99.1	36.5	97.7	99.1	36.5	97.7	99.1	36.5	97.7	99.1	36.5	97.7	99.1	36.5	97.7	99.1	36.5	97.7
岐阜県	75,468,477	2,929,736	78,398,213	74,437,032	3,196,124	77,673,856	101.3	91.7	100.9	74,513,413	985,379	75,498,792	73,492,667	1,080,269	74,572,936	101.4	91.2	101.2	98.7	33.6	96.3	98.7	33.6	96.3	98.7	33.6	96.3	98.7	33.6	96.3	98.7	33.6	96.3	98.7	33.6	96.3	98.7	33.6	96.3	98.7	33.6	96.3	98.7	33.6	96.3
静岡県	120,948,489	4,831,660	125,780,149	123,539,024	5,885,125	129,424,239	97.9	82.1	97.2	119,560,897	1,575,296	121,136,193	122,087,775	1,984,827	124,072,602	97.9	79.4	97.6	98.9	32.6	96.3	98.7	32.6	96.3	98.7	32.6	96.3	98.7	32.6	96.3	98.7	32.6	96.3	98.7	32.6	96.3	98.7	32.6	96.3	98.7	32.6	96.3	98.7	32.6	96.3
愛知県	311,759,920	10,270,184	322,029,708	313,831,663	11,766,128	325,597,791	99.3	87.3	98.9	308,587,132	3,034,422	311,621,555	310,655,635	3,518,706	314,174,341	99.3	86.2	99.2	99.0	29.5	96.8	99.0	29.5	96.8	99.0	29.5	96.8	99.0	29.5	96.8	99.0	29.5	96.8	99.0	29.5	96.8	99.0	29.5	96.8	99.0	29.5	96.8	99.0	29.5	96.8
三重県	71,282,069	2,570,472	73,852,541	70,455,937	2,689,998	73,145,935	101.2	95.6	101.0	70,302,037	873,713	71,175,750	69,538,185</																																

都道府県別個人分(配当割)

(単位…額：千円、前年比・収入歩合：%)

都道府県名	調定額(2019年度)				調定額(2018年度)				収入額(2019年度)				収入額(2018年度)						
	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	
北海道	2,562,677	0	2,562,677	2,134,988	120.0	0.0	120.0	2,562,677	2,134,988	0	2,562,677	2,134,988	120.0	0.0	120.0	2,562,677	2,134,988	0.0	100.0
青森県	437,222	0	437,222	341,464	128.0	0.0	128.0	437,222	341,464	0	437,222	341,464	128.0	0.0	128.0	437,222	341,464	0.0	100.0
岩手県	532,168	0	532,168	404,063	131.7	0.0	131.7	532,168	404,063	0	532,168	404,063	131.7	0.0	131.7	532,168	404,063	0.0	100.0
宮城県	1,422,281	0	1,422,281	1,196,111	118.9	0.0	118.9	1,422,281	1,196,111	0	1,422,281	1,196,111	118.9	0.0	118.9	1,422,281	1,196,111	0.0	100.0
秋田県	364,931	0	364,931	307,141	118.8	0.0	118.8	364,931	307,141	0	364,931	307,141	118.8	0.0	118.8	364,931	307,141	0.0	100.0
山形県	544,048	0	544,048	454,211	119.8	0.0	119.8	544,048	454,211	0	544,048	454,211	119.8	0.0	119.8	544,048	454,211	0.0	100.0
福島県	1,299,179	0	1,299,179	969,636	134.0	0.0	134.0	1,299,179	969,636	0	1,299,179	969,636	134.0	0.0	134.0	1,299,179	969,636	0.0	100.0
茨城県	2,764,128	0	2,764,128	2,353,051	117.5	0.0	117.5	2,764,128	2,353,051	0	2,764,128	2,353,051	117.5	0.0	117.5	2,764,128	2,353,051	0.0	100.0
栃木県	1,826,928	0	1,826,928	1,530,303	119.4	0.0	119.4	1,826,928	1,530,303	0	1,826,928	1,530,303	119.4	0.0	119.4	1,826,928	1,530,303	0.0	100.0
群馬県	1,804,355	0	1,804,355	1,571,050	114.9	0.0	114.9	1,804,355	1,571,050	0	1,804,355	1,571,050	114.9	0.0	114.9	1,804,355	1,571,050	0.0	100.0
埼玉県	9,056,826	0	9,056,826	7,386,240	122.6	0.0	122.6	9,056,826	7,386,240	0	9,056,826	7,386,240	122.6	0.0	122.6	9,056,826	7,386,240	0.0	100.0
千葉県	8,566,271	0	8,566,271	7,577,899	113.0	0.0	113.0	8,566,271	7,577,899	0	8,566,271	7,577,899	113.0	0.0	113.0	8,566,271	7,577,899	0.0	100.0
東京都	35,883,513	0	35,883,513	31,841,226	112.7	0.0	112.7	35,883,513	31,841,226	0	35,883,513	31,841,226	112.7	0.0	112.7	35,883,513	31,841,226	0.0	100.0
神奈川県	15,361,486	0	15,361,486	13,490,020	113.9	0.0	113.9	15,361,486	13,490,020	0	15,361,486	13,490,020	113.9	0.0	113.9	15,361,486	13,490,020	0.0	100.0
新潟県	1,798,156	0	1,798,156	1,517,945	118.5	0.0	118.5	1,798,156	1,517,945	0	1,798,156	1,517,945	118.5	0.0	118.5	1,798,156	1,517,945	0.0	100.0
富山県	1,243,437	0	1,243,437	1,075,999	115.6	0.0	115.6	1,243,437	1,075,999	0	1,243,437	1,075,999	115.6	0.0	115.6	1,243,437	1,075,999	0.0	100.0
石川県	1,063,294	0	1,063,294	910,079	116.8	0.0	116.8	1,063,294	910,079	0	1,063,294	910,079	116.8	0.0	116.8	1,063,294	910,079	0.0	100.0
福井県	915,692	0	915,692	716,174	127.9	0.0	127.9	915,692	716,174	0	915,692	716,174	127.9	0.0	127.9	915,692	716,174	0.0	100.0
山梨県	700,279	0	700,279	628,919	111.3	0.0	111.3	700,279	628,919	0	700,279	628,919	111.3	0.0	111.3	700,279	628,919	0.0	100.0
長野県	1,860,876	0	1,860,876	1,537,480	121.0	0.0	121.0	1,860,876	1,537,480	0	1,860,876	1,537,480	121.0	0.0	121.0	1,860,876	1,537,480	0.0	100.0
岐阜県	2,112,513	0	2,112,513	1,828,766	115.5	0.0	115.5	2,112,513	1,828,766	0	2,112,513	1,828,766	115.5	0.0	115.5	2,112,513	1,828,766	0.0	100.0
静岡県	4,027,975	0	4,027,975	3,468,265	116.1	0.0	116.1	4,027,975	3,468,265	0	4,027,975	3,468,265	116.1	0.0	116.1	4,027,975	3,468,265	0.0	100.0
愛知県	13,884,750	0	13,884,750	12,583,061	110.3	0.0	110.3	13,884,750	12,583,061	0	13,884,750	12,583,061	110.3	0.0	110.3	13,884,750	12,583,061	0.0	100.0
三重県	2,280,854	0	2,280,854	1,994,017	114.4	0.0	114.4	2,280,854	1,994,017	0	2,280,854	1,994,017	114.4	0.0	114.4	2,280,854	1,994,017	0.0	100.0
滋賀県	1,573,906	0	1,573,906	1,307,002	120.4	0.0	120.4	1,573,906	1,307,002	0	1,573,906	1,307,002	120.4	0.0	120.4	1,573,906	1,307,002	0.0	100.0
京都府	4,359,628	0	4,359,628	3,721,506	117.1	0.0	117.1	4,359,628	3,721,506	0	4,359,628	3,721,506	117.1	0.0	117.1	4,359,628	3,721,506	0.0	100.0
大阪府	14,155,868	0	14,155,868	11,910,194	118.9	0.0	118.9	14,155,868	11,910,194	0	14,155,868	11,910,194	118.9	0.0	118.9	14,155,868	11,910,194	0.0	100.0
兵庫県	10,117,771	0	10,117,771	9,069,284	111.6	0.0	111.6	10,117,771	9,069,284	0	10,117,771	9,069,284	111.6	0.0	111.6	10,117,771	9,069,284	0.0	100.0
奈良県	2,879,213	0	2,879,213	2,479,570	116.1	0.0	116.1	2,879,213	2,479,570	0	2,879,213	2,479,570	116.1	0.0	116.1	2,879,213	2,479,570	0.0	100.0
和歌山県	1,261,943	0	1,261,943	1,063,407	118.7	0.0	118.7	1,261,943	1,063,407	0	1,261,943	1,063,407	118.7	0.0	118.7	1,261,943	1,063,407	0.0	100.0
鳥取県	466,980	0	466,980	382,352	122.1	0.0	122.1	466,980	382,352	0	466,980	382,352	122.1	0.0	122.1	466,980	382,352	0.0	100.0
島根県	472,387	0	472,387	407,658	115.9	0.0	115.9	472,387	407,658	0	472,387	407,658	115.9	0.0	115.9	472,387	407,658	0.0	100.0
岡山県	2,168,229	0	2,168,229	1,883,126	115.1	0.0	115.1	2,168,229	1,883,126	0	2,168,229	1,883,126	115.1	0.0	115.1	2,168,229	1,883,126	0.0	100.0
広島県	3,156,907	0	3,156,907	2,683,844	117.6	0.0	117.6	3,156,907	2,683,844	0	3,156,907	2,683,844	117.6	0.0	117.6	3,156,907	2,683,844	0.0	100.0
山口県	1,296,107	0	1,296,107	1,117,838	115.9	0.0	115.9	1,296,107	1,117,838	0	1,296,107	1,117,838	115.9	0.0	115.9	1,296,107	1,117,838	0.0	100.0
徳島県	1,227,552	0	1,227,552	1,104,718	111.1	0.0	111.1	1,227,552	1,104,718	0	1,227,552	1,104,718	111.1	0.0	111.1	1,227,552	1,104,718	0.0	100.0
香川県	1,373,566	0	1,373,566	1,182,536	116.2	0.0	116.2	1,373,566	1,182,536	0	1,373,566	1,182,536	116.2	0.0	116.2	1,373,566	1,182,536	0.0	100.0
愛媛県	1,202,109	0	1,202,109	1,031,769	116.5	0.0	116.5	1,202,109	1,031,769	0	1,202,109	1,031,769	116.5	0.0	116.5	1,202,109	1,031,769	0.0	100.0
高知県	517,145	0	517,145	437,874	118.1	0.0	118.1	517,145	437,874	0	517,145	437,874	118.1	0.0	118.1	517,145	437,874	0.0	100.0
福岡県	4,252,748	0	4,252,748	3,678,222	115.6	0.0	115.6	4,252,748	3,678,222	0	4,252,748	3,678,222	115.6	0.0	115.6	4,252,748	3,678,222	0.0	100.0
佐賀県	446,250	0	446,250	349,759	127.6	0.0	127.6	446,250	349,759	0	446,250	349,759	127.6	0.0	127.6	446,250	349,759	0.0	100.0
長崎県	675,651	0	675,651	548,588	123.2	0.0	123.2	675,651	548,588	0	675,651	548,588	123.2	0.0	123.2	675,651	548,588	0.0	100.0
熊本県	922,276	0	922,276	741,247	124.4	0.0	124.4	922,276	741,247	0	922,276	741,247	124.4	0.0	124.4	922,276	741,247	0.0	100.0
大分県	622,116	0	622,116	537,230	115.8	0.0	115.8	622,116	537,230	0	622,116	537,230	115.8	0.0	115.8	622,116	537,230	0.0	100.0
宮崎県	491,540	0	491,540	377,905	130.1	0.0	130.1	491,540	377,905	0	491,540	377,905	130.1	0.0	130.1	491,540	377,905	0.0	100.0
鹿児島県	642,140	0	642,140	523,091	122.8	0.0	122.8	642,140	523,091	0	642,140	523,091	122.8	0.0	122.8	642,140	523,091	0.0	100.0
沖縄県	430,770	0	430,770	336,728	127.9	0.0	127.9	430,770	336,728	0	430,770	336,728	127.9	0.0	127.9	430,770	336,728	0.0	100.0
合計	167,026,641	0	167,026,641	144,693,555	115.4	0.0	115.4	167,026,641	144,693,555	0	167,026,641	144,693,555	115.4	0.0	115.4	167,026,641	144,693,555	0.0	100.0

都道府県別個人分(株式等譲渡所得額)

(単位…額：千円、前年比・収入歩合：%)

都道府県名	調定額(2019年度)			調定額(2018年度)			調定額の前年比			収入額(2019年度)			収入額(2018年度)			収入額の前年比		
	現年	計	滞線	現年	計	滞線	現年	滞線	計	現年	計	滞線	現年	計	滞線	現年	計	滞線
北海道	1,670,797	0	1,842,211	0	1,842,211	0	90.7	0.0	90.7	1,670,797	1,842,211	0	1,842,211	0	90.7	0.0	90.7	0.0
青森県	242,860	0	273,429	0	273,429	0	88.8	0.0	88.8	242,860	273,429	0	273,429	0	88.8	0.0	88.8	0.0
岩手県	282,371	0	375,689	0	375,689	0	75.2	0.0	75.2	282,371	375,689	0	375,689	0	75.2	0.0	75.2	0.0
宮城県	879,251	0	1,024,209	0	1,024,209	0	85.8	0.0	85.8	879,251	1,024,209	0	1,024,209	0	85.8	0.0	85.8	0.0
秋田県	221,710	0	275,824	0	275,824	0	80.4	0.0	80.4	221,710	275,824	0	275,824	0	80.4	0.0	80.4	0.0
山形県	330,649	0	411,163	0	411,163	0	80.4	0.0	80.4	330,649	411,163	0	411,163	0	80.4	0.0	80.4	0.0
福島県	635,336	0	760,657	0	760,657	0	83.5	0.0	83.5	635,336	760,657	0	760,657	0	83.5	0.0	83.5	0.0
茨城県	1,682,387	0	2,028,064	0	2,028,064	0	83.0	0.0	83.0	1,682,387	2,028,064	0	2,028,064	0	83.0	0.0	83.0	0.0
栃木県	1,269,061	0	1,379,215	0	1,379,215	0	92.0	0.0	92.0	1,269,061	1,379,215	0	1,379,215	0	92.0	0.0	92.0	0.0
群馬県	1,076,546	0	1,305,032	0	1,305,032	0	82.5	0.0	82.5	1,076,546	1,305,032	0	1,305,032	0	82.5	0.0	82.5	0.0
埼玉県	5,510,579	0	6,786,080	0	6,786,080	0	81.2	0.0	81.2	5,510,579	6,786,080	0	6,786,080	0	81.2	0.0	81.2	0.0
千葉県	5,647,049	0	6,975,009	0	6,975,009	0	81.0	0.0	81.0	5,647,049	6,975,009	0	6,975,009	0	81.0	0.0	81.0	0.0
東京都	22,214,223	0	25,950,037	0	25,950,037	0	85.6	0.0	85.6	22,214,223	25,950,037	0	25,950,037	0	85.6	0.0	85.6	0.0
神奈川県	9,265,160	0	11,825,881	0	11,825,881	0	78.3	0.0	78.3	9,265,160	11,825,881	0	11,825,881	0	78.3	0.0	78.3	0.0
新潟県	974,997	0	1,172,988	0	1,172,988	0	83.1	0.0	83.1	974,997	1,172,988	0	1,172,988	0	83.1	0.0	83.1	0.0
富山県	689,934	0	899,151	0	899,151	0	76.7	0.0	76.7	689,934	899,151	0	899,151	0	76.7	0.0	76.7	0.0
石川県	645,924	0	907,538	0	907,538	0	71.2	0.0	71.2	645,924	907,538	0	907,538	0	71.2	0.0	71.2	0.0
福井県	510,730	0	616,540	0	616,540	0	82.8	0.0	82.8	510,730	616,540	0	616,540	0	82.8	0.0	82.8	0.0
山梨県	456,359	0	527,665	0	527,665	0	86.5	0.0	86.5	456,359	527,665	0	527,665	0	86.5	0.0	86.5	0.0
長野県	1,059,892	0	1,288,462	0	1,288,462	0	82.3	0.0	82.3	1,059,892	1,288,462	0	1,288,462	0	82.3	0.0	82.3	0.0
岐阜県	1,126,443	0	1,556,825	0	1,556,825	0	72.4	0.0	72.4	1,126,443	1,556,825	0	1,556,825	0	72.4	0.0	72.4	0.0
静岡県	2,721,034	0	3,464,713	0	3,464,713	0	78.5	0.0	78.5	2,721,034	3,464,713	0	3,464,713	0	78.5	0.0	78.5	0.0
愛知県	7,182,624	0	9,538,365	0	9,538,365	0	75.3	0.0	75.3	7,182,624	9,538,365	0	9,538,365	0	75.3	0.0	75.3	0.0
三重県	1,253,951	0	1,600,796	0	1,600,796	0	78.3	0.0	78.3	1,253,951	1,600,796	0	1,600,796	0	78.3	0.0	78.3	0.0
滋賀県	1,080,699	0	1,209,333	0	1,209,333	0	89.4	0.0	89.4	1,080,699	1,209,333	0	1,209,333	0	89.4	0.0	89.4	0.0
京都府	2,390,122	0	2,840,369	0	2,840,369	0	84.1	0.0	84.1	2,390,122	2,840,369	0	2,840,369	0	84.1	0.0	84.1	0.0
大阪府	8,200,811	0	10,100,939	0	10,100,939	0	81.2	0.0	81.2	8,200,811	10,100,939	0	10,100,939	0	81.2	0.0	81.2	0.0
兵庫県	5,465,332	0	7,171,997	0	7,171,997	0	76.2	0.0	76.2	5,465,332	7,171,997	0	7,171,997	0	76.2	0.0	76.2	0.0
奈良県	1,654,300	0	1,990,024	0	1,990,024	0	83.1	0.0	83.1	1,654,300	1,990,024	0	1,990,024	0	83.1	0.0	83.1	0.0
和歌山県	663,078	0	885,058	0	885,058	0	74.9	0.0	74.9	663,078	885,058	0	885,058	0	74.9	0.0	74.9	0.0
鳥取県	327,307	0	298,870	0	298,870	0	109.5	0.0	109.5	327,307	298,870	0	298,870	0	109.5	0.0	109.5	0.0
島根県	229,406	0	352,021	0	352,021	0	65.2	0.0	65.2	229,406	352,021	0	352,021	0	65.2	0.0	65.2	0.0
岡山県	1,175,050	0	1,526,470	0	1,526,470	0	77.0	0.0	77.0	1,175,050	1,526,470	0	1,526,470	0	77.0	0.0	77.0	0.0
広島県	1,651,223	0	1,939,893	0	1,939,893	0	85.1	0.0	85.1	1,651,223	1,939,893	0	1,939,893	0	85.1	0.0	85.1	0.0
山口県	673,447	0	1,015,712	0	1,015,712	0	66.3	0.0	66.3	673,447	1,015,712	0	1,015,712	0	66.3	0.0	66.3	0.0
徳島県	636,624	0	954,044	0	954,044	0	66.7	0.0	66.7	636,624	954,044	0	954,044	0	66.7	0.0	66.7	0.0
香川県	627,284	0	876,948	0	876,948	0	71.5	0.0	71.5	627,284	876,948	0	876,948	0	71.5	0.0	71.5	0.0
愛媛県	707,619	0	868,236	0	868,236	0	81.5	0.0	81.5	707,619	868,236	0	868,236	0	81.5	0.0	81.5	0.0
高知県	285,348	0	395,134	0	395,134	0	72.2	0.0	72.2	285,348	395,134	0	395,134	0	72.2	0.0	72.2	0.0
福岡県	2,602,699	0	3,371,022	0	3,371,022	0	77.2	0.0	77.2	2,602,699	3,371,022	0	3,371,022	0	77.2	0.0	77.2	0.0
佐賀県	236,089	0	326,482	0	326,482	0	72.3	0.0	72.3	236,089	326,482	0	326,482	0	72.3	0.0	72.3	0.0
長崎県	370,762	0	558,706	0	558,706	0	66.4	0.0	66.4	370,762	558,706	0	558,706	0	66.4	0.0	66.4	0.0
熊本県	535,242	0	720,991	0	720,991	0	74.2	0.0	74.2	535,242	720,991	0	720,991	0	74.2	0.0	74.2	0.0
大分県	365,423	0	486,816	0	486,816	0	75.1	0.0	75.1	365,423	486,816	0	486,816	0	75.1	0.0	75.1	0.0
宮崎県	281,699	0	352,500	0	352,500	0	79.9	0.0	79.9	281,699	352,500	0	352,500	0	79.9	0.0	79.9	0.0
鹿児島県	389,358	0	465,361	0	465,361	0	83.7	0.0	83.7	389,358	465,361	0	465,361	0	83.7	0.0	83.7	0.0
沖縄県	271,729	0	320,829	0	320,829	0	84.7	0.0	84.7	271,729	320,829	0	320,829	0	84.7	0.0	84.7	0.0
合計	98,370,519	0	121,813,298	0	121,813,298	0	80.8	0.0	80.8	98,370,519	121,813,298	0	121,813,298	0	80.8	0.0	80.8	0.0

都道府県民税法人分

(単位…額：千円、前年比・収入歩合：%)

都道府県名	調定額 (2019年度)			調定額 (2018年度)			調定額の前年比			収入額 (2019年度)			収入額 (2018年度)			収入額の前年比			収入歩合 (2019年度)			収入歩合 (2018年度)		
	現年	増減	計	現年	増減	計	現年	増減	計	現年	増減	計	現年	増減	計	現年	増減	計	現年	増減	計	現年	増減	計
北海道	20,687,113	126,468	20,813,581	19,840,170	124,018	19,964,188	104.3	102.0	104.3	20,624,302	19,776,939	31,827	19,808,766	104.3	112.4	104.3	99.7	28.3	99.3	99.7	25.7	99.2	99.2	99.2
青森県	3,675,199	7,839	3,683,038	3,923,537	8,524	3,932,061	93.7	92.0	93.7	3,669,614	3,918,675	3,115	3,672,729	93.6	87.2	93.6	99.8	39.7	99.7	99.9	41.9	99.8	99.8	99.8
岩手県	5,013,521	11,461	5,024,982	5,477,710	12,357	5,490,067	91.5	92.7	91.5	5,002,413	5,470,864	5,752	5,476,616	91.4	68.4	91.4	99.8	34.3	99.6	99.9	46.5	99.8	99.8	99.8
宮城県	13,278,928	28,360	13,307,288	14,053,336	23,340	14,076,676	94.5	121.5	94.5	13,252,026	14,035,272	8,252	14,043,524	94.4	104.6	94.4	99.8	30.4	99.6	99.9	35.4	99.8	99.8	99.8
秋田県	3,182,215	8,186	3,190,401	3,269,392	10,997	3,280,389	97.3	74.4	97.3	3,178,889	3,266,033	2,251	3,181,140	97.3	70.5	97.3	99.9	27.5	99.7	99.9	29.1	99.7	99.7	99.7
山形県	3,936,569	14,105	3,950,674	4,149,196	13,184	4,163,858	94.9	106.3	94.9	3,929,515	4,140,746	4,561	4,144,664	94.9	106.8	94.9	99.8	32.5	99.6	99.8	32.4	99.6	99.6	99.6
福島県	8,451,914	102,045	8,553,959	8,879,968	61,286	8,941,254	95.2	166.5	95.2	8,411,063	8,820,650	11,119	8,831,769	95.4	342.2	95.7	99.5	37.3	98.8	99.3	38.1	98.8	98.8	98.8
茨城県	13,237,226	50,072	13,287,298	14,096,967	47,910	14,144,877	93.9	104.5	93.9	13,214,510	14,074,594	14,918	14,089,512	93.9	100.8	93.9	99.8	30.0	99.6	99.8	31.1	99.6	99.6	99.6
栃木県	9,787,691	16,485	9,804,176	10,684,427	21,834	10,706,261	91.6	75.5	91.6	9,776,651	10,670,746	5,309	10,676,055	91.6	127.8	91.6	99.9	41.2	99.8	99.9	24.3	99.7	99.7	99.7
群馬県	10,495,747	25,184	10,520,931	11,172,981	24,923	11,197,904	89.6	101.0	89.6	10,488,106	11,698,256	7,386	11,705,642	89.7	65.5	89.6	99.9	19.5	99.7	99.9	29.6	99.7	99.7	99.7
埼玉県	26,164,305	74,308	26,238,613	26,814,058	83,447	26,897,505	97.6	89.9	97.6	26,180,106	26,774,334	30,572	26,805,912	97.5	85.9	97.5	99.8	36.2	99.6	99.8	37.8	99.7	99.7	99.7
千葉県	23,959,581	144,199	24,103,780	24,317,865	134,894	24,452,759	98.5	106.9	98.6	23,890,632	24,246,052	49,399	23,940,031	98.5	122.3	98.6	99.7	34.3	99.3	99.7	29.9	99.3	99.3	99.3
東京都	257,911,605	1,188,935	259,100,540	252,780,836	1,604,290	254,385,126	102.0	74.1	101.9	257,230,501	252,273,773	301,476	257,531,977	102.0	92.7	102.0	99.7	25.4	99.4	99.8	20.3	99.3	99.3	99.3
神奈川県	41,284,861	147,785	41,432,646	44,656,529	161,455	44,817,985	92.4	91.5	92.4	41,285,046	44,697,314	36,491	41,321,537	92.4	80.6	92.4	100.0	24.7	99.7	100.1	28.1	99.8	99.8	99.8
新潟県	9,189,367	9,997	9,199,364	9,764,598	9,997	9,199,364	94.1	94.5	94.1	9,181,206	9,750,477	3,881	9,185,087	94.2	100.9	94.2	99.9	38.8	99.8	99.9	36.3	99.8	99.8	99.8
富山県	4,914,755	17,603	4,932,358	5,255,437	16,547	5,271,985	93.5	106.4	93.6	4,906,767	5,246,976	3,751	4,910,518	93.5	77.5	93.5	99.8	21.6	99.5	99.8	29.3	99.6	99.6	99.6
石川県	6,837,585	36,640	6,874,225	6,970,028	41,552	7,011,580	98.1	88.2	98.0	6,828,746	6,959,080	10,128	6,938,874	98.1	160.1	98.2	99.9	27.3	99.5	99.8	15.2	99.3	99.3	99.3
福井県	4,075,477	15,770	4,091,247	4,189,171	17,818	4,206,989	97.3	88.5	97.2	4,070,723	4,185,824	3,479	4,074,202	97.3	97.8	97.3	99.9	22.1	99.6	99.9	20.0	99.6	99.6	99.6
山梨県	4,020,507	16,370	4,036,877	5,503,296	18,972	5,522,268	73.1	86.3	73.1	4,015,027	4,444,988	4,043	4,019,070	73.0	83.3	73.0	99.9	24.7	99.6	99.9	25.6	99.6	99.6	99.6
長野県	9,016,659	23,398	9,040,057	9,453,111	28,799	9,481,910	95.4	81.2	95.3	9,004,792	9,444,988	5,535	9,010,327	95.3	62.1	95.3	99.9	23.7	99.7	99.9	31.0	99.7	99.7	99.7
岐阜県	8,821,357	63,875	8,885,232	9,045,851	82,858	9,128,709	97.5	77.1	97.3	8,805,097	9,028,908	12,095	8,817,192	97.5	69.3	97.5	99.8	18.9	99.2	99.8	21.1	99.1	99.1	99.1
静岡県	17,917,369	38,827	17,956,196	19,719,324	42,861	19,762,182	90.1	90.6	90.1	17,895,301	19,699,098	12,038	17,907,339	90.8	84.0	90.8	99.9	31.0	99.7	99.9	33.4	99.8	99.8	99.8
愛知県	61,351,849	107,468	61,459,317	67,346,989	110,013	67,457,005	91.9	97.7	91.9	61,417,392	67,422,870	36,373	67,458,892	91.1	101.0	91.1	100.1	33.8	100.0	100.1	32.7	100.0	100.0	100.0
三重県	8,575,455	22,895	8,598,350	11,551,765	25,163	11,576,928	74.2	91.0	74.3	8,566,577	11,542,311	7,126	8,573,763	74.2	110.8	74.2	99.9	31.1	99.7	99.9	25.6	99.8	99.8	99.8
滋賀県	7,794,334	19,244	7,813,578	8,000,035	23,728	8,023,763	97.4	81.1	97.4	7,788,282	7,994,013	7,636	8,001,649	97.4	59.4	97.4	99.9	23.6	99.7	99.9	32.2	99.7	99.7	99.7
京都府	15,459,987	78,092	15,538,079	14,728,209	89,589	14,817,798	105.0	87.2	104.9	15,412,771	14,790,643	20,207	14,810,850	104.2	107.9	104.2	99.7	27.9	99.3	100.4	22.6	100.0	100.0	100.0
大阪府	81,561,063	282,949	81,844,012	76,737,085	313,899	77,050,984	106.3	90.1	106.2	81,702,385	76,853,522	69,892	81,772,277	106.3	87.6	106.3	100.2	24.7	99.9	100.2	25.4	99.8	99.8	99.8
兵庫県	22,789,570	61,062	22,850,632	22,282,507	67,265	22,349,772	102.3	90.8	102.2	22,323,015	22,448,674	22,868	22,754,883	102.2	82.8	102.1	99.7	37.5	99.6	99.8	41.1	99.7	99.7	99.7
奈良県	3,612,688	13,468	3,626,156	3,585,252	16,453	3,601,705	100.8	81.9	100.7	3,607,749	3,581,579	2,357	3,610,106	100.7	79.8	100.7	99.9	17.5	99.6	99.9	17.9	99.5	99.5	99.5
和歌山県	3,487,900	5,322	3,493,222	3,533,334	5,017	3,538,351	98.7	106.1	98.7	3,482,253	3,531,024	1,467	3,483,720	98.7	105.2	98.6	99.8	27.6	99.7	99.9	27.8	99.8	99.8	99.8
鳥取県	1,984,664	1,950	1,986,614	2,016,090	2,053	2,018,143	98.4	95.0	98.4	1,982,845	2,014,705	415	1,983,260	98.4	103.2	98.4	99.9	21.3	99.8	99.9	19.6	99.8	99.8	99.8
島根県	2,872,270	5,748	2,878,018	2,576,498	8,438	2,584,936	111.5	68.1	111.3	2,868,637	2,573,895	3,532	2,872,169	111.5	76.0	111.4	99.9	61.4	99.8	99.9	55.1	99.8	99.8	99.8
岡山県	9,356,821	30,683	9,387,504	8,786,649	28,359	8,815,008	106.5	108.2	106.5	9,340,350	8,761,695	11,621	9,351,971	106.6	121.5	106.6	99.8	37.9	99.6	99.9	33.7	99.5	99.5	99.5
広島県	14,053,535	41,792	14,095,327	14,702,474	49,423	14,751,897	95.6	84.6	95.5	14,026,688	14,683,063	10,366	14,037,054	95.5	73.8	95.5	99.8	24.8	99.6	99.8	28.4	99.6	99.6	99.6
山口県	6,377,823	5,782	6,383,605	6,746,488	6,915	6,753,403	94.5	83.6	94.5	6,369,823	6,743,679	1,480	6,371,303	94.5	69.5	94.4	99.9	25.6	99.8	100.0	30.8	99.9	99.9	99.9
徳島県	3,364,118	14,761	3,378,879	3,550,702	17,572	3,568,274	94.7	84.0	94.7	3,361,843	3,548,611	1,367	3,363,210	94.7	68.1	94.7	99.9	9.3	99.5	99.9	11.4	99.5	99.5	99.5
香川県	5,468,506	24,111	5,492,617	5,353,988	25,785	5,379,773	102.1	93.5	102.1	5,461,992	5,343,181	6,762	5,468,754	102.2	100.8	102.2	99.9	28.0	99.6	99.8	26.0	99.4	99.4	99.4
愛媛県	6,028,359	10,501	6,038,860	6,061,511	11,985	6,073,496	99.5	87.6	99.4	6,017,807	6,056,173	3,143	6,020,950	99.4	65.8	99.3	99.8	29.9	99.7	99.9	39.9	99.8	99.8	99.8
高知県	2,333,947	4,501	2,338,448	2,356,940	2,619	2,359,559	99.0	171.9	99.1	2,331,205	2,353,178	1,025	2,332,230	99.1	70.5	99.0	99.9	22.8	99.7	99.8	55.5	99.8	99.8	99.8
福岡県	26,257,988	165,877	26,423,867	26,780,795	121,679	26,902,474	98.0	136.3	98.2	26,197,623	26,665,587	37,969	26,703,556	98.2	192.0	98.4	99.8	43.9	99.4	99.8	31.2	99.3	99.3	99.3
佐賀県	3,175,214	7,340	3,182,554	3,239,530	10,809	3,250,339	98.0	67.9	97.9	3,169,553	3,234,514	4,303	3,238,817	98.0	48.1	97.9	99.8	28.2	99.7	99.8	39.8	99.6	99.6	99.6
長崎県	4,644,631	10,594	4,655,225	4,572,639	9,485	4,582,124	101.6	111.7	101.6	4,636,553	4,566,039	3,376	4,569,415	101.5	104.1	101.5	99.8	33.2	99.7	99.9	35.6	99.7	99.7	99.7
熊本県	6,768,282	16,079	6,784,361	6,987,660	13,409	7,001,069	96.9	119.9	96.9	6,747,121	6,975,328	6,980	6,754,101	96.7	101.5	96.7	99.7	43.4	99.6	99.8	51.3	99.7	99.7	99.7
大分県	4,398,521	37,890	4,436,411	4,450,133	33,499	4,483,632	98.8	113.1	98.9	4,388,060	4,438,156													

都道府県民税利子割

(単位…額：千円・前年比・収入歩合：%)

都道府県名	調定額 (2019年度)			調定額 (2018年度)			調定額の前年比			収入額 (2019年度)			収入額 (2018年度)			収入額の前年比			収入歩合 (2018年度)				
	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計		
北海道	758,177	0	1,549,007	0	1,549,007	1,549,007	0	758,177	0	1,549,007	1,549,007	0	758,177	0	1,549,007	100.0	0.0	48.9	0.0	48.9	100.0	0.0	100.0
青森県	181,290	0	349,452	0	349,452	181,290	0	181,290	0	349,452	349,452	0	181,290	0	349,452	100.0	0.0	51.9	0.0	51.9	100.0	0.0	100.0
岩手県	143,024	0	301,005	0	301,005	143,024	0	143,024	0	301,005	301,005	0	143,024	0	301,005	100.0	0.0	47.5	0.0	47.5	100.0	0.0	100.0
宮城県	283,490	0	558,375	0	558,375	283,490	0	283,490	0	558,375	558,375	0	283,490	0	558,375	100.0	0.0	50.8	0.0	50.8	100.0	0.0	100.0
秋田県	135,740	0	277,917	0	277,917	135,740	0	135,740	0	277,917	277,917	0	135,740	0	277,917	100.0	0.0	48.8	0.0	48.8	100.0	0.0	100.0
山形県	185,594	0	366,404	0	366,404	185,594	0	185,594	0	366,404	366,404	0	185,594	0	366,404	100.0	0.0	50.7	0.0	50.7	100.0	0.0	100.0
福島県	258,195	0	523,404	0	523,404	258,195	0	258,195	0	523,404	523,404	0	258,195	0	523,404	100.0	0.0	49.3	0.0	49.3	100.0	0.0	100.0
茨城県	486,044	0	995,520	0	995,520	486,044	0	486,044	0	995,520	995,520	0	486,044	0	995,520	100.0	0.0	48.8	0.0	48.8	100.0	0.0	100.0
栃木県	284,463	0	694,362	0	694,362	284,463	0	284,463	0	694,362	694,362	0	284,463	0	694,362	100.0	0.0	41.0	0.0	41.0	100.0	0.0	100.0
群馬県	357,376	0	706,858	0	706,858	357,376	0	357,376	0	706,858	706,858	0	357,376	0	706,858	100.0	0.0	50.6	0.0	50.6	100.0	0.0	100.0
埼玉県	1,346,457	0	2,583,939	0	2,583,939	1,346,457	0	1,346,457	0	2,583,939	2,583,939	0	1,346,457	0	2,583,939	100.0	0.0	52.1	0.0	52.1	100.0	0.0	100.0
千葉県	1,188,716	0	2,247,269	0	2,247,269	1,188,716	0	1,188,716	0	2,247,269	2,247,269	0	1,188,716	0	2,247,269	100.0	0.0	52.9	0.0	52.9	100.0	0.0	100.0
東京都	7,009,343	0	9,618,679	0	9,618,679	7,009,343	0	7,009,343	0	9,618,679	9,618,679	0	7,009,343	0	9,618,679	100.0	0.0	72.9	0.0	72.9	100.0	0.0	100.0
神奈川県	1,602,121	0	3,137,060	0	3,137,060	1,602,121	0	1,602,121	0	3,137,060	3,137,060	0	1,602,121	0	3,137,060	100.0	0.0	51.1	0.0	51.1	100.0	0.0	100.0
新潟県	343,507	0	727,931	0	727,931	343,507	0	343,507	0	727,931	727,931	0	343,507	0	727,931	100.0	0.0	47.2	0.0	47.2	100.0	0.0	100.0
富山県	268,407	0	461,110	0	461,110	268,407	0	268,407	0	461,110	461,110	0	268,407	0	461,110	100.0	0.0	58.2	0.0	58.2	100.0	0.0	100.0
石川県	216,522	0	437,851	0	437,851	216,522	0	216,522	0	437,851	437,851	0	216,522	0	437,851	100.0	0.0	49.5	0.0	49.5	100.0	0.0	100.0
福井県	162,218	0	359,611	0	359,611	162,218	0	162,218	0	359,611	359,611	0	162,218	0	359,611	100.0	0.0	45.1	0.0	45.1	100.0	0.0	100.0
山梨県	144,693	0	288,437	0	288,437	144,693	0	144,693	0	288,437	288,437	0	144,693	0	288,437	100.0	0.0	50.2	0.0	50.2	100.0	0.0	100.0
長野県	405,170	0	820,955	0	820,955	405,170	0	405,170	0	820,955	820,955	0	405,170	0	820,955	100.0	0.0	49.4	0.0	49.4	100.0	0.0	100.0
岐阜県	519,472	0	1,119,104	0	1,119,104	519,472	0	519,472	0	1,119,104	1,119,104	0	519,472	0	1,119,104	100.0	0.0	46.4	0.0	46.4	100.0	0.0	100.0
静岡県	837,125	0	1,778,700	0	1,778,700	837,125	0	837,125	0	1,778,700	1,778,700	0	837,125	0	1,778,700	100.0	0.0	47.1	0.0	47.1	100.0	0.0	100.0
愛知県	1,922,024	0	4,315,846	0	4,315,846	1,922,024	0	1,922,024	0	4,315,846	4,315,846	0	1,922,024	0	4,315,846	100.0	0.0	44.5	0.0	44.5	100.0	0.0	100.0
三重県	437,725	0	958,332	0	958,332	437,725	0	437,725	0	958,332	958,332	0	437,725	0	958,332	100.0	0.0	45.7	0.0	45.7	100.0	0.0	100.0
滋賀県	349,544	0	647,992	0	647,992	349,544	0	349,544	0	647,992	647,992	0	349,544	0	647,992	100.0	0.0	53.9	0.0	53.9	100.0	0.0	100.0
京都府	522,421	0	1,081,735	0	1,081,735	522,421	0	522,421	0	1,081,735	1,081,735	0	522,421	0	1,081,735	100.0	0.0	48.3	0.0	48.3	100.0	0.0	100.0
大阪府	2,991,094	0	4,920,603	0	4,920,603	2,991,094	0	2,991,094	0	4,920,603	4,920,603	0	2,991,094	0	4,920,603	100.0	0.0	60.8	0.0	60.8	100.0	0.0	100.0
兵庫県	1,527,382	0	2,945,694	0	2,945,694	1,527,382	0	1,527,382	0	2,945,694	2,945,694	0	1,527,382	0	2,945,694	100.0	0.0	51.9	0.0	51.9	100.0	0.0	100.0
奈良県	424,391	0	767,277	0	767,277	424,391	0	424,391	0	767,277	767,277	0	424,391	0	767,277	100.0	0.0	55.3	0.0	55.3	100.0	0.0	100.0
和歌山県	266,364	0	582,753	0	582,753	266,364	0	266,364	0	582,753	582,753	0	266,364	0	582,753	100.0	0.0	45.7	0.0	45.7	100.0	0.0	100.0
鳥取県	126,655	0	262,132	0	262,132	126,655	0	126,655	0	262,132	262,132	0	126,655	0	262,132	100.0	0.0	48.3	0.0	48.3	100.0	0.0	100.0
島根県	164,209	0	372,512	0	372,512	164,209	0	164,209	0	372,512	372,512	0	164,209	0	372,512	100.0	0.0	44.1	0.0	44.1	100.0	0.0	100.0
岡山県	424,659	0	873,855	0	873,855	424,659	0	424,659	0	873,855	873,855	0	424,659	0	873,855	100.0	0.0	48.6	0.0	48.6	100.0	0.0	100.0
広島県	705,758	0	1,382,273	0	1,382,273	705,758	0	705,758	0	1,382,273	1,382,273	0	705,758	0	1,382,273	100.0	0.0	51.1	0.0	51.1	100.0	0.0	100.0
山口県	442,924	0	760,771	0	760,771	442,924	0	442,924	0	760,771	760,771	0	442,924	0	760,771	100.0	0.0	58.2	0.0	58.2	100.0	0.0	100.0
徳島県	174,143	0	381,415	0	381,415	174,143	0	174,143	0	381,415	381,415	0	174,143	0	381,415	100.0	0.0	45.7	0.0	45.7	100.0	0.0	100.0
香川県	311,750	0	554,653	0	554,653	311,750	0	311,750	0	554,653	554,653	0	311,750	0	554,653	100.0	0.0	56.2	0.0	56.2	100.0	0.0	100.0
愛媛県	380,012	0	623,472	0	623,472	380,012	0	380,012	0	623,472	623,472	0	380,012	0	623,472	100.0	0.0	61.0	0.0	61.0	100.0	0.0	100.0
高知県	227,735	0	439,883	0	439,883	227,735	0	227,735	0	439,883	439,883	0	227,735	0	439,883	100.0	0.0	51.8	0.0	51.8	100.0	0.0	100.0
福岡県	719,420	0	1,593,161	0	1,593,161	719,420	0	719,420	0	1,593,161	1,593,161	0	719,420	0	1,593,161	100.0	0.0	45.2	0.0	45.2	100.0	0.0	100.0
佐賀県	137,635	0	277,470	0	277,470	137,635	0	137,635	0	277,470	277,470	0	137,635	0	277,470	100.0	0.0	49.6	0.0	49.6	100.0	0.0	100.0
長崎県	144,124	0	384,734	0	384,734	144,124	0	144,124	0	384,734	384,734	0	144,124	0	384,734	100.0	0.0	37.5	0.0	37.5	100.0	0.0	100.0
熊本県	184,432	0	499,523	0	499,523	184,432	0	184,432	0	499,523	499,523	0	184,432	0	499,523	100.0	0.0	36.9	0.0	36.9	100.0	0.0	100.0
大分県	182,832	0	376,454	0	376,454	182,832	0	182,832	0	376,454	376,454	0	182,832	0	376,454	100.0	0.0	48.6	0.0	48.6	100.0	0.0	100.0
宮崎県	98,046	0	239,985	0	239,985	98,046	0	98,046	0	239,985	239,985	0	98,046	0	239,985	100.0	0.0	40.9	0.0	40.9	100.0	0.0	100.0
鹿児島県	194,975	0	467,109	0	467,109	194,975	0	194,975	0	467,109	467,109	0	194,975	0	467,109	100.0	0.0	41.7	0.0	41.7	100.0	0.0	100.0
沖縄県	122,957	0	195,146	0	195,146	122,957	0	122,957	0	195,146	195,146	0	122,957	0	195,146	100.0	0.0	63.0	0.0	63.0	100.0	0.0	100.0
合計	30,300,355	0	55,807,730	0	55,807,730	30,300,355	0	30,300,355	0	55,807,730	55,807,730	0	30,300,355	0	55,807,730	100.0	0.0	54.3	0.0	54.3	100.0	0.0	100.0

(単位…額：千円、前年比・収入歩合：%)

事業税個人分

都道府県名	2019年度				2018年度				2019年度				2018年度				収入歩合(2019年度)				収入歩合(2018年度)											
	調査額		前年比		調査額		前年比		現年		滞繰		計		現年		滞繰		計		現年		滞繰		計		現年		滞繰		計	
	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計		
北海道	4,981,417	281,018	5,262,435	4,909,415	240,221	5,149,636	101.5	117.0	102.2	4,839,277	4,908,754	4,794,207	54,873	4,849,080	100.9	126.6	101.2	97.1	24.7	93.3	97.1	24.7	93.3	97.1	24.7	93.3	97.1	24.7	93.3	97.1	24.7	93.3
青森県	941,714	19,298	961,012	971,372	16,893	988,265	96.9	114.2	97.2	935,437	944,750	960,504	7,312	967,816	97.4	127.4	97.6	99.3	48.3	98.3	98.9	48.3	98.3	98.9	48.3	98.3	98.9	48.3	98.3	98.9	48.3	
岩手県	1,174,654	33,933	1,208,587	1,204,450	35,694	1,240,144	97.5	95.1	97.5	1,162,006	1,175,630	1,190,817	13,360	1,204,177	97.6	102.0	97.6	98.9	40.1	97.3	98.9	40.1	97.3	98.9	40.1	97.3	98.9	40.1	97.3	98.9	40.1	
宮城県	3,211,660	109,597	3,321,257	3,266,991	108,613	3,375,604	98.3	100.9	98.4	3,155,940	3,188,634	3,218,963	35,099	3,254,062	98.0	93.1	98.0	98.3	29.8	96.0	98.5	29.8	96.0	98.5	29.8	96.0	98.5	29.8	96.0	98.5	29.8	
秋田県	817,791	14,453	832,244	812,016	20,977	832,993	100.7	68.9	99.9	811,211	816,497	807,108	10,321	817,429	100.5	51.2	99.9	99.2	36.6	98.1	99.4	36.6	98.1	99.4	36.6	98.1	99.4	36.6	98.1	99.4	36.6	
山形県	1,126,786	38,125	1,164,911	1,116,919	28,484	1,145,400	100.9	133.8	100.7	1,116,857	1,125,405	1,098,688	5,171	1,103,859	101.7	165.3	102.0	99.1	22.4	96.6	98.4	22.4	96.6	98.4	22.4	96.6	98.4	22.4	96.6	98.4	22.4	
福島県	1,890,117	137,674	2,027,791	1,819,816	142,393	2,262,212	89.2	96.7	89.6	1,845,163	1,869,354	2,088,508	25,124	2,113,632	88.3	96.3	88.4	97.6	17.6	92.2	98.5	17.6	92.2	98.5	17.6	92.2	98.5	17.6	92.2	98.5	17.6	
茨城県	3,225,442	101,834	3,327,276	3,154,749	106,324	3,261,073	102.2	95.8	102.0	3,159,587	3,191,908	3,118,831	26,758	3,145,589	101.3	120.8	101.5	98.0	31.7	95.9	98.9	31.7	95.9	98.9	31.7	95.9	98.9	31.7	95.9	98.9	31.7	
栃木県	2,152,384	56,469	2,208,853	2,166,823	40,848	2,207,671	99.3	138.2	100.1	2,130,297	2,150,499	2,129,227	17,818	2,147,045	100.1	113.4	100.2	99.0	35.8	97.4	98.3	35.8	97.4	98.3	35.8	97.4	98.3	35.8	97.4	98.3	35.8	
群馬県	2,095,258	50,349	2,145,607	2,053,672	58,507	2,112,179	102.0	86.1	101.6	2,077,424	2,085,276	2,046,344	7,852	2,085,276	101.5	76.7	101.4	99.1	15.6	97.2	99.6	15.6	97.2	99.6	15.6	97.2	99.6	15.6	97.2	99.6	15.6	
埼玉県	13,614,717	235,763	13,850,480	13,318,785	247,687	13,566,472	102.2	95.2	102.1	13,472,651	13,580,407	13,177,325	110,300	13,282,625	102.2	73.4	102.2	99.0	45.7	98.1	98.9	45.7	98.1	98.9	45.7	98.1	98.9	45.7	98.1	98.9	45.7	
千葉県	8,217,103	203,854	8,420,957	8,060,317	250,298	8,310,615	101.9	81.4	101.3	8,128,312	8,198,334	7,987,328	95,367	8,082,695	101.8	73.4	101.4	98.9	34.3	97.4	99.1	34.3	97.4	99.1	34.3	97.4	99.1	34.3	97.4	99.1	34.3	
東京都	53,859,613	853,598	54,713,211	52,897,358	834,887	53,732,245	101.8	102.2	101.8	53,303,326	53,691,469	52,464,653	388,143	53,082,616	101.6	108.8	101.6	99.0	45.5	98.1	99.2	45.5	98.1	99.2	45.5	98.1	99.2	45.5	98.1	99.2	45.5	
神奈川県	18,984,909	340,171	19,325,080	18,907,891	333,037	19,240,928	100.4	102.1	100.4	18,862,640	18,972,330	18,754,365	112,759	18,867,124	100.6	97.3	100.6	99.4	32.2	98.2	99.2	32.2	98.2	99.2	32.2	98.2	99.2	32.2	98.2	99.2	32.2	
新潟県	2,260,899	60,797	2,321,696	2,177,900	66,027	2,243,927	103.8	92.1	103.5	2,240,931	2,256,011	2,165,442	16,786	2,182,228	103.5	89.8	103.4	99.1	24.8	97.2	99.4	24.8	97.2	99.4	24.8	97.2	99.4	24.8	97.2	99.4	24.8	
富山県	1,266,191	40,572	1,276,763	1,200,821	77,199	1,278,020	102.9	52.6	99.9	1,223,494	1,235,821	1,188,312	12,724	1,201,036	103.0	96.9	102.9	98.3	30.4	96.8	99.0	30.4	96.8	99.0	30.4	96.8	99.0	30.4	96.8	99.0	30.4	
石川県	1,631,022	70,574	1,731,596	1,571,694	56,459	1,628,153	102.5	106.4	106.4	1,632,998	1,655,395	1,537,570	19,375	1,556,945	106.2	115.6	106.3	98.3	31.7	95.6	97.8	31.7	95.6	97.8	31.7	95.6	97.8	31.7	95.6	97.8	31.7	
福井県	1,050,551	28,036	1,078,587	955,168	30,318	985,486	110.0	92.5	109.4	1,035,371	1,041,056	946,698	8,450	955,148	109.4	67.3	109.0	98.6	20.3	96.5	99.1	20.3	96.5	99.1	20.3	96.5	99.1	20.3	96.5	99.1	20.3	
山梨県	1,089,243	28,005	1,117,249	996,147	31,423	1,027,569	109.3	89.1	108.7	1,069,535	1,076,627	986,396	9,502	995,899	108.4	74.6	108.1	98.2	25.3	96.4	99.0	25.3	96.4	99.0	25.3	96.4	99.0	25.3	96.4	99.0	25.3	
長野県	1,999,067	59,601	2,058,668	1,965,565	58,472	2,024,037	101.7	101.9	101.7	1,981,579	1,999,753	1,945,998	15,381	1,961,379	101.8	118.2	102.0	99.1	30.5	97.1	99.0	30.5	97.1	99.0	30.5	97.1	99.0	30.5	97.1	99.0	30.5	
岐阜県	2,848,203	132,600	2,980,803	2,655,188	134,619	2,789,807	107.3	98.5	106.8	2,782,540	2,829,376	2,602,753	47,392	2,650,145	106.9	98.8	106.8	97.7	35.3	94.9	98.0	35.3	94.9	98.0	35.3	94.9	98.0	35.3	94.9	98.0	35.3	
静岡県	6,003,658	102,932	6,106,590	5,784,169	111,010	5,895,179	103.8	92.7	103.6	5,914,088	5,955,090	5,735,941	39,783	5,775,724	103.1	103.1	103.1	98.5	39.9	97.5	98.9	39.9	97.5	98.9	39.9	97.5	98.9	39.9	97.5	98.9	39.9	
愛知県	14,494,200	302,501	14,796,701	14,008,202	286,622	14,294,824	103.5	105.5	103.5	14,328,758	14,450,297	13,852,943	122,294	13,974,787	103.4	99.4	103.4	98.9	40.2	97.7	98.9	40.2	97.7	98.9	40.2	97.7	98.9	40.2	97.7	98.9	40.2	
三重県	2,460,464	43,969	2,504,433	2,346,743	30,120	2,376,863	104.8	146.0	105.4	2,431,642	2,451,513	2,310,142	12,651	2,322,793	105.3	157.1	105.5	98.8	45.2	97.9	98.4	45.2	97.9	98.4	45.2	97.9	98.4	45.2	97.9	98.4	45.2	
滋賀県	1,609,285	51,790	1,661,075	1,491,951	49,120	1,541,071	107.9	105.4	107.8	1,591,803	1,606,824	1,470,540	16,182	1,486,722	108.2	92.8	108.1	98.9	29.0	96.7	98.6	29.0	96.7	98.6	29.0	96.7	98.6	29.0	96.7	98.6	29.0	
京都府	4,174,811	87,382	4,262,193	4,007,040	76,608	4,083,648	104.2	114.1	104.4	4,127,491	4,159,329	3,964,985	27,722	3,992,707	104.1	114.8	104.2	98.9	36.4	97.6	99.0	36.4	97.6	99.0	36.4	97.6	99.0	36.4	97.6	99.0	36.4	
大阪府	15,899,027	377,113	16,186,133	15,478,204	257,309	15,735,513	102.7	111.6	102.9	15,736,224	15,854,321	15,334,796	83,400	15,418,196	102.6	141.6	102.8	99.0	41.1	98.0	99.1	41.1	98.0	99.1	41.1	98.0	99.1	41.1	98.0	99.1	41.1	
兵庫県	7,381,258	150,981	7,532,239	7,148,254	157,482	7,305,736	103.3	95.9	103.1	7,292,901	7,360,055	7,076,881	62,523	7,139,404	103.1	107.4	103.1	98.8	44.5	97.7	99.0	44.5	97.7	99.0	44.5	97.7	99.0	44.5	97.7	99.0	44.5	
奈良県	1,359,764	19,058	1,378,822	1,333,439	19,716	1,353,155	102.0	96.7	101.9	1,352,289	1,358,578	1,325,607	6,289	1,358,578	102.0	108.0	102.0	99.5	33.0	98.5	99.4	33.0	98.5	99.4	33.0	98.5	99.4	33.0	98.5	99.4	33.0	
和歌山県	1,087,560	2,952	1,090,512	1,026,921	5,291	1,032,212	105.9	55.8	105.6	1,080,956	1,082,213	1,025,619	3,140	1,028,759	105.4	40.0	105.2	99.4	42.6	99.2	99.9	42.6	99.2	99.9	42.6	99.2	99.9	42.6	99.2	99.9	42.6	
鳥取県	506,925	17,548	524,473	528,945	10,348	539,293	95.8	169.6	97.3	505,068	513,815	519,334	889	520,223	97.3	98.3	98.9	98.8	49.8	98.0	98.2	49.8	98.0	98.2	49.8	98.0	98.2	49.8	98.0	98.2	49.8	
島根県	669,592	18,854	688,446	685,129	26,061																											

(単位…額：千円、前年比・収入歩合：%)

事業税法上分

都道府県名	2019年度				2018年度				前年比				2019年度				2018年度				前年比				
	現年	計	滞繰	収入歩合	現年	計	滞繰	収入歩合	現年	計	滞繰	収入歩合	現年	計	滞繰	収入歩合	現年	計	滞繰	収入歩合	現年	計	滞繰	収入歩合	
北海道	124,107,879	418,965	124,526,844	116,255,169	334,117	116,589,286	106.8	125.4	106.8	123,873,594	92,665	123,966,259	116,037,257	51,374	116,088,631	106.8	180.4	106.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8
青森県	24,370,790	15,626	24,386,416	24,090,830	8,451	24,099,281	101.2	184.9	101.2	24,350,298	9,659	24,359,957	24,076,716	4,358	24,081,074	101.1	221.6	101.2	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
岩手県	25,761,392	167,468	25,928,860	27,297,306	25,885	27,323,191	94.4	647.0	94.9	25,713,597	150,548	25,864,145	27,137,972	11,072	27,149,044	94.8	1359.7	95.3	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8
宮城県	74,459,439	85,953	74,545,392	73,344,077	77,666	73,421,743	101.5	110.7	101.5	74,359,262	25,001	74,384,263	73,296,413	21,563	73,317,976	101.5	115.9	101.5	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
秋田県	18,227,736	11,051	18,238,787	17,967,711	17,633	17,985,348	101.4	62.6	101.4	18,224,034	1,036	18,225,070	17,964,910	3,777	17,968,686	101.4	27.4	101.4	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
山形県	21,968,746	17,020	21,985,766	21,398,285	17,203	21,415,488	102.7	101.5	102.7	21,957,834	8,207	21,966,041	21,933,216	3,058	21,936,284	102.6	268.4	102.7	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
福島県	55,517,647	477,236	55,994,883	58,022,418	196,519	58,218,937	95.7	242.8	96.2	55,341,396	26,800	55,366,106	57,695,683	33,820	57,729,503	95.9	79.2	95.9	99.7	99.7	99.7	99.7	99.7	99.7	99.7
茨城県	81,012,523	184,386	81,196,909	83,249,629	157,859	83,407,488	97.3	116.8	97.3	80,937,983	33,798	80,971,781	83,186,705	28,816	83,215,521	97.3	117.3	97.3	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
栃木県	53,933,219	28,680	53,961,899	55,488,094	35,858	55,523,952	97.2	80.0	97.2	53,917,259	15,580	53,932,839	55,446,163	3,591	55,449,754	97.2	433.9	97.3	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
群馬県	55,479,528	202,416	55,681,944	56,456,144	191,463	56,647,607	98.3	105.7	98.3	55,462,165	13,858	55,476,023	56,393,671	14,623	56,408,294	98.3	94.8	98.3	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
埼玉県	141,512,225	450,032	141,667,257	140,547,185	110,589	140,657,774	100.7	140.2	100.7	141,329,278	50,867	141,380,145	140,449,209	37,129	140,486,338	100.6	137.0	100.6	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
千葉県	137,615,005	3,513,368	1,213,021,036	1,091,547,788	229,803	1,399,084,214	99.1	174.2	99.2	1,206,717,906	792,483	1,207,510,389	1,089,893,745	764,555	1,090,688,300	110.7	103.7	110.7	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8
東京都	1,209,507,668	3,513,368	1,213,021,036	1,091,547,788	4,305,513	1,095,853,301	110.8	81.6	110.7	1,206,717,906	792,483	1,207,510,389	1,089,893,745	764,555	1,090,688,300	110.7	103.7	110.7	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8
神奈川県	257,440,245	373,893	257,814,139	262,335,950	387,583	262,723,533	98.1	96.5	98.1	257,700,710	63,668	257,764,379	262,932,104	89,874	263,021,979	98.0	70.8	98.0	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
新潟県	57,719,431	35,135	57,754,566	58,718,137	35,871	58,754,008	98.3	97.9	98.3	57,706,073	7,201	57,713,274	58,663,129	7,314	58,670,443	98.4	98.5	98.4	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
富山県	31,417,688	52,276	31,469,964	29,956,747	33,256	29,990,003	104.9	157.2	104.9	31,402,714	7,153	31,409,867	29,923,000	7,463	29,930,464	104.9	95.8	104.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
石川県	36,354,820	112,298	36,467,118	35,408,293	35,497,984	102.7	125.2	102.7	36,328,660	14,371	36,343,031	35,365,689	8,089	35,373,778	102.7	177.7	102.7	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	
福井県	29,075,319	28,631	29,103,950	27,434,039	29,217	27,463,256	106.0	98.0	106.0	29,066,219	2,672	29,068,891	27,430,693	2,724	27,433,417	106.0	98.1	106.0	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
山梨県	22,353,235	37,586	22,390,821	23,520,879	43,438	23,564,317	95.0	86.5	95.0	22,338,466	7,190	22,345,656	23,509,843	3,307	23,513,150	95.0	217.4	95.0	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
長野県	53,231,278	80,727	53,312,005	52,585,510	88,282	52,673,792	101.2	91.4	101.2	53,202,252	6,178	53,208,430	52,571,512	14,116	52,585,628	101.2	43.8	101.2	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
岐阜県	50,641,718	19,409	50,761,127	49,298,713	182,875	49,481,588	102.7	65.3	102.6	50,619,775	20,952	50,640,227	49,266,055	31,828	49,277,883	102.7	65.8	102.7	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
静岡県	126,228,005	72,448	126,300,553	128,809,104	62,906	128,872,010	98.0	115.6	98.0	126,115,149	21,400	126,136,555	128,757,523	20,381	128,777,904	97.9	105.0	97.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
愛知県	324,072,453	266,129	324,338,582	334,082,488	221,662	334,304,150	97.0	120.1	97.0	324,890,412	84,550	324,974,962	334,893,175	53,344	334,946,520	97.0	158.5	97.0	100.3	100.3	100.2	100.2	100.2	100.2	100.2
三重県	53,702,581	55,011	53,757,592	63,933,743	60,832	63,994,575	84.0	90.4	84.0	53,668,960	10,648	53,679,608	63,915,782	8,396	63,924,178	84.0	126.8	84.0	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
滋賀県	45,394,403	47,619	45,442,022	45,123,695	55,519	45,179,214	100.6	85.8	100.6	45,375,479	12,777	45,388,256	45,111,791	15,834	45,127,625	100.6	80.7	100.6	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
京都府	80,971,432	144,356	81,115,788	78,602,104	151,957	78,754,061	103.0	95.0	103.0	80,824,866	52,209	80,877,075	79,117,028	28,050	79,145,078	102.2	186.1	102.2	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8
大阪府	386,789,444	1,161,012	387,950,456	363,411,554	1,189,189	364,600,743	106.4	97.6	106.4	388,194,109	199,836	388,393,945	364,644,859	276,100	364,920,959	106.5	72.4	106.4	100.4	100.4	100.4	100.4	100.4	100.4	100.4
兵庫県	146,318,107	127,816	146,445,923	144,951,971	208,604	145,160,575	100.9	61.3	100.9	146,069,086	41,286	146,110,371	144,867,316	139,142	145,006,458	100.8	29.7	100.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8
奈良県	19,700,230	30,072	19,737,940	19,014,592	39,471	19,054,063	103.6	76.2	103.5	19,691,005	2,815	19,693,821	19,001,877	14,328	19,016,205	103.6	19.6	103.6	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
和歌山県	19,344,347	8,237	19,352,584	18,466,862	4,875	18,471,737	104.8	169.0	104.8	19,319,990	1,343	19,321,333	18,461,465	1,216	18,462,681	104.7	110.4	104.7	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
鳥取県	11,402,104	14,890	11,416,994	10,735,727	10,361	10,746,088	106.2	143.7	106.2	11,393,292	6,363	11,399,655	10,727,483	1,957	10,729,440	106.2	325.1	106.2	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
島根県	16,215,905	22,035	16,237,940	14,546,365	21,733	14,568,098	111.5	101.4	111.5	16,203,056	4,218	16,207,274	14,542,911	2,785	14,545,696	111.4	151.5	111.4	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
岡山県	52,237,876	59,828	52,297,704	48,719,978	33,312	48,753,290	107.2	179.6	107.3	52,194,621	23,940	52,218,561	48,640,674	12,324	48,652,994	107.3	194.3	107.3	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
広島県	83,065,278	111,436	83,176,714	84,093,972	117,537	84,211,509	98.8	94.8	98.8	82,967,142	29,745	82,996,887	84,026,683	38,654	84,065,337	98.7	77.0	98.7	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
山口県	36,970,351	6,546	36,976,897	37,307,500	10,838	37,318,338	99.1	60.4	99.1	36,936,453	3,423	36,939,876	37,303,027	5,526	37,308,553	99.0	61.9	99.0	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
徳島県	17,352,224	92,272	17,444,496	16,975,865	105,295	17,081,160	102.2	87.6	102.1	17,342,373	3,298	17,345,671	16,967,322	5,979	16,973,301	102.2	55.2	102.2	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9	99.9
香川県	28,877,253	50,547	28,927,800	27,725,218	61,669	27,786,887	104.2	82.0	104.																

(単位…額：千円、前年比・収入歩合：%)

地方消費税(繰渡割)

都道府県名	調定額(2019年度)			調定額の前年比			収入額(2019年度)			収入額の前年比			収入歩合(2019年度)			収入歩合(2018年度)				
	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰		
北海道	113,656,100	0	113,656,100	102.6	0	102.6	113,656,100	110,821,090	0	113,656,100	110,821,090	0	102.6	0	102.6	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
青森県	24,572,744	0	24,572,744	118.2	0	118.2	24,572,744	20,785,885	0	24,572,744	20,785,885	0	118.2	0	118.2	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
岩手県	21,188,723	0	21,188,723	97.9	0	97.9	21,188,723	21,642,315	0	21,188,723	21,642,315	0	97.9	0	97.9	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
宮城県	52,749,160	0	52,749,160	95.9	0	95.9	52,749,160	55,020,983	0	52,749,160	55,020,983	0	95.9	0	95.9	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
秋田県	14,452,137	0	14,452,137	98.0	0	98.0	14,452,137	14,745,213	0	14,452,137	14,745,213	0	98.0	0	98.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
山形県	19,274,527	0	19,274,527	98.3	0	98.3	19,274,527	19,616,130	0	19,274,527	19,616,130	0	98.3	0	98.3	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
福島県	35,276,214	0	35,276,214	97.2	0	97.2	35,276,214	36,301,600	0	35,276,214	36,301,600	0	97.2	0	97.2	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
茨城県	50,237,833	0	50,237,833	99.3	0	99.3	50,237,833	50,612,113	0	50,237,833	50,612,113	0	99.3	0	99.3	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
栃木県	33,986,349	0	33,986,349	98.8	0	98.8	33,986,349	34,400,520	0	33,986,349	34,400,520	0	98.8	0	98.8	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
群馬県	41,712,421	0	41,712,421	101.6	0	101.6	41,712,421	41,065,983	0	41,712,421	41,065,983	0	101.6	0	101.6	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
埼玉県	120,391,607	0	120,391,607	102.8	0	102.8	120,391,607	117,073,650	0	120,391,607	117,073,650	0	102.8	0	102.8	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
千葉県	94,327,526	0	94,327,526	99.0	0	99.0	94,327,526	95,238,736	0	94,327,526	95,238,736	0	99.0	0	99.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
東京都	1,285,821,927	0	1,285,821,927	97.9	0	97.9	1,285,821,927	1,313,449,242	0	1,285,821,927	1,313,449,242	0	97.9	0	97.9	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
神奈川県	148,515,623	0	148,515,623	90.3	0	90.3	148,515,623	164,380,020	0	148,515,623	164,380,020	0	90.3	0	90.3	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
新潟県	46,826,675	0	46,826,675	96.7	0	96.7	46,826,675	48,412,387	0	46,826,675	48,412,387	0	96.7	0	96.7	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
富山県	28,835,263	0	28,835,263	102.9	0	102.9	28,835,263	28,031,104	0	28,835,263	28,031,104	0	102.9	0	102.9	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
石川県	29,079,766	0	29,079,766	99.8	0	99.8	29,079,766	29,135,327	0	29,079,766	29,135,327	0	99.8	0	99.8	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
福井県	19,743,659	0	19,743,659	107.6	0	107.6	19,743,659	18,353,149	0	19,743,659	18,353,149	0	107.6	0	107.6	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
山梨県	11,019,982	0	11,019,982	94.5	0	94.5	11,019,982	11,659,714	0	11,019,982	11,659,714	0	94.5	0	94.5	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
長野県	35,639,878	0	35,639,878	95.9	0	95.9	35,639,878	37,162,226	0	35,639,878	37,162,226	0	95.9	0	95.9	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
岐阜県	44,907,713	0	44,907,713	96.1	0	96.1	44,907,713	46,711,114	0	44,907,713	46,711,114	0	96.1	0	96.1	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
静岡県	69,608,326	0	69,608,326	99.6	0	99.6	69,608,326	69,852,860	0	69,608,326	69,852,860	0	99.6	0	99.6	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
愛知県	154,321,293	0	154,321,293	99.9	0	99.9	154,321,293	154,500,981	0	154,321,293	154,500,981	0	99.9	0	99.9	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
三重県	31,740,028	0	31,740,028	107.5	0	107.5	31,740,028	29,526,375	0	31,740,028	29,526,375	0	107.5	0	107.5	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
滋賀県	21,154,591	0	21,154,591	102.7	0	102.7	21,154,591	20,599,806	0	21,154,591	20,599,806	0	102.7	0	102.7	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
京都府	43,058,234	0	43,058,234	122.5	0	122.5	43,058,234	35,162,468	0	43,058,234	35,162,468	0	122.5	0	122.5	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
大阪府	317,869,986	0	317,869,986	90.0	0	90.0	317,869,986	353,030,939	0	317,869,986	353,030,939	0	90.0	0	90.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
兵庫県	103,697,254	0	103,697,254	105.2	0	105.2	103,697,254	98,582,556	0	103,697,254	98,582,556	0	105.2	0	105.2	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
奈良県	14,835,922	0	14,835,922	104.0	0	104.0	14,835,922	14,270,664	0	14,835,922	14,270,664	0	104.0	0	104.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
和歌山県	15,050,127	0	15,050,127	102.7	0	102.7	15,050,127	14,656,242	0	15,050,127	14,656,242	0	102.7	0	102.7	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
鳥取県	9,071,456	0	9,071,456	106.1	0	106.1	9,071,456	8,552,230	0	9,071,456	8,552,230	0	106.1	0	106.1	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
島根県	11,631,866	0	11,631,866	98.7	0	98.7	11,631,866	11,781,334	0	11,631,866	11,781,334	0	98.7	0	98.7	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
岡山県	38,743,684	0	38,743,684	101.9	0	101.9	38,743,684	38,037,219	0	38,743,684	38,037,219	0	101.9	0	101.9	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
広島県	54,551,104	0	54,551,104	95.2	0	95.2	54,551,104	57,322,412	0	54,551,104	57,322,412	0	95.2	0	95.2	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
山口県	28,019,518	0	28,019,518	113.5	0	113.5	28,019,518	24,679,107	0	28,019,518	24,679,107	0	113.5	0	113.5	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
徳島県	9,995,152	0	9,995,152	95.7	0	95.7	9,995,152	10,448,542	0	9,995,152	10,448,542	0	95.7	0	95.7	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
香川県	23,601,574	0	23,601,574	98.6	0	98.6	23,601,574	23,938,691	0	23,601,574	23,938,691	0	98.6	0	98.6	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
愛媛県	22,335,498	0	22,335,498	100.4	0	100.4	22,335,498	22,248,998	0	22,335,498	22,248,998	0	100.4	0	100.4	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
高知県	11,828,835	0	11,828,835	98.6	0	98.6	11,828,835	12,002,173	0	11,828,835	12,002,173	0	98.6	0	98.6	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
福岡県	120,680,482	0	120,680,482	98.0	0	98.0	120,680,482	123,105,053	0	120,680,482	123,105,053	0	98.0	0	98.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
佐賀県	14,096,602	0	14,096,602	102.4	0	102.4	14,096,602	13,764,178	0	14,096,602	13,764,178	0	102.4	0	102.4	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
長崎県	20,345,703	0	20,345,703	97.6	0	97.6	20,345,703	20,849,423	0	20,345,703	20,849,423	0	97.6	0	97.6	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
熊本県	27,242,959	0	27,242,959	101.7	0	101.7	27,242,959	26,785,992	0	27,242,959	26,785,992	0	101.7	0	101.7	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
大分県	21,390,991	0	21,390,991	103.4	0	103.4	21,390,991	20,692,199	0	21,390,991	20,692,199	0	103.4	0	103.4	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
宮崎県	16,132,172	0	16,132,172	92.8	0	92.8	16,132,172	17,380,306	0	16,132,172	17,380,306	0	92.8	0	92.8	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
鹿児島県	26,043,775	0	26,043,775	103.0	0	103.0	26,043,775	25,279,027	0	26,043,775	25,279,027	0	103.0	0	103.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
沖縄県	23,268,262	0	23,268,262	105.4	0	105.4	23,268,262	22,077,709	0	23,268,262	22,077,709	0	105.4	0	105.4	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
合計	3,522,531,220	0	3,522,531,220	98.3	0	98.3	3,522,531,220	3,583,745,986	0	3,522,531,220	3,583,745,986	0	98.3	0	98.3	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0

地方消費税(貨物割)

(単位…額：千円、前年比・収入歩合：%)

都道府県名	2019年度			2018年度			前年比			2019年度			2018年度			前年比		
	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計
	収入歩合	収入歩合	収入歩合	収入歩合	収入歩合	収入歩合	収入歩合	収入歩合	収入歩合	収入歩合	収入歩合	収入歩合	収入歩合	収入歩合	収入歩合	収入歩合	収入歩合	収入歩合
北海道	26,228,644	0	26,228,644	26,055,939	0	26,228,644	100.7	0.0	100.7	26,228,644	26,055,939	0	26,055,939	100.7	0.0	100.7	0.0	100.0
青森県	2,144,142	0	2,144,142	1,862,982	0	2,144,142	115.1	0.0	115.1	2,144,142	1,862,982	0	1,862,982	115.1	0.0	115.1	0.0	100.0
岩手県	137,109	0	137,109	126,275	0	137,109	108.6	0.0	108.6	137,109	126,275	0	126,275	108.6	0.0	108.6	0.0	100.0
宮城県	13,081,319	0	13,081,319	13,770,505	0	13,081,319	95.0	0.0	95.0	13,081,319	13,770,505	0	13,770,505	95.0	0.0	95.0	0.0	100.0
秋田県	1,304,444	0	1,304,444	996,579	0	1,304,444	130.9	0.0	130.9	1,304,444	996,579	0	996,579	130.9	0.0	130.9	0.0	100.0
山形県	1,091,142	0	1,091,142	1,044,229	0	1,091,142	104.5	0.0	104.5	1,091,142	1,044,229	0	1,044,229	104.5	0.0	104.5	0.0	100.0
福島県	1,808,629	0	1,808,629	1,714,837	0	1,808,629	105.5	0.0	105.5	1,808,629	1,714,837	0	1,714,837	105.5	0.0	105.5	0.0	100.0
茨城県	17,945,358	0	17,945,358	17,909,377	0	17,945,358	100.2	0.0	100.2	17,945,358	17,909,377	0	17,909,377	100.2	0.0	100.2	0.0	100.0
栃木県	419,235	0	419,235	313,693	0	419,235	133.6	0.0	133.6	419,235	313,693	0	313,693	133.6	0.0	133.6	0.0	100.0
群馬県	200,094	0	200,094	194,959	0	200,094	102.6	0.0	102.6	200,094	194,959	0	194,959	102.6	0.0	102.6	0.0	100.0
埼玉県	502,054	0	502,054	455,936	0	502,054	110.1	0.0	110.1	502,054	455,936	0	455,936	110.1	0.0	110.1	0.0	100.0
千葉県	299,316,974	0	299,316,974	297,967,751	0	299,316,974	100.5	0.0	100.5	299,316,974	297,967,751	0	297,967,751	100.5	0.0	100.5	0.0	100.0
東京都	193,069,612	0	193,069,612	172,903,834	0	193,069,612	111.7	0.0	111.7	193,069,612	172,903,834	0	172,903,834	111.7	0.0	111.7	0.0	100.0
神奈川県	135,816,674	0	135,816,674	122,836,310	0	135,816,674	110.6	0.0	110.6	135,816,674	122,836,310	0	122,836,310	110.6	0.0	110.6	0.0	100.0
新潟県	9,455,609	0	9,455,609	10,697,831	0	9,455,609	88.4	0.0	88.4	9,455,609	10,697,831	0	10,697,831	88.4	0.0	88.4	0.0	100.0
富山県	2,816,663	0	2,816,663	2,387,076	0	2,816,663	118.0	0.0	118.0	2,816,663	2,387,076	0	2,387,076	118.0	0.0	118.0	0.0	100.0
石川県	2,486,947	0	2,486,947	2,801,608	0	2,486,947	88.8	0.0	88.8	2,486,947	2,801,608	0	2,801,608	88.8	0.0	88.8	0.0	100.0
福井県	1,025,431	0	1,025,431	1,050,805	0	1,025,431	97.6	0.0	97.6	1,025,431	1,050,805	0	1,050,805	97.6	0.0	97.6	0.0	100.0
山梨県	118,408	0	118,408	102,716	0	118,408	115.3	0.0	115.3	118,408	102,716	0	102,716	115.3	0.0	115.3	0.0	100.0
長野県	147,913	0	147,913	127,424	0	147,913	116.1	0.0	116.1	147,913	127,424	0	127,424	116.1	0.0	116.1	0.0	100.0
岐阜県	178,232	0	178,232	205,675	0	178,232	86.7	0.0	86.7	178,232	205,675	0	205,675	86.7	0.0	86.7	0.0	100.0
静岡県	16,539,282	0	16,539,282	15,860,283	0	16,539,282	104.3	0.0	104.3	16,539,282	15,860,283	0	15,860,283	104.3	0.0	104.3	0.0	100.0
愛知県	104,005,896	0	104,005,896	102,055,186	0	104,005,896	101.9	0.0	101.9	104,005,896	102,055,186	0	102,055,186	101.9	0.0	101.9	0.0	100.0
三重県	24,932,685	0	24,932,685	25,578,995	0	24,932,685	97.5	0.0	97.5	24,932,685	25,578,995	0	25,578,995	97.5	0.0	97.5	0.0	100.0
滋賀県	143,242	0	143,242	130,722	0	143,242	109.6	0.0	109.6	143,242	130,722	0	130,722	109.6	0.0	109.6	0.0	100.0
京都府	778,992	0	778,992	861,367	0	778,992	90.4	0.0	90.4	778,992	861,367	0	861,367	90.4	0.0	90.4	0.0	100.0
大阪府	168,162,062	0	168,162,062	158,691,028	0	168,162,062	106.0	0.0	106.0	168,162,062	158,691,028	0	158,691,028	106.0	0.0	106.0	0.0	100.0
兵庫県	90,730,066	0	90,730,066	92,316,834	0	90,730,066	98.3	0.0	98.3	90,730,066	92,316,834	0	92,316,834	98.3	0.0	98.3	0.0	100.0
奈良県	3,221	0	3,221	4,686	0	3,221	68.7	0.0	68.7	3,221	4,686	0	4,686	68.7	0.0	68.7	0.0	100.0
和歌山県	3,576,800	0	3,576,800	3,828,947	0	3,576,800	93.4	0.0	93.4	3,576,800	3,828,947	0	3,828,947	93.4	0.0	93.4	0.0	100.0
鳥取県	508,853	0	508,853	450,248	0	508,853	113.0	0.0	113.0	508,853	450,248	0	450,248	113.0	0.0	113.0	0.0	100.0
島根県	542,275	0	542,275	494,384	0	542,275	109.7	0.0	109.7	542,275	494,384	0	494,384	109.7	0.0	109.7	0.0	100.0
岡山県	21,233,763	0	21,233,763	24,872,867	0	21,233,763	85.4	0.0	85.4	21,233,763	24,872,867	0	24,872,867	85.4	0.0	85.4	0.0	100.0
広島県	10,824,439	0	10,824,439	9,555,193	0	10,824,439	113.3	0.0	113.3	10,824,439	9,555,193	0	9,555,193	113.3	0.0	113.3	0.0	100.0
山口県	22,573,715	0	22,573,715	22,579,092	0	22,573,715	100.0	0.0	100.0	22,573,715	22,579,092	0	22,579,092	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
徳島県	1,819,487	0	1,819,487	1,834,775	0	1,819,487	99.2	0.0	99.2	1,819,487	1,834,775	0	1,834,775	99.2	0.0	99.2	0.0	100.0
香川県	3,778,632	0	3,778,632	3,538,286	0	3,778,632	106.8	0.0	106.8	3,778,632	3,538,286	0	3,538,286	106.8	0.0	106.8	0.0	100.0
愛媛県	9,383,065	0	9,383,065	8,683,884	0	9,383,065	108.1	0.0	108.1	9,383,065	8,683,884	0	8,683,884	108.1	0.0	108.1	0.0	100.0
高知県	342,022	0	342,022	317,192	0	342,022	107.8	0.0	107.8	342,022	317,192	0	317,192	107.8	0.0	107.8	0.0	100.0
福岡県	60,585,165	0	60,585,165	61,282,909	0	60,585,165	98.9	0.0	98.9	60,585,165	61,282,909	0	61,282,909	98.9	0.0	98.9	0.0	100.0
佐賀県	1,348,181	0	1,348,181	1,170,615	0	1,348,181	115.2	0.0	115.2	1,348,181	1,170,615	0	1,170,615	115.2	0.0	115.2	0.0	100.0
長崎県	5,004,050	0	5,004,050	4,838,506	0	5,004,050	103.4	0.0	103.4	5,004,050	4,838,506	0	4,838,506	103.4	0.0	103.4	0.0	100.0
熊本県	1,034,976	0	1,034,976	958,242	0	1,034,976	108.0	0.0	108.0	1,034,976	958,242	0	958,242	108.0	0.0	108.0	0.0	100.0
大分県	9,627,776	0	9,627,776	9,991,778	0	9,627,776	96.4	0.0	96.4	9,627,776	9,991,778	0	9,991,778	96.4	0.0	96.4	0.0	100.0
宮崎県	403,985	0	403,985	345,167	0	403,985	117.0	0.0	117.0	403,985	345,167	0	345,167	117.0	0.0	117.0	0.0	100.0
鹿児島県	3,676,960	0	3,676,960	3,745,044	0	3,676,960	98.2	0.0	98.2	3,676,960	3,745,044	0	3,745,044	98.2	0.0	98.2	0.0	100.0
沖縄県	2,162,422	0	2,162,422	2,216,177	0	2,162,422	97.6	0.0	97.6	2,162,422	2,216,177	0	2,216,177	97.6	0.0	97.6	0.0	100.0
合計	1,273,016,645	0	1,273,016,645	1,231,728,748	0	1,273,016,645	103.4	0.0	103.4	1,231,728,748	1,231,728,748	0	1,231,728,748	103.4	0.0	103.4	0.0	100.0

(単位…額：千円、前年比・収入歩合：%)

不動産取得税

都道府県名	2019年度				2018年度				2019年度				2018年度				収入額の前年比				収入歩合									
	現年	滞繰	計	滞繰	現年	滞繰	計	滞繰	現年	滞繰	計	滞繰	現年	滞繰	計	滞繰	現年	滞繰	計	滞繰	現年	滞繰	計	滞繰	現年	滞繰	計	滞繰	現年	滞繰
北海道	16,013,215	560,242	16,573,457	572,328	17,229,697	96.1	97.9	96.2	15,798,517	106,971	15,905,488	16,372,813	105,892	16,478,705	96.5	101.0	96.5	98.7	19.1	96.0	98.3	18.5	95.6	98.3	18.5	95.6	98.3	18.5	95.6	
青森県	2,190,938	16,490	2,207,428	13,906	2,035,010	108.4	118.6	108.5	2,180,269	7,825	2,188,094	2,010,571	7,227	2,017,798	108.4	108.3	108.4	99.5	47.5	99.1	99.5	52.0	99.2	99.5	52.0	99.2	99.5	52.0	99.2	
岩手県	2,468,897	50,461	2,519,358	46,017	2,666,354	94.2	109.7	94.5	2,451,089	23,449	2,474,538	2,587,445	22,678	2,610,123	94.7	103.4	94.8	99.3	46.5	98.2	98.7	49.3	97.9	98.7	49.3	97.9	98.7	49.3	97.9	
宮城県	7,195,527	95,915	7,291,442	94,348	6,319,193	115.6	101.7	115.4	7,097,787	31,662	7,129,449	6,150,604	25,390	6,175,994	115.4	124.7	115.4	98.6	33.0	97.8	98.8	26.9	97.7	98.8	26.9	97.7	98.8	26.9	97.7	
秋田県	1,803,440	107,780	1,911,220	129,330	1,702,468	114.6	83.3	112.3	1,994,266	11,150	1,805,416	1,551,931	40,016	1,591,947	115.6	27.9	113.4	98.5	10.3	94.5	98.7	30.9	93.4	98.7	30.9	93.4	98.7	30.9	93.4	
山形県	3,013,054	28,687	3,041,741	31,361	2,326,165	87.3	91.5	87.4	1,790,346	10,169	2,000,515	2,290,211	7,640	2,297,851	86.9	133.1	87.1	98.9	35.4	98.0	99.4	24.4	98.4	98.9	24.4	98.4	98.9	24.4	98.4	
福島県	2,076,871	117,707	3,194,578	145,637	4,302,387	74.0	80.2	74.3	2,999,239	27,399	3,026,638	4,108,061	36,339	4,144,400	73.0	75.4	73.0	97.5	23.3	94.7	98.9	24.8	96.3	98.9	24.8	96.3	98.9	24.8	96.3	
茨城県	6,158,208	106,504	6,264,712	6,360,806	123,895	6,484,701	96.8	86.0	6,100,699	28,707	6,129,406	6,300,627	43,854	6,344,481	96.8	65.5	96.6	99.1	27.0	97.8	99.1	35.4	97.8	99.1	35.4	97.8	99.1	35.4	97.8	
栃木県	4,966,050	56,494	5,022,544	5,186,463	5,965,382	91.2	95.7	91.2	4,943,103	23,687	4,966,790	5,166,096	9,536	5,175,632	95.7	248.4	96.0	99.5	41.9	98.9	99.6	15.4	98.6	99.6	15.4	98.6	99.6	15.4	98.6	
群馬県	5,356,149	149,842	5,505,991	78,235	6,043,617	89.8	191.5	91.1	5,327,549	49,065	5,376,616	5,870,820	14,379	5,885,199	90.7	341.2	91.4	99.5	32.7	97.7	98.4	18.4	97.4	98.4	18.4	97.4	98.4	18.4	97.4	
埼玉県	19,528,050	351,990	19,889,817	20,053,203	155,672	20,208,873	97.4	103.9	19,263,096	64,262	19,327,358	19,720,198	59,587	19,779,785	97.7	107.8	97.7	98.6	39.7	98.2	98.7	38.3	97.9	98.6	38.3	97.9	98.6	38.3	97.9	
千葉県	18,505,336	167,669	18,673,005	19,370,235	439,238	19,809,473	95.5	80.1	17,937,778	107,481	18,045,259	18,886,025	129,921	19,015,946	95.0	82.7	94.9	96.9	30.5	95.7	97.5	29.6	96.0	97.5	29.6	96.0	97.5	29.6	96.0	
東京都	82,790,477	1,126,217	83,916,694	83,843,794	1,224,242	85,068,036	98.7	92.0	81,897,258	535,343	82,432,601	83,155,471	627,002	83,782,473	98.5	85.4	98.4	98.9	47.5	98.2	99.2	51.2	98.5	98.2	51.2	98.5	98.2	51.2	98.5	
神奈川県	27,823,282	944,214	28,767,497	31,107,105	854,634	31,961,740	89.4	110.5	26,633,208	225,054	26,858,262	29,704,386	201,922	29,906,308	89.7	111.5	89.8	95.7	23.8	93.4	95.5	23.6	93.6	95.5	23.6	93.6	95.5	23.6	93.6	
新潟県	4,757,764	107,611	4,865,375	4,705,743	121,682	4,827,425	101.1	88.4	4,731,347	18,650	4,749,997	4,684,195	10,210	4,694,405	101.0	182.7	101.2	99.4	17.3	97.6	99.5	8.4	97.2	97.6	8.4	97.2	97.6	8.4	97.2	
富山県	2,314,004	29,085	2,343,089	2,286,262	46,969	2,333,231	101.2	61.9	2,273,216	11,542	2,284,758	2,252,063	19,334	2,271,397	100.9	59.7	100.6	98.2	39.7	98.5	98.5	41.2	97.3	98.5	41.2	97.3	98.5	41.2	97.3	
石川県	3,144,849	112,244	3,257,093	3,043,072	130,727	3,173,799	103.3	85.9	3,119,438	18,877	3,138,335	3,004,026	40,736	3,044,762	103.8	46.3	103.1	98.2	16.8	96.4	98.7	31.2	97.9	98.7	31.2	97.9	98.7	31.2	97.9	
福井県	1,681,728	44,896	1,726,624	1,794,177	47,395	1,841,572	93.7	94.7	1,677,238	3,606	1,680,844	1,788,648	6,706	1,795,354	93.8	53.8	93.6	99.7	8.0	97.3	99.7	14.1	97.5	99.7	14.1	97.5	99.7	14.1	97.5	
山梨県	1,881,885	36,989	1,918,874	1,764,926	74,090	1,839,016	106.6	49.9	1,871,364	17,510	1,888,874	1,756,623	28,442	1,785,065	106.5	61.6	105.8	99.4	47.3	98.4	99.5	38.4	97.1	98.4	38.4	97.1	98.4	38.4	97.1	
長野県	4,758,434	83,528	4,841,962	4,777,811	114,683	4,892,494	99.6	72.8	4,712,987	42,569	4,755,556	4,718,327	71,296	4,789,623	99.9	59.7	99.3	99.0	51.0	98.2	98.8	62.2	97.9	98.2	62.2	97.9	98.2	62.2	97.9	
岐阜県	4,791,167	85,014	4,876,181	5,176,936	126,025	5,302,961	92.5	67.5	4,750,063	32,965	4,783,028	5,126,026	70,921	5,196,947	92.7	46.5	92.0	99.1	38.8	98.1	99.0	56.3	98.0	98.1	56.3	98.0	98.1	56.3	98.0	
静岡県	10,139,223	124,469	10,263,692	11,076,516	155,271	11,191,787	91.5	108.0	10,004,089	41,814	10,045,953	10,910,863	37,593	10,948,456	91.7	111.2	91.8	98.7	33.6	97.9	98.5	32.6	97.8	98.7	32.6	97.8	98.5	32.6	97.8	
愛知県	27,482,244	202,377	27,684,621	26,208,827	252,744	26,461,571	104.9	80.1	26,931,438	59,687	26,991,125	25,764,955	69,963	25,834,918	104.5	85.3	104.5	98.0	29.5	97.5	98.3	27.7	97.6	98.0	27.7	97.6	98.3	27.7	97.6	
三重県	5,609,662	24,277	5,633,939	3,887,650	85,650	3,973,300	144.3	28.3	5,582,092	8,500	5,590,592	3,861,370	42,572	3,903,942	144.6	20.0	143.2	99.5	35.0	99.2	99.3	49.7	98.3	99.2	49.7	98.3	99.3	49.7	98.3	
滋賀県	4,836,587	385,215	5,221,802	392,624	4,053,187	132.1	98.1	4,611,205	92,742	4,703,947	3,415,110	79,472	3,494,582	135.0	116.7	134.6	95.3	24.1	90.1	93.3	20.2	86.2	93.3	20.2	86.2	93.3	20.2	86.2		
京都府	9,524,053	365,612	9,889,665	8,960,811	348,932	9,309,743	106.3	104.8	9,280,408	129,047	9,409,455	8,736,461	93,147	8,829,608	106.2	138.5	106.6	97.4	35.3	95.1	97.5	26.7	94.8	97.5	26.7	94.8	97.5	26.7	94.8	
大阪府	41,797,383	1,750,671	43,548,054	35,511,833	2,382,828	37,894,661	117.7	73.5	40,568,250	758,890	41,327,140	34,322,109	904,539	35,226,648	118.2	83.9	117.3	97.1	43.3	94.9	96.6	38.0	93.0	96.6	38.0	93.0	96.6	38.0	93.0	
兵庫県	16,730,248	549,361	17,279,609	17,542,272	371,144	17,913,686	95.4	147.9	16,508,879	381,407	16,890,286	17,143,358	124,598	17,268,308	96.3	305.2	97.8	98.7	69.4	97.7	97.7	33.6	96.4	97.7	33.6	96.4	97.7	33.6	96.4	
奈良県	2,171,022	124,519	2,295,541	2,311,532	157,229	2,468,761	93.9	79.2	2,126,863	27,854	2,154,717	2,256,098	46,095	2,302,193	94.3	60.4	93.6	98.0	22.4	93.9	97.6	29.3	93.3	97.6	29.3	93.3	97.6	29.3	93.3	
和歌山県	1,730,658	69,113	1,799,771	1,732,732	81,862	1,814,594	99.9	84.4	1,700,955	18,138	1,719,093	1,706,781	22,674	1,729,455	99.7	80.0	99.4	98.3	26.2	95.5	98.5	27.7	95.3	98.5	27.7	95.3	98.5	27.7	95.3	
鳥取県	862,906	50,543	913,449	906,902	60,973	967,875	95.1	82.9	854,182	1,715	855,897	905,280	10,457	915,737	94.4	16.4	93.5	99.0	3.4	93.7	99.8	17.2	94.6	99.8	17.2	94.6	99.8	17.2	94.6	
島根県	1,316,496	8,513	1,325,009	1,008,142	9,439	1,017,581	130.6	90.2	1,302,023	1,017	1,303,040	999,166	2,109	1,001,275	130.3	48.2	130.1	98.9	11.9	98.3	99.1	22.3	98.4	99.1	22.3	98.4	99.1	22.3	98.4	
岡山県	4,999,088	84,512	4,583,600	4,682,564	70,699	4,753,263	96.1	119.5	4,472,410	34,546	4,506,956	4,610,772	22,202	4,632,974	97.0	155.6	97.3	99.4	40.9	93.4	98.5	31.4	97.5	98.5	31.4	97.5	98.5	31.4	97.5	
広島県	8,942,552	372,895	9,315,447	8,851,163	408,766	9,259,929	101.0	91.2	8,601,070	100,65																				

(単位…額：千円、前年比・収入歩合：%)

都道府県たばこ税

都道府県名	調定額 (2019年度)			調定額の前年比			収入額 (2019年度)			収入額の前年比			収入額 (2018年度)			収入額の前年比			収入歩合 (2018年度)					
	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計			
北海道	7,094,963	11	7,094,974	7,098,134	0	7,098,134	100.0	0.0	100.0	7,094,946	11	7,094,957	7,098,121	0	7,098,121	100.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	
青森県	1,627,562	0	1,627,562	1,619,301	0	1,619,301	100.5	0.0	100.5	1,627,562	0	1,627,562	1,619,301	0	1,619,301	100.5	0.0	100.5	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	
岩手県	1,418,550	0	1,418,550	1,420,986	0	1,420,986	99.8	0.0	99.8	1,418,550	0	1,418,550	1,420,986	0	1,420,986	99.8	0.0	99.8	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	
宮城県	2,779,537	0	2,779,537	2,769,261	0	2,779,547	100.4	0.0	100.4	2,779,547	0	2,779,547	2,769,261	0	2,769,261	100.4	0.0	100.4	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	
秋田県	1,091,696	0	1,091,696	1,094,850	0	1,094,850	99.7	0.0	99.7	1,091,696	0	1,091,696	1,094,850	0	1,094,850	99.7	0.0	99.7	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	
山形県	1,097,062	0	1,097,062	1,094,747	0	1,094,747	100.2	0.0	100.2	1,097,062	0	1,097,062	1,094,747	0	1,094,747	100.2	0.0	100.2	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	
福島県	2,443,000	0	2,443,000	2,397,940	0	2,397,940	101.9	0.0	101.9	2,442,999	0	2,442,999	2,397,940	0	2,397,940	101.9	0.0	101.9	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	
茨城県	3,405,702	7	3,405,709	3,384,757	0	3,384,757	100.6	0.0	100.6	3,405,702	7	3,405,709	3,384,750	0	3,384,750	100.6	0.0	100.6	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	
栃木県	2,248,472	0	2,248,472	2,223,788	0	2,223,788	101.1	0.0	101.1	2,248,471	0	2,248,471	2,223,788	0	2,223,788	101.1	0.0	101.1	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	
群馬県	2,177,105	0	2,177,105	2,158,114	0	2,158,114	100.9	0.0	100.9	2,177,104	0	2,177,104	2,158,114	0	2,158,114	100.9	0.0	100.9	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	
埼玉県	7,422,151	25	7,422,176	7,431,064	0	7,431,064	99.9	0.0	99.9	7,422,162	30	7,422,172	7,431,123	0	7,431,123	99.9	0.0	99.9	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	
千葉県	6,508,243	76	6,508,319	6,418,732	0	6,418,732	101.4	0.0	101.4	6,508,210	67	6,508,277	6,418,667	0	6,418,667	101.4	0.0	101.4	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	
東京都	16,193,013	4,203	16,197,216	16,221,269	0	16,221,346	99.8	548.4	99.8	16,192,260	3,610	16,195,870	16,217,005	77	16,217,082	99.8	4688.3	99.9	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0
神奈川県	8,860,991	12	8,861,004	8,756,340	0	8,756,340	101.2	0.0	101.2	8,860,984	12	8,860,997	8,756,328	0	8,756,328	101.2	0.0	101.2	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	
新潟県	2,343,222	0	2,343,222	2,340,652	0	2,340,652	100.1	0.0	100.1	2,343,220	0	2,343,220	2,340,750	0	2,340,750	100.1	0.0	100.1	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	
富山県	1,096,044	0	1,096,044	1,091,544	0	1,091,544	100.4	0.0	100.4	1,096,044	0	1,096,044	1,091,544	0	1,091,544	100.4	0.0	100.4	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	
石川県	1,248,386	0	1,248,386	1,247,288	0	1,247,288	100.1	0.0	100.1	1,248,381	0	1,248,381	1,247,288	0	1,247,288	100.1	0.0	100.1	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	
福井県	854,261	0	854,261	843,043	0	843,043	101.3	0.0	101.3	854,261	0	854,261	843,043	0	843,043	101.3	0.0	101.3	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	
山梨県	941,585	0	941,585	939,011	0	939,011	100.3	0.0	100.3	941,585	0	941,585	939,011	0	939,011	100.3	0.0	100.3	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	
長野県	2,035,108	0	2,035,108	2,019,208	0	2,019,208	100.8	0.0	100.8	2,035,108	0	2,035,108	2,019,208	0	2,019,208	100.8	0.0	100.8	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	
岐阜県	1,964,399	0	1,964,399	1,942,968	0	1,942,968	101.1	0.0	101.1	1,964,398	0	1,964,398	1,942,968	0	1,942,968	101.1	0.0	101.1	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	
静岡県	3,849,248	0	3,849,248	3,813,303	0	3,813,303	100.9	0.0	100.9	3,849,247	0	3,849,247	3,813,303	0	3,813,303	100.9	0.0	100.9	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	
愛知県	7,888,667	0	7,888,667	7,860,017	0	7,860,017	100.4	0.0	100.4	7,888,667	0	7,888,667	7,860,017	0	7,860,017	100.4	0.0	100.4	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	
三重県	1,916,624	0	1,916,624	1,922,895	0	1,922,895	99.7	0.0	99.7	1,916,624	0	1,916,624	1,922,895	0	1,922,895	99.7	0.0	99.7	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	
滋賀県	1,434,202	0	1,434,202	1,426,327	0	1,426,327	100.6	0.0	100.6	1,434,202	0	1,434,202	1,426,325	0	1,426,325	100.6	0.0	100.6	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	
京都府	2,708,130	7	2,708,137	2,700,163	0	2,700,163	100.3	0.0	100.3	2,708,131	7	2,708,138	2,700,157	0	2,700,157	100.3	0.0	100.3	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	
大阪府	11,063,990	37	11,064,027	11,092,826	0	11,092,826	99.7	0.0	99.7	11,063,983	35	11,064,018	11,092,789	0	11,092,789	99.7	0.0	99.7	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	
兵庫県	5,258,816	1	5,258,817	5,229,778	0	5,229,778	100.6	0.0	100.6	5,258,813	1	5,258,814	5,229,780	0	5,229,780	100.6	0.0	100.6	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	
奈良県	1,143,704	0	1,143,704	1,136,920	0	1,136,920	100.6	0.0	100.6	1,143,704	0	1,143,704	1,136,920	0	1,136,920	100.6	0.0	100.6	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	
和歌山県	1,058,549	0	1,058,549	1,049,706	0	1,049,706	100.8	0.0	100.8	1,058,549	0	1,058,549	1,049,706	0	1,049,706	100.8	0.0	100.8	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	
鳥取県	583,765	0	583,765	582,296	0	582,296	100.3	0.0	100.3	583,765	0	583,765	582,296	0	582,296	100.3	0.0	100.3	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	
島根県	640,651	0	640,651	637,185	0	637,185	100.5	0.0	100.5	640,651	0	640,651	637,185	0	637,185	100.5	0.0	100.5	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	
岡山県	2,021,722	0	2,021,722	2,002,664	0	2,002,664	101.0	0.0	101.0	2,021,722	0	2,021,722	2,002,664	0	2,002,664	101.0	0.0	101.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	
広島県	2,910,742	32	2,910,774	2,870,264	0	2,870,264	101.4	0.0	101.4	2,910,739	32	2,910,771	2,870,232	0	2,870,232	101.4	0.0	101.4	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	
山口県	1,427,163	0	1,427,163	1,427,511	0	1,427,511	100.0	0.0	100.0	1,427,163	0	1,427,163	1,427,511	0	1,427,511	100.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	
徳島県	792,444	0	792,444	788,305	0	788,305	100.5	0.0	100.5	792,444	0	792,444	788,305	0	788,305	100.5	0.0	100.5	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	
香川県	1,045,131	0	1,045,131	1,038,906	0	1,038,906	100.6	0.0	100.6	1,045,131	0	1,045,131	1,038,906	0	1,038,906	100.6	0.0	100.6	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	
愛媛県	1,417,163	0	1,417,163	1,413,799	0	1,413,799	100.2	0.0	100.2	1,417,163	0	1,417,163	1,413,799	0	1,413,799	100.2	0.0	100.2	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	
高知県	808,643	0	808,643	806,432	0	806,432	100.3	0.0	100.3	808,641	0	808,641	806,432	0	806,432	100.3	0.0	100.3	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	
福岡県	6,136,888	76	6,136,964	6,110,045	0	6,110,045	100.4	0.0	100.4	6,136,883	76	6,136,959	6,109,960	0	6,109,960	100.4	0.0	100.4	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	
佐賀県	984,092	0	984,092	972,975	0	972,975	101.1	0.0	101.1	984,092	0	984,092	972,975	0	972,975	101.1	0.0	101.1	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	
長崎県	1,506,567	0	1,506,567	1,514,952	0	1,514,952	99.4	0.0	99.4	1,506,567	0	1,506,567	1,514,952	0	1,514,952	99.4	0.0	99.4	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	
熊本県	1,976,222	0	1,976,222	1,980,286	0	1,980,286	99.8	0.0	99.8	1,976,222	0	1,976,222	1,980,286	0	1,980,286	99.8	0.0	99.8	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	
大分県	1,278,185	0	1,278,185	1,275,430	0																			

ゴルフ場利用税

(単位…額：千円、前年比・収入歩合：%)

都道府県名	2019年度			2018年度			前年比			2019年度			2018年度			前年比			収入歩合			
	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	
北海道	1,569,322	4,533	1,573,855	1,491,267	5,250	1,496,517	105.2	86.3	105.2	1,568,988	110	1,569,098	1,491,268	716	1,491,984	105.2	15.4	105.2	100.0	2.4	99.7	100.0
青森県	145,989	0	145,989	150,084	0	150,084	97.3	0.0	97.3	145,989	0	145,989	150,084	0	150,084	97.3	0.0	97.3	100.0	0.0	100.0	100.0
岩手県	274,200	0	274,200	274,290	0	274,290	100.0	0.0	100.0	274,200	0	274,200	274,290	0	274,290	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0
宮城県	721,861	0	721,861	724,736	0	724,736	99.6	0.0	99.6	721,861	0	721,861	724,736	0	724,736	99.6	0.0	99.6	100.0	0.0	100.0	100.0
秋田県	157,240	0	157,240	155,551	0	157,240	101.1	0.0	101.1	157,240	0	157,240	155,551	0	155,551	101.1	0.0	101.1	100.0	0.0	100.0	100.0
山形県	113,185	0	113,185	117,972	0	117,972	95.9	0.0	95.9	113,185	0	113,185	117,972	0	117,972	95.9	0.0	95.9	100.0	0.0	100.0	100.0
福島県	571,368	6,549	577,917	596,630	9,492	606,122	95.8	69.0	95.3	562,685	291	562,976	596,340	7	596,347	94.4	4157.1	94.4	98.5	4.4	97.4	100.0
茨城県	2,578,150	0	2,578,150	2,624,569	3,628	2,628,197	98.2	0.0	98.1	2,569,785	0	2,569,785	2,624,569	1,921	2,626,490	97.9	0.0	97.8	99.7	0.0	99.7	100.0
栃木県	2,192,340	0	2,192,340	2,227,358	0	2,227,358	98.4	0.0	98.4	2,191,743	0	2,191,743	2,227,358	0	2,227,358	98.4	0.0	98.4	100.0	0.0	99.9	100.0
群馬県	1,136,921	0	1,136,921	1,164,512	0	1,164,512	97.6	0.0	97.6	1,136,921	0	1,136,921	1,164,512	0	1,164,512	97.6	0.0	97.6	100.0	0.0	100.0	100.0
埼玉県	2,084,728	0	2,084,728	2,141,826	0	2,141,826	97.3	0.0	97.3	2,084,728	0	2,084,728	2,141,826	0	2,141,826	97.3	0.0	97.3	100.0	0.0	100.0	100.0
千葉県	4,190,446	558	4,191,004	4,359,947	0	4,359,947	96.1	0.0	96.1	4,190,446	558	4,191,004	4,359,947	0	4,359,947	96.1	0.0	96.1	100.0	0.0	100.0	100.0
東京都	630,455	0	630,455	632,476	0	632,476	99.7	0.0	99.7	630,455	0	630,455	632,476	0	632,476	99.7	0.0	99.7	100.0	0.0	100.0	100.0
神奈川県	1,506,052	0	1,506,052	1,551,724	0	1,551,724	97.1	0.0	97.1	1,506,052	0	1,506,052	1,551,724	0	1,551,724	97.1	0.0	97.1	100.0	0.0	100.0	100.0
新潟県	536,869	5,531	542,400	537,066	5,610	542,676	100.0	98.6	99.9	536,869	77	536,946	537,066	79	537,145	100.0	97.5	100.0	1.4	99.0	100.0	1.4
富山県	298,320	0	298,320	286,287	0	286,287	104.2	0.0	104.2	298,320	0	298,320	286,287	0	286,287	104.2	0.0	104.2	100.0	0.0	100.0	100.0
石川県	552,234	1,131	553,365	517,635	2,904	520,539	106.7	38.9	106.3	548,258	1,131	548,258	516,503	2,904	519,407	105.9	38.9	105.6	99.1	100.0	99.1	99.8
福井県	235,506	0	235,506	219,220	0	219,220	107.4	0.0	107.4	235,506	0	235,506	219,220	0	219,220	107.4	0.0	107.4	100.0	0.0	100.0	100.0
山梨県	727,655	8,388	736,043	745,085	8,388	753,473	97.7	100.0	97.7	727,144	8,013	735,157	745,085	0	745,085	97.6	0.0	98.7	99.9	95.5	99.9	100.0
長野県	795,522	0	795,522	839,016	9,325	848,341	94.8	0.0	93.8	794,425	0	794,425	839,016	0	839,016	94.7	0.0	94.7	99.9	0.0	99.9	100.0
岐阜県	1,645,092	0	1,645,092	1,671,647	1,808	1,673,455	98.4	0.0	98.3	1,645,092	0	1,645,092	1,671,647	0	1,671,647	98.4	0.0	98.4	100.0	0.0	100.0	100.0
静岡県	2,382,174	0	2,382,174	2,423,441	0	2,423,441	98.3	0.0	98.3	2,382,174	0	2,382,174	2,423,441	0	2,423,441	98.3	0.0	98.3	100.0	0.0	100.0	100.0
愛知県	1,413,008	0	1,413,008	1,430,984	0	1,430,984	98.7	0.0	98.7	1,413,008	0	1,413,008	1,430,984	0	1,430,984	98.7	0.0	98.7	100.0	0.0	100.0	100.0
三重県	1,666,103	612	1,666,715	1,641,212	0	1,641,212	101.5	0.0	101.6	1,666,103	612	1,666,715	1,640,600	0	1,640,600	101.6	0.0	101.6	100.0	0.0	100.0	100.0
滋賀県	1,033,120	6,269	1,039,389	987,820	7,294	995,114	104.6	85.9	104.4	1,033,120	0	1,033,120	987,820	1,025	988,845	104.6	0.0	104.5	100.0	0.0	99.4	100.0
京都府	741,259	0	741,259	717,219	0	717,219	103.4	0.0	103.4	741,259	0	741,259	717,219	0	717,219	103.4	0.0	103.4	100.0	0.0	100.0	100.0
大阪府	1,358,216	2,139	1,360,355	1,335,864	5,371	1,341,235	101.7	39.8	101.4	1,357,040	2,139	1,359,179	1,333,726	5,371	1,339,097	101.7	39.8	101.5	99.9	100.0	99.9	99.8
兵庫県	3,494,148	0	3,494,148	3,446,784	0	3,446,784	101.4	0.0	101.4	3,493,069	0	3,493,069	3,446,784	0	3,446,784	101.3	0.0	101.3	100.0	0.0	100.0	100.0
奈良県	830,825	0	830,825	818,423	0	818,423	101.5	0.0	101.5	826,325	0	826,325	818,423	0	818,423	101.3	0.0	101.3	99.5	0.0	99.5	100.0
和歌山県	313,892	0	313,892	316,283	0	316,283	99.2	0.0	99.2	313,892	0	313,892	316,283	0	316,283	99.2	0.0	99.2	100.0	0.0	100.0	100.0
鳥取県	93,475	1,537	95,012	92,453	100	92,553	101.1	1537.0	102.7	93,475	44	93,519	91,016	0	91,016	102.7	0.0	102.8	100.0	2.9	98.4	98.4
島根県	92,581	0	92,581	116,535	564	117,099	79.4	0.0	79.1	92,581	0	92,581	116,535	0	116,535	79.4	0.0	79.4	100.0	0.0	100.0	100.0
岡山県	647,500	0	647,500	635,136	0	635,136	101.9	0.0	101.9	647,500	0	647,500	635,136	0	635,136	101.9	0.0	101.9	100.0	0.0	100.0	100.0
広島県	696,844	0	696,844	653,932	0	653,932	106.6	0.0	106.6	696,844	0	696,844	653,932	0	653,932	106.6	0.0	106.6	100.0	0.0	100.0	100.0
山口県	457,967	0	457,967	456,633	0	456,633	100.3	0.0	100.3	457,967	0	457,967	456,633	0	456,633	100.3	0.0	100.3	100.0	0.0	100.0	100.0
徳島県	240,364	0	240,364	240,514	0	240,514	99.9	0.0	99.9	240,364	0	240,364	240,514	0	240,514	99.9	0.0	99.9	100.0	0.0	100.0	100.0
香川県	335,669	0	335,669	334,548	0	334,548	100.3	0.0	100.3	335,669	0	335,669	334,548	0	334,548	100.3	0.0	100.3	100.0	0.0	100.0	100.0
愛媛県	339,120	0	339,120	328,568	0	328,568	103.2	0.0	103.2	339,120	0	339,120	328,568	0	328,568	103.2	0.0	103.2	100.0	0.0	100.0	100.0
高知県	226,863	0	226,863	227,857	0	227,857	99.6	0.0	99.6	226,863	0	226,863	227,857	0	227,857	99.6	0.0	99.6	100.0	0.0	100.0	100.0
福岡県	1,030,451	0	1,030,451	1,009,766	6,918	1,016,684	102.0	0.0	101.4	1,028,921	0	1,028,921	1,009,766	6,918	1,016,684	101.9	0.0	101.2	99.9	0.0	99.9	100.0
佐賀県	281,845	0	281,845	281,260	0	281,260	100.2	0.0	100.2	281,845	0	281,845	281,260	0	281,260	100.2	0.0	100.2	100.0	0.0	100.0	100.0
長崎県	280,006	0	280,006	287,157	0	287,157	97.5	0.0	97.5	280,006	0	280,006	287,157	0	287,157	97.5	0.0	97.5	100.0	0.0	100.0	100.0
熊本県	567,893	3,158	580,583	577,424	3,158	580,583	98.3	0.0	97.8	567,893	0	567,893	577,424	0	577,424	98.3	0.0	98.3	100.0	0.0	100.0	100.0
大分県	334,179	0	334,179	336,783	0	336,783	99.2	0.0	99.2	334,179	0	334,179	336,783	0	336,783	99.2	0.0	99.2	100.0	0.0	100.0	100.0
宮崎県	395,303	0	395,303	412,365	0	412,365	95.9	0.0	95.9	395,303	0	395,303	412,365	0	412,365	95.9	0.0	95.9	100.0	0.0	100.0	100.0
鹿児島県	383,454	382	383,836	396,598	382	396,981	96.7	100.0	96.7	383,454	0	383,454	396,598	0	396,598	96.7	0.0	96.7	100.0	0.0	99.9	100.0
沖縄県	795,308	0	795,308	774,926	0	774,926	102.6	0.0	102.6	795,308	0	795,308	774,926									

(単位…額：千円、前年比・収入歩合：%)

自動車取得税

都道府県名	2019年度			2018年度			前年比			2019年度			2018年度			前年比		
	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計
北海道	5,070,742	564	5,071,306	9,138,271	350	9,138,621	55.5	161.1	55.5	5,069,581	9,137,517	262	9,137,779	55.5	122.1	55.5	100.0	100.0
青森県	1,130,131	0	1,130,131	2,030,838	0	2,030,838	55.6	0.0	55.6	1,130,131	2,030,838	0	2,030,838	55.6	0.0	55.6	100.0	100.0
岩手県	1,073,882	0	1,073,882	2,060,010	0	2,060,010	52.1	0.0	52.1	1,073,882	2,060,010	0	2,060,010	52.1	0.0	52.1	100.0	100.0
宮城県	1,853,017	134	1,853,151	3,687,339	64	3,687,403	50.3	209.4	50.3	1,853,017	3,687,268	1	3,687,269	50.3	6300.0	50.3	47.0	100.0
秋田県	920,182	0	920,183	1,734,014	0	1,734,014	53.1	0.0	53.1	920,183	1,734,014	0	1,734,014	53.1	0.0	53.1	100.0	100.0
山形県	968,012	0	968,012	1,898,209	0	1,898,209	51.0	0.0	51.0	968,012	1,898,209	0	1,898,209	51.0	0.0	51.0	100.0	100.0
福島県	1,615,914	0	1,615,914	3,130,932	28	3,130,960	51.6	0.0	51.6	1,615,914	3,130,932	28	3,130,960	51.6	0.0	51.6	100.0	100.0
茨城県	2,712,024	0	2,712,024	5,249,394	0	5,249,394	51.7	0.0	51.7	2,712,024	5,249,394	0	5,249,394	51.7	0.0	51.7	100.0	100.0
栃木県	1,755,526	0	1,755,526	3,938,941	0	3,938,941	44.6	0.0	44.6	1,755,526	3,938,941	0	3,938,941	44.6	0.0	44.6	100.0	100.0
群馬県	2,006,910	0	2,006,910	3,858,181	0	3,858,181	52.0	0.0	52.0	2,006,910	3,858,181	0	3,858,181	52.0	0.0	52.0	100.0	100.0
埼玉県	4,617,562	0	4,617,562	10,721,967	0	10,721,967	52.4	0.0	52.4	4,617,562	10,721,967	0	10,721,967	52.4	0.0	52.4	100.0	100.0
千葉県	5,613,856	967	5,614,823	8,495,870	1,269	8,497,139	54.3	76.2	54.3	4,614,126	8,482,763	520	8,483,283	54.4	83.5	54.4	44.9	100.0
東京都	9,265,423	584	9,266,007	18,124,626	1,486	18,126,112	51.1	39.3	51.1	9,265,698	18,130,220	1,091	18,131,311	51.1	23.7	51.1	44.3	100.0
神奈川県	6,526,340	55	6,526,395	12,615,929	31	12,615,960	51.7	177.4	51.7	6,526,312	12,618,074	0	12,618,074	51.7	0.0	51.7	100.0	100.0
新潟県	1,972,004	0	1,972,004	3,759,262	0	3,759,262	52.5	0.0	52.5	1,972,004	3,759,262	0	3,759,262	52.5	0.0	52.5	100.0	100.0
富山県	937,877	0	937,877	1,826,778	0	1,826,778	51.3	0.0	51.3	937,877	1,826,778	0	1,826,778	51.3	0.0	51.3	100.0	100.0
石川県	1,137,874	30	1,137,904	2,231,689	0	2,231,689	51.0	0.0	51.0	1,137,874	2,231,723	0	2,231,723	51.0	0.0	51.0	100.0	100.0
福井県	778,588	0	778,588	1,531,557	0	1,531,557	50.8	0.0	50.8	778,588	1,531,557	0	1,531,557	50.8	0.0	50.8	100.0	100.0
山梨県	730,977	0	730,977	1,393,239	0	1,393,239	52.5	0.0	52.5	730,977	1,393,239	0	1,393,239	52.5	0.0	52.5	100.0	100.0
長野県	2,029,010	0	2,029,010	3,914,874	0	3,914,874	51.8	0.0	51.8	2,029,010	3,914,874	0	3,914,874	51.8	0.0	51.8	100.0	100.0
岐阜県	2,125,876	62	2,125,938	3,979,899	16	3,979,915	53.4	387.5	53.4	2,125,876	3,979,853	16	3,979,853	53.4	0.0	53.4	25.8	100.0
静岡県	3,472,936	0	3,472,936	6,703,591	0	6,703,591	51.8	0.0	51.8	3,472,936	6,703,591	0	6,703,591	51.8	0.0	51.8	100.0	100.0
愛知県	8,706,946	707	8,707,653	16,755,169	271	16,755,440	52.0	260.9	52.0	8,707,087	16,754,595	109	16,754,704	52.0	545.0	52.0	84.0	100.0
三重県	1,915,754	0	1,915,754	3,690,457	0	3,690,457	51.9	0.0	51.9	1,915,754	3,690,457	0	3,690,457	51.9	0.0	51.9	100.0	100.0
滋賀県	1,332,684	47	1,332,731	2,483,594	40	2,483,634	53.7	117.5	53.7	1,332,731	2,483,547	47	2,483,587	53.7	117.5	53.7	100.0	100.0
京都府	2,032,494	505	2,032,999	3,838,383	85	3,838,468	53.0	594.1	53.0	2,032,829	3,838,444	466	3,838,459	53.0	3106.7	53.0	92.3	100.0
大阪府	6,292,654	335	6,292,989	11,797,574	564	11,798,138	53.3	59.4	53.3	6,292,604	11,797,542	306	11,797,582	53.3	765.0	53.3	91.3	100.0
兵庫県	4,260,561	0	4,260,561	8,291,900	0	8,291,900	51.4	0.0	51.4	4,260,561	8,291,832	0	8,291,832	51.4	0.0	51.4	100.0	100.0
奈良県	984,446	0	984,446	1,838,810	0	1,838,810	53.5	0.0	53.5	984,446	1,838,810	0	1,838,810	53.5	0.0	53.5	100.0	100.0
和歌山県	800,333	0	800,333	1,485,931	0	1,485,931	53.9	0.0	53.9	800,333	1,485,931	0	1,485,931	53.9	0.0	53.9	100.0	100.0
鳥取県	464,708	0	464,708	889,555	0	889,555	52.2	0.0	52.2	464,708	889,555	0	889,555	52.2	0.0	52.2	100.0	100.0
島根県	568,583	0	568,583	1,094,288	0	1,094,288	52.0	0.0	52.0	568,583	1,094,288	0	1,094,288	52.0	0.0	52.0	100.0	100.0
岡山県	1,632,551	0	1,632,551	3,202,877	0	3,202,877	51.0	0.0	51.0	1,632,551	3,202,877	0	3,202,877	51.0	0.0	51.0	100.0	100.0
広島県	2,434,240	0	2,434,240	4,520,237	0	4,520,237	53.9	0.0	53.9	2,434,240	4,520,237	0	4,520,237	53.9	0.0	53.9	100.0	100.0
山口県	1,175,000	0	1,175,000	2,254,677	0	2,254,677	52.1	0.0	52.1	1,175,000	2,254,677	0	2,254,677	52.1	0.0	52.1	100.0	100.0
徳島県	564,828	0	564,828	1,021,052	0	1,021,052	55.3	0.0	55.3	564,828	1,021,052	0	1,021,052	55.3	0.0	55.3	100.0	100.0
香川県	766,313	0	766,313	1,424,209	0	1,424,209	53.8	0.0	53.8	766,313	1,424,209	0	1,424,209	53.8	0.0	53.8	100.0	100.0
愛媛県	957,197	0	957,197	1,762,855	0	1,762,855	54.3	0.0	54.3	957,197	1,762,855	0	1,762,855	54.3	0.0	54.3	100.0	100.0
高知県	484,815	0	484,815	897,943	0	897,943	54.0	0.0	54.0	484,815	897,943	0	897,943	54.0	0.0	54.0	100.0	100.0
福岡県	3,993,084	0	3,993,084	7,585,074	0	7,585,074	52.6	0.0	52.6	3,993,084	7,585,074	0	7,585,074	52.6	0.0	52.6	100.0	100.0
佐賀県	613,888	0	613,888	1,107,163	0	1,107,163	55.4	0.0	55.4	613,888	1,107,163	0	1,107,163	55.4	0.0	55.4	100.0	100.0
長崎県	770,295	0	770,295	1,457,297	0	1,457,297	52.9	0.0	52.9	770,295	1,457,297	0	1,457,297	52.9	0.0	52.9	100.0	100.0
熊本県	1,315,772	59	1,315,831	2,484,268	19	2,484,287	53.0	310.5	53.0	1,315,772	2,484,209	19	2,484,228	53.0	310.5	53.0	100.0	100.0
大分県	855,317	0	855,317	1,581,953	0	1,581,953	54.1	0.0	54.1	855,317	1,581,953	0	1,581,953	54.1	0.0	54.1	100.0	100.0
宮崎県	777,978	0	777,978	1,406,526	0	1,406,526	55.3	0.0	55.3	777,978	1,406,526	0	1,406,526	55.3	0.0	55.3	100.0	100.0
鹿児島県	1,003,786	0	1,003,786	1,885,013	0	1,885,013	53.3	0.0	53.3	1,003,786	1,885,013	0	1,885,013	53.3	0.0	53.3	100.0	100.0
沖縄県	847,355	32	847,387	1,452,728	0	1,452,728	58.3	0.0	58.3	847,355	1,452,583	32	1,452,583	58.3	0.0	58.3	100.0	100.0
合計	103,865,793	4,081	103,869,874	198,234,943	4,223	198,239,166	52.4	96.6	52.4	103,864,680	198,227,874	2,626	198,229,999	52.4	123.6	52.4	64.3	100.0

(単位…額：千円、前年比・収入歩合：%)

軽油引取税

都道府県名	調査額 (2019年度)				調査額 (2018年度)				調査額の前年比				収入額 (2019年度)				収入額の前年比				収入歩合 (2019年度)				収入歩合 (2018年度)													
	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計		
北海道	56,009,013	730,818	56,739,831	58,243,745	1,275,480	59,519,225	96.2	57.3	95.3	54,850,287	730,817	55,581,104	57,513,024	57,513,024	1,275,480	58,788,504	95.4	57.3	94.5	97.9	100.0	98.0	98.7	100.0	98.8	98.7	100.0	98.8	98.7	100.0	98.8	98.7	100.0	98.8	98.7	100.0	98.8	
青森県	13,328,272	39,619	13,367,891	13,820,659	42,139	13,862,798	96.4	94.0	96.4	13,291,535	39,619	13,331,154	13,781,040	13,781,040	42,139	13,823,179	96.4	94.0	96.4	99.7	100.0	99.7	99.7	100.0	99.7	99.7	100.0	99.7	99.7	100.0	99.7	99.7	100.0	99.7	99.7	100.0	99.7	
岩手県	15,853,157	318,478	16,171,635	17,178,378	333,305	17,511,683	92.3	95.6	92.3	15,550,259	318,478	15,868,737	16,859,885	16,859,885	333,305	17,193,190	92.2	95.6	92.3	98.1	100.0	98.1	98.1	100.0	98.1	98.1	100.0	98.1	98.1	100.0	98.1	98.1	100.0	98.1	98.1	100.0	98.1	
宮城県	25,971,654	0	25,971,654	27,043,237	0	27,043,237	96.0	0.0	96.0	25,836,560	0	25,836,560	27,043,237	27,043,237	0	27,043,237	95.5	0.0	95.5	99.5	0.0	99.5	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	
秋田県	8,985,041	546	8,985,587	9,542,226	0	9,542,226	94.2	0.0	94.2	8,985,041	232	8,985,273	9,541,680	9,541,680	0	9,541,680	94.2	0.0	94.2	100.0	42.5	99.9	100.0	0.0	99.9	100.0	0.0	99.9	100.0	0.0	99.9	100.0	0.0	99.9	100.0	0.0	99.9	
山形県	9,175,894	0	9,175,894	9,726,262	2,034	9,728,296	94.3	0.0	94.3	9,150,264	0	9,150,264	9,726,262	9,726,262	2,034	9,728,296	94.1	0.0	94.1	99.7	0.0	99.7	100.0	0.0	99.7	100.0	0.0	99.7	100.0	0.0	99.7	100.0	0.0	99.7	100.0	0.0	99.7	
福島県	24,724,880	81,112	24,805,992	24,141,758	79,656	24,221,414	102.4	101.8	102.4	24,636,668	80,839	24,717,507	24,056,901	24,056,901	79,656	24,136,557	102.4	101.5	102.4	99.6	99.7	99.6	99.6	99.6	99.6	99.6	99.6	99.6	99.6	99.6	99.6	99.6	99.6	99.6	99.6	99.6	99.6	
茨城県	32,878,594	92,282	32,970,876	32,812,681	78,923	32,891,604	100.2	116.9	100.2	32,745,743	66,339	32,812,082	32,746,452	32,746,452	52,865	32,799,317	100.0	125.5	100.0	99.6	71.9	99.5	99.5	99.5	99.5	99.5	99.5	99.5	99.5	99.5	99.5	99.5	99.5	99.5	99.5	99.5	99.5	
栃木県	21,837,654	3,914	21,841,568	22,150,704	3,400	22,154,104	98.6	115.1	98.6	21,835,395	3,401	21,838,796	22,146,818	22,146,818	3,400	22,150,218	98.6	100.0	98.6	100.0	86.9	99.9	100.0	0.0	99.9	100.0	0.0	99.9	100.0	0.0	99.9	100.0	0.0	99.9	100.0	0.0	99.9	
群馬県	17,616,238	0	17,616,238	17,498,352	0	17,498,352	100.7	0.0	100.7	17,616,238	0	17,616,238	17,498,352	17,498,352	0	17,498,352	100.7	0.0	100.7	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	
埼玉県	51,455,163	229,008	51,684,171	51,003,056	229,921	51,232,977	100.9	99.6	100.9	51,209,995	229,008	51,439,003	50,773,528	50,773,528	229,921	51,663,449	99.9	99.6	100.9	99.5	100.0	99.5	99.5	99.5	99.5	99.5	99.5	99.5	99.5	99.5	99.5	99.5	99.5	99.5	99.5	99.5	99.5	99.5
千葉県	40,199,666	662,683	40,862,349	40,359,264	305,683	40,664,947	99.6	216.8	100.5	39,598,996	662,328	40,261,324	39,696,581	39,696,581	305,683	40,599,264	99.6	218.6	100.7	98.5	99.9	98.5	98.5	98.5	98.5	98.5	98.5	98.5	98.5	98.5	98.5	98.5	98.5	98.5	98.5	98.5	98.5	
東京都	39,291,259	1,328,738	40,619,997	40,110,253	1,331,090	41,441,343	98.0	99.8	98.0	37,921,882	1,328,738	39,250,620	38,781,516	38,781,516	1,331,090	40,112,606	97.8	99.8	97.2	99.8	100.0	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8
神奈川県	40,778,650	1,671,352	42,450,002	40,795,301	1,694,421	42,489,723	100.0	98.6	99.9	39,102,649	1,666,899	40,769,548	39,127,946	39,127,946	1,689,968	40,817,914	99.9	98.6	99.9	99.9	99.7	96.0	96.0	95.9	99.7	96.0	95.9	99.7	96.0	95.9	99.7	96.0	95.9	99.7	96.0	95.9	99.7	
新潟県	23,011,471	47,096	23,058,567	23,664,251	53,577	23,717,828	97.2	87.9	97.2	22,964,758	47,096	23,011,854	23,617,154	23,617,154	53,577	23,670,731	97.2	87.9	97.2	99.8	100.0	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8	99.8
富山県	11,015,618	298,303	11,313,921	11,220,277	397,990	11,618,268	98.2	75.0	97.4	10,626,256	298,303	10,924,559	10,921,973	10,921,973	397,990	11,319,963	97.3	75.0	96.5	96.5	100.0	96.6	97.3	100.0	97.3	100.0	97.3	100.0	97.3	100.0	97.3	100.0	97.3	100.0	97.3	100.0	97.3	
石川県	10,118,140	63,194	10,181,334	10,411,610	49,164	10,460,774	97.2	128.5	97.3	10,044,874	63,194	10,108,068	10,348,416	10,348,416	49,164	10,397,580	97.1	128.5	97.2	99.3	100.0	99.3	99.3	99.3	99.3	99.3	99.3	99.3	99.3	99.3	99.3	99.3	99.3	99.3	99.3	99.3	99.3	
福井県	8,212,684	427	8,213,111	8,417,065	467	8,417,532	97.6	91.4	97.6	8,199,056	427	8,199,056	8,417,065	8,417,065	467	8,417,532	97.6	91.4	97.6	99.8	4.7	99.8	100.0	0.0	99.8	100.0	0.0	99.8	100.0	0.0	99.8	100.0	0.0	99.8	100.0	0.0	99.8	
山梨県	7,260,718	0	7,260,718	7,319,415	0	7,319,415	99.2	0.0	99.2	7,260,718	0	7,260,718	7,319,415	7,319,415	0	7,319,415	99.2	0.0	99.2	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	
長野県	17,817,367	0	17,817,367	17,923,129	2,605	17,925,734	99.4	0.0	99.4	17,679,983	2,605	17,925,734	17,923,129	17,923,129	2,605	17,925,734	98.6	0.0	98.6	99.2	0.0	99.2	100.0	0.0	99.2	100.0	0.0	99.2	100.0	0.0	99.2	100.0	0.0	99.2	100.0	0.0	99.2	
岐阜県	16,989,132	453,728	17,442,860	17,177,326	191,867	17,369,193	98.9	236.5	100.4	16,849,776	399,213	17,248,989	16,772,053	16,772,053	453,728	17,369,193	98.9	236.5	100.4	99.2	88.0	98.9	97.6	74.7	97.4	97.6	74.7	97.4	97.6	74.7	97.4	97.6	74.7	97.4	97.6	74.7		
静岡県	38,486,739	0	38,486,739	38,591,827	0	38,591,827	99.7	0.0	99.7	38,486,739	0	38,486,739	38,591,827	38,591,827	0	38,591,827	99.7	0.0	99.7	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	
愛知県	59,952,178	1,117,875	61,070,053	60,575,830	1,270,717	61,846,547	99.0	88.0	99.0	58,282,861	1,097,847	59,380,708	59,461,616	59,461,616	1,249,517	60,711,133	98.0	87.9	97.2	98.2	97.2	98.2	98.2	98.2	98.2	98.2	98.2	98.2	98.2	98.2	98.2	98.2	98.2	98.2	98.2	98.2	98.2	
三重県	21,541,434	191,252	21,732,686	22,246,278	268,418	22,514,696	96.8	71.3	96.5	21,280,716	191,252	21,471,968	22,055,025	22,055,025	268,418	22,323,443	96.5	71.3	96.2	98.8	100.0	98.8	99.1	100.0	99.2	98.8	99.1	100.0	99.2	98.8	99.1	100.0	99.2	98.8	99.1	100.0	99.2	
滋賀県	12,959,494	430,096	13,389,590	13,072,145	444,474	13,516,619	99.1	96.8	99.1	12,562,532	401,684	12,964,216	12,673,407	12,673,407	413,112	13,086,519	99.1	97.2	99.1	96.9	93.4	96.8	96.9	92.9	96.8	96.9	92.9	96.8	96.9	92.9	96.8	96.9	92.9	96.8	96.9	92.9		
京都府	14,130,216	265,513	14,395,729	13,947,686	241,080	14,188,766	101.3	110.1	101.5	13,884,260	255,773	14,140,033	13,692,313	13,692,313	230,940	13,923,253	101.4	110.8	101.6	98.3	96.3	98.2	98.2	95.8	98.1	98.2	95.8	98.1	98.2	95.8	98.1	98.2	95.8	98.1	98.2	95.8		
大阪府	47,330,288	550,900	47,881,188	47,741,809	541,449	48,283,258	99.1	101.7	99.2	47,112,530	234,336	47,346,866	47,496,541	47,496,541	221,301	47,717,8																						

自動車税 (～2019.9)

(単位…額：千円、前年比・収入歩合：%)

都道府県名	調定額 (2018年度)			調定額の前年比			収入額 (2018年度)			収入額の前年比			収入歩合 (2018年度)			収入歩合 (2019年度)		
	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計
北海道	76,057,449	889,626	76,947,075	0.0	0.0	98.8	75,760,714	252,725	76,013,439	0.0	0.0	98.9	99.6	28.4	98.8	0.0	0.0	98.7
青森県	16,473,817	107,045	16,580,862	0.0	0.0	98.8	16,413,193	47,427	16,460,620	0.0	0.0	98.8	99.6	44.3	99.3	0.0	0.0	99.3
岩手県	17,639,138	71,772	17,710,910	0.0	0.0	98.7	17,603,958	28,533	17,632,491	0.0	0.0	98.8	99.8	39.8	99.6	0.0	0.0	99.5
宮城県	32,849,775	220,322	33,070,097	0.0	0.0	98.7	32,749,152	78,200	32,827,352	0.0	0.0	98.7	99.7	35.5	99.3	0.0	0.0	99.3
秋田県	13,417,360	37,614	13,454,974	0.0	0.0	98.2	13,411,203	7,765	13,418,968	0.0	0.0	98.4	100.0	20.6	99.7	0.0	0.0	99.6
山形県	15,951,506	62,078	16,013,584	0.0	0.0	98.9	15,932,772	16,717	15,949,489	0.0	0.0	99.0	99.9	26.9	99.6	0.0	0.0	99.5
福島県	30,270,874	477,966	30,748,840	0.0	0.0	98.6	30,121,279	108,433	30,229,712	0.0	0.0	98.6	99.5	22.7	98.3	0.0	0.0	98.3
茨城県	49,855,604	546,178	50,401,782	0.0	0.0	98.5	49,659,349	167,962	49,827,311	0.0	0.0	98.7	99.6	30.8	98.9	0.0	0.0	98.7
栃木県	34,704,036	103,902	34,807,938	0.0	0.0	98.5	34,656,624	29,155	34,685,779	0.0	0.0	98.6	99.9	28.1	99.6	0.0	0.0	99.6
群馬県	33,886,436	151,773	34,038,209	0.0	0.0	98.5	33,837,926	23,733	33,861,659	0.0	0.0	98.6	99.9	15.6	99.5	0.0	0.0	99.4
埼玉県	84,582,129	528,252	85,110,381	0.0	0.0	98.4	84,304,504	200,868	84,505,372	0.0	0.0	98.5	99.7	38.0	99.3	0.0	0.0	99.2
千葉県	73,862,629	1,047,553	74,910,215	0.0	0.0	98.4	73,508,530	323,557	73,832,087	0.0	0.0	98.5	99.5	30.9	98.6	0.0	0.0	98.4
東京都	102,602,390	718,273	103,320,663	0.0	0.0	97.7	102,300,666	235,845	102,536,511	0.0	0.0	97.7	99.7	32.8	99.2	0.0	0.0	99.2
神奈川県	90,120,039	667,151	90,787,190	0.0	0.0	98.9	89,819,817	188,531	90,008,348	0.0	0.0	98.9	99.7	28.3	99.1	0.0	0.0	99.2
新潟県	31,374,812	49,773	31,424,585	0.0	0.0	98.6	31,357,639	16,713	31,374,352	0.0	0.0	98.6	99.9	33.6	99.8	0.0	0.0	99.8
富山県	16,842,982	75,139	16,918,121	0.0	0.0	98.7	16,809,058	32,605	16,841,663	0.0	0.0	98.7	99.8	43.4	99.5	0.0	0.0	98.7
石川県	17,594,051	213,323	17,807,374	0.0	0.0	99.3	17,485,073	89,008	17,574,081	0.0	0.0	99.3	99.4	41.7	98.5	0.0	0.0	98.5
福井県	12,045,112	89,638	12,134,750	0.0	0.0	99.2	12,012,468	25,869	12,038,337	0.0	0.0	99.2	99.7	28.9	99.2	0.0	0.0	99.2
山梨県	12,804,177	99,916	12,904,093	0.0	0.0	98.9	12,763,669	39,199	12,802,869	0.0	0.0	99.1	99.7	39.2	99.2	0.0	0.0	99.1
長野県	31,395,546	173,917	31,569,463	0.0	0.0	98.4	31,319,093	61,594	31,380,687	0.0	0.0	98.5	99.8	35.4	99.4	0.0	0.0	99.4
岐阜県	31,450,731	451,956	31,902,687	0.0	0.0	98.5	31,287,146	185,450	31,472,596	0.0	0.0	98.6	99.5	41.0	98.7	0.0	0.0	98.5
静岡県	53,525,247	347,109	53,872,356	0.0	0.0	98.5	53,386,664	103,995	53,490,659	0.0	0.0	98.6	99.5	30.0	99.3	0.0	0.0	99.2
愛知県	115,261,231	821,299	116,082,530	0.0	0.0	98.9	114,784,399	383,789	115,168,188	0.0	0.0	99.0	99.6	46.7	99.2	0.0	0.0	99.2
三重県	27,256,202	120,342	27,376,544	0.0	0.0	98.7	27,217,708	33,638	27,251,346	0.0	0.0	98.7	99.9	28.0	99.5	0.0	0.0	99.5
滋賀県	17,991,687	178,489	18,170,176	0.0	0.0	98.9	17,920,666	70,813	17,991,479	0.0	0.0	99.1	99.6	39.7	99.0	0.0	0.0	98.9
京都府	24,803,216	397,682	25,200,898	0.0	0.0	98.3	24,633,460	168,501	24,801,961	0.0	0.0	98.4	99.3	42.4	98.4	0.0	0.0	98.3
大阪府	77,469,851	787,029	78,256,880	0.0	0.0	98.5	77,160,698	275,789	77,436,487	0.0	0.0	98.7	99.6	35.0	99.0	0.0	0.0	98.8
兵庫県	60,871,822	705,022	61,576,844	0.0	0.0	98.5	60,539,032	333,007	60,872,039	0.0	0.0	98.7	99.5	47.2	98.9	0.0	0.0	98.7
奈良県	14,974,752	217,564	15,192,316	0.0	0.0	98.1	14,894,100	80,916	14,975,016	0.0	0.0	98.4	99.5	37.2	98.6	0.0	0.0	98.3
和歌山県	11,034,258	39,128	11,073,386	0.0	0.0	98.9	11,019,876	12,819	11,032,695	0.0	0.0	99.0	99.9	32.8	99.6	0.0	0.0	99.6
鳥取県	6,957,045	16,920	6,973,965	0.0	0.0	99.0	6,951,182	4,750	6,955,932	0.0	0.0	99.0	99.9	28.1	99.7	0.0	0.0	99.7
島根県	8,069,855	33,258	8,103,113	0.0	0.0	98.9	8,057,035	9,566	8,066,601	0.0	0.0	98.9	99.8	28.8	99.5	0.0	0.0	99.5
岡山県	25,488,849	148,954	25,637,803	0.0	0.0	99.1	25,436,105	45,212	25,481,317	0.0	0.0	99.2	99.8	30.4	99.4	0.0	0.0	99.3
広島県	33,139,301	154,855	33,294,156	0.0	0.0	98.9	33,069,007	51,382	33,120,389	0.0	0.0	98.9	99.8	33.2	99.5	0.0	0.0	99.4
山口県	17,693,234	46,040	17,739,274	0.0	0.0	98.8	17,675,614	13,410	17,689,024	0.0	0.0	98.9	99.9	29.1	99.7	0.0	0.0	99.7
徳島県	10,072,325	60,412	10,132,737	0.0	0.0	98.7	10,047,906	18,094	10,066,000	0.0	0.0	98.8	99.8	30.0	99.3	0.0	0.0	99.3
香川県	12,970,119	117,360	13,087,479	0.0	0.0	98.5	12,933,433	33,778	12,967,211	0.0	0.0	98.6	99.7	28.8	99.1	0.0	0.0	99.0
愛媛県	15,511,985	143,644	15,655,629	0.0	0.0	98.8	15,471,854	46,866	15,518,720	0.0	0.0	98.8	99.7	32.6	99.1	0.0	0.0	98.9
高知県	7,712,752	58,745	7,771,497	0.0	0.0	98.3	7,700,711	25,218	7,725,929	0.0	0.0	98.6	99.8	42.9	99.4	0.0	0.0	99.1
福岡県	59,509,170	369,018	59,878,188	0.0	0.0	99.3	59,331,536	155,923	59,487,459	0.0	0.0	99.4	99.7	42.3	99.3	0.0	0.0	99.3
佐賀県	10,252,202	36,606	10,288,808	0.0	0.0	99.2	10,236,304	11,003	10,247,307	0.0	0.0	99.2	99.8	30.1	99.6	0.0	0.0	99.6
長崎県	12,825,774	42,805	12,868,579	0.0	0.0	98.9	12,808,723	12,417	12,821,140	0.0	0.0	98.9	99.9	29.0	99.6	0.0	0.0	99.6
熊本県	21,878,963	125,562	22,004,525	0.0	0.0	99.2	21,824,451	44,536	21,868,987	0.0	0.0	99.3	99.8	35.5	99.4	0.0	0.0	99.3
大分県	14,106,129	85,465	14,191,594	0.0	0.0	98.8	14,078,188	30,885	14,109,073	0.0	0.0	99.0	99.8	36.1	99.4	0.0	0.0	99.3
宮崎県	13,234,817	37,244	13,272,061	0.0	0.0	99.3	13,219,898	12,609	13,232,507	0.0	0.0	99.4	99.9	33.9	99.7	0.0	0.0	99.7
鹿児島県	17,915,619	177,330	18,092,948	0.0	0.0	99.7	17,857,270	62,092	17,919,363	0.0	0.0	99.9	99.7	35.0	99.0	0.0	0.0	98.9
沖縄県	14,821,717	111,127	14,932,844	0.0	0.0	101.6	14,790,165	35,450	14,825,615	0.0	0.0	101.8	99.8	31.9	99.3	0.0	0.0	99.2
合計	1,531,128,748	12,162,176	1,543,290,924	0.0	0.0	98.6	1,526,159,818	4,236,348	1,530,396,166	0.0	0.0	98.7	99.7	34.8	99.2	0.0	0.0	99.1

自動車税（環境性能割）

(単位: 額: 千円、前年比・収入歩合: %)

都道府県名	調定額 (2019年度)			調定額 (2018年度)			調査額の前年比			収入額 (2019年度)			収入額 (2018年度)			収入額の前年比			収入歩合 (2019年度)			収入歩合 (2018年度)			
	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	
北海道	1,957,367	0	1,957,367	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	1,957,367	0	1,957,367	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
青森県	410,900	0	410,900	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	410,900	0	410,900	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
岩手県	404,827	0	404,827	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	404,827	0	404,827	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
宮城県	853,751	0	853,751	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	853,751	0	853,751	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
秋田県	327,764	0	327,764	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	327,764	0	327,764	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
山形県	360,551	0	360,551	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	360,551	0	360,551	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
福島県	721,145	0	721,145	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	721,145	0	721,145	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
茨城県	1,157,030	0	1,157,030	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	1,157,030	0	1,157,030	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
栃木県	819,089	0	819,089	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	819,089	0	819,089	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
群馬県	857,179	0	857,179	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	857,179	0	857,179	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
埼玉県	2,534,948	0	2,534,948	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	2,534,948	0	2,534,948	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
千葉県	2,113,283	0	2,113,283	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	2,106,538	0	2,106,538	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	99.7	0.0	99.7	0.0	0.0
東京都	4,783,272	0	4,783,272	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	4,786,488	0	4,786,488	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	100.1	0.0	100.1	0.0	0.0
神奈川県	3,134,286	0	3,134,286	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	3,134,506	0	3,134,506	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
新潟県	734,927	0	734,927	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	734,927	0	734,927	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
富山県	381,306	0	381,306	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	381,306	0	381,306	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
石川県	501,877	0	501,877	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	501,877	0	501,877	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
福井県	354,341	0	354,341	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	354,341	0	354,341	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
山梨県	302,975	0	302,975	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	302,975	0	302,975	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
長野県	843,436	0	843,436	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	843,436	0	843,436	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
岐阜県	862,143	0	862,143	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	862,143	0	862,143	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
静岡県	1,460,938	0	1,460,938	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	1,460,938	0	1,460,938	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
愛知県	4,185,896	0	4,185,896	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	4,185,822	0	4,185,822	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
三重県	796,129	0	796,129	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	796,129	0	796,129	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
滋賀県	556,265	0	556,265	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	556,265	0	556,265	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
京都府	911,231	0	911,231	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	911,231	0	911,231	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
大阪府	2,996,542	0	2,996,542	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	2,996,559	0	2,996,559	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
兵庫県	1,940,276	0	1,940,276	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	1,940,276	0	1,940,276	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
奈良県	433,073	0	433,073	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	433,073	0	433,073	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
和歌山県	309,946	0	309,946	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	309,946	0	309,946	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
鳥取県	170,309	0	170,309	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	170,309	0	170,309	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
島根県	207,117	0	207,117	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	207,117	0	207,117	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
岡山県	678,727	0	678,727	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	678,727	0	678,727	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
広島県	1,075,547	0	1,075,547	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	1,075,547	0	1,075,547	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
山口県	496,047	0	496,047	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	496,047	0	496,047	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
徳島県	228,381	0	228,381	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	228,381	0	228,381	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
香川県	296,159	0	296,159	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	296,159	0	296,159	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
愛媛県	391,275	0	391,275	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	391,275	0	391,275	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
高知県	171,152	0	171,152	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	171,152	0	171,152	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
福岡県	1,844,889	0	1,844,889	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	1,844,889	0	1,844,889	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
佐賀県	230,818	0	230,818	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	230,700	0	230,700	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	99.9	0.0	99.9	0.0	0.0
長崎県	282,765	0	282,765	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	282,765	0	282,765	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
熊本県	504,667	0	504,667	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	504,667	0	504,667	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
大分県	327,020	0	327,020	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	327,020	0	327,020	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
宮崎県	312,267	0	312,267	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	312,267	0	312,267	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
鹿児島県	369,194	0	369,194	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	369,194	0	369,194	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
沖縄県	254,135	0	254,135	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	254,128	0	254,128	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0
合計	45,847,162	0	45,847,162	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	45,847,162	0	45,847,162	0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0

自動車税(種別割)

(単位…額：千円、前年比・収入歩合：%)

都道府県名	調定額(2019年度)			調定額の前年比			収入額(2019年度)			収入額の前年比			収入歩合(2019年度)			収入歩合(2018年度)		
	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計
北海道	530,306	0	530,306	0	0.0	0.0	522,653	0	522,653	0	0.0	0.0	98.6	0.0	98.6	0.0	0.0	0.0
青森県	110,512	0	110,512	0	0.0	0.0	110,512	0	110,512	0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
岩手県	115,801	0	115,801	0	0.0	0.0	115,801	0	115,801	0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
宮城県	264,887	0	264,887	0	0.0	0.0	264,410	0	264,410	0	0.0	0.0	99.8	0.0	99.8	0.0	0.0	0.0
秋田県	87,064	0	87,064	0	0.0	0.0	87,064	0	87,064	0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
山形県	108,329	0	108,329	0	0.0	0.0	108,329	0	108,329	0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
福島県	232,941	0	232,941	0	0.0	0.0	232,941	0	232,941	0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
茨城県	442,920	0	442,920	0	0.0	0.0	442,607	0	442,607	0	0.0	0.0	99.9	0.0	99.9	0.0	0.0	0.0
栃木県	269,582	0	269,582	0	0.0	0.0	269,582	0	269,582	0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
群馬県	241,766	0	241,766	0	0.0	0.0	241,766	0	241,766	0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
埼玉県	689,840	0	689,840	0	0.0	0.0	689,449	0	689,449	0	0.0	0.0	99.9	0.0	99.9	0.0	0.0	0.0
千葉県	607,855	0	607,855	0	0.0	0.0	607,648	0	607,648	0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
東京都	906,365	0	906,365	0	0.0	0.0	906,431	0	906,431	0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
神奈川県	768,590	0	768,590	0	0.0	0.0	768,590	0	768,590	0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
新潟県	194,949	0	194,949	0	0.0	0.0	194,934	0	194,934	0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
富山県	105,943	0	105,943	0	0.0	0.0	105,943	0	105,943	0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
石川県	123,568	0	123,568	0	0.0	0.0	123,568	0	123,568	0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
福井県	79,652	0	79,652	0	0.0	0.0	79,652	0	79,652	0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
山梨県	80,456	0	80,456	0	0.0	0.0	80,440	0	80,440	0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
長野県	214,703	0	214,703	0	0.0	0.0	214,703	0	214,703	0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
岐阜県	237,619	0	237,619	0	0.0	0.0	237,602	0	237,602	0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
静岡県	396,132	0	396,132	0	0.0	0.0	396,132	0	396,132	0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
愛知県	1,020,743	0	1,020,743	0	0.0	0.0	1,020,696	0	1,020,696	0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
三重県	202,143	0	202,143	0	0.0	0.0	202,143	0	202,143	0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
滋賀県	141,628	0	141,628	0	0.0	0.0	141,587	0	141,587	0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
京都府	208,936	0	208,936	0	0.0	0.0	208,936	0	208,936	0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
大阪府	705,789	0	705,789	0	0.0	0.0	705,788	0	705,788	0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
兵庫県	476,291	0	476,291	0	0.0	0.0	476,251	0	476,251	0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
奈良県	112,521	0	112,521	0	0.0	0.0	112,502	0	112,502	0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
和歌山県	75,871	0	75,871	0	0.0	0.0	75,871	0	75,871	0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
鳥取県	48,054	0	48,054	0	0.0	0.0	48,054	0	48,054	0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
島根県	57,395	0	57,395	0	0.0	0.0	57,395	0	57,395	0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
岡山県	185,227	0	185,227	0	0.0	0.0	185,227	0	185,227	0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
広島県	272,929	0	272,929	0	0.0	0.0	272,929	0	272,929	0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
山口県	136,873	0	136,873	0	0.0	0.0	136,873	0	136,873	0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
徳島県	61,440	0	61,440	0	0.0	0.0	61,440	0	61,440	0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
香川県	88,923	0	88,923	0	0.0	0.0	88,871	0	88,871	0	0.0	0.0	99.9	0.0	99.9	0.0	0.0	0.0
愛媛県	102,854	0	102,854	0	0.0	0.0	102,854	0	102,854	0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
高知県	49,163	0	49,163	0	0.0	0.0	49,163	0	49,163	0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
福岡県	492,208	0	492,208	0	0.0	0.0	492,208	0	492,208	0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
佐賀県	82,725	0	82,725	0	0.0	0.0	82,249	0	82,249	0	0.0	0.0	99.4	0.0	99.4	0.0	0.0	0.0
長崎県	88,863	0	88,863	0	0.0	0.0	88,863	0	88,863	0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
熊本県	161,964	0	161,964	0	0.0	0.0	161,275	0	161,275	0	0.0	0.0	99.6	0.0	99.6	0.0	0.0	0.0
大分県	98,358	0	98,358	0	0.0	0.0	98,358	0	98,358	0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
宮崎県	98,624	0	98,624	0	0.0	0.0	98,624	0	98,624	0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0
鹿児島県	0	0	0	0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
沖縄県	133,721	0	133,721	0	0.0	0.0	131,291	0	131,291	0	0.0	0.0	98.2	0.0	98.2	0.0	0.0	0.0
合計	11,913,024	0	11,913,024	0	0.0	0.0	11,900,205	0	11,900,205	0	0.0	0.0	99.9	0.0	99.9	0.0	0.0	0.0

自動車税(種別割)

(単位…額：千円、前年比・収入歩合：%)

都道府県名	2019年度				2018年度				2019年度				2018年度				収入額の前年比				収入歩合									
	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計
北海道	76,587,755	889,626	77,477,381	76,915,430	995,669	77,911,099	0.0	0.0	0.0	76,283,367	252,725	76,536,092	76,595,542	278,617	76,874,159	0.0	0.0	0.0	99.6	28.4	98.8	99.6	28.0	98.7						
青森県	16,584,329	107,045	16,691,374	16,674,855	106,987	16,781,842	0.0	0.0	0.0	16,523,705	47,427	16,571,132	16,616,302	48,248	16,664,550	0.0	0.0	0.0	99.6	44.3	99.3	99.6	45.1	99.3						
岩手県	17,754,939	71,772	17,826,711	17,850,661	87,670	17,938,331	0.0	0.0	0.0	17,719,759	28,533	17,748,292	17,816,549	36,744	17,853,293	0.0	0.0	0.0	99.8	39.8	99.6	99.8	41.9	99.5						
宮城県	33,114,662	220,322	33,334,984	33,280,805	237,739	33,518,544	0.0	0.0	0.0	33,013,562	78,200	33,091,762	33,179,315	90,370	33,269,685	0.0	0.0	0.0	99.7	35.5	99.3	99.7	38.0	99.3						
秋田県	13,504,825	37,614	13,542,038	13,637,150	60,517	13,697,667	0.0	0.0	0.0	13,498,267	7,765	13,506,032	13,629,949	12,232	13,642,182	0.0	0.0	0.0	100.0	20.6	99.7	99.9	20.2	99.6						
山形県	16,059,835	62,078	16,121,913	16,117,650	70,101	16,187,751	0.0	0.0	0.0	16,041,101	16,717	16,057,818	16,099,256	17,001	16,114,257	0.0	0.0	0.0	99.9	26.9	99.6	99.9	24.3	99.6						
福島県	30,503,815	477,966	30,981,781	30,701,701	487,850	31,189,551	0.0	0.0	0.0	30,354,220	108,433	30,462,653	30,549,210	122,556	30,671,766	0.0	0.0	0.0	99.5	22.7	98.3	99.5	25.1	98.3						
茨城県	50,298,524	546,178	50,844,702	50,531,174	638,933	51,170,107	0.0	0.0	0.0	50,101,956	167,962	50,269,918	50,327,981	170,144	50,498,125	0.0	0.0	0.0	99.6	30.8	98.9	99.6	26.6	98.7						
栃木県	34,973,618	103,902	35,077,520	35,203,468	122,159	35,325,627	0.0	0.0	0.0	34,926,206	29,155	34,955,361	35,158,585	25,296	35,183,881	0.0	0.0	0.0	99.9	28.1	99.7	99.9	20.7	99.6						
群馬県	84,128,202	151,773	84,279,975	84,360,805	196,712	84,557,517	0.0	0.0	0.0	84,079,692	23,733	84,103,425	84,317,459	35,039	84,352,498	0.0	0.0	0.0	99.9	15.6	99.5	99.9	17.8	99.4						
埼玉県	85,271,969	528,252	85,800,221	85,796,298	663,569	86,459,867	0.0	0.0	0.0	84,993,953	200,868	85,194,821	85,521,509	236,805	85,758,314	0.0	0.0	0.0	99.7	38.0	99.3	99.7	35.7	99.2						
千葉県	74,470,517	1,047,553	75,518,074	74,878,547	1,271,465	76,150,017	0.0	0.0	0.0	74,116,178	323,557	74,439,735	74,528,104	432,130	74,960,234	0.0	0.0	0.0	99.5	30.9	98.6	99.5	34.0	98.4						
東京都	103,508,755	718,273	104,227,028	104,935,863	787,673	105,723,536	0.0	0.0	0.0	103,207,097	235,845	103,442,942	104,648,778	259,039	104,907,817	0.0	0.0	0.0	99.7	32.8	99.2	99.7	32.9	99.2						
神奈川県	90,888,629	667,151	91,555,780	91,809,051	751,672	92,560,723	0.0	0.0	0.0	90,588,407	188,531	90,776,938	91,551,075	232,241	91,783,316	0.0	0.0	0.0	99.7	28.3	99.1	99.7	30.9	99.2						
新潟県	31,569,761	49,773	31,619,534	31,818,139	58,267	31,876,406	0.0	0.0	0.0	31,552,573	16,713	31,569,286	31,798,839	17,785	31,816,624	0.0	0.0	0.0	99.9	33.6	99.8	99.9	30.5	99.8						
富山県	16,948,925	75,139	17,024,064	17,048,176	95,501	17,143,677	0.0	0.0	0.0	16,915,001	32,605	16,947,606	17,012,862	42,839	17,055,700	0.0	0.0	0.0	99.8	43.4	99.6	99.8	44.9	99.5						
石川県	17,717,619	213,323	17,930,942	17,703,708	232,556	17,936,264	0.0	0.0	0.0	17,608,641	89,000	17,697,649	17,603,216	102,125	17,705,341	0.0	0.0	0.0	99.4	41.7	98.7	99.4	43.9	98.7						
福井県	12,124,764	89,638	12,214,402	12,132,056	97,595	12,229,651	0.0	0.0	0.0	12,092,120	25,869	12,117,989	12,101,743	27,979	12,129,722	0.0	0.0	0.0	99.7	28.9	99.2	99.8	28.7	99.2						
山梨県	12,884,633	99,916	12,984,549	12,913,057	128,056	13,041,113	0.0	0.0	0.0	12,844,109	39,199	12,883,308	12,871,145	48,532	12,919,677	0.0	0.0	0.0	99.7	39.2	99.2	99.7	37.9	99.1						
長野県	31,610,249	173,917	31,784,166	31,868,638	200,212	32,068,850	0.0	0.0	0.0	31,533,796	61,594	31,595,390	31,794,231	69,681	31,863,912	0.0	0.0	0.0	99.8	35.4	99.4	99.8	34.8	99.4						
岐阜県	31,688,350	451,956	32,140,306	31,860,653	535,695	32,396,348	0.0	0.0	0.0	31,524,748	185,450	31,714,198	31,674,731	230,038	31,904,769	0.0	0.0	0.0	99.5	41.0	98.7	99.4	42.9	98.5						
静岡県	53,921,379	347,100	54,268,488	54,253,276	439,691	54,692,967	0.0	0.0	0.0	53,782,796	103,995	53,886,791	54,103,443	150,541	54,253,984	0.0	0.0	0.0	99.7	30.0	99.3	99.7	34.2	99.2						
愛知県	116,281,474	821,299	117,103,773	116,439,833	907,627	117,347,466	0.0	0.0	0.0	115,805,995	383,789	116,188,884	115,948,515	435,122	116,383,637	0.0	0.0	0.0	99.6	46.7	99.2	99.6	47.9	99.2						
三重県	27,458,345	120,342	27,578,687	27,605,307	140,153	27,745,460	0.0	0.0	0.0	27,419,851	33,638	27,453,489	27,568,145	42,619	27,610,764	0.0	0.0	0.0	99.9	28.0	99.5	99.9	30.4	99.5						
滋賀県	18,133,315	178,489	18,311,804	18,163,036	200,448	18,363,484	0.0	0.0	0.0	18,062,253	70,813	18,133,066	18,087,521	72,615	18,160,136	0.0	0.0	0.0	99.6	39.7	99.0	99.6	36.2	98.9						
京都府	25,012,152	397,682	25,409,834	25,196,596	440,826	25,637,422	0.0	0.0	0.0	24,842,396	168,501	25,010,897	25,020,066	180,667	25,200,733	0.0	0.0	0.0	99.3	42.4	98.4	99.3	41.0	98.3						
大阪府	78,175,640	887,029	79,062,669	78,474,366	955,564	79,429,930	0.0	0.0	0.0	77,866,486	275,789	78,142,275	78,106,695	364,445	78,471,140	0.0	0.0	0.0	99.6	35.0	99.0	99.5	38.1	98.8						
兵庫県	61,348,113	705,022	62,053,135	61,671,042	818,039	62,489,081	0.0	0.0	0.0	61,015,283	333,007	61,348,290	61,303,988	394,482	61,698,470	0.0	0.0	0.0	99.5	47.2	98.9	99.4	48.2	98.7						
奈良県	15,087,273	217,564	15,304,837	15,218,477	260,214	15,478,691	0.0	0.0	0.0	15,006,602	80,916	15,087,518	15,129,666	88,937	15,218,603	0.0	0.0	0.0	99.5	37.2	98.6	99.4	34.2	98.3						
和歌山県	11,110,129	39,128	11,149,257	11,143,027	50,787	11,193,814	0.0	0.0	0.0	11,095,747	12,819	11,108,566	11,129,526	17,885	11,147,411	0.0	0.0	0.0	99.9	32.8	99.6	99.9	35.2	99.6						
鳥取県	7,005,099	16,920	7,022,019	7,022,946	23,004	7,045,950	0.0	0.0	0.0	6,999,236	4,750	7,003,986	7,017,870	7,864	7,025,734	0.0	0.0	0.0	99.9	28.1	99.7	99.9	34.2	99.7						
島根県	8,127,250	33,258	8,160,508	8,155,561	39,421	8,194,982	0.0	0.0	0.0	8,114,430	9,566	8,123,996	8,143,874	11,751	8,155,625	0.0	0.0	0.0	99.8	28.8	99.6	99.9	29.8	99.5						
岡山県	25,674,076	148,954	25,823,030	25,701,157	156,572	25,857,729	0.0	0.0	0.0	25,621,332	45,212	25,666,544	25,635,195	41,678	25,676,873	0.0	0.0	0.0	99.8	30.4	99.4	99.7	26.6	99.3						
広島県	33,412,230	154,855	33,567,085	33,492,184	182,841	33,675,025	0.0	0.0	0.0	33,341,936	51,382	33,393,318	33,416,827	58,525	33,475,352	0.0	0.0	0.0	99.8	33.2	99.5	99.8	32.0	99.4						
山口県	17,830,107	46,040	17,876,147	17,893,272	60,231	17,953,503	0.0	0.0	0.0	17,812,487	13,410	17,825,897	17,876,101	17,546	17,893,647	0.0	0.0	0.0	99.9	29.1	99.7	99.9	29.1	99.7						
徳島県	10,133,765	60,412	10,194,177	10,190,510	71,606	10,262,116	0.0	0.0	0.0	10,109,346	18,094	10,127,440	10,167,426	24,866	10,192,292	0.0	0.0	0.0	99.8	30.0	99.3	99.8	34.7	99.3						
香川県	13,059,042	117,360	13,176,402	13,128,441	163,260	13,291,701	0.0	0.0	0.0	13,022,304	33,778	13,056,082	13,090,624	66,398	13,157,022	0.0	0.0	0.0	99.7	28.8	99.1	99.7	40.7	99.0						
愛媛県	15,614,839	143,644	15,758,483	15,680,875	165,808	15,846,683	0.0	0.0	0.0	15,574,708	46,866	15,621,574	15,628,457	51,492	15,679,949	0.0	0.0	0.0	99.7	32.6	99.1	99.7	31.1	98.9						
高知県	7,761,915	58,745	7,820,660	7,804,606	104,666	7,909,272	0.0	0.0	0.0	7,749,874	25,218	7,775,092	7,792,280	46,376	7,838,656	0.0	0.0	0.0	99.8	42.9	99.4	99.8	44.3	99.1						
福岡県	60,001,378	369,018	60,370,396	59,868,579	449,956	60,318,535	0.0	0.0	0.0	59,823,744	155,923	59,975,755	59,675,755	197,071	59,872,826	0.0	0.0	0.0	99.7	42.3	99.4	99.7	43.8	99.3						
佐賀県	10,334,927	36,606	10,371,533	10,332,873	44,055	10,376,928	0.0	0.0	0.0	10,318,553	11,003	10,329,556	10,321,390	13,338	10,334,728	0.0	0.0	0.0	99.8	30.1	99.6	99.9	30.3	99.6						
長崎県	12,914,637	42,805	12,957,442	12,962,270	50,530	13,012,800	0.0	0.0	0.0	12,897,586	12,417	12,910,003	12,945,036																	

単位…額：千円、前年比・収入歩合：%

市区税

都道府県名	調定額(2019年度)			調定額(2018年度)			調定額の前年比			収入額(2019年度)			収入額の前年比			収入歩合(2018年度)			収入歩合(2019年度)					
	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計
北海道	32,899	974	33,873	27,756	877	28,633	118.5	111.1	118.3	32,899	904	33,803	27,479	46	27,525	119.7	1965.2	122.8	100.0	92.8	99.8	99.0	5.2	96.1
青森県	2,654	0	2,654	3,028	0	3,028	87.6	0.0	87.6	2,654	0	2,654	3,028	0	3,028	87.6	0.0	87.6	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
岩手県	18,120	416	18,536	17,505	300	17,805	103.5	138.7	104.1	17,984	150	18,134	17,369	0	17,369	103.5	0.0	104.4	99.2	36.1	97.8	99.2	0.0	97.6
宮城県	2,537	0	2,537	2,619	0	2,619	96.9	0.0	96.9	2,537	0	2,537	2,619	0	2,619	96.9	0.0	96.9	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
秋田県	10,150	429	10,579	13,324	579	13,904	76.2	74.0	76.1	10,027	10	10,037	13,077	398	13,475	76.7	2.5	74.5	98.8	2.3	94.9	98.1	68.7	96.9
山形県	2,536	0	2,536	2,970	0	2,970	85.4	0.0	85.4	2,536	0	2,536	2,970	0	2,970	85.4	0.0	85.4	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
福島県	10,382	0	10,382	10,436	108	10,544	99.5	0.0	98.5	10,382	0	10,382	10,436	2	10,438	99.5	0.0	99.5	100.0	0.0	100.0	100.0	1.9	99.0
茨城県	4,308	50	4,358	4,298	158	4,456	100.2	31.6	97.8	4,308	0	4,308	4,298	0	4,298	100.2	0.0	100.2	100.0	0.0	98.9	100.0	0.0	96.5
栃木県	7,869	0	7,869	7,417	150	7,567	106.1	0.0	104.0	7,869	0	7,869	7,417	66	7,483	106.1	0.0	105.2	100.0	0.0	100.0	100.0	44.0	98.9
群馬県	1,717	0	1,717	1,706	0	1,706	100.6	0.0	100.6	1,717	0	1,717	1,706	0	1,706	100.6	0.0	100.6	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
埼玉県	5,126	27	5,153	4,860	0	4,860	105.5	0.0	106.0	5,126	0	5,126	4,833	0	4,833	106.1	0.0	106.1	100.0	0.0	99.5	99.4	0.0	99.4
千葉県	41,692	0	41,692	41,898	0	41,898	99.5	0.0	99.5	41,692	0	41,692	41,898	0	41,898	99.5	0.0	99.5	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
東京都	2,119	0	2,119	2,119	0	2,119	100.0	0.0	100.0	2,119	0	2,119	2,119	0	2,119	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
神奈川県	1	0	1	1	0	1	100.0	0.0	100.0	1	0	1	1	0	1	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
新潟県	41,682	80	41,762	47,818	44	47,862	87.2	181.8	87.3	41,682	80	41,762	47,782	0	47,782	87.2	0.0	87.4	100.0	100.0	100.0	99.9	0.0	99.8
富山県	775	116	891	777	0	777	99.7	0.0	114.7	775	116	891	661	0	661	117.2	0.0	134.8	100.0	100.0	100.0	85.1	0.0	85.1
石川県	428	0	428	491	0	491	87.2	0.0	87.2	428	0	428	491	0	491	87.2	0.0	87.2	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
福井県	2,217	0	2,217	2,235	0	2,235	99.2	0.0	99.2	2,217	0	2,217	2,235	0	2,235	99.2	0.0	99.2	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
山梨県	234	0	234	244	0	244	96.1	0.0	96.1	234	0	234	244	0	244	96.1	0.0	96.1	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
長野県	2,613	0	2,613	2,658	0	2,658	98.3	0.0	98.3	2,553	0	2,553	2,658	0	2,658	96.0	0.0	96.0	97.7	0.0	97.7	100.0	0.0	100.0
岐阜県	16,569	4,334	20,903	16,561	4,104	20,665	100.0	105.6	101.2	16,510	0	16,510	16,331	0	16,331	101.1	0.0	101.1	99.6	0.0	79.0	98.6	0.0	79.0
静岡県	4,049	0	4,049	3,931	0	3,931	103.0	0.0	103.0	4,049	0	4,049	3,931	0	3,931	103.0	0.0	103.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
愛知県	2,509	0	2,509	2,829	0	2,829	88.7	0.0	88.7	2,509	0	2,509	2,815	0	2,815	89.1	0.0	89.1	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	99.5
三重県	2,905	0	2,905	2,965	0	2,965	98.0	0.0	98.0	2,905	0	2,905	2,965	0	2,965	98.0	0.0	98.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
滋賀県	7,262	0	7,262	7,328	0	7,328	99.1	0.0	99.1	7,262	0	7,262	7,328	0	7,328	99.1	0.0	99.1	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
京都府	525	100	625	527	64	591	99.6	156.3	105.8	465	42	507	467	24	491	99.6	175.0	103.3	88.6	42.0	81.1	88.6	37.5	83.1
大阪府	40	0	40	40	0	40	100.0	0.0	100.0	40	0	40	40	0	40	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
兵庫県	10,368	0	10,368	10,513	0	10,513	98.6	0.0	98.6	10,368	0	10,368	10,513	0	10,513	98.6	0.0	98.6	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
奈良県	680	0	680	738	0	738	92.1	0.0	92.1	680	0	680	738	0	738	92.1	0.0	92.1	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
和歌山県	91	0	91	91	0	91	100.0	0.0	100.0	91	0	91	91	0	91	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
鳥取県	734	0	734	734	0	734	100.0	0.0	100.0	734	0	734	734	0	734	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
島根県	1,153	0	1,153	1,153	0	1,153	100.0	0.0	100.0	1,153	0	1,153	1,153	0	1,153	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
岡山県	10,745	66	10,811	10,745	66	10,811	100.0	0.0	100.0	10,745	66	10,811	10,745	0	10,745	100.0	0.0	100.6	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	99.4
広島県	4,418	0	4,418	4,450	0	4,450	99.3	0.0	99.3	4,418	0	4,418	4,450	0	4,450	99.3	0.0	99.3	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
山口県	8,795	0	8,795	9,128	0	9,128	96.4	0.0	96.4	8,795	0	8,795	9,128	0	9,128	96.4	0.0	96.4	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
徳島県	1,386	0	1,386	1,289	0	1,289	107.5	0.0	107.5	1,386	0	1,386	1,289	0	1,289	107.5	0.0	107.5	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
香川県	12	0	12	12	0	12	100.0	0.0	100.0	12	0	12	12	0	12	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
愛媛県	2,977	584	3,561	3,160	467	3,627	94.2	125.1	98.2	2,861	0	2,861	3,043	0	3,043	94.0	0.0	94.0	96.1	0.0	80.3	96.3	0.0	83.9
高知県	7,316	0	7,316	7,102	0	7,102	103.0	0.0	103.0	7,316	0	7,316	7,102	0	7,102	103.0	0.0	103.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
福岡県	4,566	686	5,252	4,629	859	5,488	98.6	79.9	95.7	4,520	0	4,520	4,583	41	4,624	98.6	0.0	97.8	99.0	0.0	86.1	99.0	4.8	84.3
佐賀県	231	0	231	231	0	231	100.0	0.0	100.0	231	0	231	231	0	231	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
長崎県	3,720	0	3,720	3,755	0	3,755	99.1	0.0	99.1	3,720	0	3,720	3,755	0	3,755	99.1	0.0	99.1	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
熊本県	9,101	330	9,431	8,962	330	9,292	101.6	100.0	101.5	8,991	0	8,991	8,852	0	8,852	101.6	0.0	101.6	98.8	0.0	95.3	98.8	0.0	95.3
大分県	12,339	0	12,339	10,670	0	10,670	115.6	0.0	115.6	12,339	0	12,339	10,670	0	10,670	115.6	0.0	115.6	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
宮崎県	7,643	0	7,643	6,204	0	6,204	123.2	0.0	123.2	7,643	0	7,643	6,204	0	6,204	123.2	0.0	123.2	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
鹿児島県	9,302	2,923	12,225	9,016	2,951	11,967	103.2	99.1	102.2	8,836	13	8,848	8,372	0	8,372	105.5	0.0	105.7	95.0	0.4	72.4	92.9	0.0	70.0
沖縄県	7,200	186	7,386	7,273	504	7,777	99.0	36.9	95.0	7,176	0	7,176	7,199	349	7,548	99.7	0.0	95.1	99.7	0.0	97.2	99.0	69.2	97.1
合計	326,696	11,301	337,996	328,196	11,561	339,757	99.5	97.7	99.5	325,495	1,381	326,876	326,061	926	326,987	99.8	149.1	100.0	99.6	12.2	96.7	99.3	8.0	96.2

固定資産税

(単位…額：千円、前年比・収入歩合：%)

都道府県名	調査額 (2019年度)			調査額の前年比			収入額 (2019年度)			収入額の前年比			収入歩合 (2019年度)			収入歩合 (2018年度)		
	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計
北海道	597,197	0	597,197	78.0	0.0	78.0	597,197	0	597,197	78.0	0.0	78.0	765,173	0	765,173	100.0	0.0	100.0
青森県	515,796	0	515,796	510.4	0.0	510.4	515,796	0	515,796	510.4	0.0	510.4	101,061	0	101,061	100.0	0.0	100.0
岩手県	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
宮城県	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
秋田県	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
山形県	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
福島県	4,401,838	0	4,401,838	126.5	0.0	126.5	4,401,838	0	4,401,838	126.5	0.0	126.5	3,480,601	0	3,480,601	100.0	0.0	100.0
茨城県	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
栃木県	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
群馬県	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
埼玉県	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
千葉県	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
東京都	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
神奈川県	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
新潟県	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
富山県	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
石川県	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
福井県	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
山梨県	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
長野県	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
岐阜県	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
静岡県	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
愛知県	2,479,880	0	2,479,880	38.0	0.0	38.0	2,479,880	0	2,479,880	38.0	0.0	38.0	6,534,143	0	6,534,143	100.0	0.0	100.0
三重県	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
滋賀県	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
京都府	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
大阪府	43	0	43	0.5	0.0	0.5	43	0	43	0.5	0.0	0.5	8,878	0	8,878	100.0	0.0	100.0
兵庫県	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
奈良県	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
和歌山県	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
鳥取県	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
島根県	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
岡山県	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
広島県	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
山口県	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
徳島県	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
香川県	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
愛媛県	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
高知県	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
福岡県	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
佐賀県	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
長崎県	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
熊本県	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
大分県	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
宮崎県	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
鹿児島県	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
沖縄県	7,994,754	0	7,994,754	73.4	0.0	73.4	7,994,754	0	7,994,754	73.4	0.0	73.4	10,889,856	0	10,889,856	100.0	0.0	100.0
合計	7,994,754	0	7,994,754	73.4	0.0	73.4	7,994,754	0	7,994,754	73.4	0.0	73.4	10,889,856	0	10,889,856	100.0	0.0	100.0

法定外普通税

(単位…額：千円、前年比・収入歩合：%)

都道府県名	2019年度(2019年度)			2018年度(2018年度)			前年比			2019年度(2019年度)			2018年度(2018年度)			前年比			収入歩合		
	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計
北海道	899,960	0	899,960	899,960	0	899,960	100.0	0.0	100.0	899,960	0	899,960	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
青森県	19,414,157	0	19,414,157	19,414,157	0	19,414,157	96.8	0.0	96.8	20,051,937	0	20,051,937	96.8	0.0	96.8	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
岩手県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
宮城県	181,020	0	181,020	181,020	0	181,020	171.4	0.0	171.4	105,595	0	105,595	171.4	0.0	171.4	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
秋田県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
山形県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
福島県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
茨城県	1,231,648	0	1,231,648	1,231,648	0	1,231,648	100.1	0.0	100.1	1,230,614	0	1,230,614	100.1	0.0	100.1	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
栃木県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
群馬県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
埼玉県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
千葉県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
東京都	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
神奈川県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
新潟県	3,460,042	0	3,460,042	3,460,042	0	3,460,042	107.8	0.0	107.8	3,209,844	0	3,209,844	107.8	0.0	107.8	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
富山県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
石川県	770,452	0	770,452	770,452	0	770,452	100.0	0.0	100.0	770,452	0	770,452	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
福井県	11,129,249	0	11,129,249	12,182,842	0	12,182,842	91.4	0.0	91.4	11,129,249	0	11,129,249	91.4	0.0	91.4	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
山梨県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
長野県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
岐阜県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
静岡県	1,240,416	0	1,240,416	1,240,416	0	1,240,416	100.0	0.0	100.0	1,240,416	0	1,240,416	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
愛知県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
三重県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
滋賀県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
京都府	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
大阪府	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
兵庫県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
奈良県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
和歌山県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
鳥取県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
島根県	743,366	0	743,366	743,366	0	743,366	100.0	0.0	100.0	743,366	0	743,366	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
岡山県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
広島県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
山口県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
徳島県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
香川県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
愛媛県	1,170,792	0	1,170,792	1,485,919	0	1,485,919	78.8	0.0	78.8	1,170,792	0	1,170,792	78.8	0.0	78.8	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
高知県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
福岡県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
佐賀県	3,364,379	0	3,364,379	3,802,529	0	3,802,529	88.5	0.0	88.5	3,364,379	0	3,364,379	88.5	0.0	88.5	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
長崎県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
熊本県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
大分県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
宮崎県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
鹿児島県	1,772,577	0	1,772,577	2,021,242	0	2,021,242	87.7	0.0	87.7	1,772,577	0	1,772,577	87.7	0.0	87.7	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
沖縄県	1,006,816	0	1,006,816	1,014,451	0	1,014,451	99.2	0.0	99.2	1,006,816	0	1,014,451	99.2	0.0	99.2	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
合計	46,384,874	0	46,384,874	48,759,167	0	48,759,167	95.1	0.0	95.1	46,384,874	0	46,384,874	95.1	0.0	95.1	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0

狩猟税

(単位…額：千円、前年比・収入歩合：%)

都道府県名	調定額 (2019年度)			調定額 (2018年度)			調定額の前年比			収入額 (2019年度)			収入額 (2018年度)			収入額の前年比			収入歩合 (2019年度)			収入歩合 (2018年度)		
	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計
北海道	45,498	0	45,498	50,143	0	50,143	90.7	0.0	90.7	45,498	0	45,498	90.7	0.0	90.7	100.0	0.0	100.0	90.7	0.0	90.7	100.0	0.0	100.0
青森県	4,469	0	4,469	4,027	0	4,027	111.0	0.0	111.0	4,469	0	4,469	111.0	0.0	111.0	100.0	0.0	100.0	111.0	0.0	111.0	100.0	0.0	100.0
岩手県	13,197	0	13,197	13,381	0	13,381	98.6	0.0	98.6	13,197	0	13,197	98.6	0.0	98.6	100.0	0.0	100.0	98.6	0.0	98.6	100.0	0.0	100.0
宮城県	11,814	0	11,814	13,082	0	13,082	90.3	0.0	90.3	11,814	0	11,814	90.3	0.0	90.3	100.0	0.0	100.0	90.3	0.0	90.3	100.0	0.0	100.0
秋田県	1,465	0	1,465	1,446	0	1,446	101.3	0.0	101.3	1,465	0	1,465	101.3	0.0	101.3	100.0	0.0	100.0	101.3	0.0	101.3	100.0	0.0	100.0
山形県	4,425	0	4,425	3,931	0	3,931	112.6	0.0	112.6	4,425	0	4,425	112.6	0.0	112.6	100.0	0.0	100.0	112.6	0.0	112.6	100.0	0.0	100.0
福島県	14,891	0	14,891	14,904	0	14,904	99.9	0.0	99.9	14,891	0	14,891	99.9	0.0	99.9	100.0	0.0	100.0	99.9	0.0	99.9	100.0	0.0	100.0
茨城県	41,249	0	41,249	42,321	0	42,321	97.5	0.0	97.5	41,249	0	41,249	97.5	0.0	97.5	100.0	0.0	100.0	97.5	0.0	97.5	100.0	0.0	100.0
栃木県	24,189	0	24,189	24,839	0	24,839	97.4	0.0	97.4	24,189	0	24,189	97.4	0.0	97.4	100.0	0.0	100.0	97.4	0.0	97.4	100.0	0.0	100.0
群馬県	19,548	0	19,548	19,906	0	19,906	98.2	0.0	98.2	19,548	0	19,548	98.2	0.0	98.2	100.0	0.0	100.0	98.2	0.0	98.2	100.0	0.0	100.0
埼玉県	20,797	0	20,797	21,412	0	21,412	97.1	0.0	97.1	20,797	0	20,797	97.1	0.0	97.1	100.0	0.0	100.0	97.1	0.0	97.1	100.0	0.0	100.0
千葉県	32,372	0	32,372	33,400	0	33,400	96.9	0.0	96.9	32,372	0	32,372	96.9	0.0	96.9	100.0	0.0	100.0	96.9	0.0	96.9	100.0	0.0	100.0
東京都	4,146	0	4,146	4,178	0	4,178	99.2	0.0	99.2	4,146	0	4,146	99.2	0.0	99.2	100.0	0.0	100.0	99.2	0.0	99.2	100.0	0.0	100.0
神奈川県	16,266	0	16,266	16,657	0	16,657	97.7	0.0	97.7	16,266	0	16,266	97.7	0.0	97.7	100.0	0.0	100.0	97.7	0.0	97.7	100.0	0.0	100.0
新潟県	11,813	0	11,813	12,608	0	12,608	93.7	0.0	93.7	11,813	0	11,813	93.7	0.0	93.7	100.0	0.0	100.0	93.7	0.0	93.7	100.0	0.0	100.0
富山県	6,160	0	6,160	6,192	0	6,192	99.5	0.0	99.5	6,160	0	6,160	99.5	0.0	99.5	100.0	0.0	100.0	99.5	0.0	99.5	100.0	0.0	100.0
石川県	11,741	0	11,741	12,034	0	12,034	97.6	0.0	97.6	11,741	0	11,741	97.6	0.0	97.6	100.0	0.0	100.0	97.6	0.0	97.6	100.0	0.0	100.0
福井県	10,068	0	10,068	11,613	0	11,613	86.7	0.0	86.7	10,068	0	10,068	86.7	0.0	86.7	100.0	0.0	100.0	86.7	0.0	86.7	100.0	0.0	100.0
山梨県	13,621	0	13,621	14,328	0	14,328	95.1	0.0	95.1	13,621	0	13,621	95.1	0.0	95.1	100.0	0.0	100.0	95.1	0.0	95.1	100.0	0.0	100.0
長野県	19,020	0	19,020	23,154	0	23,154	82.1	0.0	82.1	19,020	0	19,020	82.1	0.0	82.1	100.0	0.0	100.0	82.1	0.0	82.1	100.0	0.0	100.0
岐阜県	243	0	243	18,603	0	18,603	1.3	0.0	1.3	243	0	243	1.3	0.0	1.3	100.0	0.0	100.0	1.3	0.0	1.3	100.0	0.0	100.0
静岡県	38,477	0	38,477	38,666	0	38,666	99.5	0.0	99.5	38,477	0	38,477	99.5	0.0	99.5	100.0	0.0	100.0	99.5	0.0	99.5	100.0	0.0	100.0
愛知県	11,957	0	11,957	12,851	0	12,851	93.0	0.0	93.0	11,957	0	11,957	93.0	0.0	93.0	100.0	0.0	100.0	93.0	0.0	93.0	100.0	0.0	100.0
三重県	18,863	0	18,863	22,809	0	22,809	82.7	0.0	82.7	18,863	0	18,863	82.7	0.0	82.7	100.0	0.0	100.0	82.7	0.0	82.7	100.0	0.0	100.0
滋賀県	14,347	0	14,347	12,963	0	12,963	110.7	0.0	110.7	14,347	0	14,347	110.7	0.0	110.7	100.0	0.0	100.0	110.7	0.0	110.7	100.0	0.0	100.0
京都府	19,283	0	19,283	19,485	0	19,485	99.0	0.0	99.0	19,283	0	19,283	99.0	0.0	99.0	100.0	0.0	100.0	99.0	0.0	99.0	100.0	0.0	100.0
大阪府	8,275	0	8,275	8,294	0	8,294	99.8	0.0	99.8	8,275	0	8,275	99.8	0.0	99.8	100.0	0.0	100.0	99.8	0.0	99.8	100.0	0.0	100.0
兵庫県	36,516	0	36,516	36,654	0	36,654	99.6	0.0	99.6	36,516	0	36,516	99.6	0.0	99.6	100.0	0.0	100.0	99.6	0.0	99.6	100.0	0.0	100.0
奈良県	11,922	0	11,922	11,616	0	11,616	102.6	0.0	102.6	11,922	0	11,922	102.6	0.0	102.6	100.0	0.0	100.0	102.6	0.0	102.6	100.0	0.0	100.0
和歌山県	14,968	0	14,968	16,660	0	16,660	89.8	0.0	89.8	14,968	0	14,968	89.8	0.0	89.8	100.0	0.0	100.0	89.8	0.0	89.8	100.0	0.0	100.0
鳥取県	6,035	0	6,035	5,843	0	5,843	103.3	0.0	103.3	6,035	0	6,035	103.3	0.0	103.3	100.0	0.0	100.0	103.3	0.0	103.3	100.0	0.0	100.0
島根県	11,796	0	11,796	11,998	0	11,998	98.3	0.0	98.3	11,796	0	11,796	98.3	0.0	98.3	100.0	0.0	100.0	98.3	0.0	98.3	100.0	0.0	100.0
岡山県	17,800	0	17,800	17,607	0	17,607	101.1	0.0	101.1	17,800	0	17,800	101.1	0.0	101.1	100.0	0.0	100.0	101.1	0.0	101.1	100.0	0.0	100.0
広島県	24,694	0	24,694	24,691	0	24,691	100.0	0.0	100.0	24,694	0	24,694	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
山口県	12,005	0	12,005	11,951	0	11,951	100.5	0.0	100.5	12,005	0	12,005	100.5	0.0	100.5	100.0	0.0	100.0	100.5	0.0	100.5	100.0	0.0	100.0
徳島県	13,163	0	13,163	13,357	0	13,357	98.5	0.0	98.5	13,163	0	13,163	98.5	0.0	98.5	100.0	0.0	100.0	98.5	0.0	98.5	100.0	0.0	100.0
香川県	4,506	0	4,506	4,595	0	4,595	98.1	0.0	98.1	4,506	0	4,506	98.1	0.0	98.1	100.0	0.0	100.0	98.1	0.0	98.1	100.0	0.0	100.0
愛媛県	25,520	0	25,520	26,024	0	26,024	98.1	0.0	98.1	25,520	0	25,520	98.1	0.0	98.1	100.0	0.0	100.0	98.1	0.0	98.1	100.0	0.0	100.0
高知県	21,110	0	21,110	21,541	0	21,541	98.0	0.0	98.0	21,110	0	21,110	98.0	0.0	98.0	100.0	0.0	100.0	98.0	0.0	98.0	100.0	0.0	100.0
福岡県	18,220	0	18,220	18,750	0	18,750	97.2	0.0	97.2	18,220	0	18,220	97.2	0.0	97.2	100.0	0.0	100.0	97.2	0.0	97.2	100.0	0.0	100.0
佐賀県	8,958	0	8,958	9,508	0	9,508	94.2	0.0	94.2	8,958	0	8,958	94.2	0.0	94.2	100.0	0.0	100.0	94.2	0.0	94.2	100.0	0.0	100.0
長崎県	8,759	0	8,759	8,568	0	8,568	102.2	0.0	102.2	8,759	0	8,759	102.2	0.0	102.2	100.0	0.0	100.0	102.2	0.0	102.2	100.0	0.0	100.0
熊本県	19,155	0	19,155	20,084	0	20,084	95.4	0.0	95.4	19,155	0	19,155	95.4	0.0	95.4	100.0	0.0	100.0	95.4	0.0	95.4	100.0	0.0	100.0
大分県	22,828	0	22,828	22,687	0	22,687	100.6	0.0	100.6	22,828	0	22,828	100.6	0.0	100.6	100.0	0.0	100.0	100.6	0.0	100.6	100.0	0.0	100.0
宮崎県	23,449	0	23,449	24,679	0	24,679	95.0	0.0	95.0	23,449	0	23,449	95.0	0.0	95.0	100.0	0.0	100.0	95.0	0.0	95.0	100.0	0.0	100.0
鹿児島県	25,257	0	25,257	26,058	0	26,058	96.9	0.0	96.9	25,257	0	25,257	96.9	0.0	96.9	100.0	0.0	100.0	96.9	0.0	96.9	100.0	0.0	100.0
沖縄県	2,643	0	2,643	2,788	0	2,788	94.8	0.0	94.8	2,643	0	2,643	94.8	0.0	94.8	100.0	0.0	100.0	94.8	0.0	94.8	100.0	0.0	100.0
合計	767,498	0	767,498	812,885	0	812,885	94.4	0.0	94.4	767,498	0	767,498	94.4	0.0	94.4	100.0	0.0	100.0	94.4	0.0	94.4	100.0	0.0	100.0

法定外目的税

(単位…額：千円、前年比・収入歩合：%)

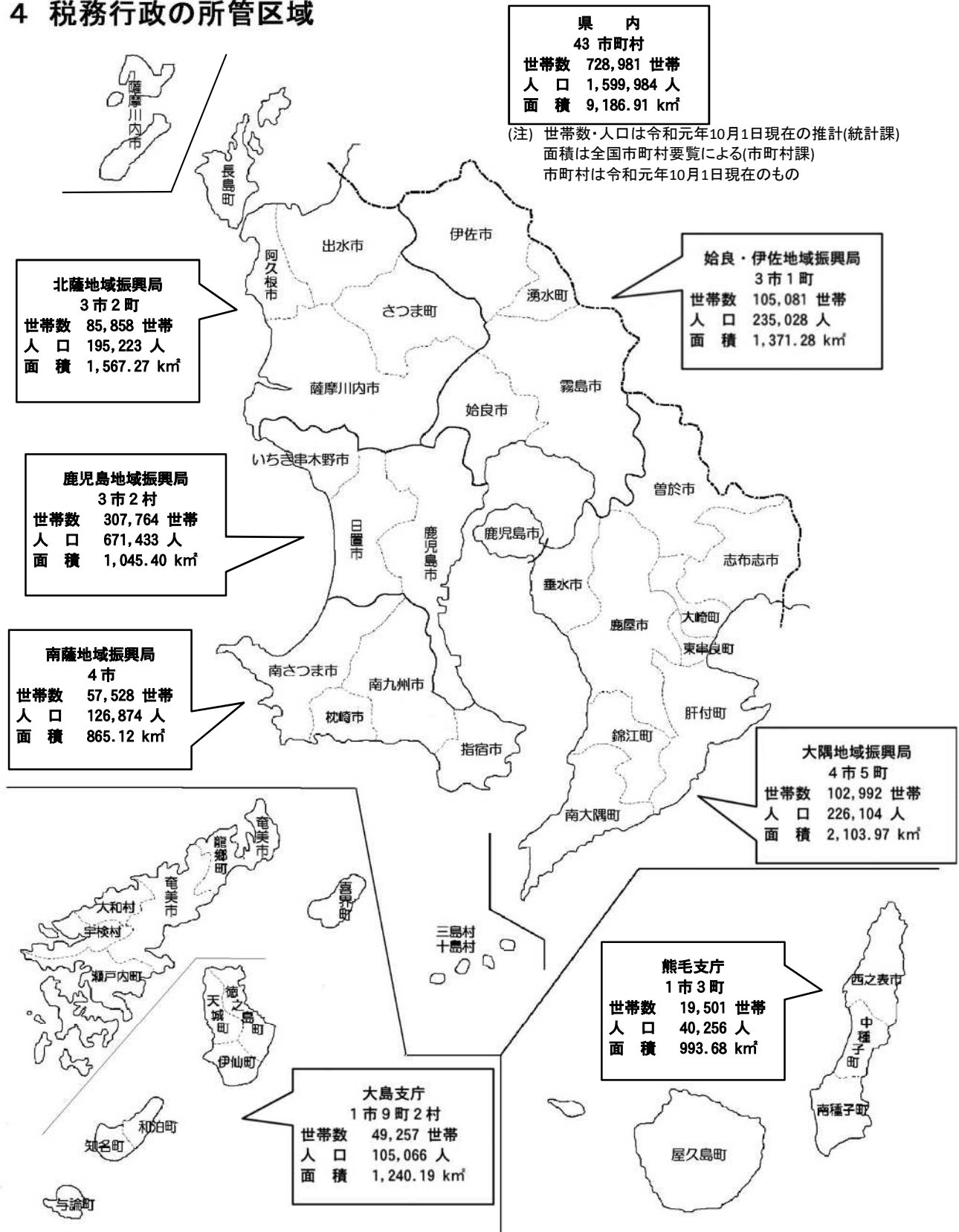
都道府県名	2019年度 (2019年度)			2018年度 (2018年度)			前年比 (前年比)			2019年度 (2019年度)			2018年度 (2018年度)			前年比 (前年比)		
	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計
北海道	867,436	600	868,036	845,701	518	846,219	102.6	115.8	102.6	866,570	95	866,665	845,607	12	845,619	102.5	99.9	102.5
青森県	84,652	0	84,652	90,102	0	90,102	94.0	0.0	94.0	84,652	0	84,652	90,102	0	90,102	94.0	0.0	94.0
岩手県	95,439	0	95,439	93,063	0	93,063	102.6	0.0	102.6	95,439	0	95,439	93,063	0	93,063	102.6	0.0	102.6
宮城県	402,563	0	402,563	455,333	0	455,333	88.4	0.0	88.4	402,563	0	402,563	455,333	0	455,333	88.4	0.0	88.4
秋田県	233,327	0	233,327	180,663	0	180,663	129.2	0.0	129.2	233,327	0	233,327	180,663	0	180,663	129.2	0.0	129.2
山形県	180,377	0	180,377	148,939	0	148,939	121.1	0.0	121.1	180,377	0	180,377	148,939	0	148,939	121.1	0.0	121.1
福島県	477,022	0	477,022	518,168	0	518,168	92.1	0.0	92.1	477,022	0	477,022	518,168	0	518,168	92.1	0.0	92.1
茨城県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
栃木県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
群馬県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
埼玉県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
千葉県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
東京都	2,707,504	0	2,707,504	2,667,238	0	2,667,238	101.5	0.0	101.5	2,707,789	0	2,707,789	2,667,238	0	2,667,238	101.5	0.0	101.5
神奈川県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
新潟県	170,923	0	170,923	146,784	0	146,784	116.4	0.0	116.4	170,923	0	170,923	146,784	0	146,784	116.4	0.0	116.4
富山県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
石川県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
福井県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
山梨県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
長野県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
岐阜県	11,197	0	11,197	12,121	0	12,121	92.4	0.0	92.4	11,197	0	11,197	12,121	0	12,121	92.4	0.0	92.4
静岡県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
愛知県	554,517	0	554,517	556,505	0	556,505	99.6	0.0	99.6	554,517	0	554,517	556,505	0	556,505	99.6	0.0	99.6
三重県	446,161	0	446,161	500,925	0	500,925	89.1	0.0	89.1	446,161	0	446,161	500,925	0	500,925	89.1	0.0	89.1
滋賀県	31,510	0	31,510	23,918	0	23,918	131.7	0.0	131.7	31,510	0	31,510	23,918	0	23,918	131.7	0.0	131.7
京都府	190,160	0	190,160	198,378	0	198,378	95.9	0.0	95.9	190,160	0	190,160	198,378	0	198,378	95.9	0.0	95.9
大阪府	1,237,577	0	1,237,577	756,390	17	756,407	163.6	0.0	163.6	1,237,344	0	1,237,344	756,391	17	756,408	163.6	0.0	163.6
兵庫県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
奈良県	166,908	0	166,908	135,244	0	135,244	123.4	0.0	123.4	166,908	0	166,908	135,244	0	135,244	123.4	0.0	123.4
和歌山県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
鳥取県	8,819	0	8,819	8,276	0	8,276	106.6	0.0	106.6	8,819	0	8,819	8,276	0	8,276	106.6	0.0	106.6
島根県	176,611	0	176,611	267,123	0	267,123	66.1	0.0	66.1	176,611	0	176,611	267,123	0	267,123	66.1	0.0	66.1
岡山県	618,326	36,157	654,483	600,756	36,157	636,913	102.9	100.0	102.8	618,326	0	618,326	600,756	0	600,756	102.9	0.0	102.9
広島県	650,421	0	650,421	594,811	2,028	596,839	109.3	0.0	109.0	650,421	0	650,421	594,811	2,028	596,839	109.3	0.0	109.0
山口県	221,476	0	221,476	241,412	0	241,412	91.7	0.0	91.7	221,476	0	221,476	241,412	0	241,412	91.7	0.0	91.7
徳島県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
香川県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
愛媛県	280,435	0	280,435	268,612	0	268,612	104.4	0.0	104.4	280,435	0	280,435	268,612	0	268,612	104.4	0.0	104.4
高知県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0
福岡県	191,995	4,019	196,014	184,559	7	184,566	104.0	57.4	106.2	191,995	4,019	196,014	180,540	7	180,547	106.3	57.4	108.6
佐賀県	99,652	0	99,652	103,805	0	103,805	96.0	0.0	96.0	99,652	0	99,652	103,805	0	103,805	96.0	0.0	96.0
長崎県	72,170	0	72,170	62,817	0	62,817	114.9	0.0	114.9	72,170	0	72,170	62,817	0	62,817	114.9	0.0	114.9
熊本県	110,763	0	110,763	117,662	0	117,662	94.1	0.0	94.1	110,763	0	110,763	117,662	0	117,662	94.1	0.0	94.1
大分県	436,131	300,099	736,230	412,971	300,099	713,070	105.6	100.0	103.2	436,131	0	436,131	412,971	0	412,971	105.6	0.0	105.6
宮崎県	285,970	0	285,970	249,377	0	249,377	114.7	0.0	114.7	285,970	0	285,970	249,377	0	249,377	114.7	0.0	114.7
鹿児島県	230,787	0	230,787	192,198	0	192,198	120.1	0.0	120.1	230,787	0	230,787	192,198	0	192,198	120.1	0.0	120.1
沖縄県	38,390	0	38,390	37,948	0	37,948	101.2	0.0	101.2	38,390	0	38,390	37,948	0	37,948	101.2	0.0	101.2
合計	11,279,219	340,875	11,620,094	10,671,799	338,826	11,010,625	105.7	100.6	105.5	11,278,405	4,114	11,282,519	10,667,687	2,064	10,669,751	105.7	199.3	105.7

旧法による税

(単位…額：千円、前年比・収入歩合：%)

都道府県名	調定額(2019年度)			調定額(2018年度)			調定額の前年比			収入額(2019年度)			収入額(2018年度)			収入額の前年比			収入歩合(2019年度)			収入歩合(2018年度)			
	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	
北海道	0	0	0	0	315	315	0.0	0.0	0.0	0	0	0	129	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	41.0	41.0
青森県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
岩手県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
宮城県	0	0	0	34	34	34	0.0	0.0	0.0	0	0	0	34	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0
秋田県	0	1,828	1,828	0	2,236	2,236	0.0	81.7	81.7	0	416	416	408	0	0	0	102.0	102.0	102.0	0	22.8	22.8	0.0	18.3	18.3
山形県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
福島県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
茨城県	0	1,264	1,264	0	1,694	1,694	0.0	74.6	74.6	0	520	520	300	0	0	0	173.3	173.3	173.3	0	41.1	41.1	0.0	17.7	17.7
栃木県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
群馬県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
埼玉県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
千葉県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
東京都	0	0	0	174	174	174	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
神奈川県	0	0	0	6	6	6	0.0	0.0	0.0	0	0	0	6	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0
新潟県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
富山県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
石川県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
福井県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
山梨県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
長野県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
岐阜県	0	64,637	64,637	0	67,067	67,067	0.0	96.4	96.4	0	4,652	4,652	0	2,430	2,430	0	191.4	191.4	191.4	0	7.2	7.2	0.0	3.6	3.6
静岡県	0	84,574	84,574	0	85,294	85,294	0.0	99.2	99.2	0	120	120	720	0	0	0	16.7	16.7	16.7	0	0.1	0.1	0.0	0.8	0.8
愛知県	0	2,682	2,682	0	2,893	2,893	0.0	92.7	92.7	0	1,350	1,350	200	0	0	0	67.5	67.5	67.5	0	50.3	50.3	0.0	6.9	6.9
三重県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
滋賀県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
京都府	0	1,132	1,132	0	1,457	1,457	0.0	77.7	77.7	0	300	300	325	0	0	0	92.3	92.3	92.3	0	26.5	26.5	0.0	22.3	22.3
大阪府	0	454,121	454,121	0	491,054	491,054	0.0	92.5	92.5	0	30,821	30,821	0	28,065	28,065	0	109.8	109.8	109.8	0	6.8	6.8	0.0	5.7	5.7
兵庫県	0	0	0	0	53	53	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
奈良県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
和歌山県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
鳥取県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
島根県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
岡山県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
広島県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
山口県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
徳島県	0	233	233	0	413	413	0.0	56.4	56.4	0	233	233	180	0	0	0	129.4	129.4	129.4	0	100.0	100.0	0.0	43.6	43.6
香川県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
愛媛県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
高知県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
福岡県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
佐賀県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
長崎県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
熊本県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
大分県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
宮崎県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
鹿児島県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
沖縄県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計	0	610,471	610,471	6	652,684	652,690	0.0	93.5	93.5	0	38,412	38,412	6	32,791	32,797	0	117.1	117.1	117.1	0	6.3	6.3	0.0	100.0	5.0

4 税務行政の所管区域



(注) (1) 鹿児島地域振興局自動車税課は県内全域。
(2) 人口の県計は、転入・転出の県外分のみを推計要素としているので市町村の積み上げ人口とは一致しない。
(3) 鷹島 (0.04km²) 及び津倉瀬 (0.01km²) は所属未定。

5 局・支庁所在地及び管轄区域

令和元年4月1日現在

局・支庁 (電話番号)	所在地	管轄区域	市町村数			
			市	町	村	計
鹿児島地域振興局 県税管理課 (099-805-7211, 7213) 課税課 (099-805-7221, 7224, 7227, 7232, 7234, 7252, 7470) 納税課 (099-805-7241, 7246, 7248, 7461, 7462)	(〒892-8520) 鹿児島市小川町3番56号	鹿児島市, 日置市, いちき串木野市 鹿児島郡 三島村, 十島村	3	-	2	5
鹿児島地域振興局自動車税課 (099-261-5611)	(〒891-0131) 鹿児島市谷山港2丁目5番1号	全域	19	20	4	43
南薩地域振興局 (0993-52-1315, 1317)	(〒897-0031) 南さつま市加世田東本町 8番地13	枕崎市, 指宿市, 南さつま市, 南九州市	4	-	-	4
北薩地域振興局 (0996-25-5202, 5203, 5205, 5206)	(〒895-8501) 薩摩川内市神田町1番22号	阿久根市, 出水市, 薩摩川内市 薩摩郡 さつま町 出水郡 長島町	3	2	-	5
始良・伊佐地域振興局 (0995-63-8114, 8116, 8120, 8126)	(〒899-5212) 始良市加治木町諏訪町12番地	伊佐市, 霧島市, 始良市 始良郡 湧水町	3	1	-	4
大隅地域振興局 (0994-52-2093, 2094, 2097, 2098)	(〒893-0011) 鹿屋市打馬2丁目16番6号	鹿屋市, 垂水市, 曾於市, 志布志市 曾於郡 大崎町 肝属郡 東串良町, 錦江町, 南大隅町 肝付町 (ただし, 曾於市・志布志市・曾於郡の軽 油引取税の免税証等の交付を除く。)	4	5	-	9
大隅地域振興局県税課(曾於市地区) (099-482-1138, 1992)	(〒899-8102) 曾於市大隅町岩川5677番地	※ 曾於市・志布志市・曾於郡の軽油引取税 の免税証等の交付のほか, 納税証明書の発 行, 各種申告書の受付等を取り扱ってい る。	-	-	-	-
熊毛支庁 (0997-22-0006, 0063)	(〒891-3192) 西之表市西之表7590番地	西之表市 熊毛郡 中種子町, 南種子町, 屋久島町	1	3	-	4
大島支庁 (0997-57-7225, 7229)	(〒894-8501) 奄美市名瀬永田町17番3号	奄美市 大島郡 大和村, 宇檢村, 瀬戸内町 龍郷町, 喜界町, 徳之島町 天城町, 伊仙町, 和泊町 知名町, 与論町	1	9	2	12
税務課 (099-286-2111代)	(〒890-8577) 鹿児島市鴨池新町10番1号		19	20	4	43

(注)・鹿児島地域振興局自動車税課の市町村数は, 局・支庁計に算定しない。
 ・局・支庁において, 口座番号は, 自動車税以外の税目は「02010-2-960005」, 自動車税は「02000-1-960127」を
 使用。なお, とりまとめ店については, 全税目「福岡貯金事務センター」を利用。

6 県税制の変遷

(1) 機構改革（主なもの）

昭和22年	県に税務課創設
昭和30年	出先機関の機構改革 (1) 加世田・川内・加治木・大隅・鹿屋の各事務所の名称を財務事務所へ変更（県税事務所廃止） (2) 指宿・日置・出水・伊佐の地方事務所は、それぞれ鹿児島県税事務所，川内財務事務所，加治木財務事務所へ合併 (税務部門)
昭和43年	自動車税の集中管理のため，鹿児島県税事務所へ自動車税の分室設置（鹿児島市東郡元町）
昭和48年	自動車税分室を廃止し，鹿児島県自動車税管理事務所を新設（昭和55年に現在の場所へ移転）
昭和59年	加世田・川内・加治木・大隅・鹿屋の各事務所の名称を総務事務所へ変更（財務事務所廃止）
平成9年	鹿児島県税事務所の名称を鹿児島総務事務所へ変更（県税事務所廃止）
平成14年	自動車税管理事務所納税課を鹿児島総務事務所へ統合（徴収部門の一元化）
平成19年	機構改革 (1) 地域振興局・支庁の設置（鹿児島，南薩，北薩，始良・伊佐，大隅，熊毛，大島） (2) 自動車税管理事務所の廃止（→鹿児島地域振興局自動車税課） (3) 大隅総務事務所の廃止（→大隅地域振興局曾於総務分室） (4) 所管区域（指宿市・揖宿郡）の変更 （鹿児島総務事務所→南薩地域振興局） (5) 税務課に特別滞納整理班を設置し，各地域振興局・支庁に県税徴収対策官・市町村派遣職員を配置
平成22年	大島支庁県税課徳之島町駐在機関を設置
平成23年	税務課に課税対策官を設置し，鹿児島地域振興局に配置（平成27年廃止）
平成24年	税務課に徴税指導対策官を設置し，鹿児島地域振興局に配置 鹿児島地域振興局に自動車税係を設置
平成25年	県税徴収対策官を始良局に集中配置（併せて，南薩局，北薩局，大隅局の配置を廃止）
平成26年	県税徴収対策官を始良局から北薩局へ変更配置
平成27年	県税徴収対策官を北薩局から大隅局へ変更配置
平成28年	県税徴収対策官を大隅局から鹿児島局へ変更配置
平成31年	県税徴収対策官を鹿児島局に加え始良局に配置（併せて熊毛支庁，大島支庁，徳之島町駐在の配置を廃止） 大隅地域振興局曾於総務分室→大隅地域振興局曾於市駐在

(2) 課税関係

○税目の創設，廃止（昭和26年以後）

昭和29年	個人県民税・法人県民税・不動産取得税・道府県たばこ消費税創設
昭和31年	軽油引取税の創設
昭和36年	遊興飲食税の料理飲食等消費税への改正
昭和38年	狩猟者税の廃止，狩猟免許税・入猟税の創設
昭和43年	自動車取得税の創設
昭和54年	狩猟免許税の狩猟者登録税への名称変更
昭和58年	核燃料税（法定外普通税）の創設
昭和63年	利子等に係る県民税（県民税利子割）の創設
平成元年	娯楽施設利用税廃止，ゴルフ場利用税への名称変更
平成元年	料理飲食等消費税廃止，特別地方消費税への名称変更
平成元年	道府県たばこ消費税の道府県たばこ税への名称変更
平成9年	地方消費税の創設
平成12年	特別地方消費税の廃止
平成15年	県民税配当割の創設
平成15年	県民税株式等譲渡所得割の創設

平成15年	法人事業税に外形標準課税の導入
平成16年	狩猟者登録税・入猟税の廃止，狩猟税の創設
平成17年	森林環境税（県民税均等割の超過課税）の創設
平成17年	産業廃棄物税（法定外目的税）の創設
平成19年	税源移譲（所得税→個人住民税）
平成20年	地方法人特別税（国税）の創設
平成21年	自動車取得税・軽油引取税を目的税（道路特定財源）から普通税に改正
平成26年	地方法人税（国税）の創設
平成30年	国際観光旅客税（国税）の創設
令和元年	自動車取得税の廃止・自動車税環境性能割の創設，自動車税の自動車税種別割への名称変更，地方法人特別税（国税）の廃止・特別法人事業税（国税）の創設，森林環境税（国税）の創設・森林環境税（県民税均等割の超過課税）のみんなの森づくり県民税への名称変更

(3) 収納管理関係

○ 納税制度の拡充・利便化

昭和25年	郵便局窓口での県税払込みの開始
昭和26年	納税貯蓄組合法の発足 納税貯蓄組合補助金交付
昭和45年	口座振替制度による県税の収納開始
昭和61年	県外郵便振替制度の導入
平成7年	所轄外の事務所分における過誤納金の充当及び納税証明書の交付の開始
平成8年	郵便局における徴収金の納付又は納入場所が「県内の郵便局」から「九州各県（沖縄県を除く）内の郵便局」へと拡大
平成13年	納税貯蓄組合補助金廃止
平成16年	収納代理金融機関の拡大（国内にあるみずほ銀行の本店及び支店）
平成18年	法人二税の電子申告の開始 自動車税のコンビニ収納開始
平成20年	電子収納の開始
平成22年	自動車税のクレジット収納開始 自動車税のコンビニ収納の通年化
平成26年	収納代理金融機関の拡大（国内にある三井住友信託銀行の本店並びに地方公共団体の金銭の収納に係る事務を取り扱う支店及び出張所）
平成31年	スマホ決済による収納の開始（自動車税，法人事業税，不動産取得税）

7 税務事務の電算化

(1) 税務事務電算化の経過

- S 46. 1 自動車税（課税・収納）システムの開発に着手
- 47. 4 自動車税システム稼働
- 49.12 自動車税システムの納税照会（オンライン）稼働
- 54. 4 法人二税（課税）システムの開発に着手
- 55. 4 法人二税システム稼働
- 55.10 不動産取得税（課税）システムの開発に着手
- 56. 6 不動産取得税システム稼働
- 57. 4 個人事業税（課税）・鉦区税（課税）のシステム開発に着手
- 58. 4 自動車税を除く全税目の収納管理システムの開発に着手
鉦区税システム稼働
- 7 個人事業税システム稼働
- 60. 4 収納管理システム稼働（S 60. 6 運用停止）
- 61. 4 自動車税システムの再開発（課税・収納，オンラインリアルタイム処理）に着手
- 62.10 システム変更（徴収金の端数処理，法人二税の利子割との調整）に着手
- 63. 4 システム変更稼働
不動産取得税（課税）システムの一部市町村分について漢字化
- H 1. 4 新自動車税システム稼働
- 2. 4 全税目の電算化を図るため，宛名管理システムの開発に着手
法人二税システムの再開発（課税，オンラインリアルタイム処理）に着手
- 3. 4 自動車税を除く全税目の収納管理システムの開発に着手（税務トータルシステムの構想）
- 4. 4 課税一次（オンラインリアルタイム処理）システムの（再）開発に着手
- 5. 4 課税二次システムの開発に着手
宛名管理システム，新法人二税システム稼働
- 7. 4 税務電算システム（収納管理・課税一次・課税二次）稼働
- 7.10 法人二税システム開発（移転価格税制追加）
- 8. 3 自動車税システム開発（名寄せ，滞納履歴画面修正，レイアウト変更，コード追加等）
- 11 県行政情報ネットワーク（行政LAN）整備に伴い，通信体系を変更
- 9. 3 自動車税システム開発（徴収対策システム）
- 6 地方消費税の課税・収納及び統計に関するシステム開発
- 10. 1 郵便番号7桁化対応システム開発
- 3 調定収入状況報告作成プログラムの2000年対応
- 3 自動車税システム開発（2000年対応・郵便番号7桁化対応）
- 11. 4 課税二次システムの再開発（対応OSの変更，MS-DOS → Windows）に着手
- 12.10 新課税二次システム稼働
（税務職員への一人一台パソコン配備を完了）
- 12.11 自動車税納税証明書（継続検査用）自動発行機稼働
- 14. 8 税務総合システムの開発に着手
- 16. 9 狩猟税新設（狩猟者登録税及び入猟税の一本化）対応
- 17. 4 税務総合システム稼働
- 17.10 自動車税のコンビニ収納に対応するため税務総合システムの改修に着手
- 18. 1 地方税ポータルシステム（eLTAx）と連携して法人二税電子申告受付処理機能稼働
- 18. 3 自動車税のコンビニ収納処理機能稼働
- 19. 4 県税の電子収納（ペイジー収納）に対応するため税務総合システムの改修に着手
- 20. 1 会計課の電子収納システムと連携して電子収納（ペイジー収納）機能稼働
- 20. 7 地方法人特別税に対応するため税務総合システムの改修に着手
- 21. 4 地方法人特別税の一部（決算統計を除く。）機能稼働
- 21. 6 地方法人特別税の一部（決算統計）の機能稼働
- 22. 1 自動車税のクレジット収納に対応するため税務総合システムの改修に着手
- 22. 4 自動車税のコンビニ収納（通年化）稼働
- 22. 5 自動車税のクレジット収納処理機能稼働
- 23. 1 個人事業税に係る国税データ（所得税確定申告書等）の受信機能整備
- 23. 3 税務総合システム（Web化）の改修に着手
- 24. 2 税務総合システム（Web化）稼働
- 24. 5 個人事業税に係る国税データの税務総合システムへの連携開始
- 25.10 核燃料税出力割導入に伴う対応
- 27. 7 自動車税の納税確認の電子化（JNKs）利用開始
- 28. 5 税務総合システムのマイナンバー利用を開始
- 29. 4 滞納整理支援サブシステム稼働
- 30. 2 自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）運用開始
- 30. 4 コンビニ収納の対象税目に不動産取得税，個人事業税を追加

- 30.12 電子申告システム, 国税連携システムの運用形態をASP委託利用型へ移行
 31. 4 自動車税, 個人事業税及び不動産取得税のスマホ決済納付機能稼働
 1. 9 eLTAX更改に伴う税務総合システム改修
 1.10 地方税共通納税システム導入

(2) 税務総合システムの概要
 (R2. 4. 1 現在)

サブシステム	処 理 概 要	開発着手時期	稼働開始時期	処理媒体	開発言語
個人県民税	調定・徴収取扱事務費・滞納報告・統計	H14. 8 Web化: H23. 3	H17. 4 Web化: H24. 2	サーバ	YPS_COBOL JAVA
法人三税	法人登録・調定・申告書プレプリント・是認・利子割精算金・電子申告受付				
県民税利子割	登録・申告・更正決定・加算金決定・調定・市町村交付金算定・照会・統計				
個人事業税	登録・調定・賦課参考データ登録・照会・統計・納税通知書再発行・未申告リスト作成・納期限変更・統計				
地方消費税	登録・調定				
不動産取得税	調定・減額・徴収猶予・課税情報修正				
県たばこ税	登録・申告書入力・更正決定・納期限変更・調定・統計				
ゴルフ場利用税	登録・申告書入力・更正・納期限延長・調定・統計・市町村交付金				
自動車二税	申告書入力・分配データ登録・随時賦課				
鉦区税	登録・調定・統計				
狩猟税	登録・調定・税額変更・納期限変更・調定決議・集計				
産業廃棄物税	調定・月報・照会・誤謬・誤賦課				
核燃料税	納税者登録・申告・統計・調定・月報・照会誤謬				
核燃料出力割	調定・月報・照会・誤謬・誤賦課				
軽油引取税	登録・申告書・更正決定・調定・交付税・課税状況調・免税軽油・使用者登録・免税証・統計・特徴者交付金				
納税者管理	名寄せ・納税者変更・登録・返戻文書・タックシール印刷				
収納管理	収納消込・収入更正・決算・納付書発行・納税証明発行・還付充当・督促状				
滞納整理支援	滞納者情報管理・差押・交付要求・催告書・調査書作成, 交渉等記録				
証紙証券等管理	有価証券出納簿, 歳入歳出外現金出納簿, 狩猟税証紙出納簿, 自動車二税証紙出納簿, 始動票札交付整理簿の整理業務				
県民税株式等譲渡所得割	特徴者登録・申告・更正決定・誤謬・市町村交付金処理・調定				
県民税配当割	特徴者登録・申告・更正決定・誤謬・市町村交付金処理				
共通基盤	オンライン起動(ログイン) ・業務インフォメーション機能・マスタメンテ機能				
業務共通	調定指示・月報作成・ヘルプデスク				

8 県税の税率等の推移

(1) 県民税

① 個人

項目 \ 年度	昭和25年度	29	31	32	33	34	36	37
基礎控除		所得税に同じ						9万円
配偶者控除								
扶養控除		所得税に同じ						1人目 7万円 2人目以降3万円 前年の合計所得金額が5万円を超える配偶者が ある場合 1人目 5万円
税率		(創設) 均等割 年額 100円 所得割 所得税の5% (課税総額)	所得割 5.5%	所得割 6%	所得割 7.5%	所得割 8%	所得割 所得金額を課税標準とする 13段階の標準税率が設けられ、昭和37年から適用することとされたが、同年度において再び法改正が行われ実施されなかった。	所得割 150万円以下 2% 150万円超 4%

(注) 税率は、県民税利子割、地方消費税、県たばこ税、自動車取得税、軽油引取税、鉦区税、狩猟税にあっては一定税率、その他にあっては標準税率である。

41	42	43	44	45	46	47
10万円		11万円	12万円	13万円	14万円	15万円
(新設) 8万円		9万円	10万円	11万円	13万円	14万円
扶養親族 1人 4万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 7万円 前年の合計所得金 額が5万円を超え る配偶者がある場 合 1人目 6万円	扶養親族 1人 4万円 控除対象配偶 者がない場合 1人目 7万円	扶養親族 1人 5万円 控除対象配偶 者がない場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 6万円 控除対象配偶 者がない場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 8万円 配偶者がない場 合 1人目 9万円	扶養親族 1人 10万円 配偶者がない場 合 1人目 11万円	扶養親族 1人 11万円 配偶者がない場 合 1人目 12万円
分離課税に係る所 得割は当分の間算 出税額の90%				所得割 土地建物等の譲 渡所得に対する 税率 (イ)長期譲渡所得 (イ)45, 46, 47年度 1.3% (ロ)48, 49年度 1.6% (ハ)50, 51年度 2.0% (ニ)短期譲渡所得 (イ)又は(ロ)のい ずれか多い金額 (イ)4% (ロ)総合課税で 計算した場合の 課税短期譲渡所 得金額に対する 税額の110%相当 額		

年度 項目	48	49	50	51
基礎控除	16万円	18万円	19万円	
配偶者控除	15万円	18万円	19万円	
扶養控除	扶養親族 1人 12万円 配偶者がいない場合 1人目 14万円 (新設) 老人扶養親族 14万円	扶養親族 1人 14万円 老人扶養親族 1人 16万円 配偶者がいない場合 16万円	扶養親族 1人 17万円 老人扶養親族 1人 19万円 配偶者がいない場合 19万円	
税率		<p>所得割</p> <p>(1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち、特定市街化区域農地等の譲渡所得については、 (イ) 49年度 1.3% (ロ) 50,51年度 1.6%</p> <p>(3) みなし法人所得 みなし法人税額相当所得税額の5.2% (ただし49年度は5.6%)</p>		均等割 標準税率 年額 300円

(注) 1 昭和52年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率のうち、(1)については昭和50年度改正、(2)については昭和51年度改正によるものである。

52	54	55	56
20万円	21万円	22万円	
20万円	21万円	22万円	(新設) 老人控除対象配偶者 23万円
扶養親族 1人 19万円 老人扶養親族 1人 20万円 配偶者がいない場合 20万円	扶養親族 1人 20万円 老人扶養親族 1人 21万円 配偶者がいない場合 21万円	扶養親族 1人 22万円 老人扶養親族 1人 23万円 (新設) 同居老親等扶養親族 1人 26万円	
所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得(52~56年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 40万円と課税長期譲渡所得金額の4分の3を総合課税した場合の当該2,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(52~54年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額		均等割 標準税率 年額 500円 所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額の2分の1を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(55~57年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得(56年度までの適用期限を廃止) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超え8,000万円以下の額の2分の1の額と8,000万円を超える金額の4分の3の額との合計額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(56年度までの適用期限を廃止)

2 昭和55年度欄における所得割の税率は、昭和54年度改正によるものである。

3 昭和56年度欄における所得割の税率は、昭和55年度改正によるものである。

項目 \ 年度	58	59
基礎控除		25万3千円
配偶者控除	(新設) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 25万円	控除対象配偶者 25万3千円 老人控除対象配偶者 26万3千円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 29万3千円
扶養控除	(新設) 同居の特別障害者である扶養親族 1人 25万円	扶養親族 1人 25万3千円 老人扶養親族 1人 26万3千円 同居の特別障害者である 扶養親族 1人 29万3千円 同居老親等扶養親族 1人 30万3千円
税率	<p>所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち 4,000万円を超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該 4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額</p> <p>(2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (58~60年度) (イ) 長期譲渡所得の金額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ○ 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円以下である場合 2% ○ 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち 4,000万円を超える金額の2.5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ○ 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が 4,000万円以下である場合 上記(1)の(イ)又は(ロ)の区分に応じ、それぞれに掲げる税率 ○ 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が 4,000万円を超える場合 80万円に優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額から 4,000万円を控除した金額の 2.5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額</p> <p>(3) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (58~60年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p>	

(注) 1 昭和58年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和57年度改正によるものである。

2 昭和59年度欄においては、「個人の住民税に係る地方税の臨時特例に関する法律」により、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除について上記金額にそれぞれ7千円が加算される。

60	61	63
26万円		28万円
控除対象配偶者 26万円 老人控除対象配偶者 27万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 30万円	同居の特別障害者である控除対象配偶者 1人 34万円	控除対象配偶者 28万円 老人控除対象配偶者29万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 36万円 (新設)配偶者特別控14万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は調される。)
扶養親族 1人 26万円 老人扶養親族 1人 27万円 同居の特別障害者である扶養親族 30万円 同居老親等扶養親族 31万円	同居の特別障害者である扶養親族 1人 34万円	扶養親族 1人 28万円 老人扶養親族 1人 29万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 36万円 同居老親等扶養親 33万円
均等割 標準税率 年額 700円	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (61～63年度) (イ) 長期譲渡所得金額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ○ 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円以下である場合 2% ○ 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち 4,000万円を超える金額の2.5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ○ 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得の金額が4,000万円以下である場合 (a) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円以下である場合 2% (b) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち 4,000万円を超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該 4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 ○ 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円に優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の 2.5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域内農地等の譲渡所得 (61～63年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2.5%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 130万円以下の金額 2% 130万円を超える金額 3% 260万円を超える金額 4% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得に対する税率 (昭和63年～平成3年度) (イ) 又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (昭和63～平成3年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (昭和63～平成3年度) (4) 賦課制限の廃止

3 昭和60年度欄における基礎控除、配偶者控除及び扶養控除は、昭和59年度改正によるものある。

4 昭和61年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和60年度改正によるものである。

5 昭和63年度欄については、昭和62年度改正によるものである。

項目	年度 平成元年度	2
基礎控除		30万円 (A)
配偶者控除		控除対象配偶者 30万円 (A) 老人控除対象配偶者 (障害者を含む。) 35万円 (A, B) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 51万円 (B) (新設)同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 56万円 (B) 配偶者特別控除 30万円 (A) (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
扶養控除		扶養親族 1人 30万円 (A) 老人扶養親族 (障害者を含む。) 1人 35万円 (A, B) 同居の特別障害者である扶養親族 1人 51万円 (B) (新設)同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 56万円 (B) 同居老親等扶養親族 (障害者を含む。) 1人 42万円 (A, B) (新設)同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 63万円 (B) (新設)特定扶養親族 1人 35万円 (A) (新設)同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 56万円 (A, B)
税率	所得割 (1) 500万円以下の金額 2% 500万円を超える金額 4% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ○ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ○ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (平成元~3年度) 2% (ハ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (平成元~3年度) ○ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ○ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (ニ) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得 (一定の居住用財産に係る買換え (交換) の特例の適用を受けるものを除く。) ○ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.3% ○ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 52万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の1.6%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 2% (A) (2) 資産合算課税制度の廃止 (A) (3) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (C) (~平成5年度) (イ) 又は (ロ) いずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (C) (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (~平成4年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (~平成4年度)

(注) 1 平成元年度欄における所得割の税率のうち(1)及び(2)(イ)、(ハ)については昭和63年度(昭和63年12月)改正。(2)(ロ)、(ニ)については昭和63年度(昭和63年3月)改正によるものである。

2 平成2年度欄において、(A)とあるのは昭和63年度(昭和63年12月)改正によるものであり、(B)とあるのは平成元年度改正によるものであり、(A, B)とあるのは、昭和63年度改正により控除額が引き上げられ、平成元年度改正でその適用関係を拡大したものの、又は昭和63年度改正で引き上げられた控除額を平成元年度改正で更に引き上げたものであり、(C)とあるのは、平成2年度改正で適用期限を延長したものである。

3	4
31万円	
控除対象配偶者 31万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 36万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 52万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 57万円 配偶者特別控除 31万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）	
扶養親族 1人 31万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1人 36万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 52万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 57万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1人 43万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 64万円 特定扶養親族 1人 36万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 57万円	
所得割 (1) 550万円以下の金額 2% 550万円を超える金額 4% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 （～平成10年度） (i) 又は (ii) のいずれか多い金額 (i) 4% (ii) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～9年度） 1.6% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 特例廃止（経過措置として平成3年12月31日までの譲渡に係る分は従前の税率適用）

3 平成4年度欄は、平成3年度改正によるものである。

年度 項目	5	6	7
基礎控除			33万
配偶者控除			控除対象配偶者 33万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 38万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 54万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 59万円 配偶者特別控除 33万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）
扶養控除		特定扶養親族 1人 39万円 （16歳以上23歳未満の扶養親族） 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 60万円	扶養親族 1人 33万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1人 38万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 54万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 59万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1人 45万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 66万円 特定扶養親族 1人 41万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 62万円
税率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 （1）長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 3% （2）長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得（特例廃止後の経過措置として平成4年1月1日から平成5年3月31日までの譲渡に係る分は2.2%） （3）長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得（一定の居住用財産に係る買換え（交換）の特例の適用を受けるものを除く。） （4）課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 1.3% （5）課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 78万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の1.6%に相当する金額との合計額	所得割 みなし法人課税 制度の廃止	所得割 700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 4%

- (注) 1 平成5年度欄は、平成3年度改正によるものである。
2 平成6年度欄における所得割の税率は、平成4年度改正によるものである。
3 平成6年度に限り県民税及び市町村民税の所得割額から、その20%相当額（20%相当額が20万円を超える場合は20万円を限度とする。）を控除した。
4 平成7年度欄においては、平成6年度(平成6年12月)改正によるものである。

8	9
<p>均等割 標準税率 年額1,000円</p> <p>所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% (2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の3%に相当する金額との合計</p>	<p>所得割 (1) 700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 3% (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 ○ (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 3% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等に金額に対する税額の110%相当額 ○ 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等(～平成15年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 3% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 ○ 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超え8,000万円以下である場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (ハ) 課税長期譲渡所得金額が8,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額から8,000万円を控除した金額の3%に相当する金額との合計額 ○ 短期譲渡所得 (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 3% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得金額に対する税額の110%相当額</p>

5 平成7年度分及び平成8年度分の県民税及び市町村民税の所得割額から、その15%相当額（15%相当額が2万円を超える場合は2万円を限度とする。）を控除した。

6 平成8年度欄のうち所得割については、平成6年度（平成6年12月）改正によるものである。

7 平成9年度欄における所得割の税率のうち（3）（イ）については、平成8年度改正によるものである。

年度 項目	10	11
基礎控除		
配偶者控除		同居の特別障害者である控除対象配偶者 1人 56万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 1人 61万円
扶養控除		同居の特別障害者である扶養親族 1人 56万円同居 の特別障害者である老人扶養親族 1人 61万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 68万円 特定扶養親族 1人 43万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 66万円
税率	<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成14年度)</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6%</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (平成11年度)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 2%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 120万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>(イ) 特例不適用(～平成13年度)</p> <p>(ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等特例廃止</p>

(注) 1 平成10年度欄については、平成8年度改正による。

2 平成10年度分に限り、県民税及び市町村民税の所得割額の合計額から定額(本人17,000円、控除対象配偶者又は扶養親族1人につき8,500円の合計額。ただし、平成10年度分の所得割額の限度とする。)を控除した。

3 平成11年度欄については、所得割の税率のうち(1)の適用期限に係る部分は、平成11年度改正によるものであり、その他は平成10年度改正によるものである。

4 平成11年度分以降については、県民税及び市町村民税の所得割額から、その15%相当額(15%相当額が4万円を超える場合は、4万円を限度とする。)を控除する。

12	14	15
<p>特定扶養親族 1人 45万円</p>		
<p>所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得（～平成13年度） 2%</p>	<p>所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～平成16年度） (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得（～平成16年度） 2% (3) 商品先物取引による所得に対する税率 （平成13年4月1日から平成15年3月31日までの取引に係る分） 2%</p>	<p>所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成16年度） (1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6% (2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p>

5 平成12年度欄については、平成11年度改正によるものである。
6 平成14年度欄については、平成13年度改正によるものである。
7 平成15年度欄については、平成13年度改正によるものである。

年度 項目	16	17	18
基礎控除			
配偶者控除		配偶者特別控除のうち、控除対象配偶者について、配偶者控除に上乘せして適用される部分の控除を廃止	
扶養控除			老年者控除の廃止
税率	<p>所得割</p> <p>(1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率（平成15年1月～）</p> <p>(イ) 上場株式等に係る申告分離課税の税率 1.6%</p> <p>(ロ) 長期(1年超)保有上場株式等に係る特例(平成15～17年) 1%</p> <p>※ (イ)については、税率1%の特例を創設（～平成20年度）</p> <p>(ロ)については、廃止</p> <p>(2) 先物取引に係る雑所得等に対する税率 1.6%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 特例不適用（～平成21年度）</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 1.6%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成21年度）</p> <p>○ 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.3%</p> <p>○ 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合26万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の1.6%に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 短期譲渡所得</p> <p>○ 国等に対する譲渡以外である場合 3%</p> <p>○ 国等に対する譲渡である場合 1.6%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 1.6%</p> <p>均等割 500円を「森林環境税」として超過課税した。</p>	

- (注) 1 平成16年度欄において、所得割(1)(※を除く)については平成13年度（平成13年11月）改正、それ以外については平成15年度改正による。
- 2 平成17年度欄において、配偶者特別控除については平成15年度改正、所得割については平成16年度改正、均等割超過課税については鹿児島県森林環境税条例によるものである。
- 3 平成18年度欄において、老年者控除については平成16年度税制改正、特別扶養控除については平成18年度税制改正によるものである。
- 4 平成18年度分については、平成17年度税制改正により、定率減税額が1/2に縮減。

19	20
<p>所得割 所得税から住民税への税源移譲により 4%</p>	<p>所得割 (1) 上場株式等の配当等並びに公募公社債投資信託以外の公募証券信託の配当，国外公募公社債投資信託以外の国外公募証券投資信託の配当等，特定投資法人の投資口の配当等に対する税率 本則税率 5.0% (イ) 平成20年12月31日まで軽減税率 3.0% (ロ) 平成21年1月1日～平成22年12月31日 3.0% 100万円以下の部分に係る特例 (2) 上場株式等に係る譲渡所得に対する税率 本則税率 5.0% (イ) 平成20年12月31日まで軽減税率 3.0% (ロ) 平成21年1月1日～平成22年12月31日 3.0% 500万円以下の部分に係る特例</p>

(注) 平成19年度分については，平成17年度税制改正により，定率減税の廃止。

年度 項目	21	22
基礎控除		
配偶者控除		
扶養控除		<p>(1) 一般扶養控除の年少（16歳未満）の廃止 (2) 特定扶養控除のうち16歳以上19歳未満については、上乗せ部分（12万円）が廃止，扶養控除（33万円）へ移行</p> <p>※ 平成24年度以降適用</p>
税率	<p>所得割</p> <p>(1) 上場株式等の配当等並びに公募公社債投資信託以外の公募証券信託の配当，国外公募公社債投資信託以外の国外公募証券投資信託の配当等，特定投資法人の投資口の配当等に対する税率 本則税率 5.0% (イ) 平成23年12月31日まで軽減税率3.0%</p> <p>(2) 上場株式等に係る譲渡所得に対する税率 本則税率 5.0% (イ) 平成23年12月31日まで軽減税率3.0%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成26年度） (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～平成26年度）</p> <p>(3) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率（平成22年度～平成24年度） 1.2%</p> <p>(4) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率（平成22年度～平成24年度） 1.2%</p>

23	24
<p>所得割</p> <p>(1) 上場株式等の配当等並びに公募公社債投資信託以外の公募証券信託の配当，国外公募公社債投資信託以外の国外公募証券投資信託の配当等，特定投資法人の投資口の配当等に対する税率 本則税率 5.0% (イ) 平成25年12月31日まで軽減税率 3.0%</p> <p>(2) 上場株式等に係る譲渡所得に対する税率 本則税率 5.0% (イ) 平成25年12月31日まで軽減税率 3.0%</p> <p>(3) 退職所得の分離課税に係る所得割について，平成25年1月1日から，その所得割の額から10分の1に相当する金額を控除する措置が廃止</p> <p>(4) 寄附金税額控除の適用下限額を5,000円から2,000円に引下げ</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 給与所得控除の見直し(平成26年度分の個人県民税から) 給与収入金額が1,500万円を超える場合の245万円の控除上限設定など</p> <p>(2) 平成25年1月1日以降に支払われる退職所得について，勤続5年以下の法人役員等に係る退職所得2分の1課税を廃止</p>

25	26
<p>所得割</p> <p>上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率</p> <p>(1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成25年度～平成26年度) 1.2%</p> <p>(2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率(平成25年度～平成26年度) 1.2%</p>	<p>均等割</p> <p>標準税率 (平成26年度～令和5年度) 年額1,500円</p> <p>[本則税率 年額1,000円に 年額500円を加算した額]</p> <p>所得割 給与収入および給与所得控除の上限額を段階的に引下げ (平成29年度分の個人県民税から)</p>

27	28
<p>所得割</p> <p>(1) 寄附金控除（ふるさと納税）の特例控除額を個人住民税所得割額の1割から2割へ引上げ</p> <p>(2) 個人住民税における住宅借入金等特別控除について適用期限（平成29年12月31日）を令和元年6月30日まで1年6か月延長</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 検診、予防接種等を受けている個人を対象として、いわゆるスイッチOTC医薬品の購入費用（年間1.2万円を超える部分の金額）についてセルフメディケーション推進のための所得控除制度（医療費控除の控除額計算上の特例措置）を導入</p> <p>※ 参考 スイッチOTC医薬品とは、要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品（類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く。）をいう。</p> <p>(2) 国立大学法人等の行う学生の修学支援事業のために充てられる個人寄附について税額控除制度を導入</p> <p>(3) 公益法人等について、個人寄附に係る税額控除の対象となるために必要な寄附者数の要件を事業規模に応じて緩和</p> <p>(4) 相続により生じた空き家であって旧耐震基準しか満たしていないものに関し、相続人が必要な耐震改修又は除却を行った上で家屋又は土地を売却した場合の譲渡所得について特別控除（3,000万円）を導入</p> <p>(5) 通勤手当の非課税限度額を月額10万円から15万円に引上げ（平成28年に1月1日以後に受けるべき通勤手当について適用）</p>

所得割**1 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し（令和元年度分個人住民税～）**

(1) 配偶者特別控除について、所得控除額33万円の対象となる配偶者の給与収入金額の上限を110万（合計所得金額45万円）から155万円（合計所得金額90万円）に引き上げ。控除額は逡減し、配偶者の給与収入額約201万円（合計所得金額123万円）で消失

(2) 納税者本人に所得制限を導入。給与収入額1,120万円（合計所得金額900万円）で控除額が逡減を開始し、給与収入額1,220万円（合計所得額1,000万円）で消失

2 積立NISAの創設（令和2年度分個人住民税～）

非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）について、積立・分散投資に適した一定の投資信託に対して定期かつ継続的な方法で投資を行う「積立NISA」を創設（年間投資上限額40万円、非課税期間20年。現行のNISAとは選択適用）

所得割

- 1 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替（令和3年度分個人住民税～）
給与所得控除及び公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げ、基礎控除の控除額を一律10万円引き上げる（33万から43万円に引き上げる）。
- 2 給与所得控除の見直し
 - (1) 給与収入が850万円を超える場合の控除額を220万円から195万円に引き下げる。
 - (2) 子育てや介護に配慮する観点から、23歳未満の扶養家族や特別障害者である扶養親族等を有する者等に負担増が生じないよう措置を講ずる。
- 3 公的年金等控除の見直し
 - (1) 公的年金等収入が1,000万円を超える場合の控除額に195.5万円の上限を設ける。
 - (2) 公的年金等収入以外の所得金額が1,000万円超の場合は、控除額を引き下げる。
- 4 基礎控除の見直し
合計所得金額2,400万円超で控除額が逡減を開始し、2,500万円超で消失する仕組みとする。
- 5 青色申告特別控除の見直し
 - (1) 取引を正規の簿記の原則に従って記録している者に係る青色申告特別控除の控除額を現行の65万円から55万円に引き下げる。
 - (2) (1)にかかわらず、(1)の取引を正規の簿記の原則に従って記録しているものであって、次の要件のいずれかを満たすものに係る青色申告特別控除の控除額を65万円とする。
 - ア その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録の備付け及び保存を行っていること。
 - イ その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書の提出を、その提出期限までに電子申告（e-Tax）を使用して行うこと。
- 6 1～5までの見直しに伴う所要の措置
 - (1) 同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得金額要件を48万円以下（現行：38万円以下）に引き上げる。
 - (2) 配偶者特別控除の対象となる配偶者の前年の合計所得金額要件を48万円超133万円以下（現行：38万円超123万円以下）とし、その控除額の算定の基礎となる配偶者の前年の合計所得金額の区分を、それぞれ10万円引上げる。
 - (3) 勤労学生の前年の合計所得金額要件を75万円以下（現行：65万円以下）に引き上げる。
 - (4) 障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する個人住民税の非課税措置の前年の合計所得金額要件を135万円以下（現行：125万円以下）に引き上げる。
 - (5) 個人住民税均等割の非課税基準を、35万円に本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に10万円を加えた金額（同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、その金額に21万円を加えた金額）とする。
また、個人住民税所割について、前年の所得の金額が35万円に本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に10万円を加えた金額（同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、その金額に32万円を加えた金額）以下の者を非課税とする。
 - (6) 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額を55万円（現行：65万円）に引き下げる。

令和元年度

所得割

住宅ローン控除の拡充に伴う措置

所得税の住宅ローン控除の改正により延長される控除期間（11年目～13年目）において、所得税額から控除しきれない額について、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税額から控除。

② 法人

年度 項目	昭和25年度	29	30	40	41	42
税 率		(創設) 均等割 年 600円 法人税割 法人税額の5% 制限税率 6%	法人税割 標準税率 5.4% 制限税率 6.5%	法人税割 標準税率 5.5% 制限税率 6.6%	法人税割 標準税率 5.8% 制限税率 7.0%	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出 資金額が ¹ 1,000万円 を超える法人 年 1,000円 (2) 上記以外の法人 年 600円

年度 項目	53	56
税 率	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は種資金額が50億円を 超える法人 年額 200,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が10億円を 超え50億円以下の法人 年額 100,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が1億円を 超え10億円以下の法人 年額 20,000円 (4) 資本の金額及び出資金額が1千万円を 超え1億円以下の法人 年額 6,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 2,000円	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は種資金額が50億円を超える 法人 年額 200,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が10億円を超え 50億円以下の法人 年額 100,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が1億円を超え 10億円以下の法人 年額 20,000円 (4) 資本の金額及び出資金額が1千万円を超え 1億円以下の法人 年額 6,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 2,000円 法人税割 標準税率 5.0% 制限税率 6.0%

年度 項目	17	26	令和元年度
税 率	均等割(超過課税) (1) 資本の金額又は出資金額が50億円 を超える法人 年額 840,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が10億円を 超え50億円以下の法人 年額 567,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が1億円を 超え10億円以下の法人 年額 136,500円 (4) 資本の金額又は出資金額が1千万円を 超え1億円以下の法人 年額 52,500円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 21,000円 ※標準税率の5%相当額を「森林環境税」 として超過課税した。 ※平成17年4月1日以降に開始する事業 年度から適用	法人税割 標準税率 3.2% 制限税率 4.2% ※上記の税率 は、平成26年10 月1日以後に開 始する事業年度 から適用。	均等割(超過課税) 国税の「森林環境税」との混 同を避けるため、「森林環境税」 の名称を「みんなの森づくり県 民税」へ変更 法人税割 標準税率 1.0% 制限税率 2.0% ※上記の税率は、令和元年10月 1日以後に開始する事業年度か ら適用。

45	46	51	52
法人税割 標準税率 5.6% 制限税率 6.6%	法人税割 標準税率 5.2% 制限税率 6.2%	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が1億円 を超える法人 年額 6,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が1千万円 を超え1億円以下の法人 年額 3,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が1千万円 以下の法人等 年額 1,800円	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が1億円を を超える法人 年額 20,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が1千万円 を超え1億円以下の法人 年額 6,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が1千万円 以下の法人等 年額 2,000円

58	59	平成3年度	6
均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 50億円を超える法人 年額 300,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が 10億円を超え50億円以下の法人 年額 200,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が 1億円を超え10億円以下の法人 年額 40,000円 (4) 資本の金額又は出資金額が 1千万円を超え1億円以下の法人 年額 12,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の 法人等 年額 4,000円	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 50億円を超える法人 年額 750,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が 10億円を超え50億円以下の法人 年額 500,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が 1億円を超え10億円以下の法人 年額 100,000円 (4) 資本の金額又は出資金額が 1千万円を超え1億円以下の法人 年額 30,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の 法人等 年額 10,000円	法人税割 標準税率 5.0% 制限税率 5.8%	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 50億円を超える法人 年額 800,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が 10億円を超え50億円以下の法人 年額 540,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が 1億円を超え10億円以下の法人 年額 130,000円 (4) 資本の金額又は出資金額が 1千万円を超え1億円以下の法人 年額 50,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の 法人等 年額 20,000円

③ 利子割

年度	昭和63年度
項目	
税率	(創設) 利子割 一定税率 5.0% 4月1日施行

④ 配当割

年度	平成15年度	23
項目		
税率	(創設) 配当割 一定税率 5.0% 平成16年1月1日施行 *平成16年1月1日から平成23年3月31日まで 軽減税率 3.0%	※平成25年12月31日まで延長 軽減税率 3.0%

⑤ 株式等譲渡所得割

年度	平成15年度	23
項目		
税率	(創設) 株式等譲渡所得割 一定税率 5.0% 平成16年1月1日施行 *平成16年1月1日から平成23年12月31日まで 軽減税率 3.0%	※平成25年12月31日まで延長 軽減税率 3.0%

(2) 事業税

① 個人

年度 項目	昭和25年度	27	28	29	30	31	32	33
事業主 控除等	免税点 年 25,000円	基礎控除 年 38,000円	基礎控除 年 50,000円	基礎控除 年 70,000円	基礎控除 年 100,000円	基礎控除 年 120,000円		
税率	第1種事業 12% 第2種事業 8% 特別所得税 第1主業務 6.4% 第2主業務 8%		助産婦等 4%	第1種事業 8% 第2種事業及 び第3種事業 6%			第1種事業 課税所得 年50万円以下 6% 年50万円超 8%	
事業専従者 控除等				特別所得税 が事業税の 第3種事業 とされた。				事業専従者 控除(青色) 年 80,000円

年度 項目	45	46	47	48	49	50	51	52
事業主 控除等	事業主控除 年 320,000円	事業主控除 年 360,000円	事業主控除 年 600,000円	事業主控除 年 800,000円	事業主控除 年 1,500,000円	事業主控除 年 1,800,000円	事業主控除 年 2,000,000円	事業主控除 年 2,200,000円
税率						制限税率が 設けられた (標準税率の 1.1倍)		
事業専従者 控除等			事業専従者 控除(白色) 年 165,000円	事業専従者 控除(白色) 年 170,000円	事業専従者 控除(白色) 年 192,500円	事業専従者 控除(白色) 年 275,500円	事業専従者 控除(白色) 年 400,000円	

34	37	39	40	41	42	43	44
基礎控除 年 200,000円	事業主控除と名称が変更された	事業主控除 年 220,000円	事業主控除 年 240,000円	事業主控除 年 250,000円	事業主控除 年 270,000円		
	第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% 助産婦等 3%						
	事業専従者 控除(白色) 年 50,000円			事業専従者 控除(青色) 年 100,000円 (白色) 年 60,000円	事業専従者 控除(青色) 年 120,000円 (白色) 年 80,000円	事業専従者 控除(青色) 年 170,000円 (白色) 年 110,000円	事業専従者 控除(青色) 完全給与制 (白色) 年 150,000円

60	63	平成2年度	5	8	10	11	13
事業主控除 年 2,400,000円			事業主控除 年2,700,000円			事業主控除 年2,900,000円	
事業専従者 控除(白色) 年 450,000円	事業専従者 控除(白色) 配偶者である 事業専従者 年 600,000円 その他の 事業専従者 年 450,000円	事業専従者 控除(白色) 配偶者である 事業専従者 年 800,000円 その他の 事業専従者 年 470,000円	みなし法人課税 特例の廃止 青色申告特別控 除の特例の創設 350,000円	事業専従者 控除(白色) 配偶者である 事業専従者 年 860,000円 その他の 事業専従者 年 500,000円	青色申告特別控 除の特例 450,000円		青色申告特別控 除の特例 550,000円(追加)

年度	17
項目	
事業主 控除等	
税率	
事業専従者 控除等	青色申告特別控 除の特例 650,000円 100,000円 450,000円 (廃止)

② 法人

年度 項目	昭和25年度	26	29	30	32
税率	普通法人 12% 特別法人 8% 収入金額課税法人 1.6%		普通法人 年 50万円以下 10% 年 50万円超及び 清算所得 12% 収入金額課税法人 1.5%	普通法人 3以上の道府県に 事務所等を有する法 人で、資本金額等が 500万円以上の法人 の所得及び清算所得 12%	普通法人 年 50万円以下 8% 年 100万円以下 10% 年 100万円超及び 清算所得 12% ただし、3以上の道 府県に事務所等を有 する法人で資本金等 が 500万円以上の法 人の所得 12%
その他		申告納税制度が採用された。	生命保険事業が収入金額課税とされ、運送業(地方鉄軌道事業を除く。)が所得課税とされた。	損害保険事業が収入金額課税とされた。	地方鉄軌道事業が所得課税とされた。

34	37	39	49	50
<p>普通法人 年 50万円以下 7%</p> <p>年 100万円以下 8%</p> <p>年 200万円以下 10%</p> <p>年 200万円超及び 清算所得 12%</p> <p>ただし、3以上の道 府県に事務所等を有 する法人で資本金等 が 500万円以上の法 人の所得 12%</p> <p>特別法人 年 50万円以下 7%</p> <p>年 50万円超及び 清算所得 12%</p> <p>ただし、3以上の道 府県に事務所等を有 する法人で資本金等 が 500万円以上の法 人の所得 8%</p>	<p>普通法人 年 100万円以下 6%</p> <p>年 200万円以下 9%</p> <p>年 200万円超及び 清算所得 12%</p> <p>ただし、3以上の道 府県に事務所等を有 する法人で資本金等 が 1,000万円以上の 法人の所得 12%</p> <p>特別法人 年 100万円以下 6%</p> <p>年 100万円超及び 清算所得 8%</p> <p>ただし、3以上の道 府県に事務所等を有 する法人で資本金等 が 1,000万円以上の 法人の所得 8%</p>	<p>普通法人 年 150万円以下 6%</p> <p>年 300万円以下 9%</p> <p>年 300万円超及 び清算所得 12%</p> <p>ただし、3以上の道 府県に事務所等を有 する法人で資本金等 が 1,000万円以上の 法人の所得 12%</p> <p>特別法人 年 150万円以下 6%</p> <p>年 150万円超及び 清算所得 8%</p> <p>ただし、3以上の道 府県に事務所等を有 する法人で資本金等 が 1,000万円以上の 法人の所得 8%</p>	<p>普通法人 年 350万円以下 6%</p> <p>年 350万円超 700万円以下 9%</p> <p>年 700万円超及び清算所得 12%</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等を 有する法人で資本金などが 1,000万円 以上の法人の所得 12%</p> <p>特別法人 年 350万円以下 6%</p> <p>年 350万円超及び清算所得 8%</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等を 有する法人で資本金などが 1,000万円 以上の法人の所得 8%</p> <p>ただし、昭和49年5月1日から昭和50 年4月30日までの間に事業年度の終了 する法人については、次による。</p> <p>普通法人 年 300万円以下 6%</p> <p>年 300万円超 600万円以下 9%</p> <p>年 600万円超及び清算所得 12%</p> <p>特別法人 年 300万円以下 6%</p> <p>年 300万円超及び清算所得 8%</p>	<p>制限税率が 設けられた。 (標準税率の 1.1倍)</p>

年度 項目	平成元年度	10	11
税率	<p>特別法人 年 350万円以下 6%</p> <p>年 350万円超及び 清算所得 8%</p> <p>(ただし、一定の協同 組合等については、 年 10 億 円 超 9%)</p> <p>ただし、3以上の道 府県に事務所等を有す る法人で、資本金等が 1,000万円以上の法人 の所得 8%</p> <p>(ただし、一定の協同 組合等については、 年 10 億 円 超 9%)</p>	<p>普通法人 年 400万円以下 5.6%</p> <p>年 400万円超 800万円以下 8.4%</p> <p>年 800万円超及び清算所得 11%</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等 を有する法人で、資本金等が1,000万 円以上の法人の所得 11%</p> <p>特別法人 年 400万円以下 5.6%</p> <p>年 400万円超及び清算所得 7.5%</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等 を有する法人で、資本金等が1,000万 円以上の法人の所得 7.5%</p> <p>※ 上記の税率は平成10年4月1日 以後に開始する事業年度について 適用する。 ただし、平成10年3月31日以前に 開始した事業年度分については 従前の次の税率による。</p> <p>普通法人 年 350万円以下 6%</p> <p>年 350万円超 700万円以下 9%</p> <p>年 700万円超及び清算所得 12%</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等 を有する法人で、資本金等が1,000万 円以上の法人の所得 12%</p> <p>特別法人 年 350万円以下 6%</p> <p>年 350万円超及び清算所得 8%</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等 を有する法人で、資本金等が1,000万 円以上の法人の所得 8%</p>	<p>普通法人 年 400万円以下 5%</p> <p>年 400万円超 800万円以下 7.3%</p> <p>年 800万円超及び清算所得 9.6%</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等 を有する法人で、資本金等が1,000万 円以上の法人の所得 9.6%</p> <p>特別法人 年 400万円以下 5%</p> <p>年 400万円超及び清算所得 6.6%</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等 を有する法人で、資本金等が1,000万 円以上の法人の所得 6.6%</p> <p>※ 上記の税率は平成11年4月1日 以後に開始する事業年度について 適用する。</p>
その他			

12	16																					
	<p>資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人(現行の所得課税法人に限るものとし、公益法人等、特別法人、人格なき社団等及び投資法人等を除く)については、付加価値額及び資本等の金額による外形標準課税が導入された。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="3" style="text-align: left;">【外形標準課税法人】</th> </tr> <tr> <td style="width: 20%;">付加価値割</td> <td style="width: 60%;">各事業年度の付加価値額</td> <td style="width: 20%; text-align: right;">0.48/100</td> </tr> <tr> <td>資本割額</td> <td>各事業年度の資本等の金額</td> <td style="text-align: right;">0.2/100</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">所得割</td> <td>各事業年度の所得のうち</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年400万円以下の金額</td> <td style="text-align: right;">3.8/100</td> </tr> <tr> <td>年400万円を超え年800万円以下の金額</td> <td style="text-align: right;">5.5/100</td> </tr> <tr> <td>年800万円を超える金額及び清算所得</td> <td style="text-align: right;">7.2/100</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(3以上の道府県に事務所等を有する法人は7.2/100)</td> </tr> </table> <p>※ 平成16年4月1日以降に開始する事業年度から適用する。</p>	【外形標準課税法人】			付加価値割	各事業年度の付加価値額	0.48/100	資本割額	各事業年度の資本等の金額	0.2/100	所得割	各事業年度の所得のうち		年400万円以下の金額	3.8/100	年400万円を超え年800万円以下の金額	5.5/100	年800万円を超える金額及び清算所得	7.2/100	(3以上の道府県に事務所等を有する法人は7.2/100)		
【外形標準課税法人】																						
付加価値割	各事業年度の付加価値額	0.48/100																				
資本割額	各事業年度の資本等の金額	0.2/100																				
所得割	各事業年度の所得のうち																					
	年400万円以下の金額	3.8/100																				
	年400万円を超え年800万円以下の金額	5.5/100																				
	年800万円を超える金額及び清算所得	7.2/100																				
(3以上の道府県に事務所等を有する法人は7.2/100)																						
信託会社が行う特定信託については、本体の信託契約に定めた「計算期間」(事業年度の概念に相当する)の所得を課税標準として申告を行うこととした																						

年度 項目	17		
税 率	二以上の都道府県に事務所又は事業所のある法人の分割基準が改正された。		
	事業種目 非製造業 銀行業 証券業 通卸業 信売業 小売業 サブス その他	従 前 基 準 課税標準の2分の1 …… 事業所の数 課税標準の2分の1 …… 従業者の数 資本金1億円以上の法人については、 本社管理部門の従業者数を2分の1に圧縮	改正基準(H17.4.1以降に開始する事業年度) 課税標準の2分の1 …… 事業所の数 課税標準の2分の1 …… 従業者の数
	製 造 業	従業者数 資本金1億円以上の法人については、 ・本社管理部門の従業者数を2分の1に圧縮 ・工場従業者数を2分の1加算	従業者数 資本金1億円以上の法人については、 ・工場従業者数を2分の1加算 ・本社管理部門の従業者数2分の1圧縮を廃止
	鉄道・軌道業、電気ガス供給業及び倉庫業については、従前の基準のとおり。		
	その他		

20	26																																																				
<p>平成20年10月1日以降に開始する事業年度から「地方法人特別税」が導入されることに伴い、法人事業税の税率が引き下げられた。</p> <p>※ 清算所得課税については、平成22年10月1日以降の解散については廃止。</p> <p>【普通法人(資本金1億円以下)】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"><所得割> 年 400万円以下</td> <td style="text-align: right;">2.7%</td> </tr> <tr> <td>年 400万円超 800万円以下</td> <td style="text-align: right;">4.0%</td> </tr> <tr> <td>年 800万円超 (及び清算所得)</td> <td style="text-align: right;">5.3%</td> </tr> <tr> <td>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得</td> <td style="text-align: right;">5.3%</td> </tr> </table> <p>【特別法人】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"><所得割> 年 400万円以下</td> <td style="text-align: right;">2.7%</td> </tr> <tr> <td>年 400万円超 (及び清算所得)</td> <td style="text-align: right;">3.6%</td> </tr> <tr> <td>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得</td> <td style="text-align: right;">3.6%</td> </tr> </table> <p>【普通法人(資本金1億円超)】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"><所得割> 年 400万円以下</td> <td style="text-align: right;">1.5%</td> </tr> <tr> <td>年 400万円超 800万円以下</td> <td style="text-align: right;">2.2%</td> </tr> <tr> <td>年 800万円超 (及び清算所得)</td> <td style="text-align: right;">2.9%</td> </tr> <tr> <td>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得</td> <td style="text-align: right;">2.9%</td> </tr> <tr> <td><付加価値割></td> <td style="text-align: right;">0.48%</td> </tr> <tr> <td><資本割></td> <td style="text-align: right;">0.2%</td> </tr> </table> <p>【収入金額課税法人】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"><収入割></td> <td style="text-align: right;">0.7%</td> </tr> </table>	<所得割> 年 400万円以下	2.7%	年 400万円超 800万円以下	4.0%	年 800万円超 (及び清算所得)	5.3%	ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得	5.3%	<所得割> 年 400万円以下	2.7%	年 400万円超 (及び清算所得)	3.6%	ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得	3.6%	<所得割> 年 400万円以下	1.5%	年 400万円超 800万円以下	2.2%	年 800万円超 (及び清算所得)	2.9%	ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得	2.9%	<付加価値割>	0.48%	<資本割>	0.2%	<収入割>	0.7%	<p>【普通法人(資本金1億円以下)】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"><所得割> 年 400万円以下</td> <td style="text-align: right;">3.4%</td> </tr> <tr> <td>年 400万円超 800万円以下</td> <td style="text-align: right;">5.1%</td> </tr> <tr> <td>年 800万円超 (及び清算所得)</td> <td style="text-align: right;">6.7%</td> </tr> <tr> <td>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得</td> <td style="text-align: right;">6.7%</td> </tr> </table> <p>【特別法人】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"><所得割> 年 400万円以下</td> <td style="text-align: right;">3.4%</td> </tr> <tr> <td>年 400万円超 (及び清算所得)</td> <td style="text-align: right;">4.6%</td> </tr> <tr> <td>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得</td> <td style="text-align: right;">4.6%</td> </tr> </table> <p>【普通法人(資本金1億円超)】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"><所得割> 年 400万円以下</td> <td style="text-align: right;">2.2%</td> </tr> <tr> <td>年 400万円超 800万円以下</td> <td style="text-align: right;">3.2%</td> </tr> <tr> <td>年 800万円超 (及び清算所得)</td> <td style="text-align: right;">4.3%</td> </tr> <tr> <td>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得</td> <td style="text-align: right;">4.3%</td> </tr> </table> <p>【収入金額課税法人】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;"><収入割></td> <td style="text-align: right;">0.9%</td> </tr> </table> <p>※ 上記の税率は平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用。 ※ 普通法人(資本金1億円超)の「付加価値割」及び「資本割」については税率の改正なし。</p>	<所得割> 年 400万円以下	3.4%	年 400万円超 800万円以下	5.1%	年 800万円超 (及び清算所得)	6.7%	ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得	6.7%	<所得割> 年 400万円以下	3.4%	年 400万円超 (及び清算所得)	4.6%	ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得	4.6%	<所得割> 年 400万円以下	2.2%	年 400万円超 800万円以下	3.2%	年 800万円超 (及び清算所得)	4.3%	ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得	4.3%	<収入割>	0.9%
<所得割> 年 400万円以下	2.7%																																																				
年 400万円超 800万円以下	4.0%																																																				
年 800万円超 (及び清算所得)	5.3%																																																				
ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得	5.3%																																																				
<所得割> 年 400万円以下	2.7%																																																				
年 400万円超 (及び清算所得)	3.6%																																																				
ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得	3.6%																																																				
<所得割> 年 400万円以下	1.5%																																																				
年 400万円超 800万円以下	2.2%																																																				
年 800万円超 (及び清算所得)	2.9%																																																				
ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得	2.9%																																																				
<付加価値割>	0.48%																																																				
<資本割>	0.2%																																																				
<収入割>	0.7%																																																				
<所得割> 年 400万円以下	3.4%																																																				
年 400万円超 800万円以下	5.1%																																																				
年 800万円超 (及び清算所得)	6.7%																																																				
ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得	6.7%																																																				
<所得割> 年 400万円以下	3.4%																																																				
年 400万円超 (及び清算所得)	4.6%																																																				
ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得	4.6%																																																				
<所得割> 年 400万円以下	2.2%																																																				
年 400万円超 800万円以下	3.2%																																																				
年 800万円超 (及び清算所得)	4.3%																																																				
ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得	4.3%																																																				
<収入割>	0.9%																																																				
<p>地方法人特別税の税率</p> <p>税額 = 基準法人所得割額又は基準法人収入割額 × 税率</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">【普通法人(資本金1億円以下)】【特別法人】</td> <td style="text-align: right;">81.0%</td> </tr> <tr> <td>【普通法人(資本金1億円超)】</td> <td style="text-align: right;">148.0%</td> </tr> <tr> <td>【収入金額課税法人】</td> <td style="text-align: right;">81.0%</td> </tr> </table> <p>※ 基準法人所得割額又は基準法人収入割額とは、標準税率で計算された法人事業税(所得割・収入割)の税額。</p>	【普通法人(資本金1億円以下)】【特別法人】	81.0%	【普通法人(資本金1億円超)】	148.0%	【収入金額課税法人】	81.0%	<p>地方法人特別税の税率</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">【普通法人(資本金1億円以下)】【特別法人】</td> <td style="text-align: right;">43.2%</td> </tr> <tr> <td>【普通法人(資本金1億円超)】</td> <td style="text-align: right;">67.4%</td> </tr> <tr> <td>【収入金額課税法人】</td> <td style="text-align: right;">43.2%</td> </tr> </table> <p>※ 上記の税率は平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用。</p>	【普通法人(資本金1億円以下)】【特別法人】	43.2%	【普通法人(資本金1億円超)】	67.4%	【収入金額課税法人】	43.2%																																								
【普通法人(資本金1億円以下)】【特別法人】	81.0%																																																				
【普通法人(資本金1億円超)】	148.0%																																																				
【収入金額課税法人】	81.0%																																																				
【普通法人(資本金1億円以下)】【特別法人】	43.2%																																																				
【普通法人(資本金1億円超)】	67.4%																																																				
【収入金額課税法人】	43.2%																																																				

27	28																								
<p>【普通法人(資本金1億円超)】</p> <table border="0"> <tr> <td><所得割> 年 400万円以下</td> <td>1.6%</td> </tr> <tr> <td>年 400万円超 800万円以下</td> <td>2.3%</td> </tr> <tr> <td>年 800万円超 (及び清算所得)</td> <td>3.1%</td> </tr> <tr> <td>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得</td> <td>3.1%</td> </tr> <tr> <td><付加価値割></td> <td>0.72%</td> </tr> <tr> <td><資本割></td> <td>0.3%</td> </tr> </table> <p>※ 上記の税率は平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度に適用。</p>	<所得割> 年 400万円以下	1.6%	年 400万円超 800万円以下	2.3%	年 800万円超 (及び清算所得)	3.1%	ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得	3.1%	<付加価値割>	0.72%	<資本割>	0.3%	<p>【普通法人(資本金1億円超)】</p> <table border="0"> <tr> <td><所得割> 年 400万円以下</td> <td>0.3%</td> </tr> <tr> <td>年 400万円超 800万円以下</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>年 800万円超 (及び清算所得)</td> <td>0.7%</td> </tr> <tr> <td>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得</td> <td>0.7%</td> </tr> <tr> <td><付加価値割></td> <td>1.2%</td> </tr> <tr> <td><資本割></td> <td>0.5%</td> </tr> </table> <p>※ 上記の税率は平成28年4月1日から平成31年9月30日までに開始する事業年度に適用。</p>	<所得割> 年 400万円以下	0.3%	年 400万円超 800万円以下	0.5%	年 800万円超 (及び清算所得)	0.7%	ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得	0.7%	<付加価値割>	1.2%	<資本割>	0.5%
<所得割> 年 400万円以下	1.6%																								
年 400万円超 800万円以下	2.3%																								
年 800万円超 (及び清算所得)	3.1%																								
ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得	3.1%																								
<付加価値割>	0.72%																								
<資本割>	0.3%																								
<所得割> 年 400万円以下	0.3%																								
年 400万円超 800万円以下	0.5%																								
年 800万円超 (及び清算所得)	0.7%																								
ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得	0.7%																								
<付加価値割>	1.2%																								
<資本割>	0.5%																								
<p>地方法人特別税の税率</p> <p>【普通法人(資本金1億円超)】 93.5%</p> <p>※ 上記の税率は平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始する事業年度に適用。</p>	<p>地方法人特別税の税率</p> <p>【普通法人(資本金1億円超)】 414.2%</p> <p>※ 上記の税率は平成28年4月1日から平成31年9月30日までに開始する事業年度に適用。</p>																								

令和元年度

【普通法人(資本金1億円以下)】

<所得割> 年 400万円以下	3.5%
年 400万円超 800万円以下	5.3%
年 800万円超 (及び清算所得)	7.0%
ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得	7.0%

【特別法人】

<所得割> 年 400万円以下	3.5%
年 400万円超 (及び清算所得)	4.9%
ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得	4.9%

【普通法人(資本金1億円超)】

<所得割> 年 400万円以下	0.4%
年 400万円超 800万円以下	0.7%
年 800万円超 (及び清算所得)	1.0%
ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得	1.0%

【収入金額課税法人】

<収入割>	1.0%
-------	------

※ 上記の税率は令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用。

※ 普通法人(資本金1億円超)の「付加価値割」及び「資本割」については税率の改正なし。

特別法人事業税の税率

【普通法人(資本金1億円以下)】	37.0%
【特別法人】	34.5%
【普通法人(資本金1億円超)】	260.0%
【収入金額課税法人】	30.0%

※ 令和元年9月30日までに開始する事業年度をもって地方法人特別税が廃止され、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から特別法人事業税が創設。

(3) 地方消費税

年度 項目	平成9年度	16
税率等	(1) 課税標準 譲渡割～課税資産の譲渡に係る消費税額 貨物割～課税貨物に係る消費税額 (2) 税率 課税標準(消費税額)の100分の25	○消費税法の一部改正(主な改正内容) (1) 事業者免税点の引き下げ 納税義務が免除される課税売上高の上限が3,000万円から1,000万円に引き下げ。 (2) 中間申告・納付回数の変更 直前の課税期間の確定消費税額が4,800万円を超える場合に、従来年3回だったものが11回に変更。 (3) 簡易課税制度の適用上限の引き下げ 簡易課税制度の適用を受ける課税売上高の上限が2億円から5,000万円に引き下げ。

年度 項目	23	24
税率等	○消費税法の一部改正 (1) 事業者免税点制度の適用要件の見直し 前年の1月1日から6か月間の課税売上高が1,000万円を超えた場合は、課税事業者となる要件の追加 (2) 「95%ルール」の適用要件の見直し 課税仕入れ等に係る消費税額の控除の適用要件が、課税売上割合が95%以上の事業者から課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円以下の場合にのみ全額を控除できることに見直し (3) 「消費税の還付申告に関する明細書」の添付義務化 ○地方税法の一部改正 罰則規定の強化 ・譲渡割に係る検査拒否等に関する罪 ・譲渡割に係る虚偽の中間申告に関する罪 ・譲渡割・貨物割に係る故意不申告の罪 ・譲渡割・貨物割の脱税に関する罪	○消費税法の一部改正 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、消費税法の一部が改正 (1) 消費税収入の用途の明確化 (2) 消費税率の引上げ (3) 特定新規設立法人に係る事業者免税点制度の不適用制度の創設 (4) 任意の中間申告制度の創設 (5) 税率引上げに伴う経過措置 ○地方税法の一部改正 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する等の法律」により、地方税法の一部が改正 (1) 地方消費税率の引上げ (2) 引上げ分の地方消費税の用途の明確化 (3) 引上げ分の地方消費税に係る市町村交付金の交付基準 (4) 税率引上げに伴う経過措置

年度 項目	27	28
税率等	○地方税法の一部改正 「地方税法等の一部を改正する法律」により地方税法の一部が改正 ・地方消費税率の引上げ時期の変更(H27.10.1→H29.4.1) ・引上げ時期の変更に伴い、景気判断条項条項の削除 ・清算基準の見直し など	○地方税法の一部改正 「地方税法等の一部を改正する等の法律」により地方税法の一部が改正 ・消費税の軽減税率制度の導入(H29.4.1～) ・徴収取扱費の見直し (譲渡割 0.45%→0.55%, 貨物割 0.50%→0.55%) ・外国人旅行者向けの消費税免税制度の見直し ・高額資産を取得した場合における中小企業者に対する特例措置の見直し

年度 項目	29	30
税率等	<p>○地方税法の一部改正 「地方税法等の一部を改正する法律」により地方税法の一部が改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方消費税率の引上げ時期の変更 (H29. 4. 1→H31. 10. 1) ・ 消費税の軽減税率制度の導入時期の変更 (H29. 4. 1→H31. 10. 1) ・ 清算基準の見直し ・ 徴収取扱費の見直し (譲渡割, 貨物割 0. 55%→0. 60%) 	<p>○地方税法の一部改正 「地方税法等の一部を改正する法律」により地方税法の一部が改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 清算基準の見直し

(4) 不動産取得税

年度	昭和25年度	29	30	39	48
項目		(創設) 税率 3%	(免税点) 土地 1万円 家屋(新築) 10万円 家屋(その他) 5万円	(免税点) 土地 5万円 家屋(新築) 15万円 家屋(その他) 8万円	(免税点) 土地 10万円 家屋(新築) 23万円 家屋(その他) 12万円
税率等					

56	61	平成元年度	4
税率 4% ただし、昭和56年7月1日から昭和61年6月30日までに 行われた住宅の取得については3%とする。 昭和56年7月1日から昭和61年6月30日までの間に行われた一定の住宅用土地の取得については税額から4分の1に相当する額を減額する。	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について →平成元年6月30日まで3年間延長	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について →平成4年6月30日まで3年間延長	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について →平成7年6月30日まで3年間延長

6	7	8	9
宅地及び住宅用比準土地に係る課税標準の特例創設 →平成6年中の取得 課税標準2分の1 →平成7年～8年中の取得 課税標準の3分の2	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について →平成10年6月30日まで3年間延長	宅地及び住宅用比準土地に係る課税標準の特例創設 →平成8年中の取得 課税標準の2分の1	宅地及び住宅用比準土地に係る課税標準の特例創設 →平成8年～11年の取得 課税標準の2分の1

10	11	12	13
住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について →平成13年6月30日まで3年間延長	・住宅及び住宅用土地に係る特例措置の拡充 ・新築家屋を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす時期を新築から1年(現行6月)とする	宅地及び宅地比準土地の取得が平成12年1月1日から平成14年12月31日までに 行われた場合には課税標準を価格の2分の1とする特例措置を講ずる	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について →平成16年6月30日まで3年間延長

14	15	16
住宅用地の減額措置の要件緩和 ・新築者に係る要件 ・土地継続所有要件	平成15年4月1日から平成18年3月31日までの不動産取得は、標準税率を3%とする特例措置 宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置(価格の1/2) →平成17年12月31日まで3年間延長	新築住宅用土地の減額措置の要件緩和。 やむをえない事情がある場合は4年以内 現行3年(本則2年)平成18年6月30日まで 新築家屋を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす時期を新築から1年(現行6月)とする。 →平成18年3月31日まで2年間延長

年度 項目	17	18
税率等	<p>中古住宅及びその用地に係る特例措置の対象となる住宅の適用対象要件の緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和57年以降築住宅は新耐震基準に適合とみなす。 ・居住用家屋の過去の使用形態は問わない。 	<p>標準税率を3%とする特例措置の一部縮小と平成21年3月31日まで延長</p> <p>一部縮小＝非住宅家屋税率3.5%</p> <p>→平成20年3月31日までの経過措置</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置(価格の1/2)</p> <p>→平成21年3月31日まで3年間延長</p> <p>新築住宅用土地に係る減額措置の経過年数要件緩和</p> <p>→平成20年3月31日まで2年間延長</p> <p>新築家屋を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす時期を新築から1年(現行6月)とする。</p> <p>→平成20年3月31日まで2年間延長</p>

	20	21
	<p>新築住宅用土地に係る減額措置の経過年数要件緩和</p> <p>→平成22年3月31日まで2年間延長</p> <p>新築家屋を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす時期を新築から1年(本則6月)とする。</p> <p>→平成22年3月31日まで2年間延長</p> <p>新築の長期優良住宅について当該住宅の価格から1,300万円を控除する課税標準の特例措置創設</p> <p>→長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行日から平成22年3月31日までの取得</p>	<p>住宅及び土地の標準税率を3%とする特例措置</p> <p>→平成24年3月31日まで3年間延長</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置(価格の1/2)</p> <p>→平成24年3月31日まで3年間延長</p>

	22	24
	<p>新築住宅用土地に係る減額措置の経過年数要件緩和</p> <p>→平成24年3月31日まで2年間延長</p> <p>新築家屋を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす時期を新築から1年(本則6月)とする。</p> <p>→平成24年3月31日まで2年間延長</p> <p>新築の長期優良住宅について当該住宅の価格から1,300万円を控除する課税標準の特例措置</p> <p>→平成24年3月31日まで2年間延長</p>	<p>住宅及び土地の標準税率を3%とする特例措置</p> <p>→平成27年3月31日まで3年間延長</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置(価格の1/2)</p> <p>→平成27年3月31日まで3年間延長</p> <p>新築住宅用土地に係る減額措置の経過年数要件緩和</p> <p>→平成26年3月31日まで2年間延長</p> <p>新築家屋を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす時期を新築から1年(本則6月)とする。</p> <p>→平成26年3月31日まで2年間延長</p> <p>新築の長期優良住宅について当該住宅の価格から1,300万円を控除する課税標準の特例措置</p> <p>→平成26年3月31日まで2年間延長</p>

26	27
<p>新築住宅用土地に係る減額措置の経過年数要件緩和 →平成28年3月31日まで2年間延長</p> <p>新築家屋を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす時期を新築から1年(本則6月)とする。 →平成28年3月31日まで2年間延長</p> <p>新築の長期優良住宅について当該住宅の価格から1,300万円を控除する課税標準の特例措置 →平成28年3月31日まで2年間延長</p> <p>耐震改修を行った耐震基準不適合既存住宅に係る減額措置創設</p>	<p>住宅及び土地の標準税率を3%とする特例措置 →平成30年3月31日まで3年間延長</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置(価格の1/2) →平成30年3月31日まで3年間延長</p> <p>買取再販事業者が取得する中古住宅に係る不動産取得税を減額する特例措置創設 →平成27年4月1日から平成29年3月31日までの取得</p>

28	29
<p>新築住宅用土地に係る減額措置の経過年数要件緩和 →平成30年3月31日まで2年間延長</p> <p>新築家屋を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす時期を新築から1年(本則6月)とする。 →平成30年3月31日まで2年間延長</p> <p>新築の長期優良住宅について当該住宅の価格から1,300万円を控除する課税標準の特例措置 →平成30年3月31日まで2年間延長</p>	<p>買取再販事業者が取得する中古住宅に係る不動産取得税を減額する特例措置 →平成31年3月31日まで2年間延長</p>

30	令和元年度
<p>住宅及び土地の標準税率を3%とする特例措置 →令和3年3月31日まで3年間延長</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置(価格の1/2) →令和3年3月31日まで3年間延長</p> <p>新築住宅用土地に係る減額措置の経過年数要件緩和 →令和2年3月31日まで2年間延長</p> <p>新築家屋を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす時期を新築から1年(本則6月)とする。 →令和2年3月31日まで2年間延長</p> <p>新築の長期優良住宅について当該住宅の価格から1,300万円を控除する課税標準の特例措置 →令和2年3月31日まで2年間延長</p> <p>買取再販事業者が取得する中古住宅に係る土地に対する減額措置の創設 →平成30年4月1日から平成31年3月31日までの取得</p> <p>耐震改修を行った耐震基準不適合既存住宅に係る土地の取得に対する減額措置の創設</p>	<p>宅地建物取引業者が中古住宅(新築から10年以上経過しているものに限る)を取得後、2年以内に一定の改修工事を行った上で個人(自己居住用に限る)に販売した場合 (中古住宅)築年月日に応じた控除額に、税率を乗じて得た額を減額 →令和3年3月31日まで2年間延長 (中古住宅用土地)新築住宅の用に供する土地と同様の減額措置 →令和3年3月31日まで2年間延長</p>

(5) 道府県たばこ税(旧道府県たばこ消費税)

年度 項目	昭和29年度	31	37	42	60
税 率 等	(創設) <税率> 5 / 115	<税率> 8%	<税率> 9%	<税率> 10.3%	昭和60年4月1日以降 売渡し等分 <税率> 従価割 8.1% 従量割 1,000本につき 200円

- (注) 1 昭和60年度欄については、昭和59年法律第88号による改正に係るものである。
2 昭和62年度欄のうち、上段については昭和62年度法律第15号による改正、下段については昭和62年度法律第94号による改正に係るものである。

年度 項目	61	62	63	平成元年度
税 率 等	<税率> 従価割 8.1% 従量割 1,000本につき 200円 ただし、昭和61年5月 から昭和62年3月まで の間に行われた売渡し 等分については、特例 措置として1,000本に つき160円加算。	従量割の税率の引上げ 等の特例措置が昭和62 年12月31日まで延長さ れた。 従量割の税率の引上げ 等の特例措置が昭和63 年3月31日まで延長さ れた。	従量割の税率の 引上げ等の特例 措置が平成元年 3月31日まで延 長された。	名称が道府県たばこ 税に変更された。 平成元年4月1日以降 の先渡し等分 従価割 廃止 <税率> 紙巻たばこ等 1,000本につき1,129円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 536円

年度 項目	9	11	15	18
税 率 等	県たばこ税より市町村 たばこ税への税源移譲 が行われた。 平成9年4月1日以降 の売渡し分 <税率> 紙巻たばこ等 1,000本につき 692円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 329円	国からの税源移譲によ る税率の引上げ 平成11年5月1日以後 の売渡し分 <税率> 紙巻たばこ等 1,000本につき 868円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 413円	税制改正による税率の 引上げ 平成15年7月1日以後 の売渡し分 <税率> 紙巻たばこ等 1,000本につき 969円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 461円	税制改正による税率の 引上げ 平成18年7月1日以後の 売渡し分 <税率> 紙巻たばこ等 1,000本につき1,074円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 511円

年度 項目	22	25	28	29
税 率 等	<p>税制改正による税率の 引上げ</p> <p>平成22年10月1日以後 の売渡し分</p> <p><税率> 紙巻たばこ等 1,000本につき1,504円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 716円</p>	<p>県たばこ税より市町村 たばこ税への税源移譲 が行われた。</p> <p>平成25年4月1日以降 の売渡し分</p> <p><税率> 紙巻たばこ等 1,000本につき 860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 411円</p>	<p>税制改正による紙巻き たばこ旧3級品に係る 税率の引上げ</p> <p>平成28年4月1日以降 の売渡し分</p> <p><税率> 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 860円</p> <p>経過措置： H28～H31までの4段階 にわけて実施</p>	<p>税制改正による紙巻き たばこ旧3級品に係る 税率の引上げ</p> <p>平成29年4月1日以降 の売渡し分</p> <p><税率> 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 860円</p> <p>経過措置： H28～H31までの4段階 にわけて実施</p>

年度 項目	30	令和元年度
税 率 等	<p>税制改正による紙巻き たばこ旧3級品に係る 税率の引上げ</p> <p>平成30年4月1日以降 の売渡し分</p> <p>税制改正による紙巻き たばこ等（旧3級品以 外）に係る税率の引上 げ</p> <p>平成30年10月1日以後 の売渡し分</p> <p><税率> 紙巻たばこ等（旧3級 品以外） 1,000本につき 930円</p> <p>紙巻きたばこ旧3級品 1,000本につき 930円 経過措置： H28～R1までの4段階に わけて実施</p>	<p>税制改正による紙巻き たばこ旧3級品に係る 税率の引上げ</p> <p>令和元年10月1日以降 の売渡し分</p> <p><税率></p> <p>紙巻きたばこ旧3級品 1,000本につき 930円 経過措置： H28～R1までの4段階に わけて実施</p>

(6) ゴルフ場利用税(旧娯楽施設利用税, 地方税としての入場税を含む。)

年度 項目	昭和25年度	27	28
税率等	(入場税) 第1種の場所 100% 第2種の場所 40% 第3種の場所 100%	(入場税) 税率が従前の1/2に引き下げられた。	入場税が国税に委譲され, 第3種の施設の利用に対し娯楽施設利用税を課することとされた。 (1) 料金課税の税率 舞踏場, ゴルフ場 50% その他 30% 学生生徒等の運動競技の施設利用 10% (2) 外形課税(月額)税率 ぱちんこ場 1台 500円 まあじゃん場 1卓 500円 たまつき場 1台 1,050円

年度 項目	32	36	37	41
税率等	ゴルフ場に対し定額課税が採用された。 1人1日 200円	(1) 利用料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 15% (2) ゴルフ場の定額課税の税額 1人1日 400円	利用料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 10%	(1) ゴルフ場の定額課税の税率 1人1日 600円 (2) ゴルフ場所在市町村に対して1/6交付

年度 項目	46	47	48
税率等	ゴルフ場所在市町村に対して1/3交付	ゴルフ場(ゴルフ場に類する施設を含む。)に対する課税が定額課税に統一された。 1人1日 600円	(1) ゴルフ場(ゴルフ場に類する施設を含む。)の標準税率 1人1日 800円 (2) ゴルフ場所在市町村に対して1/2交付

年度 項目	52	58	平成元年度
税率等	(1) ゴルフ場(ゴルフ場に類する施設を含む。)の標準税率 1人1日 1,000円 (2) 外形課税(月額)税率 ぱちんこ場 1台 250円 まあじゃん場 1卓 750円 たまつき場 1台 1,200円 利用料金課税及び定額課税について制限税率が設けられた。 (標準税率の1.5倍)	(1) ゴルフ場(ゴルフ場に類する施設を含む。)の標準税率 1人1日 1,100円 (2) 外形課税(月額)税率 ぱちんこ場 1台 280円 まあじゃん場 1卓 830円 たまつき場 1台 1,300円	(1) 名称がゴルフ場利用税に変更された。 (2) 課税対象施設がゴルフ場に限定された。 (3) ゴルフ場所在市町村に対して7/10交付 (4) 税率(1人1日につき) 標準税率(地方税法) 800円 条例税率-1級 400円 2級 480円 3級 560円 4級 640円 5級 800円 6級 960円 7級 1,120円 8級 1,200円

年度 項目	(前頁続き) 平成元年度	15
税率等	<p>(条例による税率の特例制度の創設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○早朝／薄暮の利用 利用料金が通常の利用料金の2分の1以下である場合に限り、税率を2分の1とする。 ○身体障害者、学生等、65歳以上の者、国体及び特定の競技会の利用 利用料金が通常の利用料金の5分の4以下である場合に限り、税率を2分の1とする。 	<p>(地方税法による非課税制度の創設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○18歳未満の者の利用 ○70歳以上の者の利用 ○障害者の利用 ○学生等の利用 ○国体の利用 利用者が、非課税に該当することを証明する場合に限り適用できる。 <p>(条例による税率の特例制度の改正)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○早朝／薄暮の利用 利用料金が通常の利用料金の2分の1以下である場合に限り、税率を2分の1とする。 ○65歳以上70歳未満の者の利用及び特定の競技会 利用料金が通常の利用料金の5分の4以下である場合に限り、税率を2分の1とする。

(7) 軽油引取税

年度 項目	昭和25年度	31	32	34	36	39	51
税率等		(創設) 税率 1キロリットル 6,000円	税率 1キロリットル 8,000円	税率 1キロリットル 10,400円	税率 1キロリットル 12,500円	税率 1キロリットル 15,000円	税率 1キロリットル 19,500円 (2年間の 暫定税率)

年度 項目	53	54	58	60	63	平成元年度
税率等	暫定税率が2年間延長された。	税率 1キロリットル 24,300円 (4年間の 暫定税率)	暫定税率が2年間延長された。	暫定税率が3年間延長された。	暫定税率が5年間延長された。	大幅な税制改正の施行 (主な改正内容) ① 課税客体及び課税団体の改正 ② 元売・特約業者の指定・取消要件の整備 ③ 仮特約業者制度の創設 ④ 混和等承認制度の創設 ⑤ 都道府県間の協力

年度 項目	2	3	5	10	15	16
税率等	軽油流通情報管理システムの導入	軽油周辺油種へ識別剤添加	税率 1キロリットル 32,100円 (5年間の 特例税率)	特例税率が5年間延長された。	特例税率が5年間延長された。	税制改正の施行 (主な改正内容) ① 脱税、製造承認義務違反、免税証の不正受給及び検査拒否等に関する罰則の強化 ② 不正受還付罪及び不正軽油等譲受罪の新設 ③ 補完的納税義務の新設 ④ 免税軽油使用者証の返納命令の新設

項目	年度		
	18	20	21
税率等	<p>税制改正の施行 (主な改正内容)</p> <p>① 情を知って、原材料、薬品、設備等を提供した者に対する罰則(供給者罰則)の創設</p> <p>② 元売業者、特約業者の指定取消要件の追加</p> <p>③ 石油製品を運搬する者への徴税吏員の質問検査権の明文化</p>	<p>① 特例税率失効(4月の1月間)</p> <p>② 特例税率が10年間延長された。</p>	<p>税制改正の施行 (主な改正内容)</p> <p>① 目的税から普通税に移行</p> <p>② 目的規定及び用途規定の削除</p> <p>③ 石油化学製品を製造する事業を営む者の課税免除措置</p> <p>④ 船舶の使用者等の課税免除が、附則により平成24年3月31日までとなる</p> <p>⑤ 免税軽油使用者証の有効期間が、交付した日から3年を超えない範囲に規定</p>

項目	年度	
	22	23
税率等	<p>税制改正の施行 (主な改正内容)</p> <p>① 特例税率が「当分の間」に改正</p> <p>② 揮発油価格高騰時における税率の特例規定の適用停止措置の創設</p>	<p>① 罰則規定の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 故意不申告の罪 ・ 免税証の不正受給による免税軽油の引取りに関する罪等 ・ 免税証の譲渡の禁止に関する罪等 ・ 道府県知事の承認を受けないでする免税軽油の譲渡に関する罪 ・ 免税軽油の引取り等に係る報告義務に関する罪等 ・ 製造等の承認を受ける義務等に関する罪 ・ 脱税に関する罪 等 <p>② 揮発油価格高騰時における税率の特例規定の適用停止措置は、東日本大震災の復旧及び復興の状況等を勘案し別に法律で定める日までの間、その適用を停止</p>

項目	年度		
	24	27	30
税率等	<p>税制改正の施行 (主な改正内容)</p> <p>・ 課税免除の特例措置が、平成27年3月31日までの3年間延長(一部の業種は、廃止)</p>	<p>税制改正の施行 (主な改正内容)</p> <p>・ 課税免除の特例措置が、平成30年3月31日までの3年間延長(一部の業種は、廃止)</p>	<p>税制改正の施行 (主な改正内容)</p> <p>・ 課税免除の特例措置が、平成33年(令和3年)3月31日までの3年間延長(一部の業種は、縮減・廃止)</p>

(8) 自動車税(自動車税種別割)

年度 項目	昭和25年度		28		29	
	税率等	普通自動車 自家用 15,000円 営業用 10,000円 トラック及びバス 10,000円 小形自動車 四輪車 自家用 4,500円 その他 3,000円 三輪車 2,000円 二輪車 1,000円 軽自動車 500円	普通自動車 自家用 30,000円 営業用 14,000円 トラック及びバス 14,000円 観光用 25,000円 その他 14,000円 小型自動車 四輪車 自家用 7,200円 営業用 4,200円 三輪車 2,800円 二輪車 1,400円 軽自動車 700円	普通自動車 自家用 120吋以下 36,000円 120吋超 60,000円 営業用 120吋以下 15,000円 120吋超 30,000円 トラック 自家用 揮発油 15,000円 その他 23,000円 営業用 揮発油 14,000円 その他 21,000円 バス 観光用 揮発油 30,000円 その他 45,000円 揮発油 14,000円 その他 21,000円 小形自動車 四輪車 自家用 16,000円 営業用 8,000円 三輪車 自家用 4,300円 営業用 3,300円 二輪車 2,500円 軽自動車 1,500円		

年度 項目	31	33	36	37	40
	税率等	トラック及びバスについて「揮発油を燃料とする自動車」以外の税率が「揮発油を燃料とする自動車」の標準税率まで引き下げられた。	二輪小型自動車及び軽自動車 が市町村税の軽自動車税の課税客体とされた。	普通自動車 自家用 3.048メートル以下 36,000円 3.048メートル超 60,000円 営業用 3.048メートル以下 15,000円 3.048メートル超 30,000円 トラック 15,000円 バス 観光用 30,000円 その他 14,000円 小型自動車 四輪車 自家用 16,000円 営業用 3,000円 三輪車 3,800円	小型四輪車 乗用車自家用 1リットル以下 12,000円 1リットル超 14,000円 1.5リットル以下 16,000円 営業用 1リットル以下 6,000円 1リットル超 7,000円 1.5リットル以下 7,000円 1.5リットル超 8,000円

項目	年度	
	4 7	5 1
税率等	バス 一般乗合用 14,000円 その他 30,000円	普通自動車 自家用 3,048メートル以下 70,000円 3,048メートル超 117,000円 営業用 3,048メートル以下 26,000円 3,048メートル超 52,000円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 23,500円 1リットル超1.5リットル以下 27,500円 1.5リットル超 31,500円 営業用 1リットル以下 7,000円 1リットル超1.5リットル以下 8,000円 1.5リットル超 9,000円 トラック4トン超5トン以下 自家用 20,000円 営業用 17,500円 バス 自家用 乗車定員40人超50人以下 39,000円 営業用 一般乗合用乗車定員40人超50人以下 14,000円 一般乗合用以外のもの乗車定員40人超50人以下 34,500円 三輪の小型自動車 自家用 5,000円 営業用 4,400円 制限税率が設けられた。(標準税率の1.2倍)

項目	年度	
	5 4	5 9
税率等	普通自動車 自家用 3リットル以下 71,000円 3リットル超6リットル以下 77,000円 6リットル超 129,000円 営業用 3リットル以下 24,000円 3リットル超6リットル以下 26,000円 6リットル超 52,000円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 25,500円 1リットル超1.5リットル以下 30,000円 1.5リットル超 34,500円 トラック 自家用 4トン超5トン以下 22,000円 バス 自家用 乗車定員40人超50人以下 42,500円 営業用一般乗合用以外のもの 乗車定員40人超50人以下 36,000円 三輪の小型自動車自家用 5,500円	普通自動車自家用 3リットル以下 81,500円 3リットル超6リットル以下 88,500円 6リットル超 148,500円 営業用 3リットル以下 25,000円 3リットル超6リットル以下 27,500円 6リットル超 54,500円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 29,500円 1リットル超1.5リットル以下 34,500円 1.5リットル超 39,500円 営業用 1リットル以下 7,500円 1リットル超1.5リットル以下 8,500円 1.5リットル超 9,500円 トラック4トン超5トン以下 自家用 25,500円 営業用 18,500円 バス自家用乗車定員40人超50人以下 49,000円 営業用一般乗合用乗車定員40人超50人以下 14,500円 一般乗合用以外のもの乗車定員40人超50人以下 38,000円 三輪の小型自動車 自家用 6,000円 営業用 4,500円

項目	年度	
	平成元年度	
税率等	普通自動車営業用（総排気量）	自家用（総排気量）
	1リットル以下 7,500円 1リットル超1.5リットル以下 8,500円 1.5リットル超2リットル以下 9,500円 2リットル超2.5リットル以下 13,800円 2.5リットル超3リットル以下 15,700円 3リットル超3.5リットル以下 17,900円 3.5リットル超4リットル以下 20,500円 4リットル超4.5リットル以下 23,600円 4.5リットル超6リットル以下 27,200円 6リットル超 40,700円 電気を動力源とするもの 7,500円 ローターエンジンを搭載するもの 総容量に100分の150を乗じて得た数値に相当する上記に掲げる額	1リットル以下 29,500円 1リットル超1.5リットル以下 34,500円 1.5リットル超2リットル以下 39,500円 2リットル超2.5リットル以下 45,000円 2.5リットル超3リットル以下 51,000円 3リットル超3.5リットル以下 58,000円 3.5リットル超4リットル以下 66,500円 4リットル超4.5リットル以下 76,500円 4.5リットル超6リットル以下 88,000円 6リットル超 111,000円 電気を動力源とするもの 29,500円 ローターエンジンを搭載するもの 総容量に100分の150を乗じて得た数値に相当する上記に掲げる額

項目	年度								
	2	4	6	13					
税率等	昭和54年自動車排出ガス規制前のディーゼルトラック、ディーゼルバスを廃車して新たに買い替えた昭和63年又は平成元年自動車排出ガス規制に適合したトラック、バスに係る税率を現行税率の2分の1とする特例措置を2年間に限り講ずることとされた。	昭和54年自動車排出ガス規制に適合するディーゼルトラック、ディーゼルバスを廃車して新たに買い替えた昭和63年、平成元年2年、4年、5年又は6年自動車排出ガス規制に適合したトラック、バスに係る税率を現行税率の2分の1とする特例措置を2年間に限り講ずることとされた。	平成4年度創設の排出ガス規制適合車（トラック、バス）に係る特例措置が特例期限満了に伴い廃止された（平成5年度分まで適用）	排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車はその排出ガス性能に応じ税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置（いわゆる「自動車税のグリーン化」）を講ずることとした。					
				(1) 環境負荷の小さい自動車 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象自動車</th> <th>軽課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低公害車（ハイブリッド車を除く。）</td> <td rowspan="2">年税率の概ね50%を減額</td> </tr> <tr> <td>低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> </tr> <tr> <td>低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より50%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> <td>年税額の概ね25%を減額</td> </tr> <tr> <td>低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より25%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> <td>年税額の概ね13%を減額</td> </tr> </tbody> </table> ※軽課は、平成13年度、14年度の新車新規登録の翌年度から2年間。 ※ 税額の端数は切り上げる。	対象自動車	軽課の内容	低公害車（ハイブリッド車を除く。）	年税率の概ね50%を減額	低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車
対象自動車	軽課の内容								
低公害車（ハイブリッド車を除く。）	年税率の概ね50%を減額								
低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車									
低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より50%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税額の概ね25%を減額								
低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より25%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税額の概ね13%を減額								
				(2) 環境負荷の大きい自動車 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象自動車</th> <th>重課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成13年度、14年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車</td> <td rowspan="2">年税額の概ね10%を増加</td> </tr> <tr> <td>平成13年度、14年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車</td> </tr> </tbody> </table> ※ 一般乗合バス、被けん引車、低公害車は除く。 ※ 税額の端数は切り捨てる。	対象自動車	重課の内容	平成13年度、14年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加	平成13年度、14年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車
対象自動車	重課の内容								
平成13年度、14年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加								
平成13年度、14年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車									

年度	15										
項目											
税率等	<p>「自動車税のグリーン化」について、税込中立を前提に以下の内容で1年間延長された。</p> <p>(1) 環境負荷の小さい自動車</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">軽課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> <td style="text-align: center;">年税率の概ね50%を減額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 軽課は、平成15年度の新車新規登録の翌年度から1年間。 ※ 税額の端数は切り上げる。</p> <p>(2) 環境負荷の大きい自動車</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">重課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成15年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">年税額の概ね10%を増加</td> </tr> <tr> <td>平成15年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一般乗合バス、被けん引車、低公害車は除く。 ※ 税額の端数は切り捨てる。</p>		対象自動車	軽課の内容	低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額	対象自動車	重課の内容	平成15年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加	平成15年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車
対象自動車	軽課の内容										
低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額										
対象自動車	重課の内容										
平成15年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加										
平成15年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車											

年度	16													
項目														
税率等	<p>「自動車税のグリーン化」について、税込中立を前提に以下の内容で2年間延長された。</p> <p>(1) 環境負荷の小さい自動車</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">軽課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低公害車（ハイブリッド車を除く。） 優良低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> <td style="text-align: center;">年税率の概ね50%を減額</td> </tr> <tr> <td>優良低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より50%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">年税率の概ね25%を減額</td> </tr> <tr> <td>低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 軽課は、新車新規登録の翌年度から1年間。 ※ 税額の端数は切り上げる。 ※ 優良低燃費車とは低燃費車よりさらに5%以上性能の良い自動車です。車検証の備考欄にその旨記載されているもの。</p> <p>(2) 環境負荷の大きい自動車</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">重課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成16年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">年税額の概ね10%を増加</td> </tr> <tr> <td>平成16年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一般乗合バス、被けん引車、低公害車は除く。 ※ 税額の端数は切り捨てる。</p>		対象自動車	軽課の内容	低公害車（ハイブリッド車を除く。） 優良低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額	優良低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より50%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね25%を減額	低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	対象自動車	重課の内容	平成16年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加	平成16年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車
対象自動車	軽課の内容													
低公害車（ハイブリッド車を除く。） 優良低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額													
優良低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より50%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね25%を減額													
低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車														
対象自動車	重課の内容													
平成16年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加													
平成16年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車														

年度	17													
項目														
税率等	<p>(1) 環境負荷の小さい自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">軽課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低公害車（ハイブリッド車を除く。） 優良低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> <td>年税率の概ね50%を減額</td> </tr> <tr> <td>優良低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より50%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> <td rowspan="2">年税率の概ね25%を減額</td> </tr> <tr> <td>低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 軽課は、新車新規登録の翌年度から1年間。 ※ 税額の端数は切り上げる。 ※ 優良低燃費車とは低燃費車よりさらに5%以上性能の良い自動車 で車検証の備考欄にその旨記載されているもの。</p> <p>(2) 環境負荷の大きい自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">重課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成17年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車</td> <td rowspan="2">年税額の概ね10%を増加</td> </tr> <tr> <td>平成17年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一般乗合バス、被けん引車、低公害車は除く。 ※ 税額の端数は切り捨てる。</p>		対象自動車	軽課の内容	低公害車（ハイブリッド車を除く。） 優良低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額	優良低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より50%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね25%を減額	低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	対象自動車	重課の内容	平成17年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加	平成17年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車
対象自動車	軽課の内容													
低公害車（ハイブリッド車を除く。） 優良低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額													
優良低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より50%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね25%を減額													
低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車														
対象自動車	重課の内容													
平成17年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加													
平成17年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車														

年度	18												
項目													
税率等	<p>「自動車税のグリーン化」について、税収中立を前提に以下の内容で2年間延長された。</p> <p>(1) 環境負荷の小さい自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">軽課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+20%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> <td>年税率の概ね50%を減額</td> </tr> <tr> <td>低燃費車+10%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> <td>年税率の概ね25%を減額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 軽課は、新車新規登録の翌年度から1年間。 ※ 税額の端数は切り上げる。 ※ 低燃費車+10~20%達成車とは、車検証の備考欄に、ガソリン車（ハイブリット車、LPG車を含む。）は「平成22年燃費基準10%~20%向上達成車」、ディーゼル車（ハイブリット車を含む。）は「平成17年燃費基準10%~20%向上達成車」</p> <p>(2) 環境負荷の大きい自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">重課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成18年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車</td> <td rowspan="2">年税額の概ね10%を増加</td> </tr> <tr> <td>平成18年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一般乗合バス、被けん引車、低公害車は除く。 ※ 税額の端数は切り捨てる。</p>		対象自動車	軽課の内容	低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+20%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額	低燃費車+10%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね25%を減額	対象自動車	重課の内容	平成18年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加	平成18年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車
対象自動車	軽課の内容												
低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+20%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額												
低燃費車+10%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね25%を減額												
対象自動車	重課の内容												
平成18年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加												
平成18年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車													

年度	19											
項目												
税率等	<p>(1)環境負荷の小さい自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">軽課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+20%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> <td>年税率の概ね50%を減額</td> </tr> <tr> <td>低燃費車+10%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> <td>年税率の概ね25%を減額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 軽課は、新車新規登録の翌年度から1年間。 ※ 税額の端数は切り上げる。 ※ 低燃費車+10~20%達成車とは、車検証の備考欄に、ガソリン車（ハイブリット車、LPG車を含む。）は「平成22年燃費基準10%~20%向上達成車」、ディーゼル車（ハイブリット車を含む。）は「平成17年燃費基準10%~20%向上達成車」</p> <p>(2)環境負荷の大きい自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">重課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車</td> <td rowspan="2">年税額の概ね10%を増加</td> </tr> <tr> <td>平成19年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一般乗合バス、被けん引車、低公害車は除く。 ※ 税額の端数は切り捨てる。</p>	対象自動車	軽課の内容	低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+20%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額	低燃費車+10%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね25%を減額	対象自動車	重課の内容	平成19年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加	平成19年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車
対象自動車	軽課の内容											
低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+20%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額											
低燃費車+10%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね25%を減額											
対象自動車	重課の内容											
平成19年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加											
平成19年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車												

年度	20											
項目												
税率等	<p>「自動車税のグリーン化」について、税込中立を前提に以下の内容で2年間延長された。</p> <p>(1)環境負荷の小さい自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">軽課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+25%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> <td>年税率の概ね50%を減額</td> </tr> <tr> <td>低燃費車+15%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> <td>年税率の概ね25%を減額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 軽課は、新車新規登録の翌年度から1年間。 ※ 税額の端数は切り上げる。 ※ 低燃費車+15~25%達成車とは、車検証の備考欄に、ガソリン車（ハイブリット車、LPG車を含む。）は「平成22年燃費基準15%~25%向上達成車」、ディーゼル車（ハイブリット車を含む。）は「平成17年燃費基準15%~25%向上達成車」</p> <p>(2)環境負荷の大きい自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">重課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車</td> <td rowspan="2">年税額の概ね10%を増加</td> </tr> <tr> <td>平成20年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一般乗合バス、被けん引車、低公害車は除く。 ※ 税額の端数は切り捨てる。</p>	対象自動車	軽課の内容	低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+25%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額	低燃費車+15%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね25%を減額	対象自動車	重課の内容	平成20年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加	平成20年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車
対象自動車	軽課の内容											
低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+25%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額											
低燃費車+15%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね25%を減額											
対象自動車	重課の内容											
平成20年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加											
平成20年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車												

年度 項目	21											
税率等	<p>(1)環境負荷の小さい自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象自動車</th> <th>軽課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+25%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> <td>年税率の概ね50%を減額</td> </tr> <tr> <td>低燃費車+15%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> <td>年税率の概ね25%を減額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 軽課は、新車新規登録の翌年度のみ適用。 ※ 税額の端数は切り上げる。 ※ 低燃費車+15～25%達成車とは、車検証の備考欄に、ガソリン車（ハイブリット車、LPG車を含む。）は「平成22年燃費基準15%～25%向上達成車」、ディーゼル車（ハイブリット車を含む。）は「平成17年燃費基準15%～25%向上達成車」</p> <p>(2)環境負荷の大きい自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象自動車</th> <th>重課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車</td> <td rowspan="2">年税額の概ね10%を増加</td> </tr> <tr> <td>平成21年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一般乗合バス、被けん引車、低公害車は除く。 ※ 税額の端数は切り捨てる。</p>	対象自動車	軽課の内容	低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+25%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額	低燃費車+15%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね25%を減額	対象自動車	重課の内容	平成21年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加	平成21年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車
対象自動車	軽課の内容											
低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+25%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額											
低燃費車+15%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね25%を減額											
対象自動車	重課の内容											
平成21年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加											
平成21年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車												

年度 項目	22									
税率等	<p>「自動車税のグリーン化」について、税収中立を前提に以下の内容で2年間延長された。</p> <p>(1)環境負荷の小さい自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象自動車</th> <th>軽課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+25%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> <td>年税率の概ね50%を減額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 軽課は、新車新規登録の翌年度のみ適用。 ※ 税額の端数は切り上げる。 ※ 低燃費車+25%達成車とは、車検証の備考欄に、ガソリン車（ハイブリット車、LPG車を含む。）は「平成22年燃費基準25%向上達成車」、ディーゼル車（ハイブリット車を含む。）は「平成17年燃費基準25%向上達成車」</p> <p>(2)環境負荷の大きい自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象自動車</th> <th>重課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車</td> <td rowspan="2">年税額の概ね10%を増加</td> </tr> <tr> <td>平成22年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一般乗合バス、被けん引車、低公害車は除く。 ※ 税額の端数は切り捨てる。</p>	対象自動車	軽課の内容	低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+25%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額	対象自動車	重課の内容	平成22年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加	平成22年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車
対象自動車	軽課の内容									
低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+25%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額									
対象自動車	重課の内容									
平成22年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加									
平成22年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車										

年度 項目	23									
税率等	<p>(1) 環境負荷の小さい自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">軽課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+25%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> <td>年税率の概ね50%を減額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 軽課は、新車新規登録の翌年度のみ適用。 ※ 税額の端数は切り上げる。 ※ 低燃費車+25%達成車とは、車検証の備考欄に、ガソリン車（ハイブリット車、LPG車を含む。）は「平成22年燃費基準25%向上達成車」、ディーゼル車（ハイブリット車を含む。）は「平成17年燃費基準25%向上達成車」</p> <p>(2) 環境負荷の大きい自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">重課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成23年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車</td> <td rowspan="2">年税額の概ね10%を増加</td> </tr> <tr> <td>平成23年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一般乗合バス、被けん引車、低公害車は除く。 ※ 税額の端数は切り捨てる。</p>	対象自動車	軽課の内容	低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+25%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額	対象自動車	重課の内容	平成23年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加	平成23年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車
対象自動車	軽課の内容									
低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+25%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額									
対象自動車	重課の内容									
平成23年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加									
平成23年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車										

年度 項目	24											
税率等	<p>「自動車税のグリーン化」について、税込中立を前提に以下の内容で2年間延長された。</p> <p>(1) 環境負荷の小さい自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">軽課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、燃料電池車、 プラグインハイブリッド自動車、 一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車 ★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成車 (H22年度燃費基準+38%達成車)</td> <td>年税率の概ね50%を減額</td> </tr> <tr> <td>★★★★かつH27年度燃費基準達成車 (H22年度燃費基準+25%達成車)</td> <td>年税率の概ね25%を減額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 軽課は、新車新規登録の翌年度のみ適用。 ※ 税額の端数は切り上げる。 ※ ★★★★★とは、H17年排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能がよい低排出ガス認定車 ※ H22年度燃費基準については、JC08モード燃費値を算定していない自動車の場合に限り適用される。</p> <p>(2) 環境負荷の大きい自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">重課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車</td> <td rowspan="2">年税額の概ね10%を増加</td> </tr> <tr> <td>平成24年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一般乗合バス、被けん引車、電気・燃料電池・天然ガス・メタノール・ガソリンハイブリッド車は除く。 ※ 税額の端数は切り捨てる。</p>	対象自動車	軽課の内容	電気自動車、燃料電池車、 プラグインハイブリッド自動車、 一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車 ★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成車 (H22年度燃費基準+38%達成車)	年税率の概ね50%を減額	★★★★かつH27年度燃費基準達成車 (H22年度燃費基準+25%達成車)	年税率の概ね25%を減額	対象自動車	重課の内容	平成24年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加	平成24年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車
対象自動車	軽課の内容											
電気自動車、燃料電池車、 プラグインハイブリッド自動車、 一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車 ★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成車 (H22年度燃費基準+38%達成車)	年税率の概ね50%を減額											
★★★★かつH27年度燃費基準達成車 (H22年度燃費基準+25%達成車)	年税率の概ね25%を減額											
対象自動車	重課の内容											
平成24年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加											
平成24年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車												

年度 項目	27											
税率等	<p>「自動車税のグリーン化」について、税収中立を前提に以下の内容で2年間延長された。</p> <p>(1) 環境負荷の小さい自動車</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">軽課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・プラグインハイブリッド自動車, ・一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車 ・// クリーンディーゼル乗用車 ・★★★★かつH27年度燃費基準+20%達成車 (H32年度燃費基準達成車) </td> <td style="text-align: center;">年税率の概ね75%を減額</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成車 </td> <td style="text-align: center;">年税率の概ね50%を減額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 軽課は、新車新規登録の翌年度のみ適用。 ※ 税額の端数は切り上げる。 ※ ★★★★★とは、H17年排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能がよい低排出ガス認定車</p> <p>(2) 環境負荷の大きい自動車</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">重課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">年税額の概ね15%を増加 (トラック・バスは概ね10%)</td> </tr> <tr> <td>平成27年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一般乗合バス、被けん引車、電気・燃料電池・天然ガス・メタノール・ガソリンハイブリッド車は除く。 ※ 税額の端数は切り捨てる。</p>	対象自動車	軽課の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・プラグインハイブリッド自動車, ・一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車 ・// クリーンディーゼル乗用車 ・★★★★かつH27年度燃費基準+20%達成車 (H32年度燃費基準達成車) 	年税率の概ね75%を減額	<ul style="list-style-type: none"> ・★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成車 	年税率の概ね50%を減額	対象自動車	重課の内容	平成27年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね15%を増加 (トラック・バスは概ね10%)	平成27年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車
	対象自動車	軽課の内容										
	<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・プラグインハイブリッド自動車, ・一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車 ・// クリーンディーゼル乗用車 ・★★★★かつH27年度燃費基準+20%達成車 (H32年度燃費基準達成車) 	年税率の概ね75%を減額										
	<ul style="list-style-type: none"> ・★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成車 	年税率の概ね50%を減額										
対象自動車	重課の内容											
平成27年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね15%を増加 (トラック・バスは概ね10%)											
平成27年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車												

年度 項目	29											
税率等	<p>「自動車税のグリーン化」について、税収中立を前提に以下の内容で2年間延長された。</p> <p>(1) 環境負荷の小さい自動車</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">軽課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・プラグインハイブリッド自動車, ・一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車 ・// クリーンディーゼル乗用車 ・★★★★かつH32年度燃費基準+30%達成車 ・★★★★かつH32年度燃費基準+10%達成車 </td> <td style="text-align: center;">年税率の概ね75%を減額</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・★★★★かつH32年度燃費基準+10%達成車 </td> <td style="text-align: center;">年税率の概ね50%を減額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 軽課は、新車新規登録の翌年度のみ適用。 ※ 税額の端数は切り上げる。 ※ ★★★★★とは、H30年排出ガス基準値より50%以上排出ガス性能がよい低排出ガス認定車 又は H17年排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能がよい低排出ガス認定車</p> <p>(2) 環境負荷の大きい自動車</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">重課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">年税額の概ね15%を増加</td> </tr> <tr> <td>平成29年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一般乗合バス、被けん引車、電気・燃料電池・天然ガス・メタノール・ガソリンハイブリッド車は除く。 ※ 税額の端数は切り捨てる。</p>	対象自動車	軽課の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・プラグインハイブリッド自動車, ・一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車 ・// クリーンディーゼル乗用車 ・★★★★かつH32年度燃費基準+30%達成車 ・★★★★かつH32年度燃費基準+10%達成車 	年税率の概ね75%を減額	<ul style="list-style-type: none"> ・★★★★かつH32年度燃費基準+10%達成車 	年税率の概ね50%を減額	対象自動車	重課の内容	平成29年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね15%を増加	平成29年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車
	対象自動車	軽課の内容										
	<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・プラグインハイブリッド自動車, ・一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車 ・// クリーンディーゼル乗用車 ・★★★★かつH32年度燃費基準+30%達成車 ・★★★★かつH32年度燃費基準+10%達成車 	年税率の概ね75%を減額										
	<ul style="list-style-type: none"> ・★★★★かつH32年度燃費基準+10%達成車 	年税率の概ね50%を減額										
対象自動車	重課の内容											
平成29年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね15%を増加											
平成29年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車												

年度 項目	令和元年度																																
税率等	<p>1 「自動車税（自動車税種別割）のグリーン化」について、税込中立を前提に以下の内容で2年間延長された。</p> <p>（なお、令和3年4月1日～令和5年3月31日に取得される自家用乗用の「★★★★かつR2年度燃費基準+30%達成車」「★★★★かつR2年度燃費基準+10%達成車」については、軽課を適用しないこととなった。）</p>																																
	<p>(1)環境負荷の小さい自動車</p>																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="363 510 1050 544">対象自動車</th> <th data-bbox="1050 510 1391 544">軽課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="363 544 1050 763"> <ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・プラグインハイブリッド自動車, ・一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車 ・ " " クリーンディーゼル乗用車 ・★★★★かつR2年度燃費基準+30%達成車 ・★★★★かつR2年度燃費基準+10%達成車 </td> <td data-bbox="1050 544 1391 763"> <p>年税率の概ね75%を減額</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 763 1050 801"> <ul style="list-style-type: none"> ・★★★★かつR2年度燃費基準+10%達成車 </td> <td data-bbox="1050 763 1391 801"> <p>年税率の概ね50%を減額</p> </td> </tr> </tbody> </table>	対象自動車	軽課の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・プラグインハイブリッド自動車, ・一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車 ・ " " クリーンディーゼル乗用車 ・★★★★かつR2年度燃費基準+30%達成車 ・★★★★かつR2年度燃費基準+10%達成車 	<p>年税率の概ね75%を減額</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・★★★★かつR2年度燃費基準+10%達成車 	<p>年税率の概ね50%を減額</p>																										
	対象自動車	軽課の内容																															
	<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・プラグインハイブリッド自動車, ・一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車 ・ " " クリーンディーゼル乗用車 ・★★★★かつR2年度燃費基準+30%達成車 ・★★★★かつR2年度燃費基準+10%達成車 	<p>年税率の概ね75%を減額</p>																															
	<ul style="list-style-type: none"> ・★★★★かつR2年度燃費基準+10%達成車 	<p>年税率の概ね50%を減額</p>																															
	<p>※ 軽課は、新車新規登録の翌年度のみ適用。</p>																																
	<p>※ 税額の端数は切り上げる。</p>																																
	<p>※ ★★★★★とは、H30年排出ガス基準値より50%以上排出ガス性能がよい低排出ガス認定車 又は H17年排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能がよい低排出ガス認定車</p>																																
	<p>(2)環境負荷の大きい自動車</p>																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="363 1021 976 1055">対象自動車</th> <th data-bbox="976 1021 1347 1055">重課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="363 1055 976 1133"> <p>平成29年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車</p> </td> <td data-bbox="976 1055 1347 1205" rowspan="2"> <p>年税額の概ね15%を増加</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1133 976 1205"> <p>平成29年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車</p> </td> </tr> </tbody> </table>	対象自動車	重課の内容	<p>平成29年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車</p>	<p>年税額の概ね15%を増加</p>	<p>平成29年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車</p>																												
対象自動車	重課の内容																																
<p>平成29年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車</p>	<p>年税額の概ね15%を増加</p>																																
<p>平成29年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車</p>																																	
<p>※ 一般乗合バス、被けん引車、電気・燃料電池・天然ガス・メタノール・ガソリンハイブリッド車は除く。</p>																																	
<p>※ 税額の端数は切り捨てる。</p>																																	
<p>2 令和元年10月1日からの「自動車税種別割の税率」について、9月30日までの「自動車税の税率」から、以下のとおり引下げとなった。</p>																																	
<p>新車新規登録の自家用乗用車の税率</p>																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="363 1536 727 1570">総排気量</th> <th data-bbox="727 1536 1024 1570">令和元年9月30日まで</th> <th data-bbox="1024 1536 1321 1570">令和元年10月1日から</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="363 1570 727 1603">総排気量0.66L超～ 1L以下</td> <td data-bbox="727 1570 1024 1603">29,500円</td> <td data-bbox="1024 1570 1321 1603">25,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1603 727 1637">総排気量 1L超～1.5L以下</td> <td data-bbox="727 1603 1024 1637">34,500円</td> <td data-bbox="1024 1603 1321 1637">30,500円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1637 727 1671">総排気量 1.5L超～ 2L以下</td> <td data-bbox="727 1637 1024 1671">39,500円</td> <td data-bbox="1024 1637 1321 1671">36,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1671 727 1704">総排気量 2L超～2.5L以下</td> <td data-bbox="727 1671 1024 1704">45,000円</td> <td data-bbox="1024 1671 1321 1704">43,500円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1704 727 1738">総排気量 2.5L超～ 3L以下</td> <td data-bbox="727 1704 1024 1738">51,000円</td> <td data-bbox="1024 1704 1321 1738">50,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1738 727 1771">総排気量 3L超～3.5L以下</td> <td data-bbox="727 1738 1024 1771">58,000円</td> <td data-bbox="1024 1738 1321 1771">57,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1771 727 1805">総排気量 3.5L超～ 4L以下</td> <td data-bbox="727 1771 1024 1805">66,500円</td> <td data-bbox="1024 1771 1321 1805">65,500円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1805 727 1839">総排気量 4L超～4.5L以下</td> <td data-bbox="727 1805 1024 1839">76,500円</td> <td data-bbox="1024 1805 1321 1839">75,500円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1839 727 1872">総排気量 4.5L超～ 6L以下</td> <td data-bbox="727 1839 1024 1872">88,000円</td> <td data-bbox="1024 1839 1321 1872">87,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="363 1872 727 1906">総排気量 6L超～</td> <td data-bbox="727 1872 1024 1906">111,000円</td> <td data-bbox="1024 1872 1321 1906">110,000円</td> </tr> </tbody> </table>	総排気量	令和元年9月30日まで	令和元年10月1日から	総排気量0.66L超～ 1L以下	29,500円	25,000円	総排気量 1L超～1.5L以下	34,500円	30,500円	総排気量 1.5L超～ 2L以下	39,500円	36,000円	総排気量 2L超～2.5L以下	45,000円	43,500円	総排気量 2.5L超～ 3L以下	51,000円	50,000円	総排気量 3L超～3.5L以下	58,000円	57,000円	総排気量 3.5L超～ 4L以下	66,500円	65,500円	総排気量 4L超～4.5L以下	76,500円	75,500円	総排気量 4.5L超～ 6L以下	88,000円	87,000円	総排気量 6L超～	111,000円	110,000円
総排気量	令和元年9月30日まで	令和元年10月1日から																															
総排気量0.66L超～ 1L以下	29,500円	25,000円																															
総排気量 1L超～1.5L以下	34,500円	30,500円																															
総排気量 1.5L超～ 2L以下	39,500円	36,000円																															
総排気量 2L超～2.5L以下	45,000円	43,500円																															
総排気量 2.5L超～ 3L以下	51,000円	50,000円																															
総排気量 3L超～3.5L以下	58,000円	57,000円																															
総排気量 3.5L超～ 4L以下	66,500円	65,500円																															
総排気量 4L超～4.5L以下	76,500円	75,500円																															
総排気量 4.5L超～ 6L以下	88,000円	87,000円																															
総排気量 6L超～	111,000円	110,000円																															

(9) その他の税目

年度 項目	昭和25年度	27	28	29	30	33	38	41
税率等	付加価値税が創設され、実施は昭和27年1月1日からとされた。漁業権税賃借料の10%	付加価値税の実施は昭和28年1月1日からと延期された。漁業権税は廃止された。狩猟者税の税率が改正された。	付加価値税の実施は昭和29年1月1日からと延期された。	付加価値税は廃止された。	大規模償却資産に対する固定資産税の特例が創設された。	狩猟者税の税率が改正された。	狩猟免許税と目的税である入猟税が創設されこれに伴って狩猟者税は廃止された。	(鉱区税) 石油又は天然ガスの鉱区に係る税率が現行の(試掘90円採掘180円)3分の2に引下げられた

年度 項目	43	44	46	49	51	52	53	54
税率等	自動車取得税(目的税)が創設され、法定外普通税としての自動車取得税が廃止された。税率 3% 免税点10万円	自動車取得税の免税点 15万円	狩猟免許税の税率が改正された。入猟税の税率が改正された。	自動車取得税の税率 自家用自動車で軽自動車以外のもの5% 自動車取得税の免税点30万円 (2年度間の暫定措置)	自動車取得税の暫定措置が2年度間延長された。	鉱区税、狩猟免許税及び入猟の税率がそれぞれ現行の2倍に改定された。	自動車取得税の暫定措置がさらに3年度間延長された。	狩猟免許税の名称が狩猟者登録税に改められた。

年度 項目	55	58	60	63	平成元年度	2
税率等	自動車取得税の暫定措置がさらに3年度間延長された	鉱区税、狩猟者登録税及び入猟税の税率が現行の1.1倍程度に改正された。自動車取得税の暫定措置がさらに2年度間延長された。核燃料税の創設 課税対象 原子炉への核燃料体の挿入 税率 核燃料体の価額の100分の7	自動車取得税の暫定措置がさらに3年度間延長された	自動車取得税の暫定措置がさらに5年度間延長された。	自動車取得税の平成2年度排出規制適合車取得について1.4.1~2.9.30までの取得100分の0.25を控除 2.10.1~3.2.28までの取得100分の0.125を控除の軽減措置がとられた。	自動車取得税の最新排出ガス規制適合車への買替えに係る特例措置の創設 2.4.1~4.3.31までの取得(トラック、バス)に係る税率を現行税率から1%控除した率とされた。自動車取得税の免税点50万円(3年度間の暫定措置)

年度 項目	4	5	6
税率等	<p>自動車取得税の最新排出ガス規制適合車（63年，元年，2年，4年，5年又は6年規制車）への買替えに係る特例措置の創設（4.4.1～6.3.31までの取得（トラック，バス）に係る税率を現行税率から100分の1を控除した率とされた。）</p> <p>平成5年自動車排出ガス規制車の取得に係る特例措置の創設（4.4.1～5.9.30までの取得に係る税率を現行税率から100分の1，5.10.1～6.2.28までの取得に係る税率を現行税率から100分の0.1控除した率とされた。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自動車取得税の暫定措置がさらに5年度間延長された。（免税点50万円） 平成6年自動車排出ガス規制適合車の取得に係る特例措置の創設（5.4.1～6.9.30までの取得に係る税率を現行税率から100分の1，6.10.1～7.2.28までの取得に係る税率を現行税率から100分の0.1控除した率とされた。） 	<p>（自動車取得税）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成7年制動装置保安基準に適合する自動車（平成7年規制適合車の取得に係る特例措置の創設（6.4.1～7.8.31までの取得に係る税率を現行税率から100分の0.3控除した率とされた。） 排出ガス規制適合車に係る特例税率の廃止（4.4.1～6.3.31までの取得分）

年度 項目	7	8	9	10
税率等	<p>（自動車取得税）</p> <p>平成6年自動車税排出ガス規制適合車の取得に係る特例措置の廃止（5.4.1～7.2.28までの取得分）</p>	<p>（自動車取得税）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成7年制動装置保安基準に適合する自動車の取得に係る特例措置の廃止（6.4.1～7.8.31までの取得分） 平成9年自動車排出ガス規制適合車の取得に係る特例措置の創設（8.4.1～9.9.30までの取得に係る税率を現行税率から100分の1，9.10.1～10.12.31までの取得に係る税率を現行税率から100分の0.1控除した率とされた。） 	<p>（自動車取得税）</p> <p>平成10年自動車排出ガス規制適合車の取得に係る特例措置の創設（9.4.1～10.9.30までの取得に係る税率を現行税率から100分の1，10.10.1～11.2.28までの取得に係る税率を現行税率から100分の0.1控除した率とされた。）</p>	<p>（自動車取得税）</p> <ul style="list-style-type: none"> 暫定措置が更に5年間延長された（自家用自動車で軽自動車以外のものを100分の5，免税点50万円） ハイブリッド自動車の取得に係る税率の特例措置に係る対象範囲の拡充（10.4.1～12.3.31までの取得に係る税率を現行税率から現行税率からバス，トラックで100分の2.4を，その他の自動車で100分の2.0をそれぞれ控除した率とされた 平成11年自動車排出ガス規制適合車の取得に係る特例措置の創設（10.4.1～11.9.30までの取得に係る税率を現行税率から100分の1，11.10.1～12.2.29までの取得に係る税率を現行税率から100分の0.1控除した率とされた。）

年度 項目	1 1	1 2
税率等	<p>(自動車取得税) 一定の燃費基準を満たす低燃費車の取得に係る特例措置の創設(11.4.1~13.3.31までの取得に係る課税標準額から30万円を控除することとされた。) 低公害車の取得に係る税率の特例措置の拡充(電気自動車,天然ガス自動車,メタノール自動車及びバス,トラックのハイブリッド自動車は100分の2.7を,その他のハイブリッド自動車は100分の2.2をそれぞれ現行税率から控除した率とされた。また,適用期間については,ハイブリッド自動車は,11.4.1~12.3.31まで,他の低公害車については11.4.1~13.3.31までとされた。) 平成12年排ガス規制適合車の取得に係る特例措置の創設(11.4.1~12.9.30までの取得に係る税率を100分の1.0,12.10.1~13.2.28までの取得に係る税率を100分の0.1,それぞれ現行税率から控除することとされた。)</p>	<p>(自動車取得税) ・ハイブリッド自動車に係る税率の特例措置の適用期限の延長(11.4.1~12.3.31までの適用期限が1年間延長され,11.4.1~13.3.31までとされた。) ・平成13年度排出ガス規制適合車の取得に係る特例措置の創設(12.4.1~13.9.30までの取得に係る税率を100分の1.0,13.10.1~14.2.28までの取得に係る税率を100分の0.1,それぞれ現行税率から控除することとされた。)</p>

年度 項目	1 3	1 4
税率等	<p>(自動車取得税) 低燃費特例の創設(対象を☆☆☆☆+低燃費車とした上で,13.4.1~14.3.31までの取得に係るものについて課税標準額から30万円を控除することとされた。) 低公害車の取得に係る税率の特例措置の延長(電気自動車,天然ガス自動車,メタノール自動車及びバス,トラックのハイブリッド自動車は100分の2.7を,その他のハイブリッド自動車は100分の2.2をそれぞれ現行税率から控除した率とされた。また,適用期間については,15.3.31までとされた。) 平成14年排ガス規制適合車の取得に係る特例措置の創設(13.4.1~14.9.30までの取得に係る税率を100分の1.0,14.10.1~15.2.28までの取得に係る税率を100分の0.1,それぞれ現行税率から控除することとされた。) 改正Nox法対策地域外廃車代替特例の新設(改正Nox法対策地域外で,一定の排出基準に適合しない自動車(乗用車を除く。))の廃車代替特例。13.4.1~15.3.31までの取得に係る税率を100分の0.5現行税率から控除することとされた。)</p>	<p>(自動車取得税) 低燃費車の取得に係る税率の特例措置の延長(13.4.1~14.3.31までの適用期限が1年間延長され,13.4.1~15.3.31までとされた。) 平成15年排ガス規制適合車の取得に係る特例措置の創設(14.4.1~15.9.30までの取得に係る税率を100分の1.0,15.10.1~16.2.28までの取得に係る税率を100分の0.1,それぞれ現行税率から控除することとされた。)</p>

年度 項目	15	16
税率等	<p>(自動車取得税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 暫定措置が更に5年間延長された(自家用自動車 で軽自動車以外のものを100分の5、免税点50万円) ・ 低燃費車の取得に係る税率の特例措置の延長 (13.4.1~14.3.31までの適用期限が1年間延長さ れ、13.4.1~16.3.31までとされた。) ・ 低公害車の取得に係る税率の特例措置の延長(電 気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及 びバス、トラックのハイブリッド自動車は100分の2.7 を、その他のハイブリッド自動車は100分の2.2をそれ ぞれ現行税率から控除した率とされた。また、適 用期間については、17.3.31までとされた。) ・ 平成16年排ガス規制適合車の取得に係る特例措 置の創設(15.4.1~16.9.30までの取得に係る税率を 100分の1.0現行税率から控除することとされた。) ・ 超低粒子状物質排出ディーゼル車認定制度適合 車の取得に係る特例措置の創設(15.4.1~17.3.31ま での取得に係る税率を100分の1.5現行税率から控 除することとされた。) 	<p>狩猟税(目的税)が創設され、狩猟者登 録税・入猟税が廃止された。</p> <p>税率 第1号 16,500円 第2号 11,000円 第3号 5,500円</p> <p>(自動車取得税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排ガス規制適合車の取得に 係る特例措置の創設(16.4.1~17.9. 30までの取得に係る自動車のうち、乗 用車を除く自動車について税率を100 分の2.0、乗用車について税率を100分 の1.0、現行税率から控除することと された。) ・ 低燃費車の取得に係る税率の特例措 置を対象車を重点化し、対象車の性能 により軽減額が異なる制度とした上で 2年間延長した。(自動車の性能によ り課税標準額から30万円控除又は20万 円控除とする。)

年度 項目	17	18
税率等	<p>(産業廃棄物税) 産業廃棄物税が創設された。</p> <p>税率 最終処分 1,000円/トン 焼却処理 800円/トン</p> <p>(自動車取得税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気自動車・天然ガス自動車・メタノール自動 車及びハイブリッド自動車に係る税率の特例措置 の適用期限を平成19年3月31日まで延長すること とした。 ・ 平成17年自動車排出ガス規制に適合した自動車 の取得に係る税率は、平成17年10月1日から平成 18年3月31日までの間に取得される一定のバス・ トラック等にあつては、税率から100分の1を控除 した率とすることとした。 	<p>(自動車取得税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境性能に優れた大型ディーゼル自動 車に対する自動車取得税特例措置の創設 (18.4.1~20.3までの取得に係る自動車 のうち、車両総重量が3.5tを超えるデー ゼルのトラック・バス等であつて、平成27年度 重量車燃費基準を満たすもののうち、平 成17年重量車排出ガス保安基準に適合し、 かつ、同基準の基準値よりも10%以上NOX 又はPMの排出量が少ない自動車について は、税率を100分の2.0を控除し、平成17 年重量車排出ガス保安基準に適合する自 動車については、税率を100分の1.0を控 除する。 ・ 低燃費車の取得に係る税率の特例措 置を対象車を重点化し、対象車の性能によ り軽減額が異なる制度とした上で、2年間 延長した。(自動車の性能により課税標 準額から30万円控除又は15万円控除とす る。)

年度 項目	19											
税率等	<p>(狩猟税) 「網・わな猟免許」が「網猟免許」と「わな猟免許」に分割されることに伴い、それぞれの免許の登録に係る税率が新設（平成19年4月16日以降の登録から適用）</p> <p>(改正前)</p> <table border="1" data-bbox="327 533 766 689"> <thead> <tr> <th>免許の種類</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>網・わな猟免許</td> <td>16,500円 (11,000円)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">→</p> <p>(改正後)</p> <table border="1" data-bbox="933 533 1372 813"> <thead> <tr> <th>免許の種類</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>網猟免許</td> <td>8,200円 (5,500円)</td> </tr> <tr> <td>わな猟免許</td> <td>8,200円 (5,500円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ () は軽減税率</p>		免許の種類	税率	網・わな猟免許	16,500円 (11,000円)	免許の種類	税率	網猟免許	8,200円 (5,500円)	わな猟免許	8,200円 (5,500円)
	免許の種類	税率										
網・わな猟免許	16,500円 (11,000円)											
免許の種類	税率											
網猟免許	8,200円 (5,500円)											
わな猟免許	8,200円 (5,500円)											
<p>(自動車取得税) 電気自動車等の低公害車に係る自動車取得税の税率の特例措置について、より環境負荷の小さい自動車に重点化するなど下記のとおり所要の見直しを行ったうえ、適用期限を平成21年3月31日迄延長した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 . . . 2.7%軽減 ・天然ガス自動車 <ul style="list-style-type: none"> 3.5tを超えるバス・トラック等 . . . 2.7%軽減 平成17年度天然ガス重量車基準に適合し、かつ、同基準の基準値よりも10%以上NOXの排出量が少ないもの 3.5t以下の乗用車等 . . . 2.7%軽減 平成17年度天然ガス重量車基準に適合し、かつ、同基準の基準値よりも75%以上NOXの排出量が少ないもの ・ハイブリット自動車 <ul style="list-style-type: none"> 3.5tを超えるバス・トラック等 . . . 2.7%軽減 重量車燃費基準達成車で、平成17年特定重量車基準に適合し、かつ、同基準の基準値よりも10%以上NOX又はPMの排出量が少ない自動車 ・3.5t以下の乗用車等 <ul style="list-style-type: none"> 平成19年4月1日～平成20年3月31日取得 . . . 2.0%軽減 平成20年4月1日～平成21年3月31日取得 . . . 1.8%軽減 平成22年度燃費基準20%向上達成車で、かつ、平成17年特定軽量車基準に適合し、かつ、同基準の基準値よりも75%以上NOXの排出量が少ないもの 												

年度 項目	20
税率等	<p>(狩猟税) 対象鳥獣捕獲員に対する税率を2分の1に軽減する特例措置の新設（平成20年4月1日～平成25年3月31日）</p> <p>(自動車取得税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた自動車に係る課税標準の特例措置を重点化し、適用期限を平成22年3月31日迄延長した。 <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車で、燃費基準値より25%以上燃費性能のいいもの・・・30万円控除 ・平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車で、燃費基準値より15%以上燃費性能のいいもの・・・15万円控除 ○ 車両総重量が3.5tを超えるディーゼル車のトラック・バス等であって、平成21年自動車排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度を目標とした重量車燃費基準を満たすもの（以下「低公害トラック等」という。）に係る税率の特例措置を重点化し、適用期限を平成22年3月31日迄延長した。 <ul style="list-style-type: none"> ・車両総重量が12tを超えるもの <ul style="list-style-type: none"> 平成20年5月1日～平成21年9月30日取得・・・2.0%軽減 平成21年10月1日～平成22年3月31日取得・・・1.0%軽減 ・車両総重量が3.5tを超え12t以下のもの <ul style="list-style-type: none"> 平成20年5月1日～平成22年3月31日取得・・・2.0%軽減 ○ 3.5t以下で平成21年排出ガス保安基準に適合している自動車（ディーゼル乗用車に限る） <ul style="list-style-type: none"> 平成20年5月1日～平成21年9月30日取得・・・1.0%軽減 平成21年10月1日～平成22年3月31日取得・・・0.5%軽減

年度 項目	21
税率等	<p>(自動車取得税)</p> <p><環境への負荷の少ない自動車に係る税率軽減措置></p> <p>○ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境への負荷の少ない自動車(新車に限る。)について3年間に限り特例措置を講じることとした。(平成24年3月31日迄)</p> <p>< 非 課 税 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電気自動車 ● 車両総重量が3.5t以下の天然ガス自動車であって平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないもの ● 車両総重量が3.5tを超える天然ガス自動車であって平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物等の排出量が少ないもの ● プラグインハイブリッド自動車 ● ハイブリッド自動車(車両総重量が3.5t以下のバス・トラックを除く。)で平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないものであって、平成22年度燃費基準値(ディーゼル自動車にあっては平成17年度燃費基準値)より25%以上燃費性能の良いもの ● ハイブリッド自動車(車両総重量が3.5tを超えるバス・トラックに限る。)で平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が少ないものであって、平成27年度燃費基準を満たすもの ● 平成21年排出ガス規制に適合したディーゼル自動車(乗用車に限る。) <p>< 75% 軽 減 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 平成17年車排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車で、平成22年度燃費基準値(ディーゼル自動車にあっては平成17年度燃費基準値)より25%以上燃費性能の良いもの ● 車両総重量が3.5tを超えるディーゼル車のトラック・バス等であって、平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たすもの <p>< 50% 軽 減 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 平成17年車排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車で、平成22年度燃費基準値(ディーゼル自動車にあっては平成17年度燃費基準値)より15%以上燃費性能の良いもの ● 車両総重量が3.5tを超えるディーゼル車のトラック・バス等であって、平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、かつ、平成17年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が少ないものであって、平成27年度燃費基準を満たすもの <p>○ 電気自動車等の低公害車(新車を除く。)に係る税率の特例措置について、軽減税率の重点化を図るなど下記のとおり所要の見直しを行ったうえ、適用期限を平成24年3月31日迄延長したほか、プラグインハイブリッド自動車の税率の軽減措置を新設した。</p> <p>< 2.7% 軽 減 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電気自動車 ● 天然ガス自動車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 3.5tを超えるバス・トラック等 平成17年度天然ガス重量車基準に適合し、かつ、同基準の基準値よりも10%以上NOXの排出量が少ないもの ・ 3.5t以下の乗用車等 平成17年度天然ガス重量車基準に適合し、かつ、同基準の基準値よりも75%以上NOXの排出量が少ないもの ● ハイブリット自動車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 3.5tを超えるバス・トラック等 平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、かつ、平成17年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が少ないものであって、平成27年度燃費基準を満たすもの

年度 項目	21
税率等	<p> < 2.4% 軽減 > ● プラグインハイブリッド自動車 </p> <p> < 1.6% 軽減 > ● ハイブリット自動車 ・3.5tを超えるバス・トラックを除く 平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物の排出量が少ないものであって、平成22年度燃費基準（ディーゼル自動車にあっては平成17年度燃費基準値）より25%以上燃費性能の良いもの </p>

年度 項目	2 2
税率等	<p>(自動車取得税)</p> <p><環境への負荷の少ない自動車に係る税率軽減措置></p> <p>○ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境への負荷の少ない以下の自動車(新車に限る。)について以下のとおり特例措置を講じることとした。(平成24年3月31日迄)</p> <p>< 75%軽減 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のガソリン自動車のバス・トラック等で、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物の排出量が少ない自動車で、平成27年度燃費基準を満たすもの ● 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のディーゼル自動車のトラック・バス等であって、平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たすもの <p>< 50%軽減 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のガソリン自動車のバス・トラック等で、平成17年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物の排出量が少ない自動車で、平成27年度燃費基準を満たすもの <p>○ 一定の排出ガス性能及び燃費性能を備えた自動車(新車以外のものに限る。)に係る課税標準の特例措置について、以下のとおり軽減対象を追加し平成24年3月31日迄延長した。</p> <p>※ 下線部分追加区分</p> <p>< 課税標準額から30万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物排出量が少ない自動車で、平成22年度燃費基準値(ディーゼル自動車にあっては平成17年度燃費基準値)より25%以上燃費性能の良いもの ● <u>車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のガソリン自動車のバス・トラック等で、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物の排出量の少ない自動車で、平成27年度燃費基準を満たすもの</u> <p>< 課税標準額から15万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物排出量が少ない自動車で、平成22年度燃費基準値(ディーゼル自動車にあっては平成17年度燃費基準値)より15%以上燃費性能の良いもの ● <u>車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のガソリン自動車のバス・トラック等で、平成17年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物の排出量の少ない自動車で、平成27年度燃費基準を満たすもの</u> <p>○ 車両総重量が3.5tを超えるディーゼル車のトラック・バス等であって、平成21年自動車排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たすものに係る税率の特例措置について、以下のとおり軽減対象を追加し適用期限を延長した。</p> <p>※ 下線部分追加区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のもの</u> 平成22年 4月1日～平成22年8月31日取得 . . . 1.0%軽減 ● <u>車両総重量が3.5tを超え12t以下のもの</u> 平成22年 4月1日～平成22年9月30日取得 . . . 2.0%軽減 平成22年10月1日～平成23年8月31日取得 . . . 1.0%軽減 ● <u>車両総重量が12tを超えるもの</u> 平成22年 4月1日～平成22年8月31日取得 . . . 1.0%軽減 <p>○ 3.5t以下で平成21年排出ガス規制に適合している自動車(ディーゼル乗用車に限る) 平成22年 4月1日～平成22年8月31日取得 . . . 0.5%軽減</p>

年度 項目	24
税率等	<p>(自動車取得税)</p> <p><環境への負荷の少ない自動車に係る税率軽減措置></p> <p>○ いわゆるエコカー減税について、最新の平成27年度燃費基準に切り替えを行うとともに、環境性能に極めて優れた自動車の負担軽減に重点化し、3年延長した。(平成27年3月31日迄)</p> <p>1 新車</p> <p>< 非 課 税 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電気自動車(燃料電池車を含む。) ● 天然ガス自動車(平成21年排ガス規制NOx10%以上低減) ● プラグインハイブリッド自動車 ● クリーンディーゼル乗用車(平成21年排出ガス基準達成) ● ガソリン車(ハイブリッド車を含む)(乗用車、車両総重量が3.5トン以下のバス又はトラック(以下「車両」という。)) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準20%(2.5トン超車両は10%)達成車 ● ディーゼル車(ハイブリッド車を含む)(2.5トン超車両) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成+平成27年度燃費基準10%達成車 <p>< 75% 軽 減 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車(ハイブリッド車を含む)(乗用車、2.5トン以下車両) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準10%達成車 ● ガソリン車(ハイブリッド車を含む)(2.5トン超3.5トン以下車両) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準5%達成車 ・ 平成17年排出ガス基準50%低減達成+平成27年度燃費基準10%達成車 ● ディーゼル車(ハイブリッド車を含む)(2.5トン超車両) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成+平成27年度燃費基準5%達成車 ・ 平成21年排出ガス基準達成+平成27年度燃費基準10%達成車 <p>< 50% 軽 減 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車(ハイブリッド車を含む)(乗用車、2.5トン以下車両) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準達成車 ● ガソリン車(ハイブリッド車を含む)(2.5トン超3.5トン以下車両) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準達成車 ・ 平成17年排出ガス基準50%低減達成+平成27年度燃費基準5%達成車 ● ディーゼル車(ハイブリッド車を含む)(2.5トン超車両) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成+平成27年度燃費基準達成車 ・ 平成21年排出ガス基準達成+平成27年度燃費基準5%達成車 <p>2 中古車</p> <p>< 課税標準額から45万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電気自動車(燃料電池車を含む。) ● 天然ガス自動車(平成21年排ガス規制NOx10%以上低減) ● プラグインハイブリッド車 ● クリーンディーゼル乗用車(平成21年排出ガス基準達成) ● ガソリン車(ハイブリッド車を含む)(乗用車、車両総重量が3.5トン以下車両) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準20%(2.5トン超車両は10%)達成車 ● ディーゼル車(ハイブリッド車に限る)(3.5トン超車両) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成+平成27年度燃費基準10%達成車

年度 項目	24
税率等	<p>< 課税標準額から30万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車（ハイブリッド車を含む）（乗用車，2.5トン以下車両） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 ● ガソリン車（ハイブリッド車を含む）（2.5トン超3.5トン以下車両） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 ・ 平成17年排出ガス基準50%低減達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 ● ディーゼル車（ハイブリッド車に限る）（3.5トン超車両） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 ・ 平成21年排出ガス基準達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 <p>< 課税標準額から15万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車（ハイブリッド車を含む）（乗用車，2.5トン以下車両） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準達成車 ● ガソリン車（ハイブリッド車を含む）（2.5トン超3.5トン以下車両） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準達成車 ・ 平成17年排出ガス基準50%低減達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 ● ディーゼル車（ハイブリッド車に限る）（3.5トン超車両） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成＋平成27年度燃費基準達成車 ・ 平成21年排出ガス基準達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 <p>2.5トン超車両の中古車については，エコカー減税対象車のうち，ディーゼル車（ハイブリッド車を除く。）を除外し，軽減方法については，乗用車の場合と同様，環境性能に応じ，45万円，30万円，15万円を控除する。</p> <p>（注）輸入車などのJC08モード燃費値を算定していない自動車に限り，平成27年度燃費基準に替えて平成22年度燃費基準を準用できる場合あり。</p> <p><バリアフリー車両の取得に係る軽減措置></p> <p>○ 一定のバリアフリー車両（新車に限る。）の取得に係る課税標準（取得価格）の特例措置を創設（平成27年3月31日迄）</p> <p>< 課税標準額から1,000万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ノンステップバス <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもの <p>< 課税標準額から650万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● リフト付きバス <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもので，乗車定員が30人以上のもの <p>< 課税標準額から200万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● リフト付きバス <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもので，乗車定員が30人未満のもの <p>< 課税標準額から100万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ユニバーサルデザインタクシー <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が導入するもの <p><衝突被害軽減ブレーキ搭載トラック等の取得に係る軽減措置></p> <p>○ 一定の衝突被害軽減ブレーキ搭載トラック等（新車に限る。）の取得に係る課税標準（取得価格）の特例措置を創設（平成27年3月31日迄。ただし，22トン超のトラック，13トン超のトラクタは平成26年10月31日迄）</p> <p>< 課税標準額から350万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 衝突被害軽減ブレーキ搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量8トン超のトラック又は車両総重量13トン超のトラクタ

年度 項目	25
税率等	(狩猟税) 対象鳥獣捕獲員に対する税率を2分の1に軽減する特例措置 →平成28年3月31日まで3年間延長

年度 項目	26												
税率等	<p>(自動車取得税)</p> <p><税率の引き下げ措置></p> <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>現 行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自家用自動車(軽自動車を除く)</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>営業用自動車・軽自動車</td> <td>3%</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" style="display: inline-table; margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">平成26年4月～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>3%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2%</td> </tr> </tbody> </table> <p><環境への負荷の少ない自動車に係る税率軽減措置></p> <p>○ いわゆるエコカー減税について、最新の平成27年度燃費基準に切り替えを行うとともに、環境性能に極めて優れた自動車の負担軽減に重点化し、3年延長した。(平成27年3月31日迄)</p> <p>1 新車</p> <p>< 非 課 税 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電気自動車(燃料電池車を含む。) ● 天然ガス自動車(平成21年排ガス規制NOx10%以上低減) ● プラグインハイブリッド自動車 ● クリーンディーゼル乗用車(平成21年排出ガス基準達成) ● ガソリン車(ハイブリッド車を含む)(乗用車、車両総重量が3.5トン以下のバス又はトラック(以下「車両」という。)) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準20%(2.5トン超車両は10%)達成車 ● ディーゼル車(ハイブリッド車を含む)(2.5トン超車両) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成+平成27年度燃費基準10%達成車 <p>< 80% 軽 減 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車(ハイブリッド車を含む)(乗用車、2.5トン以下車両) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準10%達成車 ● ガソリン車(ハイブリッド車を含む)(2.5トン超3.5トン以下車両) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準5%達成車 ・ 平成17年排出ガス基準50%低減達成+平成27年度燃費基準10%達成車 ● ディーゼル車(ハイブリッド車を含む)(2.5トン超車両) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成+平成27年度燃費基準5%達成車 ・ 平成21年排出ガス基準達成+平成27年度燃費基準10%達成車 <p>< 60% 軽 減 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車(ハイブリッド車を含む)(乗用車、2.5トン以下車両) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準達成車 ● ガソリン車(ハイブリッド車を含む)(2.5トン超3.5トン以下車両) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準達成車 ・ 平成17年排出ガス基準50%低減達成+平成27年度燃費基準5%達成車 ● ディーゼル車(ハイブリッド車を含む)(2.5トン超車両) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成+平成27年度燃費基準達成車 ・ 平成21年排出ガス基準達成+平成27年度燃費基準5%達成車 <p>2 中古車</p> <p>< 課税標準額から45万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電気自動車(燃料電池車を含む。) ● 天然ガス自動車(平成21年排ガス規制NOx10%以上低減) ● プラグインハイブリッド車 ● クリーンディーゼル乗用車(平成21年排出ガス基準達成) ● ガソリン車(ハイブリッド車を含む)(乗用車、車両総重量が3.5トン以下車両) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準20%(2.5トン超車両は10%)達成車 ● ディーゼル車(ハイブリッド車に限る)(3.5トン超車両) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成+平成27年度燃費基準10%達成車 	区 分	現 行	自家用自動車(軽自動車を除く)	5%	営業用自動車・軽自動車	3%	平成26年4月～			3%		2%
区 分	現 行												
自家用自動車(軽自動車を除く)	5%												
営業用自動車・軽自動車	3%												
平成26年4月～													
	3%												
	2%												

年度 項目	26
税率等	<p>< 課税標準額から30万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車（ハイブリッド車を含む）（乗用車，2.5トン以下車両） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 ● ガソリン車（ハイブリッド車を含む）（2.5トン超3.5トン以下車両） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 ・ 平成17年排出ガス基準50%低減達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 ● ディーゼル車（ハイブリッド車に限る）（3.5トン超車両） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 ・ 平成21年排出ガス基準達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 <p>< 課税標準額から15万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車（ハイブリッド車を含む）（乗用車，2.5トン以下車両） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準達成車 ● ガソリン車（ハイブリッド車を含む）（2.5トン超3.5トン以下車両） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準達成車 ・ 平成17年排出ガス基準50%低減達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 ● ディーゼル車（ハイブリッド車に限る）（3.5トン超車両） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成＋平成27年度燃費基準達成車 ・ 平成21年排出ガス基準達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 <p>2.5トン超車両の中古車については，エコカー減税対象車のうち，ディーゼル車（ハイブリッド車を除く。）を除外し，軽減方法については，乗用車の場合と同様，環境性能に応じ，45万円，30万円，15万円を控除する。</p> <p>（注）輸入車などのJC08モード燃費値を算定していない自動車に限り，平成27年度燃費基準に替えて平成22年度燃費基準を準用できる場合あり。</p> <p><バリアフリー車両の取得に係る軽減措置></p> <p>○ 一定のバリアフリー車両（新車に限る。）の取得に係る課税標準（取得価格）の特例措置を創設（平成27年3月31日迄）</p> <p>< 課税標準額から1,000万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ノンステップバス <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもの <p>< 課税標準額から650万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● リフト付きバス <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもので，乗車定員が30人以上のもの <p>< 課税標準額から200万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● リフト付きバス <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもので，乗車定員が30人未満のもの <p>< 課税標準額から100万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ユニバーサルデザインタクシー <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が導入するもの <p><衝突被害軽減ブレーキ搭載トラック等の取得に係る軽減措置></p> <p>○ 一定の衝突被害軽減ブレーキ搭載トラック等（新車に限る。）の取得に係る課税標準（取得価格）の特例措置を創設（平成27年3月31日迄。ただし，22トン超のトラック，13トン超のトラクタは平成26年10月31日迄）</p> <p>< 課税標準額から350万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 衝突被害軽減ブレーキ搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量8トン超のトラック又は車両総重量13トン超のトラクタ

年度 項目	27
税率等	<p>(狩猟税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象鳥獣捕獲員について、現行2分の1の税率を課税免除とする措置。 (平成27年4月1日～平成31年3月31日) ○ 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者について、課税免除とする措置の新設。 (平成27年5月29日～平成31年3月31日) ○ 鳥獣保護管理法第9条に基づく許可捕獲の従事者について、税率を2分の1とする特例措置の新設。 (平成27年4月1日～平成31年3月31日)

年度 項目	27
税率等	<p>(自動車取得税)</p> <p><環境への負荷の少ない自動車に係る税率軽減措置></p> <p>○ いわゆるエコカー減税について、一部の車両について最新の平成32年度燃費基準に切り替えを行うとともに、環境性能に極めて優れた自動車の負担軽減に重点化し、2年延長した。(平成29年3月31日迄)</p> <p>1 新車</p> <p><非課税></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電気自動車(燃料電池車を含む。) ● 天然ガス自動車(平成21年排ガス規制NOx10%以上低減) ● プラグインハイブリッド自動車 ● クリーンディーゼル乗用車(平成21年排出ガス基準達成) ● ガソリン乗用車(ハイブリッド車を含む。) ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成32年度燃費基準20%達成車 ● ガソリンバス・トラック(ハイブリッド車を含む。) ・ 【2.5t以下】 ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準25%達成車 ・ 【2.5t超~3.5t以下】 ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準15%達成車 ● ディーゼルバス・トラック(ハイブリッド車を含む。) 【3.5t超】 ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成+平成27年度燃費基準15%達成車 <p><80%軽減></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン乗用車(ハイブリッド車を含む。) ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成32年度燃費基準10%達成車 ● ガソリンバス・トラック(ハイブリッド車を含む。) ・ 【2.5t以下】 ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準20%達成車 ・ 【2.5t超~3.5t以下】 ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準10%達成車 ◇平成17年排出ガス基準50%低減達成+平成27年度燃費基準15%達成車 ● ディーゼルバス・トラック(ハイブリッド車を含む。) 【3.5t超】 ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成+平成27年度燃費基準10%達成車 ・ 平成21年排出ガス基準達成+平成27年度燃費基準15%達成車 <p><60%軽減></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン乗用車(ハイブリッド車を含む。) ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成32年度燃費基準達成車 ● ガソリンバス・トラック(ハイブリッド車を含む。) ・ 【2.5t以下】 ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準15%達成車 ・ 【2.5t超~3.5t以下】 ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準5%達成車 ◇平成17年排出ガス基準50%低減達成+平成27年度燃費基準10%達成車

年度 項目	27
税率等	<ul style="list-style-type: none"> ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。）【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 ・ 平成21年排出ガス基準達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 ＜40%軽減＞ <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン乗用車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準達成車 ◇平成17年排出ガス基準50%低減達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。）【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成＋平成27年度燃費基準達成車 ・ 平成21年排出ガス基準達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 ＜20%軽減＞ <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン乗用車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 2 中古車 <ul style="list-style-type: none"> ＜課税標準額から45万円控除＞ <ul style="list-style-type: none"> ● 電気自動車（燃料電池車を含む。） ● 天然ガス自動車（平成21年排ガス規制NOx10%以上低減） ● プラグインハイブリッド自動車 ● クリーンディーゼル乗用車（平成21年排出ガス基準達成） ● ガソリン乗用車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成32年度燃費基準20%達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準25%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準15%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。）【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成＋平成27年度燃費基準15%達成車 ＜課税標準額から35万円控除＞ <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン乗用車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成32年度燃費基準10%達成車

年度 項目	27
税率等	<ul style="list-style-type: none"> ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準20%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 ◇平成17年排出ガス基準50%低減達成＋平成27年度燃費基準15%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。）【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 ・ 平成21年排出ガス基準達成＋平成27年度燃費基準15%達成車 <p>〈課税標準額から25万円控除〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン乗用車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成32年度燃費基準達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準15%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 ◇平成17年排出ガス基準50%低減達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。）【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 ・ 平成21年排出ガス基準達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 <p>〈課税標準額から15万円控除〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン乗用車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準達成車 ◇平成17年排出ガス基準50%低減達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。）【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成＋平成27年度燃費基準達成車 ・ 平成21年排出ガス基準達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 <p>〈課税標準額から5万円控除〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン乗用車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 <p>(注) 輸入車などのJC08モード燃費値を算定していない自動車に限り、平成27年度燃費基準に替えて平成22年度燃費基準を準用できる場合あり。</p>

年度 項目	27
税率等	<p><環境への負荷の少ない自動車に係る税率軽減措置></p> <p>○ 一定のバリアフリー車両（新車に限る。）の取得に係る課税標準（取得価格）の特例措置を創設，2年延長した。（平成29年3月31日迄） ※エコカー減税とは選択制</p> <p>< 課税標準額から1,000万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ノンステップバス <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもの <p>< 課税標準額から650万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● リフト付きバス <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもので，乗車定員が30人以上のもの <p>< 課税標準額から200万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● リフト付きバス <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもので，乗車定員が30人未満のもの <p>< 課税標準額から100万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ユニバーサルデザインタクシー <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が導入するもの <p><衝突被害軽減制動制御装置搭載車又は車両安定性制御装置搭載車の取得に係る軽減措置></p> <p>○ 衝突被害軽減制動制御装置又は車両安定性制御装置を搭載したトラック・バス（新車に限る。）の取得に係る課税標準（取得価格）の特例措置を創設，2年延長した。（平成29年3月31日迄）</p> <p>< 課税標準額から350万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 衝突被害軽減制動制御装置搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量3.5t超～22t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） ・ 車両総重量5t以下及び5t超～12t以下のバス等（乗車定員10人以上で立席のないバス等） ● 車両安定性制御装置搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量3.5t超～22t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） ・ 車両総重量5t超～12t以下のバス等（乗車定員10人以上で立席のないバス等） <p>< 課税標準額から525万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 衝突被害軽減制動制御装置搭載車及び車両安定性制御装置搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量3.5t超～22t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） ・ 車両総重量5t超～12t以下のバス等（乗車定員10人以上で立席のないバス等）

年度 項目	29
税率等	<p>(自動車取得税)</p> <p><環境への負荷の少ない自動車に係る税率軽減措置></p> <p>○ いわゆるエコカー減税について、一部の車両について最新の平成32年度燃費基準に切り替えを行うとともに、環境性能に極めて優れた自動車の負担軽減に重点化し、2年延長した。(平成31年3月31日迄)</p> <p>1 新車</p> <p><非課税></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電気自動車(燃料電池車を含む。) ● 天然ガス自動車(平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合) ● プラグインハイブリッド自動車 ● クリーンディーゼル乗用車(平成21年排ガス規制適合又は平成30年排ガス規制適合) ● ガソリン車・LPG車(ハイブリッド車を含む。) ・ ★★★★★+平成32年度燃費基準30%達成車 ※平成30年度より40%達成車が全額免除。30%達成車は80%軽減 ● ガソリンバス・トラック(ハイブリッド車を含む。) ・ 【2.5t以下】 ◇★★★★+平成27年度燃費基準25%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 ◇★★★★+平成27年度燃費基準15%達成車 ● ディーゼルバス・トラック(ハイブリッド車を含む。) ・ 【2.5t超～3.5t以下】 ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準15%達成車 ・ 【3.5t超】 ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準15%達成車 <p><80%軽減></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリンバス・トラック(ハイブリッド車を含む。) ・ 【2.5t以下】 ◇★★★★+平成27年度燃費基準20%達成車 <p><75%軽減></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリンバス・トラック(ハイブリッド車を含む。) ・ 【2.5t超～3.5t以下】 ◇★★★★+平成27年度燃費基準10%達成車 ◇★★★★+平成27年度燃費基準15%達成車 ● ディーゼルバス・トラック(ハイブリッド車を含む。) ・ 【2.5t超～3.5t以下】 ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準10%達成車 ◇平成21年排ガス基準適合+平成27年度燃費基準15%達成車

年度 項目	29
税率等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合＋平成27年度燃費基準10%達成車 ＜60%軽減＞ <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ ★★★★★＋平成32年度燃費基準20%達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★＋平成27年度燃費基準15%達成車 ＜50%軽減＞ <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★＋平成27年度燃費基準5%達成車 ◇★★★＋平成27年度燃費基準10%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合＋平成27年度燃費基準5%達成車 ◇平成21年排ガス基準適合＋平成27年度燃費基準10%達成車 ・ 【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合＋平成27年度燃費基準5%達成車 ＜40%軽減＞ <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ ★★★★★＋平成32年度燃費基準10%達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★＋平成27年度燃費基準10%達成車 ＜25%軽減＞ <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★＋平成27年度燃費基準達成車 ◇★★★＋平成27年度燃費基準5%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合＋平成27年度燃費基準達成車 ◇平成21年排ガス基準適合＋平成27年度燃費基準5%達成車 ・ 【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合＋平成27年度燃費基準達成車

年度 項目	29
税率等	<p>〈20%軽減〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ ★★★★★+平成27年度燃費基準10%達成車 ※平成30年度より軽減なし ・ ★★★★★+平成32年度燃費基準達成車 ● LPG車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ ★★★★★+平成32年度燃費基準達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 ◇★★★★+平成27年度燃費基準5%達成車 <p>2 中古車</p> <p>〈課税標準額から45万円控除〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電気自動車（燃料電池車を含む。） ● 天然ガス自動車（平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合） ● プラグインハイブリッド自動車 ● クリーンディーゼル乗用車（平成21年排ガス規制適合又は平成30年排ガス規制適合） ● ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ ★★★★★+平成32年度燃費基準30%達成車 ※平成30年度より40%達成車が45万円控除。30%達成車は35万円控除 ・ ★★★★★+平成22年度燃費基準95%達成車 ※平成30年度より35万円控除 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 ◇★★★★+平成27年度燃費基準25%達成車 ◇★★★★+平成22年度燃費基準57%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 ◇★★★★+平成27年度燃費基準15%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【3.5t超】 ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準15%達成車 <p>〈課税標準額から35万円控除〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 ◇★★★★+平成27年度燃費基準20%達成車 ◇★★★★+平成22年度燃費基準50%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 ◇★★★★+平成27年度燃費基準10%達成車 ◇★★★★+平成27年度燃費基準15%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【3.5t超】 ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準10%達成車

年度 項目	29
税率等	<p>〈課税標準額から25万円控除〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ ★★★★★+平成32年度燃費基準20%達成車 ・ ★★★★★+平成22年度燃費基準80%達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準15%達成車 ◇★★★★+平成22年度燃費基準44%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準5%達成車 ◇★★★★+平成27年度燃費基準10%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準5%達成車 <p>〈課税標準額から15万円控除〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ ★★★★★+平成32年度燃費基準10%達成車 ・ ★★★★★+平成22年度燃費基準65%達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準10%達成車 ◇★★★★+平成22年度燃費基準38%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準達成車 ◇★★★★+平成27年度燃費基準5%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準達成車 <p>〈課税標準額から5万円控除〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ ★★★★★+平成32年度燃費基準達成車 ・ ★★★★★+平成27年度燃費基準10%達成車 <ul style="list-style-type: none"> ※平成30年度より控除なし ・ ★★★★★+平成22年度燃費基準38%達成車 <ul style="list-style-type: none"> ※平成30年度より50%達成車が5万円控除。38%達成車は控除なし ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準5%達成車 ◇★★★★+平成22年度燃費基準32%達成車

年度 項目	29
税率等	<p><環境への負荷の少ない自動車に係る税率軽減措置></p> <p>○ 一定のバリアフリー車両（新車に限る。）の取得に係る課税標準（取得価格）の特例措置を創設，2年延長した。（平成31年3月31日迄）</p> <p>※エコカー減税とは選択制</p> <p>＜ 課税標準額から1,000万円控除 ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ノンステップバス <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもの <p>＜ 課税標準額から650万円控除 ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ● リフト付きバス <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもので，乗車定員が30人以上のもの <p>＜ 課税標準額から200万円控除 ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ● リフト付きバス <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもので，乗車定員が30人未満のもの <p>＜ 課税標準額から100万円控除 ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ユニバーサルデザインタクシー <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が導入するもの <p><先進安全自動車の取得に係る軽減措置></p> <p>○ 衝突被害軽減制動制御装置又は車両安定性制御装置を搭載したトラック・バス（新車に限る。）の取得に係る課税標準（取得価格）の特例措置を創設，2年延長した。</p> <p>また，車線逸脱警報装置を搭載したバス（新車に限る。）の取得に係る課税標準（取得価格）の特例措置を創設した。</p> <p>（平成31年3月31日迄）</p> <p>＜ 課税標準額から175万円控除 ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 車線逸脱警報装置搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量12t超のバス等(乗車定員10人以上で立席のないバス等) <p>＜ 課税標準額から350万円控除 ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 衝突被害軽減制動制御装置搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量3.5t超～20t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） ・ 車両総重量5t以下及び5t超～12t以下のバス等(乗車定員10人以上で立席のないバス等) ● 車両安定性制御装置搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量3.5t超～20t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） ・ 車両総重量5t超～12t以下のバス等(乗車定員10人以上で立席のないバス等) ● 衝突被害軽減制動制御装置搭載車及び車両安定性制御装置搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量20t超～22t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） <p>＜ 課税標準額から525万円控除 ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 衝突被害軽減制動制御装置搭載車及び車両安定性制御装置搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量3.5t超～20t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） ・ 車両総重量5t超～12t以下のバス等(乗車定員10人以上で立席のないバス等)

年度 項目	30
税率等	<p><先進安全自動車の取得に係る軽減措置></p> <p>○ 車線逸脱警報装置を搭載したトラック・バス（新車に限る。）の取得に係る課税標準（取得価格）の特例措置を拡充した。 （平成31年3月31日迄）</p> <p>< 課税標準額から175万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 車線逸脱警報装置搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量3.5t超～22t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） ※ただし8t超～20t以下のトラックは平成30年10月31日まで ・ 車両総重量12t以下のバス等（乗車定員10人以上で立席のないバス等） <p>< 課税標準額から350万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 車両安定性制御装置，衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量20t超～22t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） ※ただし平成30年10月31日まで ・ 車両総重量8t超～20t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） ※ただし平成30年11月1日から <p>< 課税標準額から525万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 車両安定性制御装置，衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量3.5t超～20t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） ※ただし8t超～20t以下のトラックは平成30年10月31日まで ・ 車両総重量5t超～12t以下のバス等（乗車定員10人以上で立席のないバス等）

年度 項目	令和元年度
税率等	<p>(自動車取得税)</p> <p><環境への負荷の少ない自動車に係る税率軽減措置></p> <p>○ いわゆるエコカー減税について、環境性能に極めて優れた自動車の負担軽減に重点化し、半年間延長した。(令和元年9月30日迄)</p> <p>1 新車</p> <p><非課税></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電気自動車(燃料電池車を含む。) ● 天然ガス自動車(平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合) ● プラグインハイブリッド自動車 ● クリーンディーゼル乗用車(平成21年排ガス規制適合又は平成30年排ガス規制適合) ● ガソリン車・LPG車(ハイブリッド車を含む。) ・ ★★★★★+令和2年度燃費基準40%達成車 ● ガソリンバス・トラック(ハイブリッド車を含む。) ・ 【2.5t以下】 ◇★★★★+平成27年度燃費基準25%達成車 ・ 【2.5t超~3.5t以下】 ◇★★★★+平成27年度燃費基準15%達成車 ● ディーゼルバス・トラック(ハイブリッド車を含む。) ・ 【2.5t超~3.5t以下】 ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準15%達成車 ・ 【3.5t超】 ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準15%達成車 <p><80%軽減></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリンバス・トラック(ハイブリッド車を含む。) ・ 【2.5t以下】 ◇★★★★+平成27年度燃費基準20%達成車 <p><75%軽減></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリンバス・トラック(ハイブリッド車を含む。) ・ 【2.5t超~3.5t以下】 ◇★★★★+平成27年度燃費基準10%達成車 ◇★★★★+平成27年度燃費基準15%達成車 ● ディーゼルバス・トラック(ハイブリッド車を含む。) ・ 【2.5t超~3.5t以下】 ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準10%達成車 ◇平成21年排ガス基準適合+平成27年度燃費基準15%達成車 ・ 【3.5t超】 ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準10%達成車

年度 項目	令和元年度
税率等	<p>〈60%軽減〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準15%達成車 <p>〈50%軽減〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ ★★★★★+令和2年度燃費基準20%達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準5%達成車 ◇★★★★+平成27年度燃費基準10%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準5%達成車 ◇平成21年排ガス基準適合+平成27年度燃費基準10%達成車 ・ 【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準5%達成車 <p>〈40%軽減〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準10%達成車 <p>〈25%軽減〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ ★★★★★+令和2年度燃費基準10%達成車 <p>〈20%軽減〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ ★★★★★+平成32年度燃費基準達成車 ● LPG車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ ★★★★★+平成32年度燃費基準達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準5%達成車 <p>2 中古車</p> <p>〈課税標準額から45万円控除〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電気自動車（燃料電池車を含む。） ● 天然ガス自動車（平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合） ● プラグインハイブリッド自動車

年度 項目	令和元年度
税率等	<ul style="list-style-type: none"> ● クリーンディーゼル乗用車（平成21年排ガス規制適合又は平成30年排ガス規制適合） ● ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ ★★★★★+令和2年度燃費基準40%達成車 ・ ★★★★★+平成22年度燃費基準110%達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準25%達成車 ◇★★★★+平成22年度燃費基準57%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準15%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準15%達成車 <p>〈課税標準額から35万円控除〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ ★★★★★+令和2年度燃費基準30%達成車 ・ ★★★★★+平成22年度燃費基準95%達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準20%達成車 ◇★★★★+平成22年度燃費基準50%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準10%達成車 ◇★★★★+平成27年度燃費基準15%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準10%達成車 <p>〈課税標準額から25万円控除〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ ★★★★★+令和2年度燃費基準20%達成車 ・ ★★★★★+令和2年度燃費基準80%達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準15%達成車 ◇★★★★+平成22年度燃費基準44%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準5%達成車 ◇★★★★+平成27年度燃費基準10%達成車

年度 項目	令和元年度
税率等	<ul style="list-style-type: none"> ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合＋平成27年度燃費基準5%達成車 <p style="margin-left: 20px;"><課税標準額から15万円控除></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ ★★★★★＋令和2年度燃費基準10%達成車 ・ ★★★★★＋平成22年度燃費基準65%達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★＋平成27年度燃費基準10%達成車 ◇★★★★＋平成22年度燃費基準38%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★＋平成27年度燃費基準達成車 ◇★★★★＋平成27年度燃費基準5%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合＋平成27年度燃費基準達成車 <p style="margin-left: 20px;"><課税標準額から5万円控除></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ ★★★★★＋令和2年度燃費基準達成車 ・ ★★★★★＋平成22年度燃費基準50%達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★＋平成27年度燃費基準5%達成車 ◇★★★★＋平成22年度燃費基準32%達成車 <p style="margin-left: 20px;"><環境への負荷の少ない自動車に係る税率軽減措置></p> <p>○ 一定のバリアフリー車両（新車に限る。）の取得に係る課税標準（取得価格）の特例措置を、対象を拡充し2年延長した。 （令和3年3月31日迄。令和元年9月30日の自動車取得税廃止後は、自動車税環境性能割の特例措置として継続。）</p> <p>※ 自動車取得税の間は、エコカー減税とは選択制</p> <p style="margin-left: 20px;">< 課税標準額から1,000万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ノンステップバス <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもの ・ 一般貸切旅客自動車運送事業者がその事業の用に供するために導入するもの

年度 項目	令和元年度
税率等	<p>< 課税標準額から650万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● リフト付きバス <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもので、乗車定員が30人以上のもの ・ 一般貸切旅客自動車運送事業者がその事業の用に供するために導入するもので、乗車定員が30人以上のもの <p>< 課税標準額から200万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● リフト付きバス <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもので、乗車定員が30人未満のもの ・ 一般貸切旅客自動車運送事業者がその事業の用に供するために導入するもので、乗車定員が30人未満のもの <p>< 課税標準額から100万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ユニバーサルデザインタクシー <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が導入するもの <p><先進安全自動車の取得に係る軽減措置></p> <p>○ 車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置又は車線逸脱警報装置を搭載したトラック・バス（新車に限る。）の取得に係る課税標準（取得価格）の特例措置を、対象を拡充し2年延長した。</p> <p>（令和3年3月31日迄。令和元年9月30日の自動車取得税廃止後は、自動車税環境性能割の特例措置として継続。）</p> <p>※ 自動車取得税の間は、エコカー減税とは選択制</p> <p>< 課税標準額から175万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 車線逸脱警報装置搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ バス等(乗車定員10人以上で立席のないバス等) 【期間：H31.4.1～R1.10.31】 ・ 車両総重量3.5t超～8t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） 【期間：H31.4.1～R1.10.31】 ・ 車両総重量20t超～22t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） 【期間：H31.4.1～R2.10.31】 <p>< 課税標準額から350万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 車両安定性制御装置搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量5t超～12t以下のバス等(乗車定員10人以上で立席のないバス等) 【期間：H31.4.1～R1.10.31】 ・ 車両総重量3.5t超～8t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） 【期間：H31.4.1～R1.10.31】 ● 衝突被害軽減制動制御装置搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量12t以下のバス等(乗車定員10人以上で立席のないバス等) 【期間：H31.4.1～R1.10.31】 ・ 車両総重量3.5t超～8t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） 【期間：H31.4.1～R1.10.31】

年度 項目	令和元年度
税率等	<ul style="list-style-type: none"> ● 衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量5t以下のバス等(乗車定員10人以上で立席のないバス等) 【期間：R1. 11. 1～R3. 3. 31】 ● 車両安定性制御装置，衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量5t超～12t以下のバス等(乗車定員10人以上で立席のないバス等) 【期間：R1. 11. 1～R3. 3. 31】 ・ 車両総重量3. 5t超～8t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） 【期間：R1. 11. 1～R3. 3. 31】 ・ 車両総重量8t超～20t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） 【期間：H31. 4. 1～R3. 3. 31】 < 課税標準額から525万円控除 > ● 車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量5t超～12t以下のバス等(乗車定員10人以上で立席のないバス等) 【期間：H31. 4. 1～R1. 10. 31】 ・ 車両総重量3. 5t超～8t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） 【期間：H31. 4. 1～R1. 10. 31】 ● 車両安定性制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量5t超～12t以下のバス等(乗車定員10人以上で立席のないバス等) 【期間：H31. 4. 1～R1. 10. 31】 ・ 車両総重量3. 5t超～8t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） 【期間：H31. 4. 1～R1. 10. 31】 ● 衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量12t以下のバス等(乗車定員10人以上で立席のないバス等) 【期間：H31. 4. 1～R1. 10. 31】 ・ 車両総重量3. 5t超～8t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） 【期間：H31. 4. 1～R1. 10. 31】 ● 車両安定性制御装置，衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量5t超～12t以下のバス等(乗車定員10人以上で立席のないバス等) 【期間：H31. 4. 1～R1. 10. 31】 ・ 車両総重量3. 5t超～8t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） 【期間：H31. 4. 1～R1. 10. 31】

年度 項目	令和元年度
税率等	<p>(自動車税環境性能割) 令和元年9月30日をもって自動車取得税が廃止され、令和元年10月1日から自動車税環境性能割が創設された。 (従来の自動車取得税のうち、「軽自動車に係る自動車取得税」は、「軽自動車税環境性能割」として市町村税となったが、当分の間、県が代わって賦課徴収することとなった。)</p> <p>税率 自動車の燃費基準値達成度等に応じて決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自家用自動車 非課税～100分の3 (非課税・100分の1・100分の2・100分の3) ※ 令和元年10月1日～令和2年9月30日(令和2年4月30日に法改正され令和3年3月31日まで延長)の間は、自家用乗用車の税率を1%軽減する「臨時的軽減措置」あり ・ 営業用自動車 非課税～100分の2 (非課税・100分の0.5・100分の1・100分の2) <p>免税点 50万円</p> <p><税率：普通自動車 自家用(新車・中古車問わず)></p> <p><非課税></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電気自動車(燃料電池車を含む。) ● 天然ガス自動車(平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合) ● プラグインハイブリッド自動車 ● クリーンディーゼル乗用車(平成21年排ガス規制適合又は平成30年排ガス規制適合) ● ガソリン車・LPG車(ハイブリッド車を含む。) ・ ★★★★★+令和2年度燃費基準20%達成車 ● ガソリンバス・トラック(ハイブリッド車を含む。) ・ 【2.5t以下】 ◇★★★★+平成27年度燃費基準20%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 ◇★★★★+平成27年度燃費基準10%達成車 ◇★★★+平成27年度燃費基準15%達成車 ● ディーゼルバス・トラック(ハイブリッド車を含む。) ・ 【2.5t超～3.5t以下】 ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準10%達成車 ◇平成21年排ガス基準適合+平成27年度燃費基準15%達成車 ・ 【3.5t超】 ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準10%達成車 ◇平成21年排ガス基準適合+平成27年度燃費基準15%達成車 <p><税率1%></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車・LPG車(ハイブリッド車を含む。) ・ ★★★★★+令和2年度燃費基準10%達成車

年度 項目	令和元年度
税率等	<ul style="list-style-type: none"> ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準15%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準5%達成車 ◇★★★+平成27年度燃費基準10%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準5%達成車 ◇平成21年排ガス基準適合+平成27年度燃費基準10%達成車 ・ 【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準5%達成車 ◇平成21年排ガス基準適合+平成27年度燃費基準10%達成車 <p>〈税率2%〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ ★★★★★+令和2年度燃費基準達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準10%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準達成車 ◇★★★+平成27年度燃費基準5%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準達成車 ◇平成21年排ガス基準適合+平成27年度燃費基準5%達成車 ・ 【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準達成車 ◇平成21年排ガス基準適合+平成27年度燃費基準5%達成車 <p>〈税率3%〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 上記以外 <p><税率：普通自動車 営業用（新車・中古車問わず）></p> <p>〈非課税〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電気自動車（燃料電池車を含む。） ● 天然ガス自動車（平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合） ● プラグインハイブリッド自動車 ● クリーンディーゼル乗用車（平成21年排ガス規制適合又は平成30年排ガス規制適合）

年度 項目	令和元年度
税率等	<ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ ★★★★★+令和2年度燃費基準10%達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準20%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準10%達成車 ◇★★★+平成27年度燃費基準15%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準10%達成車 ◇平成21年排ガス基準適合+平成27年度燃費基準15%達成車 ・ 【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準10%達成車 ◇平成21年排ガス基準適合+平成27年度燃費基準15%達成車 <p>〈税率0.5%〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ ★★★★★+令和2年度燃費基準達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準15%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準5%達成車 ◇★★★+平成27年度燃費基準10%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準5%達成車 ◇平成21年排ガス基準適合+平成27年度燃費基準10%達成車 ・ 【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準5%達成車 ◇平成21年排ガス基準適合+平成27年度燃費基準10%達成車 <p>〈税率1%〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ ★★★★★+平成27年度燃費基準10%達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準10%達成車

年度 項目	令和元年度
税率等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準達成車 ◇★★★★+平成27年度燃費基準5%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準達成車 ◇平成21年排ガス基準適合+平成27年度燃費基準5%達成車 ・ 【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準達成車 ◇平成21年排ガス基準適合+平成27年度燃費基準5%達成車 <p>〈税率2%〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 上記以外 <p><環境への負荷の少ない自動車に係る税率軽減措置> （『（自動車取得税）』の項に記載）</p> <p><先進安全自動車の取得に係る軽減措置> （『（自動車取得税）』の項に記載）</p>

